



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令

(内閣府・文部科学・厚生労働・経済産業一)

〔省 令〕

○更生保護事業法施行規則の一部を改正する省令(法務一一)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(厚生労働二五)

○救急救命士法施行規則の一部を改正する省令(同二六)

○確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(同二七)

○医療法施行規則及び地域医療連携推進法人会計基準の一部を改正する省令(同二八)

○エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(経済産業一七)
○産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用状況に関する調査に関する省令(同一八)
〔告 示〕
○総合特別区域計画の変更を認定した件(内閣府三六)
○国家戦略特別区域計画の変更を認定した件(同三七、四〇)
○個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)の一部を改正する告示(個人情報保護委二二)
○個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)の一部を改正する告示(同四)
○個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)の一部を改正する告示(同五)
○競馬を行うことができる市を指定する件(総務九四)
○自転車競走を行うことができる市を指定する件(同九五)
○モーターボート競走を行うことができる市町を指定する件(同九六)
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件(厚生労働六九)

○基金中途脱退者に係る公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十三条第四項に規定する年金給付等積立金の額の計算方法の一部を改正する件(同七〇)
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件(同七一)
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件(同七二)
○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件(同七三)
○結核医療の基準の一部を改正する件(同七四)
○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件(同七五)
○救急救命士法施行規則附則第五項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する市町村の消防機関(同七六)
○救急救命士法施行規則附則第五項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する薬剤(同七七)
○救急救命士法施行規則第二十一条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する薬剤の一部を改正する件(同七八)

○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率の一部を改正する件(同七九)
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十三条第二項に規定する予定利率及び予定死亡率の一部を改正する件(同八〇)
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額の計算方法の一部を改正する件(同八一)
○確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率の一部を改正する件(同八二)
○確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率の一部を改正する件(同八三)

(以下次のページへ続く)

(前のページより続き)
○産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用状況に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等
(経済産業三二)

○木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件等の一部を改正する告示(国土交通二一五)

○航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示の一部を改正する告示(同二一六)

○道路に関する件
(関東地方整備局一三三、一三五)

○道路に関する件
(近畿地方整備局四三、四四)

○道路に関する件
(中国地方整備局三〇)

○道路に関する件
(四国地方整備局二四)

○道路に関する件
(北海道開発局二八、三一)

〔官庁報告〕

官庁事項

令和七年度輸入食品監視指導計画の公表について(厚生労働省)
関東地方整備局公示(関東地方整備局)
近畿地方整備局公示(近畿地方整備局)
北海道開発局公示(北海道開発局)

二九
三〇

一八

一七

一七

一七

府 令 ・ 省 令

○内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省 令第一号

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第二十二号)及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和六年政令第三百六号)の施行に伴い、並びに医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律(平成二十九年法律第二十八号)第十七条第三項(同法第四十条、第四十四条及び第五十一条において準用する場合を含む。)及び医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行令(平成三十年政令第六十三号)第六条の規定に基づき、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂
文部科学大臣 阿部 俊子
厚生労働大臣 福岡 資麿
経済産業大臣 武藤 容治

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令
 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行規則（平成三十年内閣府、厚生労働省、経済産業省、令第一号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後		改正前									
<p>(旅費の額)</p> <p>第十五条 令第六条の旅費の額に相当する額（次条及び第十七条において「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条及び第十七条において「旅費法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。第十七条第二項において「旅費法施行令」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。（在勤官署の所在地）</p> <p>第十六条 旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第四号の在勤官署の所在地は、次の表に掲げるところによる。</p> <table border="1"> <tr> <td>主務大臣の区分</td> <td>在勤官署の所在地</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </table> <p>(旅費の額の計算に係る細目)</p> <p>第十七条 〔項を削る。〕</p> <p>① 検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所その他の事業所ごとに三日として旅費相当額を計算する。</p> <p>② 旅費法施行令第四条の渡航雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。</p> <p>③ 主務大臣が、旅費法第八条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。</p>		主務大臣の区分	在勤官署の所在地	〔略〕	〔略〕	<p>(旅費の額)</p> <p>第十五条 令第六条の旅費の額に相当する額（次条及び第十七条において「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条及び第十七条において「旅費法」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。（在勤官署の所在地）</p> <p>第十六条 旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、次の表に掲げるところによる。</p> <table border="1"> <tr> <td>主務大臣の区分</td> <td>在勤官署の所在地</td> </tr> <tr> <td>〔同上〕</td> <td>〔同上〕</td> </tr> </table> <p>(旅費の額の計算に係る細目)</p> <p>第十七条 ① 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。</p> <p>② 検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所その他の事業所ごとに三日として旅費相当額を計算する。</p> <p>③ 旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。</p> <p>④ 主務大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。</p>		主務大臣の区分	在勤官署の所在地	〔同上〕	〔同上〕
主務大臣の区分	在勤官署の所在地										
〔略〕	〔略〕										
主務大臣の区分	在勤官署の所在地										
〔同上〕	〔同上〕										

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

省

令

○法務省令第十一号

更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）の規定に基づき、更生保護事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和七年三月二十七日

更生保護事業法施行規則の一部を改正する省令

更生保護事業法施行規則（平成八年法務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

法務大臣 鈴木 馨祐

改 正 後

改 正 前

<p>（定款の変更の認可申請）</p> <p>第十一条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 法務大臣等は、前項に規定するもののほか、当該認可に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。</p> <p>（解散の認可等の申請）</p> <p>第十五条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 法務大臣は、前項に規定するもののほか、当該認可又は認定に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。</p> <p>（残余財産の処分の認可申請）</p> <p>第十七条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第十一条第三項の規定は、第一項の申請があった場合について準用する。</p> <p>（合併の認可申請）</p> <p>第十九条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第八条第三項の規定は、第一項の申請があった場合について準用する。</p> <p>（認可に係る事項の変更の認可申請）</p> <p>第二十四条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第十一条第三項の規定は、第一項の申請があった場合について準用する。</p> <p>（宿泊型保護事業の廃止の時期の承認申請）</p> <p>第二十七条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第十一条第三項の規定は、第一項の申請があった場合について準用する。</p> <p>（寄附金の募集の許可申請）</p> <p>第三十条 〔略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 第十一条第三項の規定は、第一項の申請があった場合について準用する。</p> <p>備考 表中の「」の記載及びその標記部分に二重傍線を付した規定の標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>（定款の変更の認可申請）</p> <p>第十一条 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>〔項を加える〕</p> <p>（解散の認可等の申請）</p> <p>第十五条 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>〔項を加える〕</p> <p>（残余財産の処分の認可申請）</p> <p>第十七条 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>〔項を加える〕</p> <p>（合併の認可申請）</p> <p>第十九条 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>〔項を加える〕</p> <p>（認可に係る事項の変更の認可申請）</p> <p>第二十四条 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>〔項を加える〕</p> <p>（宿泊型保護事業の廃止の時期の承認申請）</p> <p>第二十七条 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>〔項を加える〕</p> <p>（寄附金の募集の許可申請）</p> <p>第三十条 〔同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 第八条第三項の規定は、第一項の申請があった場合について準用する。</p>
--	--

様式第九号（第十四条、第二十八条関係）

年度事業成績書

(認可事業者・届出事業者の名称)

様式第九号を次のように改める。

1 更生保護事業

(1) 宿泊型保護事業

ア 宿泊の供与をした被保護者の実人員とその内容

区分	保護の種別	保護観察所の長の委託に基づく保護（委託保護）			被保護者からの申出に基づく保護（任意保護）	合計
		補導援護・救護	更生緊急保護	小計		
前年度からの継続 (A)						
当年度開始	入所 (B)					
	種別異動 (C)					
当年度終結	退所 (D)					
	種別異動 (E)					
翌年度へ継続(A+B+C-D-E)						
実人員 (A+B+C)						
種別異動を除く実人員(A+B)						

イ 宿泊の供与及び食事の給与をした延人員

区分	保護の種別	保護観察所の長の委託に基づく保護（委託保護）			被保護者からの申出に基づく保護（任意保護）	合計
		補導援護・救護	更生緊急保護	小計		
宿泊供与延人員						
食事給与延人員						

ウ 退所者の保護の期間その他の状況

保護の期間(人)	退所理由(人)	退所先(人)	退所時の職業(人)	
5日未満	円満退所	親族	事務従事者	
10日 "	勧告退所	知人・友人	販売従事者	
20日 "	無断退所	下宿・借家等	サービス職業従事者	
1月 "	事故退所	就業先	保安職業従事者	
2月 "	その他	社会福祉施設	農林漁業従事者	
3月 "	/	その他	輸送・機械運転従事者	
6月 "		不詳	生産工程従事者	
1年 "		/	建設・採掘従事者	
2年 "			運搬・清掃・包装等従事者	
3年 "			専門的・技術的職業従事者	
3年以上			管理的職業従事者	
			無職者	
		不詳		
計		計	計	計

(2) 通所・訪問型保護事業

ア 保護を行った被保護者の実人員

被保護者の種別	補導援護・救護の対象者	更生緊急保護の対象者	その他の者	合計
区分				
実人員				

イ 保護の内容

被保護者の種別	補導援護・救護の対象者	更生緊急保護の対象者	その他の者	合計
区分				
帰住の援助				
医療の援助				
就職の援助				
金品の 給与又 は貸与	帰住旅費	()	()	()
	食事費	()	()	()
	その他	()	()	()
生活相談				
特定補導				
その他				

(3) 集団処遇等の実施状況

(4) 地域連携・助成事業

- ア 地域における連絡協力体制の整備
- イ 地域住民の参加の促進
- ウ 人材の確保・養成・研修
- エ 啓発・連絡・調整・助成

2 公益事業

- (1) 事業の実施結果に関する事項
- (2) その他の事項

3 収益事業

- (1) 事業の実施結果に関する事項
- (2) その他の事項

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 1の(1)のアの「当年度開始」の欄の「種別異動(C)」の欄には、保護実施中に保護の種別が変更して当該種別に該当することになった者の数を、「当年度終結」の「種別異動(E)」の欄には、該当しなくなった者の数を、それぞれ記載すること。
- 3 1の(1)のイの「宿泊供与延人員」及び「食事給与延人員」の欄には、それぞれ1人1日分を延1人として記載すること。
- 4 1の(2)のイには、同一の被保護者に複数の保護を実施した場合には、各該当欄にそれぞれ1名分として記載すること。就職の援助等について、特定補導として実施した場合には、「特定補導」の欄に記載すること。「金品の給与又は貸与」の欄の各欄の括弧内には、貸与した者の数を内数として記載すること。
- 5 1の(3)には、当該年度内に実施した集団処遇等について、その種類ごとに回数及び参加延べ人員を記載すること。
- 6 公益事業のうち少年法第25条第2項第3号の規定による補導委託については、2の欄の記載に代えて次のとおり記載することができる。
 - (1) 1の(1)のア及びイの区分の各欄について、それぞれ合計を欄外に枠を設けて記載すること。
 - (2) 1の(1)のウにおいて同様の表を用いて「(家庭裁判所からの補導委託)」の表題を付して本表の次に別記すること。

様式第十四号（第二十二条関係）

法 務 大 臣 殿

年 月 日

申 請 者 (住 所)
(氏 名)

様式第十四号を次のように改める。

宿泊型保護事業経営認可申請書

更生保護事業法第45条の規定により、下記のとおり宿泊型保護事業を営むことについて認可を受けたいので、申請します。

記

- 1 名 称
 - 2 事務所の所在地
 - 3 宿泊型保護事業の内容
 - (1) 被保護者の種別及び種別ごとの収容定員
 - (2) 被保護者に従事させる職業訓練その他の作業の種類
 - (3) 職業紹介事業の実施の有無
 - 4 被保護者に対する処遇の方法
 - 5 更生保護施設の規模及び構造並びにその使用の権原
 - (1) 宿泊型保護事業の用に供する土地
 - ア 所在地、地番、地目及び地積
 - イ 使用の権原
 - (2) 宿泊型保護事業の用に供する建物
 - ア 所在地、家屋番号、構造及び床面積
 - イ 使用の権原
 - (3) 更生保護施設の設備
 - ア 土地の区画並びに区画内の建物及び構築物の配置
 - イ 建物内部の使用区分
 - ウ 居室（専ら被保護者の宿泊の用に供する部屋）ごとの床面積、被保護者の種別及び定員
 - エ 被保護者用の洗面所及び便所の数
 - 6 実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴
 - 7 宿泊型保護事業の開始予定時期
 - 8 定款その他の基本約款
 - 9 経理の方針
 - (1) 財産管理の方法
 - (2) 経費に充てる主たる財源
 - (3) 収益事業の種類
 - 10 資産の状況
 - 11 経営の責任者
 - (1) 氏名及び経歴
 - (2) 資産の状況
- (備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 1には、事業を営もうとする者の名称を記載すること。
- 3 2は、事務所を2か所以上設ける場合には、主たる事務所のほか、更生保護施設の事務所及びその他の事務所の区分を明らかにして記載すること。
- 4 3の(1)には、被保護者の性別、成人又は少年の別を記載し、その種別ごとに、収容定員を記載すること。その他被保護者の範囲を限定する場合には、その旨を記載すること。
- 5 4には、更生保護施設で行う処遇の方法について記載すること。ただし、「別紙「処遇規程」のとおり。」等と記載して、更生保護施設における処遇の基準等に関する規則（平成14年法務省令第37号）第3条第1項の規定による処遇規程を添付することとしてよい。
- 6 5の(1)のA及び(2)のAには、それぞれ登記簿の記載に沿って、所在地等を記載すること。
- 7 5の(3)の各事項については、「別紙「○○○平面図」のとおり。」等と記載して、当該更生保護施設の平面図を添付し、適宜図面において明らかにすることとしてよい。
- 8 6には、実務に当たる各幹部職員の職名、氏名、生年月日、本籍、住所、最終学歴及び職歴を記載すること。
- 9 8については、「別紙「一般財団法人○○○定款」のとおり。」等と記載して、当該基本約款を添付することとしてよい。
- 10 9の(1)については、基本約款に定めがある場合には、「基本約款に記載のとおり。」等と記載することとしてよい。
- 11 10には、土地、建物その他の重要な資産の状況について記載すること。
- 12 11の(1)には、経営の責任者の氏名、生年月日、本籍、住所、最終学歴及び職歴を記載すること。
- 13 11の(2)には、経営の責任者の所有する資産の総額及び主な資産の種別ごとの金額並びに負債がある場合にはその総額を記載すること。
- 14 8から11までの各事項については、事業を営もうとする者が更生保護法人である場合又はこの申請と併せて更生保護事業法第10条に規定する更生保護法人の設立の認可申請を行う者である場合には、記載を要しない。

様式第二十号（第二十九条関係）

（宿泊型保護事業用）

保 護 簿

様式第二十号を次のように改める。

(ふりがな) 氏 名 生年月日		年 月 日 生 男・女					
種 別	委 託 保 護	補導援護・ 救 護	(1)保護観察処分少年 (2)少年院仮退院者 (3)仮釈放者 (4)保護観察付執行猶予者 (5)刑執行停止中の者			保護観察 期 間	. . . ~ . . .
		更生 緊急 保護	(一)刑執行終了 (二)刑執行免除 (三)保護観察付執行猶予確定前 (四)単純執行猶予 (五)起訴猶予・処分保留 (六)罰金・科料 (七)労役場 (八)退院・仮退院期間満了 (九)実刑部分執行終了			法定期間 更生保護法第85条 第4項ただし書適 用の有無	. . . ~ . . . 有 ・ 無
	任意保護	(ア)保護観察終了 (イ)法定期間満了 (ウ)その他			種別異動状況	有 ・ 無	
	入所年月日			退所年月日	
保 護 の 状 況	委 託 保 護					任 意 保 護 の 状 況	特 記 事 項
	受託等 年月日	補導援護 (一般)	食事付 宿 泊	宿 泊	委 託 保 護 終了予定日		
保 護 の 実 施 結 果	食 事 の 給 与 日 数		宿 泊 の 供 与 日 数			そ の 他 の 保 護	
	補導援護・ 救 護	更生緊 急保護	任 意 保 護	補導援護・ 救 護	更生緊 急保護		
退 所 時 の 状 況	退所理由	(1)円満退所 (2)勧告退所 (3)無断退所 (4)事故退所 (5)その他				遺留金品	有 ・ 無
	退所先	(1)親族 (2)知人・友人 (3)下宿・借家等 (4)就業先 (5)社会福祉施設 (6)その他 (7)不詳					
	退所時の 職 業	(1)事務従事者 (2)販売従事者 (3)サービス職業従事者 (4)保安職業従事者 (5)農林漁業従事者 (6)輸送・機械運転従事者 (7)生産工程従事者 (8)建設・採掘従事者 (9)運搬・清掃・包装等従事者 (10)専門的・技術的職業従事者 (11)管理的職業従事者 (12)無職者 (13)不詳					
退 所 後 の 状 況	訪 問 支 援 ・ フ ォ ロ ー ア ッ プ の 実 施 状 況	受託等年月日	委託保護終了予定日	区 分	備 考		
				(1)生活相談 (2)特定補導			

(通所・訪問型保護事業用)

保 護 簿

(ふりがな) 氏 名 生年月日		年 月 日生 男・女											
種 別	補 導 援 護 ・ 救 護	(1)保護観察処分少年 (2)少年院仮退院者 (3)仮釈放者 (4)保護観察付執行猶予者 (5)刑執行停止中の者											
	更 生 緊 急 保 護	(一)刑執行終了 (二)刑執行免除 (三)保護観察付執行猶予確定前 (四)単純執行猶予 (五)起訴猶予・処分保留 (六)罰金・科料 (七)労役場 (八)退院・仮退院期間満了 (九)実刑部分執行終了											
	そ の 他	(7)保護観察終了 (イ)法定期間満了											
保護実施日 又は委託期間	区分	帰住の 援 助	医療の 援 助	就職の 援 助	金品の給与			金品の貸与			生 活 相 談	特 定 補 導	そ の 他
					帰住 旅費	食事費	その他	帰住 旅費	食事費	その他			
備 考													

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「種別」の欄は、該当する種別の記号を○印で囲むこと。拘禁刑につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中保護観察に付されなかった場合であって、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の執行を終わったとき（その執行終了時に他に執行すべき拘禁刑があり、その刑の執行を終わったときを含む。）は、「(九)実刑部分執行終了」とすること。
- 3 宿泊型保護事業用の「保護の状況」の欄の「委託保護」の欄のうち、「補導援護（一般）」、「食事付宿泊」及び「宿泊」の欄には保護観察所の長から委託を受けた日数を、「委託保護終了予定日」の欄には当該委託の終了予定日を、それぞれ記載すること。
- 4 更生緊急保護において措置の委託を受けた場合には、「補導援護（一般）」とあるのを「更生緊急保護（その他）」と読み替えるものとする。
- 5 宿泊型保護事業用の「特記事項」の欄の記載については、以下のとおりとすること。
 - (1) 高齢・障害に対応した特別処遇の委託を受けた場合には、「特記事項」の欄に「特別処遇 日間（ . . . ～ . . . ）」と記載すること。
 - (2) 職業訓練の委託を受けた場合には、「特記事項」の欄に職業訓練委託書に基づき「補導援護（職業訓練） 日間（ . . . ～ . . . ）」と記載すること。
 - (3) 補導援護（特定補導A群ないしD群）の委託を受けた場合には、「特記事項」の欄に「補導援護（特定補導（○群）） 日間（ . . . ～ . . . ）」と記載すること。
 - (4) 更生緊急保護において措置の委託を受けた場合には、上記(2)に「補導援護（職業訓練）」とあるのを「更生緊急保護（職業訓練）」と、上記(3)に「補導援護（特定補導○群）」とあるのを「更生緊急保護（特定補導○群）」と読み替えるものとする。
- 6 宿泊型保護事業用の「保護の実施結果」の欄の「食事の給与日数」及び「宿泊の供与日数」の欄には、

被保護者の退所時に、保護を実施した日数を記載すること。

- 7 宿泊型保護事業用の「その他の保護」の欄には、食事及び宿泊の供与以外の保護を実施した場合に、被保護者の退所時に、保護の種類及びその保護を実施した日数を記載すること。
- 8 宿泊型保護事業用の「退所後の状況」の欄は、宿泊型保護事業の対象者から通所・訪問型保護事業の対象者に移行した場合に記載すること。この場合、通所・訪問型保護事業用の保護簿の作成は不要である。なお、法定期間が満了している対象者に通所・訪問型保護事業を実施した場合は、その旨備考に記載すること。
- 9 通所・訪問型保護事業用の「区分」の欄には、実施した保護の該当欄に○印を記載すること。
- 10 宿泊型保護事業用及び通所・訪問型保護事業用の「備考」の欄には、委託を受けたが実施できなかった場合等、保護の実施上特記すべき事項その他参考となる事項を記載すること。
- 11 保護簿には、保護観察所の長からの委託の通知その他関係書類を併せて綴ること。

様式第二十一号（第二十九条関係）

金品給貸与簿

様式第二十一号を次のように改める。

年月日	種別	氏名 生年月日	金員			物品		
			給与額	貸与額	返還額	品目	給与数	貸与数
	()	年 月 日生						

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 「種別」の欄には、次のとおり種別の番号を記載すること。
 - (1) 保護観察処分少年 (2) 少年院仮退院者 (3) 仮釈放者 (4) 保護観察付執行猶予者
 - (5) 刑執行停止中の者
 - (一) 刑執行終了 (二) 刑執行免除 (三) 保護観察付執行猶予確定前 (四) 単純執行猶予
 - (五) 起訴猶予・処分保留 (六) 罰金・科料 (七) 労役場
 - (八) 退院・仮退院期間満了 (九) 実刑部分執行終了 (※)
 - (7) 保護観察終了 (イ) 法定期間満了

(※)「(九)実刑部分執行終了」は、拘禁刑につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中保護観察に付されなかった場合であって、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の執行を終わったとき（その執行終了時に他に執行すべき拘禁刑があり、その刑の執行を終わったときを含む。）をいう。
- 3 貸与した金員又は物品の返還があったときは、その日付及び金額又は数量を当該貸与した日の「返還額」又は「返還数」の欄に記載すること。

様式第二十二号 (第二十九条関係)

被保護者名簿

(宿泊型保護事業用)

種 別	氏 名 生年月日	委 託		任 意		備 考
		保護開始 年月日	保護終了 年月日	保護開始 年月日	保護終了 年月日	
()	年 月 日生					

(通所・訪問型保護事業用 (甲))

種 別	氏 名 生年月日	保護開始 年月日	保護の内容	備 考
()	年 月 日生			

(通所・訪問型保護事業用 (乙))

種 別	氏 名 生年月日	保護開始 年月日	保護の内容	備 考
()	年 月 日生		1 金品給与 帰住旅費 () 食事費 () その他 () 2 ()	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「種別」の欄には、次のとおり種別の番号を記載すること。
 - (1)保護観察処分少年 (2)少年院仮退院者 (3)仮釈放者 (4)保護観察付執行猶予者
 - (5)刑執行停止中の者
 - (-)刑執行終了 (二)刑執行免除 (三)保護観察付執行猶予確定前 (四)単純執行猶予
 - (五)起訴猶予・処分保留 (六)罰金・科料 (七)労役場
 - (八)退院・仮退院期間満了 (九)実刑部分執行終了 (※)
 - (ア)保護観察終了 (イ)法定期間満了

(※)「(九)実刑部分執行終了」は、拘禁刑につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中保護観察に付されなかった場合であって、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の執行を終わったとき(その執行終了時に他に執行すべき拘禁刑があり、その刑の執行を終わったときを含む。)をいう。
- 3 通所・訪問型保護事業用(乙)の記入に当たっては、次の事項に留意すること。
 - (1)「保護の内容」の欄には、金品給与の場合には区分に応じて括弧内に給与した額を記入し、金品給与以外の場合には「2」にその内容を記載する。
 - (2)「備考」の欄には保護の実施上特記すべき事項を記載するとともに、貸与した金品の返還があったときは、その日付、金額又は数量を記載する。

様式第二十二号を次のように改める。

附則

(施行期日)

1 この省令は、令和七年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この省令による改正後の更生保護事業法施行規則（以下「新規則」という。）様式第九号は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する会計年度に係る事業成績書について適用し、施行日前に終了する会計年度に係る事業成績書については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の更生保護事業法施行規則様式第二十号、第二十一号及び第二十二号により使用されている書類は、新規則の様式によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の更生保護事業法施行規則様式第二十号、第二十一号及び第二十二号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

5 この省令の施行日から刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日の前日までの間においては、新規則様式第二十号、第二十一号及び第二十二号中「拘禁刑」とあるのは、「懲役又は禁錮の刑」とする。

6 刑法等一部改正法の施行の日から当分の間、新規則様式第二十号、第二十一号及び第二十二号中「拘禁刑」とあるのは、「拘禁刑又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役若しくは旧刑法第十三条に規定する禁錮の刑」と、「拘禁刑が」とあるのは、「拘禁刑又は旧刑法第十二条に規定する懲役若しくは旧刑法第十三条に規定する禁錮の刑が」とする。

○厚生労働省令第二十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第四十四条第一項及び第二項並びに第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十七日

厚生労働大臣 福岡 資麿

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
別表第三（第二百四条関係） 毒 薬 (略) 有機薬品及びその製剤 一〇一の二十九 (略) (削る)	別表第三（第二百四条関係） 毒 薬 (略) 有機薬品及びその製剤 一〇一の二十九 (略)	別表第三（第二百四条関係） 毒 薬 (略) 有機薬品及びその製剤 一〇一の二十九 (略) 一〇の三十 N-エチル-N-メチルカルバミン酸三〔一S〕-1-1 (ジメチルアミノ)エチル〕フェニルエステル (別名リバスタグミン) 及びその製剤。ただし、一枚中N-エチル-N-メチルカルバミン酸三〔一S〕-1-1 (ジメチルアミノ) エチル〕フェニルエステル一八略以下を含有する貼付剤を除く。 一〇の三十一 一〇の三十六 (略) 二〇四の二 (略) 四の三 七-〔四・七〕ジアザスピロ〔二・五〕オクタジール-1-1 (二・八)ジメチルイミダゾ〔二・二〕b〕ピリダジン-6-1-1 (四H)ピリド〔二・二〕a〕ピリジン-4-1-1 (別名リスジブラム) 及びその製剤。ただし、一瓶(二)g中七-〔四・七〕ジアザスピロ〔二・五〕オクタジール-1-1 (二・八)ジメチルイミダゾ〔二・二〕b〕ピリダジン-6-1-1 (四H)ピリド〔二・二〕a〕ピリジン-4-1-1 (別名リスジブラム) 及びその製剤を除く。

四の三・四の四 (略)

五の十二の八 (略)

十二の九 マバカムテン及びその製剤。ただし、一カプセル中マバカムテン五mg以下を含有するものを除く。

十二の十 マラリキシバット、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一ml中マラリキシバット塩化物として十mgを含有する内用液剤を除く。

十二の十一 (略)

十三の十七 (略)

十八 リスジプラム及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一瓶(二g) 中リスジプラム六〇mg以下を含有するドライシロツブ剤

(2) 一錠中リスジプラム五mg以下を含有するもの

十九 リバスチグミン及びその製剤。ただし、一枚中リバスチグミン五一・八四mg以下を含有する貼付剤を除く。

劇 薬

(略)

有機薬品及びその製剤

一の十一の七 (略)

十一の八 イボシデニブ及びその製剤

十一の九の十一の三十二 (略)

十一の三十三 ウステキヌマブ(遺伝子組換え)「ウステキヌマブ後続三」及びその製剤

十一の三十四の十一の四十二 (略)

十二の十二の十七 (略)

(削る)

十二の十八の十二の四十五 (略)

十三の二十六の三十六 (略)

(削る)

二十六の三十七の二十六の五十一 (略)

二十七の六十の二 (略)

六十の三 チスレリズマブ及びその製剤

四の四・四の五 (略)

五の十二の八 (略)

(新設)

(新設)

十二の九 (略)

十三の十七 (略)

(新設)

(新設)

劇 薬

(略)

有機薬品及びその製剤

一の十一の七 (略)

(新設)

十一の八の十一の三十一 (略)

(新設)

十一の三十二の十一の四十 (略)

十二の十二の十七 (略)

十二の十八 N-エチル-N-メチルカルバミン酸三「(一S)」(一S) (ジメチルアミノ)

エチル)フェニルエステル(別名リバスチグミン)のその製剤であつて一枚中N-エチル-

N-メチルカルバミン酸三「(一S)」(一S) (ジメチルアミノ) エチル)フェニルエステ

ル一八mg以下を含有する貼付剤

十二の十九の十二の四十六 (略)

十三の二十六の三十六 (略)

二十六の三十七 七「(四・七)ジアザスピロ「(二・五)オクタノール七-イル」(二・二・

八)ジメチルイミダゾ「(二・二・二)b」ピリダジン-六-イル」(四H)ピリド「(二・二・

a)ピリミジン-四-オン(別名リスジプラム)の製剤であつて、一瓶(二g)中七「(四・

七)ジアザスピロ「(二・五)オクタノール七-イル」(二・二・八)ジメチルイミダゾ「(二・

二・b)ピリダジン-六-イル」(四H)ピリド「(二・二・a)ピリミジン-四-オンと

して六〇mg以下を含有するドライシロツブ剤

二十六の三十八の二十六の五十一 (略)

二十七の六十の二 (略)

(新設)

六十の四 チソツマブ ベドチン及びその製剤
 六十一〜百十八 (略)
 百十八の二 マバカムテンの製剤であつて一カプセル中マバカムテンとして五mg以下を含有するもの
 百十八の三〜百十八の八 (略)
 百十九〜百三十四の三 (略)
 百三十四の四 ラゼルチニブ、その塩類及びそれらの製剤
 百三十四の五〜百三十四の十 (略)
 百三十四の十一 リスジプラムの製剤であつて次に掲げるもの

- (1) 一瓶(二g) 中リスジプラム六〇mg以下を含有するドライシロツプ剤
- (2) 一錠中リスジプラム五mg以下を含有するもの

百三十四の十二 (略)
 百三十四の十三 リバステグミンの製剤であつて一枚中リバステグミン五一・八四mg以下を含有する貼付剤
 百三十四の十四〜百三十四の十六 (略)
 百三十五〜百四十二 (略)

別表第五 (第二百二十八条の十関係)

医薬品

- 一〜三十七 (略)
- 三十八 イボシデニブ及びその製剤
- 三十九〜百四十三 (略)
- 百四十四 チスレリズマブ及びその製剤
- 百四十五 チソツマブ ベドチン及びその製剤
- 百四十六〜二百三十八 (略)
- 二百三十九 ラゼルチニブ、その塩類及びそれらの製剤
- 二百四十〜二百四十六 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第二十六号

救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第四十四条第一項の規定に基づき、救急救命士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十七日

厚生労働大臣 福岡 資麿

救急救命士法施行規則の一部を改正する省令
 附則に次の一項を加える。

5 厚生労働大臣が指定する市町村(東京都並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む)の消防機関の職員である者が行う法第四十四条第一項の厚生労働省令で定める救急救命処置は、令和八年三月三十一日までの間(当該期間内に開始された処置にあつては、当該処置が終了するまでの間)、第二十一条第一項各号に規定するもののほか、心肺機能停止状態でない重度傷病者に対する厚生労働大臣の指定する薬剤の投与とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第二十七号

確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第五十七条、第六十条第三項及び第六十四条第二項の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十七日

厚生労働大臣 福岡 資麿

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令
確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(掛金の額の計算に用いる基礎率及び財政悪化リスク相当額)</p> <p>第四十三条 (略)</p> <p>2 基礎率は、次のとおり定められるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 予定死亡率は、加入者等及びその遺族の性別及び年齢に応じた死亡率として厚生労働大臣が定める率(以下「基準死亡率」という。)とする。ただし、当該確定給付企業年金の加入者等及びその遺族の死亡の実績及び予測に基づき、次の各号に掲げる加入者、加入者であった者又はその遺族の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で定めた率を基準死亡率に乗じたものとすることができる。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 男子であつて、加入者であつた者又はその遺族(二に掲げる者を除く。) <u>〇・六八以上</u> 一・〇以下</p> <p>ハ 女子であつて、加入者であつた者又はその遺族(二に掲げる者を除く。) <u>〇・六五以上</u> 一・〇以下</p> <p>二 (略)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(最低積立基準額)</p> <p>第五十五条 法第六十条第三項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の計算の基礎となる予定利率及び予定死亡率は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 予定死亡率は、基準死亡率に、加入者等が男子である場合にあつては<u>〇・八四</u>を、加入者等が女子である場合にあつては<u>〇・八二五</u>を、それぞれ乗じて得た率とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(積立上限額の算定方法)</p> <p>第六十二条 当該事業年度の末日における積立上限額は、次のいずれか大きい額に<u>一・五</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>一 次の要件を満たす基礎率を用いて計算した当該事業年度の末日における数理債務の額</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 予定死亡率は、基準死亡率に、次に掲げる加入者、加入者であつた者又はその遺族等の区分に応じそれぞれ定める率を乗じた率とすること。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(掛金の額の計算に用いる基礎率及び財政悪化リスク相当額)</p> <p>第四十三条 (略)</p> <p>2 基礎率は、次のとおり定められるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 予定死亡率は、加入者等及びその遺族の性別及び年齢に応じた死亡率として厚生労働大臣が定める率(以下「基準死亡率」という。)とする。ただし、当該確定給付企業年金の加入者等及びその遺族の死亡の実績及び予測に基づき、次の各号に掲げる加入者、加入者であった者又はその遺族の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で定めた率を基準死亡率に乗じたものとすることができる。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 男子であつて、加入者であつた者又はその遺族(二に掲げる者を除く。) <u>〇・七二以上</u> 一・〇以下</p> <p>ハ 女子であつて、加入者であつた者又はその遺族(二に掲げる者を除く。) <u>〇・七二以上</u> 一・〇以下</p> <p>二 (略)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(最低積立基準額)</p> <p>第五十五条 法第六十条第三項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の計算の基礎となる予定利率及び予定死亡率は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 予定死亡率は、基準死亡率に、加入者等が男子である場合にあつては<u>〇・八六</u>を、加入者等が女子である場合にあつては<u>〇・八六</u>を、それぞれ乗じて得た率とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(積立上限額の算定方法)</p> <p>第六十二条 当該事業年度の末日における積立上限額は、次のいずれか大きい額に<u>一・五</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>一 次の要件を満たす基礎率を用いて計算した当該事業年度の末日における数理債務の額</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 予定死亡率は、基準死亡率に、次に掲げる加入者、加入者であつた者又はその遺族等の区分に応じそれぞれ定める率を乗じた率とすること。</p> <p>(1) (略)</p>

<p>(2) 男子であつて、加入者であつた者又はその遺族(4)に掲げる者を除く。 ○・六八</p> <p>(3) 女子であつて、加入者であつた者又はその遺族(4)に掲げる者を除く。 ○・六五</p> <p>(4) (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p>(2) 男子であつて、加入者であつた者又はその遺族(4)に掲げる者を除く。 ○・七二</p> <p>(3) 女子であつて、加入者であつた者又はその遺族(4)に掲げる者を除く。 ○・七二</p> <p>(4) (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>二 (略)</p>
--	--

附則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

厚生労働省令第二十八号

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第二十九号)の施行に伴い、並びに医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第五十二条第一項(同法第七十条の十四において読み替えて準用する場合を含む。)、第六十九条の二第二項並びに第七十条の二第二項第三号及び第三項並びに同法第七十条の十四において読み替えて準用する同法第五十一条第二項の規定に基づき、医療法施行規則及び地域医療連携推進法人会計基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十七日

医療法施行規則及び地域医療連携推進法人会計基準の一部を改正する省令

(医療法施行規則の一部改正)

第一条 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改 正 後
<p>(事業報告書等の届出等)</p> <p>第三十三条の二の十二 (略)</p> <p>2 前項第一号の措置は、独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)第十二条第一項第十一号に規定する情報システムに法第五十二条第一項各号に掲げる書類に記載された事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により届出をすべき医療法人が、自ら及び当該届出を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方式に従つて行うものとする。</p> <p>3 第一項第一号の措置が講じられたときは、前項の情報システムへの記録がされた時に法第五十二条第一項の規定による届出を受けるべき都道府県知事に到達したものとみなす。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(法第六十九条の二第二項の規定による報告の方法)</p> <p>第三十八条の五 (略)</p> <p>2 前項第一号の措置は、第三十三条の二の二第二項の情報システムに法第六十九条の二第二項に規定する厚生労働省で定める事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により報告をすべき医療法人が、自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方式に従つて行うものとする。</p> <p>3 第一項第一号の措置が講じられたときは、前項の規定により第三十三条の二の二第二項の情報システムへの記録がされた時に法第六十九条の二第二項の規定による報告を受けるべき都道府県知事に到達したものとみなす。</p>	改 正 前
<p>(事業報告書等の届出等)</p> <p>第三十三条の二の十二 (略)</p> <p>2 前項第一号の措置は、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に法第五十二条第一項各号に掲げる書類に記載された事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により届出をすべき医療法人が、自ら及び当該届出を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方式に従つて行うものとする。</p> <p>3 第一項第一号の措置が講じられたときは、前項の規定により厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体への記録がされた時に法第五十二条第一項の規定による届出を受けるべき都道府県知事に到達したものとみなす。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(法第六十九条の二第二項の規定による報告の方法)</p> <p>第三十八条の五 (略)</p> <p>2 前項第一号の措置は、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に法第六十九条の二第二項に規定する厚生労働省で定める事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により報告をすべき医療法人が、自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方式に従つて行うものとする。</p> <p>3 第一項第一号の措置が講じられたときは、前項の規定により厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体への記録がされた時に法第六十九条の二第二項の規定による報告を受けるべき都道府県知事に到達したものとみなす。</p>	改 正 後

(代表理事の選定等の認可の申請)
第三十九条の二十七 (略)

(法第七十条の二十二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める方法)

第三十九条の二十八 法第七十条の二十二第二項第三号において、地域医療連携推進法人が保有する医療連携推進目的事業財産以外の財産を費消し、又は譲渡する方法とする。
(医療連携推進認定の取消しの後に確定した公租公課)

第三十九条の二十八の二 法第七十条の二十二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定めるものは、当該地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を受けた日以後の医療連携推進業務の実施に伴い負担すべき公租公課であつて、同条第一項の医療連携推進認定の取消しの日以後に確定したものとす。

(医療連携推進認定の取消しの場合における医療連携推進目的取得財産残額)

第三十九条の二十九 認定都道府県知事が法第七十条の二十一第一項又は第二項の規定による医療連携推進認定の取消しをした場合における法第七十条の二十二第二項の医療連携推進目的取得財産残額は、法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項の規定により届け出られた法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条第一項に規定する財産目録(以下この条において単に「財産目録」という。)のうち当該医療連携推進認定が取り消された日の属する事業年度の前事業年度の財産目録に記載された当該金額(その額が零を下回る場合にあつては、零)とする。

(代表理事の選定等の認可の申請)
第三十九条の二十七 (略)

(新設)

(医療連携推進認定の取消しの後に確定した公租公課)

第三十九条の二十八 法第七十条の二十二において読み替えて準用する公益認定法第三十条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める財産は、当該地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を受けた日以後の医療連携推進業務の実施に伴い負担すべき公租公課であつて、法第七十条の二十二において読み替えて準用する公益認定法第三十条第一項の医療連携推進認定の取消しの日以後に確定したものとす。

(医療連携推進認定の取消しの場合における医療連携推進目的取得財産残額)

第三十九条の二十九 認定都道府県知事が法第七十条の二十一第一項又は第二項の規定による医療連携推進認定の取消しをした場合における法第七十条の二十二において読み替えて準用する公益認定法第三十条第二項の医療連携推進目的取得財産残額は、法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項の規定により届け出られた法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条第一項に規定する財産目録(以下この条において単に「財産目録」という。)のうち当該医療連携推進認定が取り消された日の属する事業年度の前事業年度の財産目録に記載された当該金額(その額が零を下回る場合にあつては、零)とする。

第二条 地域医療連携推進法人会計基準(平成二十九年厚生労働省令第十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(貸借対照表等に関する注記)</p> <p>第十七条 貸借対照表等には、その作成の前提となる事項及び財務状況を明らかにするために次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法第七十条の二十二第二項に規定する医療連携推進目的取得財産残額</p> <p>四〇八 (略)</p>	<p>(貸借対照表等に関する注記)</p> <p>第十七条 貸借対照表等には、その作成の前提となる事項及び財務状況を明らかにするために次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法第七十条の二十二において読み替えて準用する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第三十条第二項に規定する医療連携推進目的取得財産残額</p> <p>四〇八 (略)</p>

附 則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

〇経済産業省令第十七号

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十七日

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則(昭和五十四年通商産業省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

経済産業大臣 武藤 容治

様式第五を次のように改める。

様式第五 (第 16 条又は第 34 条関係)

※受理年月日	
※取消年月日	

第一種エネルギー管理指定工場等
 第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等
 第一種管理統括エネルギー管理指定工場等
 第一種管理関係エネルギー管理指定工場等
 第二種エネルギー管理指定工場等
 第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等
 第二種管理統括エネルギー管理指定工場等
 第二種管理関係エネルギー管理指定工場等

指定取消申出書

年 月 日
 住 所
 法人名
 法人番号
 代表者の役職名
 代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 10 条第 2 項、第 13 条第 2 項、第 22 条第 2 項、第 25 条第 2 項、第 34 条第 2 項、第 37 条第 2 項、第 43 条第 2 項又は第 46 条第 2 項の規定に基づき、第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定の取消しを申し上げます。

1. 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定統括事業者に関する事項

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定統括事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

2. 第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等に関する事項

指定の取消しを申し出る理由	エネルギー管理指定工場等番号	
	名 称	
	所 在 地	〒
工場等の概要	主たる事業	
	細分類番号	
	エネルギーの使用量 (年度)	
備考	原油換算 kL	

3. 作成担当者連絡先

所 在 地	〒
事 業 所 名	
所 属 部 課	
氏 名	
電 話	
F	A X
メールアドレス	
備 考	

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
 - 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 申出書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。該工場等において行われる事業について、「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該番号を記入すること。
 - 日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
 - エネルギーの使用量の欄については、当該工場等について最近の 1 年度におけるエネルギーの使用量を記入すること。

- 6 「指定の取消しを申し出る理由」の欄には、事業を行わなくなったときはその旨を、エネルギーの使用量が令第3条又は第6条で定める数値以上となる見込みがなくなったときは当該年度及び翌年度の使用見込量を並びにこれらの使用見込量を記入すること。又は「エネルギー管理指定工場等番号」の欄には、指定通知書に記載された番号を記入すること。
- 7

様式第九を次のように改める。

様式第九（第36条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

定期報告書

殿

年 月 日

住 所
 法人名
 法人名 (英語表記)
 法人番号
 銘柄コード
 代表者の役職名
 代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第16条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

高炉ガス	Fm ^a												
発電用高炉ガス	Fm ^a												
転炉ガス	Fm ^a												
その他の	Fm ^a												
小計	GJ												
黒炭	t												
木材	t												
木質燃料	t												
バイオ	kI												
エタノール	kI												
バイオ	kI												
データーセル	Fm ^a												
バイオガス	t												
その他	t												
バイオマス	t												
RF	t												
RF	t												
RF	t												
炭タインヤ	t												
炭ガス	t												
炭ガス	kI												
炭物ガス	Fm ^a												
混合炭材	t												
水素	t												
アンモニア	t												
()	GJ												
()	GJ												
その他	GJ												
小計	GJ												
産業用蒸気	GJ												
うち	GJ												
非化石	GJ												
産業用以外の蒸気	GJ												
うち	GJ												
非化石	GJ												
温湯	GJ												
うち	GJ												
非化石	GJ												
冷水	GJ												
うち	GJ												
非化石	GJ												

その他	GJ												
()	GJ												
うち	GJ												
非化石	GJ												
地熱	GJ												
温泉熱	GJ												
太陽熱	GJ												
風力	GJ												
その他	GJ												
小計	GJ												
うち	GJ												
非化石	GJ												
電気事業者からの買電	千 kWh												
うち	千 kWh												
非化石	千 kWh												
バイオマス(PFA)	千 kWh												
(バイオマス)	千 kWh												
バイオマス(PFA)	千 kWh												
(バイオマス)	千 kWh												
自己発電	千 kWh												
(バイオマス)	千 kWh												
バイオマス	千 kWh												
その他	千 kWh												
上記以外	千 kWh												
自己発電	千 kWh												
うち	千 kWh												
非化石	千 kWh												
風力	千 kWh												
太陽光	千 kWh												
風力	千 kWh												
太陽光	千 kWh												

電気

上記以外

自家発電

特定第3表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギー消費原単位等及び電気需要最適化評価原単位等

1-1 エネルギー消費原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算										
		エネルギーの使用量 (原油換算 k1) (A-1)	非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量(原油換算 k1) (A-1')	販売した副生エネルギーの量(原油換算 k1) (B)	購入した未利用熱の量(原油換算 k1) (B')	(C-1) = (A-1) - (B) - (B')	(C-1) の構成割合 (%) (D-1) = (C-1) / ((A-1) × 100)	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (E)	エネルギー消費原単位 (F-1) = (C-1) / (E)	前年度のエネルギー消費原単位 (G-1)	エネルギー消費原単位の対前年度比 (%) (H-1) = ((F-1) / (G-1)) × 100	エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度 (%) (I-1) = ((H-1) - 100) / 100
1	工場等に係る事業の名称											
	細分類番号											
2	工場等に係る事業の名称											
	細分類番号											
3	工場等に係る事業の名称											
	細分類番号											
事業者全体		(S-1) (合計)	(S-1') (合計)	(T) (合計)	(T') (合計)	(U-1) (合計)	100%	(V)	(W-1)	(X-1)	(Y-1) = ((W-1) / (X-1)) × 100	(Z-1) = ((Y-1) + (Z-1) + (Z-1) + ...)

- 備考
- 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
 - 2 工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
 - 3 事業者全体の「エネルギー消費原単位 (W-1)」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (Z-1)」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、(V) (W-1) (X-1) (Y-1) は記入不要。
 - 4 事業者全体の「エネルギー消費原単位 (W-1)」が算出できる場合は、事業分類ごとの (A-1) (B) (B') (C-1) 及び事業者全体の (S-1) から (Y-1) まで記入すること。
 - 5 「非化石燃料補正後のエネルギーの使用量 (A-1')」は、(A-1) の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

1-2 連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算										
		エネルギーの使用量 (原油換算 k1) (A-2)	非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 k1) (A-2')	販売した副生エネルギーの量 (原油換算 k1) B	購入した未利用熱の量 (原油換算 k1) B'	(C-2) = (A-2') - B-B'	(C-2) の構成割合 (%) (D-2) = (C-2) / (C-2) × 100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 E	エネルギー消費原単位 (F-2) = (C-2) / E	前年度のエネルギー消費原単位 (G-2)	エネルギー消費原単位の対前年度比 (%) (H-2) = (F-2) / (G-2) × 100	エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度 (%) (I-2) = (H-2) × (H-2) / 100
1	工場等に係る事業の名称											(I-2)
	細分類番号											
2	工場等に係る事業の名称											(I-2)
	細分類番号											
3	工場等に係る事業の名称											(I-2)
	細分類番号											
事業者全体		(S-2) (合計)	(S-2') (合計)	T (合計)	T' (合計)	(U-2) (合計)	100%	V	(W-2)	(X-2)	(Y-2) = (U-2) / (X-2) × 100	(Z-2) = (I-2) + (I-2) + ...

- 備考
- 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
 - 2 工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
 - 3 事業者全体の「エネルギー消費原単位 (W-2)」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (Z-2)」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、V (W-2) (X-2) (Y-2) は記入不要。
 - 4 事業者全体の「エネルギー消費原単位 (W-2)」が算出できる場合は、事業分類ごとの (A-2) B-B' (C-2) 及び事業者全体の (S-2) から (Y-2) まで記入すること。
 - 5 「非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量 (A-2')」は、(A-2) の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

2-1 電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位等の計算										
		エネルギーの使用量 (原油換算 k1) (A'-1')	電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 k1) (A'-1')	販売した副生エネルギーの量 (原油換算 k1) B	購入した未利用熱の量 (原油換算 k1) B'	(C'-1) = (A'-1') - B - B'	(C'-1) の構成割合 (%) (C'-1) = (C'-1) / ((C'-1) × 100)	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 E	電気需要最適化評価原単位 (E'-1) = (C'-1) / E	前年度の電気需要最適化評価原単位 (E'-1)	電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (%) (E'-1) = (E'-1) / (E'-1) × 100	電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度 (%) (E'-1) = (E'-1) × (E'-1) / 100
1	工場等に係る事業の名称											
	細分類番号											(D'-2)
2	工場等に係る事業の名称											
	細分類番号											(D'-2)
3	工場等に係る事業の名称											
	細分類番号											(D'-2)
事業者全体		(S-1) (合計)	(S'-1) (合計)	T (合計)	T' (合計)	(U'-1) (合計)	100%	V	(W'-1)	(X'-1)	(U'-1) = (U'-1) / ((U'-1) × 100)	(U'-1) = ((D'-1) + (E'-1) + ...)

- 備考
- エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定-第3表 1-1 エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。
 - 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 (U'-1)」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (Z'-1)」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、V (W'-1) (X'-1) (Y'-1) は記入不要。
 - 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 (U'-1)」が算出できる場合は、事業分類ごとの (A-1) (A'-1') B B' (C'-1) 及び事業者全体の (S-1) から (Y'-1) まで記入すること。
 - 「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (A'-1')」は、(A-1) の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用量を記入すること。

2-2 連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとの連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位等の計算											
		エネルギーの使用量(原油換算k1) (A'-2)	電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量(原油換算k1) (A'-2')	販売した副生エネルギーの量(原油換算k1) B	購入した未利用熱の量(原油換算k1) B'	(C'-2) = (A'-2') × B - B'	(C'-2) の構成割合 (%) (D'-2) = (C'-2) / (B'-2) × 100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 E	電気需要最適化評価原単位 (F'-2) = (C'-2) / E	前年度の電気需要最適化評価原単位 (G'-2)	電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (%) (H'-2) = (F'-2) / (G'-2) × 100	電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度 (%) (I'-2) = (H'-2) × (G'-2) / 100	
1	工場等に係る事業の名称												(I'-2)
	細分類番号							(名称:) (単位:)					
2	工場等に係る事業の名称												(I'-2)
	細分類番号							(名称:) (単位:)					
3	工場等に係る事業の名称												(I'-2)
	細分類番号							(名称:) (単位:)					
事業者全体		(S'-2) (合計)	(S'-2') (合計)	B (合計)	B' (合計)	(C'-2) (合計)		100%	(W'-2)	(X'-2)	(Y'-2) = (W'-2) / (X'-2) × 100	(Z'-2) = (Y'-2) + (Z'-2) + (Z'-2) + ...	

- 備考
- 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定-第3表 1-1 エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。
 - 2 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 (W'-2)」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (Z'-2)」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、V (W'-2) (X'-2) (Y'-2) は記入不要。
 - 3 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 (W'-2)」が算出できる場合は、事業分類ごとの (A-2) (A'-2') B B' (C'-2) 及び事業者全体の (S-2) から (Y'-2) まで記入すること。
 - 4 「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (A'-2')」は、(A-2) の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮し、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

特定一第4表 事業者の過去5年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

1 エネルギー消費原単位

エネルギー消費原単位	年度		年度		年度		年度		5年度間平均原単位変化
	対前年度比 (%)	①-1	②-1	③-1	④-1	⑤-1	⑥-1		
運務省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位		①-2	②-2	③-2	④-2	⑤-2	⑥-2		

備考 特定一第3表1-1、1-2において事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比 (%) (⑦-1)、(⑦-2)」を求めた場合は、対前年度比 (%) のみ記入すること。

2 電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の集計区分	年度		年度		年度		年度		5年度間平均原単位変化
	対前年度比 (%)	①'-1	②'-1	③'-1	④'-1	⑤'-1	⑥'-1		
運務省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位		①'-2 <td>②'-2 <td>③'-2 <td>④'-2 <td>⑤'-2 <td>⑥'-2 <td></td> </td></td></td></td></td>	②'-2 <td>③'-2 <td>④'-2 <td>⑤'-2 <td>⑥'-2 <td></td> </td></td></td></td>	③'-2 <td>④'-2 <td>⑤'-2 <td>⑥'-2 <td></td> </td></td></td>	④'-2 <td>⑤'-2 <td>⑥'-2 <td></td> </td></td>	⑤'-2 <td>⑥'-2 <td></td> </td>	⑥'-2 <td></td>		

備考 特定一第3表2-1、2-2において事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (%) (⑦'-1)、(⑦'-2)」を求めた場合は、対前年度比 (%) のみ記入すること。

3 非化石エネルギーの使用状況

3-1 非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量 (原油換算kWh)	非化石電気の使用状況					目標
		年度	年度	年度	年度	年度	
使用電気全体に占める非化石電気の比率		%	%	%	%	%	%

3-2 定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象となる事業	指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量 (原油換算kWh)	指標の状況					定量目標の目安	目標
				年度	年度	年度	年度	年度		

3-3 その他の指標の状況

指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量 (原油換算kWh)	指標の状況					目標
		年度	年度	年度	年度	年度	

3-4 非化石エネルギーの使用状況の算出に当たり、根拠となる情報

備考 1 3-1、3-2及び3-3では、中期計画書に記載した目標に関する報告を行うこと。

2 3-1、3-2及び3-3の報告においては、以下に示すエネルギー種等について勘案した数値を記載すること。

- ① 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。
- ② 「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入する。
- ③ 特定第2表1-4に記載した証書等の原油換算エネルギー相当分を分子に加算すること。
- 3-1、3-2及び3-3の「指標の範囲における全体のエネルギー使用量 (原油換算 kWh)」には、各指標の範囲で使用されるエネルギーの使用量全体について、直近年度の値を記載する。
- 4 3-2及び3-3において、複数の指標に関する報告を行う場合は、必要な行を追加して行うこと。

特定－第5表 エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が改善できなかった場合の理由
 1 事業者の過去5年度間のエネルギー消費原単位（連携省エネルギー計画の認定を受けた場合は連携省エネルギー措置を踏まえた原単位。以下この表及び2において同じ。）が年平均1%以上改善できなかった場合（イ）又は事業者のエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

(イ) の理由
(ロ) の理由

備考 (イ) 及び (ロ) 共に該当する場合、双方記載すること。

2 事業者の過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（ハ）又は事業者の電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

(ハ) の理由
(ニ) の理由

備考 (ハ) 及び (ニ) 共に該当する場合、双方記載すること。

3 非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

特定－第6表 ベンチャー指標の状況（該当する事業者のみ記入）

区分	対象となる事業の名称（セクター）	対象事業のエネルギー使用量（原単位換算kI）	ベンチャー指標の状況（単位）					ベンチャー指標の見込み	達成率	目標年度における目標値（単位）
			年度	年度	年度	年度	年度			

備考 1 「区分」の欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準の別表第5に規定する区分のいずれかを記入すること。

2 「ベンチャー指標の見込み」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、当該ベンチャー指標の見込みを記載すること。

3 「達成率」の欄には、以下の計算式で計算される値を代入すること。
 達成率 = $(\text{①} - \text{②}) / (\text{①} - \text{③})$
 ただし、①は本報告の報告対象年度の前年度のベンチャー指標の値、②は本報告の報告対象年度のベンチャー指標の値、③は昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、本報告の報告対象年度のベンチャー指標の見込みとすること。

特定－第7表 判断基準のベンチャー指標の状況に関する情報
 1－1 判断基準のベンチャー指標の算出に当たり、根拠となる情報

備考 1 判断基準のベンチャー指標の算出に当たり、判断基準の別表第5 備考に規定する補正値により補正を行う場合には、補正前のベンチャー指標、補正の根拠となる値及び補正算定式を記入すること。

2 洋紙製造業（4A）のベンチャー指標報告事業者は、当該事業における再生可能エネルギーの使用率及びその種類を記入し、再生可能エネルギー使用率が72%未満の者は、当該使用率に添じたベンチャー指標目録値及びその算定式を記入すること。

3 貸事務所業（12）のベンチャー指標報告事業者は、ベンチャー指標の算出に当たり用いた面積区分（判断基準の別表第5 備考6に規定する面積区分をいう。）ごとのエネルギー使用量及び延床面積を記入すること。また、ベンチャー指標の算出に当たり特殊なエネルギー使用量及び特殊なエネルギー使用面積（判断基準の別表第5 備考7に規定する「特殊なエネルギー使用量」及び「特殊なエネルギー使用面積」をいう。）を控除した場合には、当該エネルギー使用量及び使用面積を記入すること。

1-2 判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

2 電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関し、参考となる情報

発電方式	発電効率 (%)	火力発電量に占める発電量比率 (%)
石炭による火力発電		
可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電		
石油その他の燃料による火力発電		

備考 電力供給業のベンチマーク指標の算出に用いた発電方式ごとの「発電効率」と「火力発電量に占める発電量比率」を記入すること。

設備の名称	設備ごとの基本情報	
燃料種ごとの基本情報	①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比 (%)、④原料原産国 (バイオエースのみ記入)	
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量 (GJ)	設備から投入したエネルギーのうち熱として活用された量 (GJ)	
設備に投入したエネルギー量 (GJ)	設備に投入した副生物のエネルギー量 (GJ)	
設備に投入したバイオエースのエネルギー量 (GJ)	設備に投入した木素のエネルギー量 (GJ)	
設備に投入したアズモノニアのエネルギー量 (GJ)	設備に投入したアズモノニアのエネルギー量 (GJ)	

備考 電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に用いた発電設備のうち、副生物、バイオエース、木素又はアズモノニアを投入した発電設備については投入した副生物、バイオエース、木素又はアズモノニアのエネルギー量等、熱電併給型動力発生装置については熱として活用した量等を記入すること。

3 電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の向上に関して共同で実施した措置に関し、参考となる情報

特定第8表 事業者のエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

エネルギーの使用の合理化の基準	遵守状況
1-1 全ての事業者が取り組むべき事項	
(1) 取組方針の策定	<input type="checkbox"/> 策定している <input type="checkbox"/> 策定していない
取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針を含めること。	<input type="checkbox"/> 全て含んでいる <input type="checkbox"/> 大半含んでいる <input type="checkbox"/> 一部含んでいる <input type="checkbox"/> 含めていない
(2) 管理体制の整備	<input type="checkbox"/> 整備している <input type="checkbox"/> 整備していない
設置している全ての工場等について、全体として効果的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。	<input type="checkbox"/> 全て実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない (整備完了予定年 年度)
(3) 責任者の配置等	<input type="checkbox"/> 配置済み <input type="checkbox"/> 一部配置している <input type="checkbox"/> 配置していない
(2)で整備された管理体制に「エネルギー管理統括者」、「エネルギー管理企画推進者」並びに「エネルギー管理者」及び「エネルギー管理員」を配置すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
①エネルギー管理統括者の責務	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
ア. 設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持並びにエネルギーの撤去並びにエネルギーの使用の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
イ. 取組方針に従い、エネルギー管理者及びエネルギー管理員に対し取り組むべき業務を示すなど、当該取組方針に掲げるエネルギーの使用の合理化に関する目標の達成に係る監督を行うこと。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
ウ. 取組方針の遵守状況やエネルギー管理者及びエネルギー管理員からの報告等を踏まえ、次期の取組方針の案を取りまとめ、取締役会等の業務執行を決定する機関への報告を行うこと。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
エ. エネルギーの使用の合理化に資する人材（エネルギー管理者及びエネルギー管理員等）を育成すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
②エネルギー管理企画推進者の責務	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
エネルギー管理統括者とエネルギー管理統括者の業務を補佐すること。	<input type="checkbox"/> 全ての工場等で実施している <input type="checkbox"/> 大半の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 一部の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
③現場業務を管理する者の責務	<input type="checkbox"/> 全ての工場等で実施している <input type="checkbox"/> 大半の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 一部の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
ア. 設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持並びにエネルギーの使用の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。	<input type="checkbox"/> 全ての工場等で実施している <input type="checkbox"/> 大半の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 一部の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
イ. 取組方針やエネルギー管理統括者からの指示等を踏まえ、エネルギーの使用の合理化に関する業務を確実に実施すること。	<input type="checkbox"/> 全ての工場等で実施している <input type="checkbox"/> 大半の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 一部の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
ウ. ア.のエネルギー管理を踏まえた工場等におけるエネルギーの使用の合理化の状況に係る分析結果についてエネルギー管理統括者に対する報告を行うこと。	<input type="checkbox"/> 全て実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(4) 資金・人材の確保	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材を確保すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(5) 従業員への周知・教育	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
設置している全ての工場等における従業員に取組方針の周知を図るとともに、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する教育を行うこと。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(6) 取組方針の遵守状況の確認等	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
客観性を高めるため内部監査等の手法を活用することの必要性を検討し、その設置している工場等における取組方針の遵守状況を確認するとともに、その評価を行うこと。なお、その評価結果が不十分である場合には改善を行うこと。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(7) 取組方針の精査等	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
取組方針及び遵守状況の評価方法を定期的に精査し、必要に応じて変更すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(8) 文書管理による状況把握	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(1) 取組方針の策定、(2) 管理体制の整備、(3) 責任者等の配置等、(6) 取組方針の遵守状況の確認等及び(7) 取組方針の精査等の結果を記載した書面を作成、更新及び保管することにより、状況を把握すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない

I-2 工場等単位、設備単位での基本的実施事項	
(1) 設備の運転効率化や生産プロセスの合理化等による生産性の向上を通じ、エネルギーの使用の合理化を図ること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(2) エネルギー管理に係る計量器等の整備を行うこと。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない (整備予定年 年度)
(3) エネルギー消費量の大きい設備の発熱等を、優先順位等をつけて把握・分析し課題を抽出すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(4) 既存の設備に関し、エネルギー効率や老朽化の状況等を把握・分析し、エネルギーの使用の合理化の観点から更新、改造等の優先順位を整理すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(5) エネルギーを消費する設備の選定、導入においては、エネルギー効率の高い機器を優先するとともに、その能力・容量に係る余裕度の最適化に努めること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(6) 休日や非稼働時等においては、稼働の開始及び停止に伴うエネルギー損失等を考慮した上でエネルギー使用の最小化に努めること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
II エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置	
ISO50001 の活用状況	<input type="checkbox"/> 認証取得している <input type="checkbox"/> 認証取得を検討している (取得予定年 年度) <input type="checkbox"/> 検討していない

特定-第9表 その他事業者が実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措置の概要

2 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措置の概要

3 非化石エネルギーへの転換に関する事項

措置の概要

4 エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画書記載事項の実施状況

内容	中長期計画作成指針	該当する工場等	中長期計画書記載の有無	実施状況

備考 「内容」の欄、「中長期計画作成指針」の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書のIIの3に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

5 非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書記載事項の実施状況

内容	該当する工場等	中長期計画書記載の有無	実施状況

備考 「内容」の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書のⅣの 2 に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

6 新設した発電専用設備に関する事項 (該当する事業者のみ記入)

設備の名称	設備を設置した工場等の所在地	運転開始年月日	設備容量 (kW)	燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比 (%)、④原料原産国 (バイオマス燃料のみ記入))	設計効率 (発電端・HHV) (%)	設備から得られる電気のエネルギー量 (千 kWh)	設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量 (GJ)	設備に投入するエネルギー量 (GJ)	設備に投入する副生物のエネルギー量 (GJ)	設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量 (GJ)	発電専用設備の新設に当たった措置の適用に関する配慮事項
	〒										

- 備考 1 電気事業法第 2 条第 1 項第 14 号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、当該年度に運転開始したのみを記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。
- 2 「燃料種ごとの基本情報」の欄には、新設時に想定する項目を記入すること。
- 3 「設計効率」の欄には、新設時に想定する定格時の発電効率を記入すること。
- 4 バイオマス燃料若しくは副生物を石炭と混合する場合又はバイオマス燃料又は副生物を石炭以外の化石燃料と混合する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料又は副生物の代わりに石炭等の化石燃料を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料又は副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。バイオマス燃料及び副生物の使用する場合の設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料及び副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。
- 5 「設備から得られる電気のエネルギー量」「設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入するエネルギー量」「設備に投入する副生物のエネルギー量」「設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、「設計効率」の欄に記入する発電効率の算出に關して用いた新設時に想定する年間の量を記入すること。

7 バイオマス混焼等を行う発電専用設備に関する事項 (該当する事業者のみ記入)

報告対象年度	設備の名称	設備を設置した工場等の名称	設備を設置した工場等の所在地	運転開始年月日	設備容量 (kW)	設計効率 (発電端・HHV) (%)	燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比 (%)、④原料原産国 (バイオマス燃料のみ記入))	設備から得られた電気のエネルギー量 (千 kWh)	設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量 (GJ)	設備に投入したエネルギー量 (GJ)	設備に投入した副生物のエネルギー量 (GJ)	設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量 (GJ)	燃料のエネルギー量 (GJ)	バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比 (%)	月別実績効率 (発電端・HHV) (%)	年間実績
			〒													

発電専用設備の新設に当たった措置の適用に関する配慮事項

月別実績効率 (発電端・HHV) (%)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実績

- 備考 1 電気事業法第 2 条第 1 項第 14 号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、次に掲げるものについては本様式に毎年度記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。
- (1) バイオマス燃料を混焼し、平成 28 年度以降に運転開始したもの (次に掲げるものを除く。)
- (2) バイオマス燃料又は副生物を石炭と混焼し、平成 31 年度以降に発電専用設備の新設に当たった措置の適用をうけるもの
- 2 「設計効率」の欄には、当該設備の新設時に報告した様式第 9 の特定一第 9 表 6 の「設計効率」の欄又は様式第 21 の特定一第 9 表 6 の「設計効率」の欄に記入した数値を記入すること。
- 3 「設備から得られた電気のエネルギー量」「設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入したエネルギー量」「設備に投入した副生物のエネルギー量」「設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、新設時に想定する年間の量を記入すること。
- 4 「月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比」「月別実績効率」の欄のうち「4月」から「3月」の欄は、電気事業法第 2 条第 1 項第 14 号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、バイオマス燃料を混焼し、平成 28 年度以降に運転開始したもの (1) (2) に掲げるものを除く。) についてのみに記入すること。
- 5 「月別実績効率」の欄には、バイオマス燃料又は副生物を使用する場合の実績効率を記入すること。

特定第 1 0 表 事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統計エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

Table with 5 columns: 現在の指定区分 (指定区分に変更がある場合は「管理指定工場番号」を■とする), エネルギー管理指定工場番号, 工場等の名称, 工場等の所在地, 日本標準産業分類における細分類番号, 工場等に係る事業の名称. Includes rows for 第 1 種, 第 2 種, and 第 3 種.

特定第 1 1 表 現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統計エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第 6 条に定める数値以上の工場等の一覧

Table with 5 columns: 工場等の名称, 工場等の所在地, 日本標準産業分類における細分類番号, 工場等に係る事業の名称, エネルギーの使用量 (原油換算k1).

備考 1 本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに指定第 1 表から第 10 表までに定められた事項を報告すること。
備考 2 エネルギー管理指定工場等、管理統計エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統計エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第 6 条に定める数値以上の工場等」とみなす。
備考 3 備考 1 の報告の際には、指定第 1 表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者 (員) の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

特定第 1 2 表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度: _____ 年度

Table with 2 main columns: エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素, エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素. Sub-columns include 燃料の使用に伴う二酸化炭素 (廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。), 廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素, 他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素.

Table with 2 main columns: 事業分類, 事業全体. Sub-columns include 主たる事業, 細分類番号, 当該事業を所管する大臣, 商標又は商号等.

Table with 2 main columns: 工場等に係る事業の名称, 工場等に係る事業の名称. Sub-columns include 細分類番号, 当該事業を所管する大臣.

備考 1 排出年度の欄には、当該年度を記載すること。
備考 2 番号 1 から 3 までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類 (細分類) ごととする。また、事業分類が 4 分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
備考 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて行うこと。
備考 4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、燃料の使用に伴う二酸化炭素 (廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。) の欄には、燃料 (都市ガスを含む。以下同じ。) の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量 (他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。) を記載すること。
備考 5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量 (他人への熱の供給に係るものを除く。) の合計量を記載すること。

- 6 エネルギーマーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素の欄には、次に掲げる方法により算定した量を合算した量を記載すること。
 - (1) 次に掲げるアの量から、イ及びウの量を控除し、エの量を加算した量
 - ア 他人から供給された電気の使用量の排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量
 - イ 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーマー電気の使用により削減されたものの無効化量
 - ウ 非化石電源二酸化炭素削減相当量
 - エ 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーマー電気の使用により削減されたものの移動量
- (2) 次に掲げるオの量から、カの量を控除し、キの量を加算した量
 - オ 他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量
 - カ 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーマー熱の使用により削減されたものの無効化量
- 7 キ 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーマー熱の使用により削減されたものの移動量
 エネルギーマーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて特定一第12表の4の1及び4の2にも、備考6(1)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定一第12表の4の3及び4の4にも、備考6(1)のうちイからエまでに掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定一第12表の6の1にも、備考6(2)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定一第12表の4の5及び4の6にも、備考6(2)のうちカ及びキに掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定一第12表の6の1にも、必要事項を記載すること。
- 8 エネルギーマーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量のうち、燃料の使用に伴う二酸化炭素の排出量及び陸揚物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定において、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料(水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。)の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて特定一第12表の6の7及び6の8にも必要事項を記載すること。
- 9 本報告に係る事業者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて特定一第12表の2に必要な事項を記載すること。
- 10 特定連鎖化事業者にあつては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している事業者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーマーの使用に伴って発生する二酸化炭素	
	事業全体	主たる事業	細分類番号	当該事業を所管する大臣
1	工場等に係る事業の名称	工場等に係る事業の名称	細分類番号	
			当該事業を所管する大臣	
			工場等に係る事業の名称	
2	当該事業を所管する大臣	細分類番号		t-CO ₂
		工場等に係る事業の名称		
3	当該事業を所管する大臣	細分類番号		
		工場等に係る事業の名称		

備考 1 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類(細分類)ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

2 エネルギーマーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること(他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。)

3 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料(水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。)の製造の用に供した場合であつて、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて特定一第12表の6の7及び6の8にも必要事項を記載すること。

4 エネルギーマーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t-CO ₂
--------------	-------------------

備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

4の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う

二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の4 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /GJ		

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の6 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /GJ		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

- 2 都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定第 12 表の 4 の 1 及び 4 の 2 に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定第 12 表の 4 の 3 及び 4 の 4 に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定第 12 表の 4 の 5 及び 4 の 6 に記載すること。
- 3 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であつて、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、特定第 12 表の 6 の 7 及び 6 の 8 に記載すること。

6の1 温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量

種 別	合 計 量
1.	t-CO ₂
2.	t-CO ₂
3.	t-CO ₂
4.	t-CO ₂

備考 本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、特定第 12 表の 6 の 2、6 の 3 及び 6 の 4 に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、特定第 12 表の 6 の 5 に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、特定第 12 表の 6 の 6 に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

6の2 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量	方法論の種別
クレジット特定番号等			再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～		t-CO ₂	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～		t-CO ₂	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～		t-CO ₂	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
合計量		t-CO ₂	—
(うち再エネ電力由来)		t-CO ₂	—
(うち再エネ熱由来)		t-CO ₂	—

- 備考
- 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
 - 2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 - 3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
 - 4 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットプロトコルのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
 - 5 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
 - 6 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
 - 7 方法論の種別の欄には、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものについては「再生可能エネルギー由来」、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものについては「再生可能エネルギー由来」、その他の方法論によるクレジットについては「その他」に○をすること。
 - 8 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の3 国内認証排出削減量のうち電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等

国内認証排出削減量の種別ごとの量	国内認証排出削減量の種別ごとの量	
	①グリーン電力証書	②再生可能電力の導入に係るクレジット
③非化石電源二酸化炭素削減相当量		t-CO ₂
④①～③の合計		t-CO ₂
⑤他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-CO ₂

⑥電気事業者から小売供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量	t-CO ₂
⑦他人から供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量	t-CO ₂
⑧電気事業者から小売供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量	t-CO ₂

- 備考
- 本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
- ① グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン電力証書に係る量
 - ② 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
 - ③ 非化石電源二酸化炭素削減相当量
 - ④ ①～③の量の合計量
 - ⑤ 他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量
 - ⑥ ⑤のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の基礎排出係数を乗じて算定した量
 - ⑦ 他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の調整後排出係数）を乗じて算定した量
 - ⑧ ⑦のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の調整後排出係数を乗じて算定した量

6の4 国内認証排出削減量のうち熱に係る情報

国内認証排出削減量の種別ごとの量	国内認証排出削減量の種別ごとの量	
	①グリーン熱証書	②再生可能熱の導入に係るクレジット
③①及び②の合計		t-CO ₂
④他人から供給された熱の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-CO ₂
⑤他人から供給された熱の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-CO ₂

- 備考
- 本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
- ① グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン熱証書に係る量
 - ② 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
 - ③ ①及び②の量の合計量
 - ④ 他人から供給された熱の使用量に、排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量
 - ⑤ 他人から供給された熱の使用量に、排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の調整後排出係数）を乗じて算定した量

6の5 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	無効化日	無効化量
識別番号		t-CO ₂
		t-CO ₂
合計量		t-CO ₂

- 備考
- 1 本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
 - 2 算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 - 3 識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジット開始番号、クレジットプロダクトのユニーク識別子番号、クレジット発行回数、クレジット発行年及び排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
 - 4 無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
 - 5 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、事業者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の6 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種別	非化石証書の量	全国平均係数	補正率	種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量
				kWh
				t-CO ₂ /kWh
				t-CO ₂

- 備考
- 1 本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
 - 2 全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
 - 3 種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量の欄には、非化石証書の量に全国平均係数及び補正率を乗じて得られた非化石電源二酸化炭素削減相当量を記載すること。
 - 4 算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 - 5 本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。
- 6の7 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量
- | 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量 | t-CO ₂ |
|---------------------------------|-------------------|
| | |
- 備考
- 1 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量の欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものの量を記載すること。
 - 2 控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、その合計量を記載すること。

6の8 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報

控除する二酸化炭素の種別	回収した二酸化炭素の量	t-CO ₂
回収した二酸化炭素に関する情報	回収した二酸化炭素の量	t-CO ₂
回収した二酸化炭素に関する情報	当該二酸化炭素を回収した者	
回収した二酸化炭素に関する情報	当該二酸化炭素を回収した年月日	
回収した二酸化炭素に関する情報	当該二酸化炭素を回収した地点	
回収した二酸化炭素に関する情報	当該二酸化炭素の発生由来	
回収した二酸化炭素の用途に係る情報	当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t-CO ₂
回収した二酸化炭素の用途に係る情報	当該燃料の製造者	
回収した二酸化炭素の用途に係る情報	当該二酸化炭素を引き渡した年月日	
回収した二酸化炭素の用途に係る情報	当該燃料の製造地点	
回収した二酸化炭素の用途に係る情報	当該燃料の種類	

- 備考
- 1 本表の各欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものについて記載すること。
 - 2 本表に記載した二酸化炭素の量を、温室効果ガス算定排出量の算定において控除した場合には、本表に記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて当該燃料の製造者又は利用者と合意していることが確認できる書類を添付すること。
 - 3 控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

7 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無

- 備考
- 1 本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1. 有」に○をすること。
 - 2 同法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
 - 3 本表の「1. 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき命令に定める書類を本報告に添付すること。

認定一総括表 認定管理統括事業者及び管理関係事業者において、エネルギーの使用量が令第2条第1項に定める数値以上の事業者の一覧

1 認定管理統括事業者

認定管理統括事業者番号	認定管理統括事業者の名称	法人名	法人名(英語表記)	法人番号	銘柄コード

2 管理関係事業者

管理関係事業者番号	管理関係事業者の名称	法人名	法人名(英語表記)	法人番号	銘柄コード

認定一第1表 事業者の名称等

認定管理統括事業者番号又は管理関係事業者番号	特定排出者番号	事業者の名称	法人番号	主たる事務所の所在地	代表者の役職名	代表者の氏名	主たる事業	細分類番号			
				千							
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無 有の場合 変更前の事業者の名称 : 変更前の事業者の所在地 : 千											

備考 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

1-2 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯	単位	年度			
		連携分を除いた エネルギー使用量		連携分エネルギー分の エネルギー使用量	
		数値	原由換算値	数値	原由換算値
4月	kWh				
5月	kWh				
6月	kWh				
7月	kWh				
8月	kWh				
9月	kWh				
10月	kWh				
11月	kWh				
12月	kWh				
1月	kWh				
2月	kWh				
3月	kWh				
出力制御 時間帯	kWh				
供給が厳しい 時間帯	kWh				
その他の時間帯	kWh				

備考

- 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。
- 原油換算kWh欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

備考

- 1-3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数
電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数
- 1 デイマインド・リスボンスの対応を行った日数を記載すること。
- 2 デイマインド・リスボンスとは、電気の需給に係る状況の変動に応じて電気の需要量を増加又は減少させることをいう。
- 3 1日に数回デイマインド・リスボンスの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。
- 4 設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載すること。

1-4 電気の需要の最適化に資する措置の実績値等(任意で報告を求める事項)

アグリゲーター等とのデイマインド・リスボンスに関する契約の状況	下げデイマインド・リスボンス		上げデイマインド・リスボンス	
	kw	kWh	kw	kWh
デイマインド・リスボンス実施時の最大供給容量				
デイマインド・リスボンス実施量				

備考

- 1 デイマインド・リスボンス実施時の最大供給容量は、設置する工場等におけるデイマインド・リスボンス実施時の最も大きい値を記載すること。
- 2 デイマインド・リスボンス実施量は、設置する工場等における年度の合計量を記載すること。

1-5 電気の需要の最適化に資する措置を実施するにあたり活用した設備(任意で報告を求める事項)

自家発電設備
電気を消費する機械器具
空気調和設備
蓄電池及び蓄熱システム
その他

備考 1 デイマインド・リスボンスの対応を行うにあたり設置する工場等で活用した設備を報告すること。

1-6 証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

熱・電気の別	クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
<input type="checkbox"/> 熱			GJ・kWh
<input type="checkbox"/> 電気			GJ・kWh
<input type="checkbox"/> 熱			GJ・kWh
<input type="checkbox"/> 電気			GJ・kWh

備考

- 1 本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
- 2 算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
- 3 証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。
- 4 熱・電気の別の欄では、非化石エネルギーの使用量を証する証書等である場合には熱を、非化石エネルギーの使用量を証する証書等である場合には電気を選択すること。
- 5 クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットゾロツクのユニット開始番号とユニット終了番号を「〜」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
- 6 無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
- 7 非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
- 8 本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

1-7 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使用量	熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
<input type="checkbox"/> 熱	1.	GJ・kWh	%
<input type="checkbox"/> 電気	2.	GJ・kWh	%
<input type="checkbox"/> 熱	3.	GJ・kWh	%
<input type="checkbox"/> 電気			

2 連携省エネルギー措置の実績
2-1 連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

Table with 1 row and 1 column for reporting energy saving effects.

2-2 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

Table with 1 row and 1 column for reporting calculation methods.

2-3 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

Table with 6 columns: Energy type, Conversion coefficient, Actual energy use, Conversion coefficient, Energy use, and Conversion coefficient. Includes a header for 'エネルギーの種類'.

認定-第3表 事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

Table with 5 columns: Designated area, Energy management ID, Facility name, Location, and Japanese Standard Industry Classification. Includes a header for '現在の指定区分'.

認定-第4表 現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等の一覧

Table with 5 columns: Facility name, Location, Japanese Standard Industry Classification, Facility name, and Energy use. Includes a header for '工場等の名称'.

- 備考 1 本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに指定-第1表から第10表までに定められた事項を報告すること。
備考 2 エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等を「現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等」とみなす。
備考 3 備考1の報告の際には、指定-第1表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

認定一第5表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度： 年度

番号	事業分類	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量			
		燃料の使用に伴う二酸化炭素(廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。)	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素	
1	事業者全体	主たる事業	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
		細分類番号			
2	工場等に係る事業の名称	当該事業を所管する大臣	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
		細分類番号			
3	工場等に係る事業の名称	当該事業を所管する大臣	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
		細分類番号			
備考		1 排出年度の欄には、当該年度を記載すること。			
		2 番号1から3までの項には、事業分類ごと合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類(細分類)ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。			
		3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。			
		4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、燃料の使用に伴う二酸化炭素(廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。)の欄には、燃料(都市ガスを含む。以下同じ。)の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。)を記載すること。			
		5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(他人への熱の供給に係るものを除く。)の合計量を記載すること。			
		6 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、他人か			

ら供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素の欄には、次に掲げる方法により算定した量を合算した量を記載すること。

- (1) 次に掲げるアの量から、イ及びロの量を控除し、エの量を加算した量
 - ア 他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量
 - イ 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの無効化量
 - ロ 非化石電源二酸化炭素削減相当量
 - エ 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの移転量
 - (2) 次に掲げるオの量から、カの量を控除し、キの量を加算した量
 - オ 他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量
 - カ 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものの無効化量
 - キ 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものの移転量
- 7 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて認定一第5表の4の1及び4の2にも、備考6(1)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定一第5表の4の3及び4の4にも、備考6(1)のうちイからエまでに掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定一第5表の6の1にも、備考6(2)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定一第5表の4の5及び4の6にも、備考6(2)のうちカ及びキに掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定一第5表の6の1にも、必要事項を記載すること。
- 8 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量のうち、燃料の使用に伴う二酸化炭素の排出量及び廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定において、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料(水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。)の製造の用に供した場合であつて、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて認定一第5表の6の7及び6の8にも必要事項を記載すること。
- 9 本報告に係る事業者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて認定一第5表の2には必要事項を記載すること。
- 10 特定連鎖化事業者にあつては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している特定排出者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類	主たる事業		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
		細分類番号	当該事業を所管する大臣	
1	工場等に係る事業の名称 細分類番号			t-CO ₂
2	当該事業を所管する大臣 工場等に係る事業の名称 細分類番号			t-CO ₂
3	当該事業を所管する大臣 工場等に係る事業の名称 細分類番号			t-CO ₂

備考

- 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類(細分類)ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
- エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること(他人への電気又は熱の供給に係るものを含む)。
- 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料(水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。)の製造の用に供した場合であっても、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて認定一第5表の6の7及び6の8にも必要事項を記載すること。
- エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき命令の規定に基づいて行うこと。

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t-CO ₂

備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

4の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		

備考

本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		

備考

本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の4 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /GJ		

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の6 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /GJ		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

Table with 1 column and multiple empty rows.

備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

- 2 都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定一第 5 表の 4 の 1 及び 4 の 2 に記載すること。
3 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であつて、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、認定一第 5 表の 6 の 7 及び 6 の 8 に記載すること。

6 の 1 温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量

Table with 2 columns: 種別, 合計量. Rows 1-4 with CO2 codes.

備考 本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量を記載すること。

6 の 2 国内認証排出削減量に係る情報

Table with 4 columns: 削減量の種別, 無効化日又は移転日, 無効化量又は移転量, 方法論の種別. Includes summary row.

備考

- 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
4 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジット特定番号のユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。

6 の 3 国内認証排出削減量のうち電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等

Table with 2 columns: 国内認証排出削減量の種別ごとの量, ①グリーン電力証書, ②再エネ電力の導入に係るクレジット, ③非化石電源二酸化炭素削減相当量, ④①～③の合計, ⑤他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量.

⑥電気事業者から小売供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量	t-CO ₂
⑦他人から供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量	t-CO ₂
⑧電気事業者から小売供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量	t-CO ₂

備考 本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。

- ① グリナーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリナーン認証書に係る量
- ② 国内認証書排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
- ③ 非化石電源二酸化炭素削減相当量
- ④ ①～③の量の合計量
- ⑤ 他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量
- ⑥ ⑤のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の基礎排出係数を乗じて算定した量
- ⑦ 他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の調整後排出係数）を乗じて算定した量
- ⑧ ⑦のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の調整後排出係数を乗じて算定した量

6の4 国内認証書排出削減量のうち熱に係る情報

国内認証書排出削減量の種別ごとの量	①グリナーン熱證書	t-CO ₂
	②再生エネルギーの導入に係るクレジット	t-CO ₂
	③①及び②の合計	t-CO ₂
④他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-CO ₂
⑤他人から供給された熱の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-CO ₂

備考 本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。

- ① グリナーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリナーン認証書に係る量
- ② 国内認証書排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
- ③ ①及び②の量の合計量
- ④ 他人から供給された熱の使用量に、排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量
- ⑤ 他人から供給された熱の使用量に、排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の調整後排出係数）を乗じて算定した量

6の5 海外認証書排出削減量に係る情報

削減量の種別	無効化日	無効化量
識別番号		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
合 計 量		t-CO ₂

備考 本表は、海外認証書排出削減量の種別ごとに記載すること。

- 1 算定に用いた海外認証書排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
- 2 識別番号の欄には、無効化した海外認証書排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットプロダクトのユニット開始番号、クレジットプロダクトのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年及び排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
- 3 無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
- 4 本表に記載した全ての海外認証書排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の6 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種 別	非化石證書の量	全国平均係数	補 正 率	種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量
	kWh	t-CO ₂ /kWh		t-CO ₂

備考 本表は非化石證書の種別ごとに記載すること。

- 1 全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
- 2 種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量の欄には、非化石證書の量に全国平均係数及び補正率を乗じて得られた非化石電源二酸化炭素削減相当量を記載すること。
- 3 算定に用いた非化石證書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
- 4 本表に記載した全ての非化石證書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

6の7 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t-CO ₂
---------------------------------	-------------------

備考 1 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量の欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者より排出量を控除することについて合意しているものの量を記載すること。

- 2 控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、その合計量を記載すること。

6の8 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報

回収した二酸化炭素に関する情報 回収した二酸化炭素を回収した年 当該二酸化炭素を回収した年月日 当該二酸化炭素を回収した地点 当該二酸化炭素の発生由来	回収した二酸化炭素の量	
	回収した二酸化炭素の量	t-CO ₂
回収した二酸化炭素の製造の用に供した二酸化炭素の量 当該二酸化炭素の製造者 当該二酸化炭素を引き渡した年月日 当該燃料の製造地点 当該燃料の種類	当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t-CO ₂
	当該燃料の製造者	
	当該二酸化炭素を引き渡した年月日	

備考 1 本表の各欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を

2 本表に記載した二酸化炭素の量を、温室効果ガス算定排出量の算定において控除した場合には、本表に記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて当該燃料の製造者又は利用者とは同意していることが確認できる書類を添付すること。

3 控除する二酸化炭素の種別が二以上に異なる場合には、表の追加を行うこと。

7 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無
------------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------

備考 1 本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1. 有」に○をすること。
 2 同法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
 3 本表の「1. 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき命令に定める書類を本報告に添付すること。

エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等単位の報告

指定第一表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の名称等

エネルギー管理指定工場等番号	
当該工場等の名称	〒
当該工場等の所在地	
主たる事業	
細分類番号	
エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先 電話（ ） FAX（ ） メールアドレス

指定一第2表 事業者のエネルギーの使用量等
 1-1 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量等
 場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量等

エネルギーの種類	単位	年度				購入した未利用熱の量 数量	熱量 GJ				
		使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量							
		数量	熱量 GJ	数量	熱量 GJ						
原油(コンデンサートを除く)	kL										
原油のうちコンデンサート(NGL)	kL										
揮発油	kL										
ナフサ	kL										
ジェット燃料油	kL										
灯油	kL										
軽油	kL										
A重油	kL										
B・C重油	kL										
石油	t										
アスファルト	t										
石油コーニス	t										
液化石油ガス	t										
石油(LPG)	t										
石油系炭化水素ガス	t										
液化天然ガス	t										
可燃性天然ガス	t										
その他可燃性天然ガス	t										
輸入原料炭	t										
コークス用原料炭	t										
吹込原料炭	t										
輸入一般炭	t										
国産一般炭	t										
輸入無煙炭	t										
石炭コークス	t										
コールタール	t										
コークス卸ガス	t ^{m3}										

燃料の種類	単位	年度				購入した未利用熱の量 数量	熱量 GJ
		使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量			
		数量	熱量 GJ	数量	熱量 GJ	数量	熱量 GJ
高炉ガス	t ^{m3}						
発電用高炉ガス	t ^{m3}						
転炉ガス	t ^{m3}						
その他	t ^{m3}						
小計	GJ						
黒炭	t						
木材	t						
木質炭材	t						
バイオエタノール	kL						
バイオエタノール	kL						
バイオエタノール	kL						
バイオエタノール	kL						
その他バイオエタノール	t						
RPF	t						
RPF	t						
焼タイヤ	t						
廃プラスチック	t						
廃油	kL						
廃棄物ガス	t ^{m3}						
混合炭材	t						
木炭	t						
アンモニア	t						
その他	GJ						
小計	GJ						
産業用蒸気	GJ						
うち 非化石	GJ						
産業用以外の蒸気	GJ						
うち 非化石	GJ						
温水	GJ						
うち 非化石	GJ						
冷水	GJ						

電 気	電 気 事 業 者 自 己 託 送 の 非 化 石 電 気	電 気 事 業 者 自 己 託 送 の 非 化 石 電 気	電 気 事 業 者 自 己 託 送 の 非 化 石 電 気		電 気 事 業 者 自 己 託 送 の 非 化 石 電 気		電 気 事 業 者 自 己 託 送 の 非 化 石 電 気		電 気 事 業 者 自 己 託 送 の 非 化 石 電 気		電 気 事 業 者 自 己 託 送 の 非 化 石 電 気											
			うち 非化石	うち 化石	F kWh	kWh	F kWh	kWh														
															その 他		そ の 他		そ の 他		そ の 他	
															うち 非化石	うち 化石	うち 非化石	うち 化石	うち 非化石	うち 化石	うち 非化石	うち 化石
うち非化石	うち化石	F kWh	kWh	F kWh	kWh	F kWh	kWh	F kWh	kWh	F kWh	kWh	F kWh	kWh									
うち非化石	うち化石	F kWh	kWh	F kWh	kWh	F kWh	kWh	F kWh	kWh	F kWh	kWh	F kWh	kWh									
うち非化石	うち化石	F kWh	kWh	F kWh	kWh	F kWh	kWh	F kWh	kWh	F kWh	kWh	F kWh	kWh									
うち非化石	うち化石	F kWh	kWh	F kWh	kWh	F kWh	kWh	F kWh	kWh	F kWh	kWh	F kWh	kWh									
うち非化石	うち化石	F kWh	kWh	F kWh	kWh	F kWh	kWh	F kWh	kWh	F kWh	kWh	F kWh	kWh									
うち非化石	うち化石	F kWh	kWh	F kWh	kWh	F kWh	kWh	F kWh	kWh	F kWh	kWh	F kWh	kWh									
うち非化石	うち化石	F kWh	kWh	F kWh	kWh	F kWh	kWh	F kWh	kWh	F kWh	kWh	F kWh	kWh									

備 考	自家発電 (燃料費相当額)	その他	化石	合計 kWh		対前年度比 (%)						
										うち非化石	うち化石	
										F kWh	kWh	
										F kWh	kWh	
										F kWh	kWh	
										F kWh	kWh	
										F kWh	kWh	
										F kWh	kWh	
										F kWh	kWh	
										F kWh	kWh	

備考 1 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生するために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用の内数とすること。
2 ※1欄に記入する熱量換算値は、電気の量1キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含まないこと。

1-2 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯	単位	年度	
		使用量	原油換算 kJ
4月	千kWh		
5月	千kWh		
6月	千kWh		
7月	千kWh		
8月	千kWh		
9月	千kWh		
10月	千kWh		
11月	千kWh		
12月	千kWh		
1月	千kWh		
2月	千kWh		
3月	千kWh		
出力制御時間帯	千kWh		
需給が厳しい時間帯	千kWh		
その他の時間帯	千kWh		
合計	千kWh		

備考

- 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。
- 原油換算 kJ 欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

1-3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	日

備考

- デMAND・リスポンズの対応を行った日数を記載すること。
- デMAND・リスポンズとは、電気の需給に係る状況の変動に応じて電気の需要量を増加又は減少させることをいう。
- 1日に数回デMAND・リスポンズの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。

1-4 電気の需要の最適化に資する措置の実績値等（任意で報告を求める事項）

デMAND・リスポンズに関する契約の状況		
下げデMAND・リスポンズ		kW
上げデMAND・リスポンズ		kW
下げデMAND・リスポンズ		kWh
上げデMAND・リスポンズ		kWh
需給調整市場約定量		kWh

備考

- デMAND・リスポンズ実施時の最大供給容量は、当該工場等におけるデMAND・リスポンズ実施時の最も大きい値を記載すること。
- デMAND・リスポンズ実施量は、当該工場等における年度の合計量を記載すること。

1-5 電気の需要の最適化に資する措置を実施するにあたり活用した設備（任意で報告を求める事項）

自家発電設備	
電気を消費する機械器具	
空調機と設備	
蓄電池及び蓄熱システム	
その他	

備考 1 デMAND・リスポンズの対応を行うにあたり設置する当該工場等で活用した設備を報告すること。

1-6 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使用量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気	1.	GJ・kWh	kJ	%
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気	2.	GJ・kWh	kJ	%
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気	3.	GJ・kWh	kJ	%

指定一第7表 エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が改善できなかった場合の理由

1 過去5年間のエネルギー消費原単位が年平均1%以上改善できなかった場合 (イ) 又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合 (ロ) の理由

(イ) の理由

(ロ) の理由

備考 (イ) 及び (ロ) 共に該当する場合、双方記載すること。

2 過去5年間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合 (ハ) 又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合 (ニ) の理由

(ハ) の理由

(ニ) の理由

備考 (ハ) 及び (ニ) 共に該当する場合、双方記載すること。

3 非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

指定一第8表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況 (1又は2のいずれかに記入すること。)

1 工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況 (法第5条第1項第1号関係)

対象項目	建設の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たつての措置
(1) 空気清浄設備、換気設備	管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)	計測及び記録に関する管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)	空気清浄設備、換気設備の保守及び点検に関する管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)	空気清浄設備、換気設備の新設・更新に当たつての措置 <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり実施している <input type="checkbox"/> 判断基準どおり実施していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
(2) ボイラー設備、給湯設備	管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)	ボイラー設備、給湯設備に関する計測及び記録の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)	ボイラー設備、給湯設備の保守及び点検に関する管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)	ボイラー設備、給湯設備の新設・更新に当たつての措置 <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり実施している <input type="checkbox"/> 判断基準どおり実施していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
(3) 太陽熱利用機器等	太陽熱利用機器等の保守及び点検に関する管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)	太陽熱利用機器等の保守及び点検に関する管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)	太陽熱利用機器等の保守及び点検に関する管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)	太陽熱利用機器等の新設・更新に当たつての措置 <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり実施している <input type="checkbox"/> 判断基準どおり実施していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
(4) 受変電設備	受変電設備の管理 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)	受変電設備に関する計測及び記録の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)	受変電設備の保守及び点検に関する管理標準の遵守状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)	受変電設備の新設・更新に当たつての措置 <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり実施している <input type="checkbox"/> 判断基準どおり実施していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない

(4-1) 熱の動力等への変換の合理化 蒸気機関の動力設備の管理	蒸気機関の動力設備の管理 計測及び記録	蒸気機関の動力設備の保守及び点検	蒸気機関の動力設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の定められている管理の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の定められている管理の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の定められている管理の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定
(4-2) 発電専用設備 発電専用設備の管理・高効率化に向けた取組	発電専用設備の管理・高効率化に向けた取組 計測及び記録	発電専用設備の保守及び点検	発電専用設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の定められている管理の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の定められている管理の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の定められている管理の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定
(4-3) エネルギー設備 エネルギー設備の管理・高効率化に向けた取組	エネルギー設備の管理・高効率化に向けた取組 計測及び記録	エネルギー設備の保守及び点検	エネルギー設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の定められている管理の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の定められている管理の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の定められている管理の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定
(5-1) 放射・伝導、振動等によるエネルギーの損失の防止 放射・伝導、振動等によるエネルギーの損失の防止	放射・伝導、振動等によるエネルギーの損失の防止 計測及び記録	放射・伝導、振動等によるエネルギーの損失の防止 保守及び点検	放射・伝導、振動等によるエネルギーの損失の防止 新設・更新に当たっての措置
	管理標準の定められている管理の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の定められている管理の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の定められている管理の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定

(5-2) 振動等による電気的損失の防止 振動等による電気的損失の防止	振動等による電気的損失の防止 計測及び記録	振動等による電気的損失の防止 保守及び点検	振動等による電気的損失の防止 新設・更新に当たっての措置
	管理標準の定められている管理の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の定められている管理の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の定められている管理の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定
(6-1) 電気的動力 電気的動力の管理・高効率化に向けた取組	電気的動力の管理・高効率化に向けた取組 計測及び記録	電気的動力の保守及び点検	電気的動力の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の定められている管理の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の定められている管理の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の定められている管理の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定
(6-2) 昇降機、車務用機器、民生用機器 昇降機、車務用機器、民生用機器の管理	昇降機、車務用機器、民生用機器の管理 計測及び記録	昇降機、車務用機器、民生用機器の保守及び点検	昇降機、車務用機器、民生用機器の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の定められている管理の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の定められている管理の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の定められている管理の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定

指定第一 10 表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素	t-CO ₂
	廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素	t-CO ₂

備考

- 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
 - (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を除く。）
 - (2) 他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量
 - (3) 他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量
- 2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
- 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて指定第一 10 表の 3 の 1 にも、備考 1（2）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定第一 10 表の 3 の 2 にも、備考 1（3）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定第一 10 表の 3 の 3 にも、必要事項を記載すること。
- 4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定において、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて指定第一 10 表の 5 の 1 及び 5 の 2 にも必要事項を記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t-CO ₂
-----------------------	-------------------

備考

- 1 本報告に係る工場等が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等である場合は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含まず）。
- 2 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて指定第一 10 表の 5 の 1 及び 5 の 2 にも必要事項を記入すること。

3 の 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		

t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		

備考

本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

3 の 2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考

本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

3 の 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /GJ		
t-CO ₂ /GJ		
t-CO ₂ /GJ		

t-CO ₂ /GJ	

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

- 2 都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定第 10 表の 3 の 1 に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定第 10 表の 3 の 2 に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定第 10 表の 3 の 3 に記載すること。
- 3 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、指定第 10 表の 5 の 1 及び 5 の 2 に記載すること。

5 の 1 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t-CO ₂
---------------------------------	-------------------

- 備考 1 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量の欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものを記載すること。
- 2 控除する二酸化炭素の種類が二以上になる場合には、その合計量を記載すること。

5 の 2 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報

控除する二酸化炭素の種類	回収した二酸化炭素の量	t-CO ₂
回収した二酸化炭素に係る情報	当該二酸化炭素を回収した者	
	当該二酸化炭素を回収した年月日	
	当該二酸化炭素を回収した地点	
	当該二酸化炭素の発生由来	
	当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t-CO ₂
	当該燃料の製造者	
回収した二酸化炭素の使途に係る情報	当該二酸化炭素を引き渡した年月日	
	当該燃料の製造地点	
	当該燃料の種類	

- 備考 1 本表の各欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素等及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者と排出量を控除することについて合意しているものについて記載すること。
- 2 本表に記載した二酸化炭素の量を、温室効果ガス算定排出量の算定において控除した場合には、本表に記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて合意していることが確認できる書類を添付すること。
- 3 控除する二酸化炭素の種類が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

6 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無
------------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------

- 備考 1 本エネルギー管理指定工場等、連鎖エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る報告が地球温暖化対策に関する法律第 27 条第 1 項の請求に係るものである場合は、左欄「1. 有」に○をすること。
- 2 同法第 32 条第 1 項の規定による本エネルギー管理指定工場等、連鎖エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
- 3 本表の「1. 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付する。

備

- 考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 1 文字は、かい書で、インキ、タイフによる印字等により明確に記入すること。
- 2 報告書冒頭の※印を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄は記入しないこと。
- 3 特定-第1表の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記入すること。
- 4 特定-第2表1-1の使用量の欄には、特定事業者があつては、設置している全ての工場等の、特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ。）にあつては、設置している全ての工場等及び加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の、認定管理統括事業者があつては、設置している全ての工場等（当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）及び管理関係事業者が設置している全ての工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）の前年度におけるエネルギーの使用量及び連鎖化エネルギー措置に関して使用したエネルギーの使用量を、省略することができる。
- 5 特定-第2表1-1及び指定-第2表1-1の「その他の燃料」の「都市ガス」の下の欄には、販売した副生エネルギーの種類の欄に記入すること。
- 6 特定-第2表1-1及び指定-第2表1-1の「その他の燃料」の「都市ガス」の下の欄には、販売した副生エネルギーの種類の欄に記入すること。
- 7 特定-第2表1-1及び指定-第2表1-1の購入した未利用熱の量の欄には、熱の種類ごとに購入したエネルギーを記入すること。
- 8 特定-第2表1-1及び指定-第2表1-1の「その他の燃料」の「都市ガス」の下の欄には、製造した副生エネルギーの種類の欄に記入すること。
- 9 特定-第2表1-1及び指定-第2表1-1の「その他の燃料」の「都市ガス」の下の欄には、製造した副生エネルギーの種類の欄に記入すること。
- 10 特定-第2表1-1及び指定-第2表1-1の「その他の燃料」の「都市ガス」の下の欄には、製造した副生エネルギーの種類の欄に記入すること。
- 11 特定-第2表1-1及び指定-第2表1-1の「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入すること。
- 12 特定-第2表1-1及び指定-第2表1-1の「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入する熱量換算した値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量に換算した値を用いること。
- 13 特定-第2表1-1及び指定-第2表1-1のGJを単位として記入するものについては、必要に応じて、単位をJ（ワット・時）、PJ（ギガジュール）に代えて記入することができる。
- 14 特定-第2表1-1及び指定-第2表1-1のエネルギーの使用量の合計を算出する場合には、エネルギーとエネルギーから発生した副生物の両者を加算することを要しない。なお、この際、加算しなかったエネルギーの種類及びその量を特定-第2表1-1及び指定-第2表1-1の下に注記すること。
- 15 特定-第2表1-1、特定-第4表、特定-第6表、指定-第2表、指定-第4表、指定-第5表及び指定-第6表の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（指定-第4表及び指定-第5表については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{対前年度比 (\%)} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100 (\%)$$

特定-第3表の欄⑨及び指定-第4表の欄⑩の「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」には、生産量、生産額等又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を（ ）内に記入すること。いずれを選択するかについては、年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてそ

の際に記載したものと同一のものを記載すること。なお、一つの工場において複数の製品を生産している場合等においては、当該工場における主たる製品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するために要したエネルギー量で主たる製品を生産したした場合の主たる製品の生産量を合計した値を工場全体の生産数量として記載することができる。

- 17 特定-第3表及び指定-第5表の「原単位」とは、単位生産数量等当たりのエネルギー消費量をいう。
- 18 特定-第3表1-1、1-2における事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の求め方は、以下のとおりとする（連鎖化エネルギー措置を踏まえる場合、「1」を「2」と読み替えるものとする。）。
- (1) 特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は認定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等を、日本標準産業分類細分類番号（4桁）ごと（以下「事業分類ごと」という。）に整理する。ただし、事業の分類番号が同一であっても事業の内容が異なる場合には、事業の内容ごとに整理することができる。
- (2) 事業ごとに、生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（E）について換算すること。
- (3) Eがそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通のEに換算可能であり、事業者全体の原単位（W-1）が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位（W-1）を求める。
- ①エネルギーの使用量の合計（原油換算 k1）・・・ (A-1)
- ②非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 k1）・・・ (A-1')
- ③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 k1）・・・ B
- ④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 k1）・・・ B'
- ⑤ (A-1') - B - B'・・・ (C-1)
- ⑥生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・ E
- ⑦事業分類ごとの (C-1) 及びEを事業者全体で合計し、それぞれの合計値 (D-1)、(D-1) を求めることにより、事業者全体のエネルギー消費原単位 (W-1) = (D-1) / (D-1) が求められる。
- ⑧ (W-1) と前年度の原単位 (X-1) の比・・・ (X-1)
- (4) Eが事業ごとに異なり、事業者全体の原単位 (W-1) が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の対前年度比 (Z-1) を求める。
- ①エネルギーの使用量の合計（原油換算 k1）・・・ (A-1)
- ②非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 k1）・・・ (A-1')
- ③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 k1）・・・ B
- ④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 k1）・・・ B'
- ⑤ (A-1') - B - B'・・・ (C-1)
- ⑥事業分類ごとの (C-1) の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合 (%)・・・ (D-1)
- ⑦生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・ E
- ⑧エネルギー消費原単位・・・ (C-1) / E = (E-1)
- ⑨前年度のエネルギー消費原単位・・・ (X-1)
- ⑩事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比 (%)・・・ (E-1)
- ⑪事業ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比 (Z-1) を (D-1) を (E-1) の重みで加重平均し、事業者全体の原単位の対前年度比を求める。(Z-1) = (D-1) + (E-1) + ...
- 特定-第3表2-1、2-2における事業者の全体又は事業分類ごとの電気の需要の最適化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位（以下「電気需要最適化評価原単位」という。）等の求め方は、以下のとおりとする。なお、特定事業者が設置する全ての工場等又は特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等の事業分類、(C-1)の構成割合 (D-1)、事業ごとの生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値 (E) については、特定-第3表1における算定と同じとする。
- (1) Eがそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通のEに換算可能であり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位 (W-1) が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位 (W-1) を求める。
- ①エネルギーの使用量の合計（原油換算 k1）・・・ (A-1)
- ②電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 k1）・・・ (A-1')

- ③販売した副生エネルギーの量の合計 (原油換算 kJ)・・・⑩
- ④購入した未利用熱の量の合計 (原油換算 kJ)・・・⑪
- ⑤ (A-1) - ⑧ - ⑨ + ⑩ + ⑪
- ⑥生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・⑫
- ⑦事業分類ごとの (C-1) 及び⑧を事業者全体で合計し、それぞれの合計値 (D-1)、⑨を求めらるることに、事業者全体の電気需要最適化評価原単位 (E-1) = (D-1) / ⑨が求められる。
- ⑧ (C-1) と前年度の前年度原単位 (F-1) の比・・・⑬
- (2) ⑩が事業ごとに異なり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位 (G-1) が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (H-1) を求める。
 - ①エネルギーの使用量の合計 (原油換算 kJ)・・・⑭
 - ②電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 kJ)・・・⑮
 - ③販売した副生エネルギーの量の合計 (原油換算 kJ)・・・⑯
 - ④購入した未利用熱の量の合計 (原油換算 kJ)・・・⑰
 - ⑤ (A-1) - ⑱ - ⑲ + ⑳ + ㉑
 - ⑥事業分類ごとの㉒の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合 (%)・・・㉓
 - ⑦生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・㉔
 - ⑧電気需要最適化評価原単位・・・㉕
 - ⑨前年度前年度の電気需要最適化評価原単位・・・㉖
 - ⑩事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (%)・・・㉗
 - ⑪事業ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (H-1) を (D-1) の重みで加重平均し、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比を求める。 (Z-1) = (D-1) + (Z-1) + (Z-1) + ・・・
- 20 特定-第4表及び指定-第6表の上段の欄には、当該年度を含む直近5年間の年度を記入すること。また、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。なお、特定-第3表1及び2において事業者全体の原単位 (W-1) 及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位 (X-1) が算出困難であった場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に (Z-1) を記入すること。また、「連携省エネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー消費原単位」並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には記載せず、「連携省エネルギー消費原単位」並びにそれぞれの「対前年度比」の欄に、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。その際、特定-第3表3及び4において事業者全体の原単位 (W-1) 及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位 (X-1) が算出困難であった場合は、「連携省エネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー消費原単位」を記入すること。
- 21 特定-第4表及び指定-第6表の「5年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー消費原単位を加味したエネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー消費原単位 (Y-1) を記入すること。
- (1) エネルギー消費原単位又は連携省エネルギー消費原単位を加味したエネルギー消費原単位
 - 5年度間平均原単位変化 (%) = ((D-1) × ⑳ - 1) × (㉑ - 1) × (㉒ - 1) (%) 又は
 - 5年度間平均原単位変化 (%) = (㉓ × ㉔ × ㉕ × ㉖) (%)
- (2) 電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー消費原単位を加味した電気需要最適化評価原単位
 - 5年度間平均原単位変化 (%) = ((D'-1) × ㉗ - 1) × (㉘ - 1) × (㉙ - 1) × (㉚ - 1) (%) 又は
 - 5年度間平均原単位変化 (%) = (㉛ × ㉜ × ㉝ × ㉞) (%)
- 22 特定-第5表は、例えば「(ロ)の理由」が「(イ)の理由」と同様になる場合には、「(イ)と同じ」と記入してもよい。
- 23 特定-第6表は、事業者がエネルギーの使用の合理化に関する判断基準に定めるベンチマーク指標

- 24 特定-第7表は、事業者がベンチマーク対象となる事業を行っている場合に、ベンチマークの対象となる事業 (以下「ベンチマーク対象事業」という。)を行っている場合に、ベンチマーク対象事業の名称、ベンチマーク指標の状況及びベンチマーク対象事業のエネルギー使用量について記入すること。
- 25 特定-第8表は、該当するものに「■」印を付すこと。また、該当しない項目については、欄全体に斜線を引くこと。
- 26 特定-第10表は、特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は認定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等のうち、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けている工場等全てを記入すること。指定区分の変更が必要の場合は、「指定区分の変更手続きが必要」欄に「■」印を付すこと。
- 27 特定-第11表は、現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が各第6条に定める数値以上の工場等全てを記入すること。
- 28 特定-第12表及び指定-第10表の記入に当たっては、特定-第12表及び指定-第10表に記載された備考欄を参照すること。
- 29 指定-第2表の「産業用蒸気」、「産業用以外の蒸気」、「温水」、「冷水」の使用量を熱量換算する際、別表第2に規定する換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付すること。
- 30 指定-第2表に記入する際に、都市ガスについては、供給会社等から提示された単位発熱量を指定-第2表備考欄に記入すること。
- 31 指定-第3表は、原則として各設備の年間のエネルギーの使用量の合計が、当該工場の総エネルギー使用量の8割を超過するよう記入すること。
- 32 指定-第8表は、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等 (法第5条第1項第1号) に該当する場合は1、それ以外の工場等 (法第5条第1項第2号) に該当する場合は2について、該当する項目に「■」印を付し、必要な箇所については数値を記入すること。また、該当しない項目については、当該項目の欄全体に斜線を引くこと。
- 33 指定表において連携省エネルギー消費原単位を記載した指定表を定期報告書の参考資料として提出すること。また、当該項目の欄全体に斜線を引くこと。
- 34 認定-第2表、第3表、第4表、第5表の記入に当たっては、特定-第2表、第10表、第11表、第12表に係る備考をそれぞれ参照すること。

様式第十九を次のように改める。
様式第 19 (第 52 条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

定期報告書

〳〵年 〳〵月 〳〵日

住所
 法人名 (英語表記)
 法人番号
 鋭樹コード
 代表者の役職名
 代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 53 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

第 1 表 事業者の名称等

事業者の名称	〒		
主たる事務所の所在地			
主たる事業			
細分類番号	職名	氏名	勤務地
		〒	
担当者職名・氏名・勤務地・連絡先	電話 ()	—	—
	FAX ()	—	—
	メールアドレス		

備考 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること

第 2 表 事業者のエネルギーの使用量等
1 連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

エネルギーの種類	単位	年度				他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量	販売した副産エネルギーの量	購入した未利用熱の量
		連携省エネルギー措置を踏まえた使用量		連携分の				
		連携分を除いたエネルギー使用量	エネルギー使用量	エネルギー使用量	エネルギー使用量			
原油 (ノンブレンードを除く)	kl							
原油のうちノンブレンード (NOL)	kl							
揮発油	kl							
ナフサ	kl							
ジェット燃料油	kl							
灯油	kl							
軽油	kl							
A重油	kl							
B・C重油	kl							
石油アスファルト	t							
石油コークス	t							
液化石油ガス (LPG)	t							
石油系液化水素ガス	t							
液化天然ガス (LNG)	t							
天然ガス	t							
その他可燃性天然ガス	t							
輸入原料炭	t							
コークス用原料炭	t							
吹込み原料炭	t							
輸入一般炭	t							
国内一般炭	t							
輸入無煙炭	t							
石炭コークス	t							
コールタール	t							
コークス押ガス	t							
高炉ガス	t							

第3表 連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算										
		非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量(原油換算k1) (A)	販売した副生エネルギーの量(原油換算k1) (B)	購入した未利用熱の量(原油換算k1) (B')	$C=A-B-B'$	◎の構成割合(%) $\text{⑩}=\text{◎}/\text{⑨}\times 100$	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (E)	エネルギー消費原単位 $\text{⑪}=\text{◎}/\text{⑤}$	前年度のエネルギー消費原単位 (G)	エネルギー消費原単位の対前年度比(%) $\text{⑫}=\text{⑪}/\text{⑧}\times 100$	エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度(%) $\text{⑬}=\text{⑫}\times \text{⑬}/100$	
1	工場等に係る事業の名称											
	細分類番号											①
2	工場等に係る事業の名称											
	細分類番号											②
3	工場等に係る事業の名称											
	細分類番号											③
事業者全体		(D) (合計)	(E) (合計)	(E') (合計)	(C) (合計)	100%	(F) (名称:) (単位:)	(G)	(H)	$\text{⑫}=\text{⑪}/\text{⑧}\times 100$	(L) = ①+②+③+...	

- 備考
- 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
 - 2 工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
 - 3 事業者全体の「エネルギー消費原単位 (W)」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (Z)」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、(V)、(W)、(X)、(Y)は記入不要。
 - 4 事業者全体の「エネルギー消費原単位 (W)」が算出できる場合は、事業分類ごとの(A)、(B)、(B')、(C)及び事業者全体の(D)から(F)まで記入すること。
 - 5 「非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量 (A)」は、非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

第4表 連携省エネルギー措置に関する事業者の過去5年度間のエネルギー消費原単位の変化状況

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均 原単位変化
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位						
対前年度比 (%)	①	②	③	④	⑤	

備考 第3表において事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比 (%)」を求めた場合は、対前年度比 (%) のみ記入する。

備

考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

1 文字は、かい書で、インキ、タイフによる印字等により明確に記入すること。

2 報告書冒頭の※印を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄は記入しないこと。

3 第2表1の使用量の欄には、連携省エネルギー措置に係る工場等の前年度におけるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。

4 第2表1の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。

5 第2表1の販売した副生エネルギーの量の欄には、エネルギーの種類ごとに販売したエネルギーを記入すること。

6 第2表1の購入した未利用熱の量の欄には、熱の種類ごとに購入したエネルギーを記入すること。

7 第2表1の「その他の燃料」の下の欄には、製油所ガス等の燃料の種類を () 内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。

8 販売した電気の量は、第2表1の「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入すること。

9 第2表1の「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入する量は1千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量に換算した値を用いること。

10 第2表1のうちGJを単位として記入するものについては、必要に応じて、単位を「TJ (テラジュール)」、「PJ (ペタジュール)」に代えて記入することができる。

11 第2表1のエネルギーの使用量の合計を算出する場合には、エネルギーとエネルギーから発生した副生物の両者を加算することを要しない。なお、この際、加算しなかったエネルギーの種類及びその量を第2表1の下に注記すること。

12 第2表1、第4表1の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{対前年度比 (\%)} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100 (\%)$$

13 第3表の欄⑩「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」には、生産量、生産額等又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を () 内に記入すること。いずれを選択するかについては、年間を通じて同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてその際に記載したものと同一のものを記載すること。なお、一つの工場において複数の製品を生産している場合等においては、当該工場における主たる製品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するのに要したエネルギー量で主たる製品を生産したとした場合の主たる製品の生産量を合計した値を工場全体の生産数量として記載することができる。

14 第3表の「原単位」とは、単位生産数量等当りのエネルギー消費量をいう。

15 第3表における事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の求め方は、以下のとおりとする。

(1) 連携省エネルギー措置に係るすべての工場等を、日本標準産業分類細分類番号(4桁)ごとの内容が異なる場合には、事業の内容ごとに整理することができる。

(2) 事業ごとに、生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値(⑩)について検討する。

(3) ⑩がそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通の⑩に換算可能であり、事業者全体の原単位⑩が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギー消費原単位⑩を求めるとする。

①非化石燃料の相正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量(原油換算kI).....①

②販売した副生エネルギーの量の合計(原油換算kI).....②

③購入した未利用熱の量の合計(原油換算kI).....③

④A-①-②-③.....④

⑤生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・②
 ⑥事業分類ごとの③及び④を事業者全体で合計し、それぞれの合計値①、⑦を求めることにより、事業者全体のエネルギー消費原単位⑧＝①／⑦が求められる。
 ⑦⑧と前年度の原単位⑧の比・・・⑦

(4) ③が事業ごとに異なり、事業者全体の原単位⑧が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していただくことにより、事業者全体の原単位の対前年度比②を求めます。

- ①非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 kJ)
 -①
 - ②販売した副生エネルギーの量の合計 (原油換算 kJ)..... ③
 - ③購入した未利用熱の量の合計 (原油換算 kJ)..... ④
 - ④①－②－③、..... ⑤
 - ⑤事業分類ごとの⑤の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合 (%)..... ⑥
 - ⑥生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値..... ⑦
 - ⑦エネルギー消費原単位..... ⑧/⑥＝④
 - ⑧前年度のエネルギー消費原単位..... ⑨
 - ⑨事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比 (%)..... ⑩
 - ⑩事業ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比⑩を⑩の重みで加重平均し、事業者全体の原単位の対前年度比を求める。②＝①÷②＋③＋.....

17 第4表1の「5年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位の過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の4乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。

・エネルギー消費原単位
 5年度間平均原単位変化 (%) = (①×②×③×④×⑤)^{1/4} (%)

様式第二十一を次のように定める。
 様式第21 (第57条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

殿

年 月 日

住 所
 登録調査機関名
 代表者氏名

確認調査結果報告書

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第84条第3項、第85条第3項、第86条第3項又は第87条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業者単位の報告

特定-第1表 事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	
特定排出者番号	
事業者の名称	
法人名	
法人名 (英語表記)	
法人番号	
銘柄コード	
主たる事務所の所在地	〒
主たる事業	
細分類番号	
エネルギー管理統括者の職名・氏名	職名 氏名
エネルギー管理企画推進者の職名・氏名・勤務地・連絡先	勤務地 〒 電話 () FAX () メールアドレス
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無	有・無
変更前の事業者の所在地	〒
変更前の事業者の名称	

備考 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

事業者のエネルギーの使用量等

特定-第2表 エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

エネルギーの種類	単位	年度				連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等	
		使用量	他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量	販売した再生エネルギーの量	購入した未利用熱の量	連携分を除いたエネルギー使用量	連携分のエネルギー使用量
原油 (コンデンサーを除く)	kL						
原油のうちコンデンサート (NOI)	kL						
揮発油	kL						
ナフサ	kL						
ジェット燃料油	kL						
灯油	kL						
軽油	kL						
A重油	kL						
B・C重油	kL						
石油	t						
アスファルト	t						
石油コークス	t						
石油	t						
液化石油ガス (LPG)	t						
石油系炭化水素ガス	t						
液化天然ガス (LNG)	t						
天然ガス	t						
その他可燃性天然ガス	t						
輸入原料炭	t						
コークス用原料炭	t						
吹込用原料炭	t						
輸入一般炭	t						
輸入無煙炭	t						
石炭コークス	t						
コールターナル	t						
コークス炉ガス	t _{fm³}						

特定第3表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギー消費原単位等及び電気需要最適化評価原単位等

1-1 エネルギー消費原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算										
		エネルギーの使用量 (原油換算kl) (A-1)	非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量(原油換算kl) (A-1')	販売した副生エネルギーの量(原油換算kl) (B)	購入した未利用熱の量(原油換算kl) (B')	(C-1) = (A-1) - (B) + (B')	(C-1) の構成割合 (%) (D-1) = (C-1) / (U-1) × 100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (E)	エネルギー消費原単位 (E-1) = (C-1) / (E)	前年度のエネルギー消費原単位 (C-1)	エネルギー消費原単位の対前年度比 (%) (E-1) = (E-1) / (C-1) × 100	エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度 (%) (I-1) = (E-1) × (E-1) / 100
1	工場等に係る事業の名称											(I-1)
	細分類番号							(名称:) (単位:)				
2	工場等に係る事業の名称											(I-1)
	細分類番号							(名称:) (単位:)				
3	工場等に係る事業の名称											(I-1)
	細分類番号							(名称:) (単位:)				
事業者全体		(S-1) (合計)	(S-1') (合計)	(T) (合計)	(T') (合計)	(U-1) (合計)	100%	(V)	(W-1)	(X-1)	(Y-1) = (W-1) / (X-1) × 100	/
								(名称:) (単位:)				

- 備考
- 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
 - 2 工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
 - 3 事業者全体の「エネルギー消費原単位 (W-1)」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (Z-1)」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、(V) (W-1) (X-1) (Y-1) は記入不要。
 - 4 事業者全体の「エネルギー消費原単位 (W-1)」が算出できる場合は、事業分類ごとの (A-1) (B) (B') (C-1) 及び事業者全体の (S-1) から (Y-1) まで記入すること。
 - 5 「非化石燃料補正後のエネルギーの使用量 (A-1')」は、(A-1) の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

1-2 連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算											
		エネルギーの使用量 (原油換算 kJ) (A-2)	非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 kJ) (A-2')	販売した副生エネルギーの量 (原油換算 kJ) B	購入した未利用熱の量 (原油換算 kJ) B'	(C-2) = (A-2') - B-B' (C-2)	(C-2) の構成割合 (%) (C-2) / (C-2) × 100 (C-2)	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 D	エネルギー消費原単位 (D-2) = (C-2) / D (D-2)	前年度のエネルギー消費原単位 (E-2)	エネルギー消費原単位の対前年度比 (%) (F-2) = (D-2) / (E-2) × 100 (F-2)	エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度 (%) (G-2) = (F-2) × (E-2) / 100 (G-2)	
1	工場等に係る事業の名称												(D-2)
	細分類番号												
2	工場等に係る事業の名称												(E-2)
	細分類番号												
3	工場等に係る事業の名称												(F-2)
	細分類番号												
事業者全体		(S-2) (合計)	(S-2') (合計)	T (合計)	T' (合計)	(U-2) (合計)	100%	V	(W-2)	(X-2)	(Y-2) = (U-2) / (W-2) × 100 (Y-2)	(Z-2) = (D-2) + (E-2) + (F-2) + ... (Z-2)	

- 備考
- 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
 - 2 工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
 - 3 事業者全体の「エネルギー消費原単位 (W-2)」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (Z-2)」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、V (U-2) (X-2) (Y-2) は記入不要。
 - 4 事業者全体の「エネルギー消費原単位 (W-2)」が算出できる場合は、事業分類ごとの (A-2) B-B' (C-2) 及び事業者全体の (S-2) から (Y-2) まで記入すること。
 - 5 「非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量 (A-2')」は、(A-2) の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

2-1 電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位等の計算										
		エネルギーの使用量 (原油換算 k1) (A'-1)	電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 k1) (A'-1')	販売した副生エネルギーの量 (原油換算 k1) B	購入した未利用熱の量 (原油換算 k1) B'	(C'-1) = (A'-1) - B - B'	(C'-1) の構成割合 (%) (C'-1) = (C'-1) / ((C'-1) + (D'-1) × 100)	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 D	電気需要最適化評価原単位 (E'-1) = (C'-1) / D	前年度の電気需要最適化評価原単位 (E'-1)	電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (%) (E'-1) = (E'-1) / (E'-1) × 100	電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度 (%) (E'-1) = (E'-1) × (E'-1) / 100
1	工場等に係る事業の名称											
	細分類番号											(D'-2)
2	工場等に係る事業の名称											
	細分類番号											(D'-2)
3	工場等に係る事業の名称											
	細分類番号											(D'-2)
事業者全体		(S-1) (合計)	(S'-1) (合計)	T (合計)	T' (合計)	(U'-1) (合計)	100%	V	(W'-1)	(X'-1)	(U'-1) = (U'-1) / ((U'-1) + (V'-1) × 100)	

- 備考 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定-第3表 1-1 エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。
- 2 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 (W'-1)」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (Z'-1)」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、V (W'-1) (X'-1) (Y'-1) は記入不要。
- 3 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 (W'-1)」が算出できる場合は、事業分類ごとの (A-1) (A'-1) B B' (C'-1) 及び事業者全体の (S-1) から (V'-1) まで記入すること。
- 4 「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (A'-1) 」は、(A-1) の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用量を記入すること。

2-2 連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとの連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位等の計算																			
		エネルギーの使用量(原油換算 k1) (A'-2)	電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量(原油換算 k1) (A'-2')	販売した副生エネルギーの量(原油換算 k1) B	購入した未利用熱の量(原油換算 k1) B'	(C'-2) = (A'-2') × B-B'	(C'-2) の構成割合 (%) (D'-2) = (C'-2) / (B'-2) × 100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 E	電気需要最適化評価原単位 (E'-2) = (C'-2) / E	前年度の電気需要最適化評価原単位 (G'-2)	電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (%) (H'-2) = (E'-2) / (G'-2) × 100	電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度 (%) (I'-2) = (H'-2) × (E'-2) / 100									
1	工場等に係る事業の名称																				(I'-2)
	細分類番号									(名称:) (単位:)											
2	工場等に係る事業の名称																				(I'-2)
	細分類番号									(名称:) (単位:)											
3	工場等に係る事業の名称																				(I'-2)
	細分類番号									(名称:) (単位:)											
事業者全体		(S'-2) (合計)	(S'-2') (合計)	B (合計)	B' (合計)	(C'-2) (合計)		100%		(W'-2)	(X'-2)		(Y'-2) = (W'-2) / (X'-2) × 100								(Z'-2) = (Y'-2) + (Z'-2) + (Z'-2) + ...

- 備考 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定一第3表 1-1 エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。
- 2 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 (W'-2)」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (Z'-2)」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、V (W'-2) (X'-2) (Y'-2) は記入不要。
- 3 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 (W'-2)」が算出できる場合は、事業分類ごとの (A-2) (A'-2') B B' (C'-2) 及び事業者全体の (S-2) から (Y'-2) まで記入すること。
- 4 「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (A'-2')」は、(A-2) の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮し、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

特定一第 4 表 事業者の過去 5 年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

1 エネルギー消費原単位

エネルギー消費原単位	年度					5年度間平均原単位変化
	年度	年度	年度	年度	年度	
対前年度比 (%)	①-1					①-1
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位						
対前年度比 (%)	①-2					①-2

備考 特定一第 3 表 1-1、1-2 において事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比 (%) (②-1)、(②-2)」を求めた場合は、対前年度比 (%) のみ記入すること。

2 電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の集計区分	月別					5年度間平均原単位変化
	年度	年度	年度	年度	年度	
電気需要最適化評価原単位	①'-1					①'-1
対前年度比 (%)	①'-2					①'-2
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位						
対前年度比 (%)	①''-2					①''-2

備考 特定一第 3 表 2-1、2-2 において事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (%) (②'-1)、(②'-2)」を求めた場合は、対前年度比 (%) のみ記入すること。

3 非化石エネルギーの使用状況

3-1 非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量 (原油換算 kJ)	非化石電気の使用状況					目標
		年度	年度	年度	年度	年度	
使用電気全体に占める非化石電気の比率		%	%	%	%	%	%

3-2 定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象となる事業	指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量 (原油換算 kJ)	指標の状況					定量目標の目安	目標
				年度	年度	年度	年度	年度		

3-3 その他の指標の状況

指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量 (原油換算 kJ)	指標の状況					目標
		年度	年度	年度	年度	年度	

3-4 非化石エネルギーの使用状況の算出に当たり、根拠となる情報

備考 1 3-1、3-2 及び 3-3 では、中期計画書に記載した目標に関する報告を行うこと。

2 3-1、3-2 及び 3-3 の報告においては、以下に示すエネルギー種等について勘案した数値を記載すること。

① 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。

② 「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入する。

③ 特定第 2 表 1-4 に記載した証書等の原油換算エネルギー相当分を分子に加算すること。

3 3-1、3-2 及び 3-3 の「指標の範囲における全体のエネルギー使用量 (原油換算 kJ)」には、各指標の範囲で使用されるエネルギーの使用量全体について、直近年度の値を記載する。

4 3-2 及び 3-3 において、複数の指標に関する報告を行う場合は、必要な行を追加して行うこと。

特定一第5表 エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が改善できなかった場合の理由
 1 事業者の過去5年度間のエネルギー消費原単位（連携省エネルギー計画の認定を受けた場合は連携省エネルギー措置を踏まえた原単位。以下この表及び2において同じ。）が年平均1%以上改善できなかった場合（イ）又は事業者のエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

(イ) の理由
(ロ) の理由

備考 (イ) 及び (ロ) 共に該当する場合、双方記載すること。

2 事業者の過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（ハ）又は事業者の電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

(ハ) の理由
(ニ) の理由

備考 (ハ) 及び (ニ) 共に該当する場合、双方記載すること。

3 非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

特定一第6表 ベンチャー指標の状況（該当する事業者のみ記入）

区分	対象となる事業の名称（セクター）	対象事業のエネルギー使用量（原油換算kt）	ベンチャー指標の状況（単位）					ベンチャー指標の見込み	達成率	目標年度における目標値（単位）
			年度	年度	年度	年度	年度			

備考 1 「区分」の欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準の別表第5に規定する区分のいずれかを記入すること。

2 「ベンチャー指標の見込み」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、当該ベンチャー指標の見込みを記載すること。

3 「達成率」の欄には、以下の計算式で計算される値を代入すること。
 達成率 = $(\text{①} - \text{②}) / (\text{①} - \text{③})$
 ただし、①は本報告の報告対象年度の前年度のベンチャー指標の値、②は本報告の報告対象年度のベンチャー指標の値、③は昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、本報告の報告対象年度のベンチャー指標の見込みとすること。

特定一第7表 判断基準のベンチャー指標の状況に関する情報
 1-1 判断基準のベンチャー指標の算出に当たり、根拠となる情報

備考 1 判断基準のベンチャー指標の算出に当たり、判断基準の別表第5 備考に規定する補正値により補正を行う場合には、補正前のベンチャー指標、補正の根拠となる値及び補正算定式を記入すること。

2 洋紙製造業（4A）のベンチャー指標報告事業者は、当該事業における再生可能エネルギーの使用率及びその種類を記入し、再生可能エネルギー使用率が72%未満の者は、当該使用率に添じたベンチャー指標目録値及びその算定式を記入すること。

3 貸事務所業（12）のベンチャー指標報告事業者は、ベンチャー指標の算出に当たり用いた面積区分（判断基準の別表第5 備考6に規定する面積区分をいう。）ごとのエネルギー使用量及び延床面積を記入すること。また、ベンチャー指標の算出に当たり特殊なエネルギー使用量及び特殊なエネルギー使用面積（判断基準の別表第5 備考7に規定する「特殊なエネルギー使用量」及び「特殊なエネルギー使用面積」をいう。）を控除した場合には、当該エネルギー使用量及び使用面積を記入すること。

1-2 判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

Table with 2 columns: 発電方式 (発電効率 (%)), 火力発電量に占める発電量比率 (%). Rows include 石炭による火力発電, 可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電, 石油その他の燃料による火力発電.

2 電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関し、参考となる情報

Table with 2 columns: 発電方式 (発電効率 (%)), 火力発電量に占める発電量比率 (%). Rows include 石炭による火力発電, 可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電, 石油その他の燃料による火力発電.

備考 電力供給業のベンチマーク指標の算出に用いた発電方式ごとの「発電効率」と「火力発電量に占める発電量比率」を記入すること。

Table with 2 columns: 設備の名称, 燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名, ②年間使用量, ③熱量構成比 (%), ④原料原産国 (バイオエースのみに記入)). Rows include 設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量 (GJ), 設備に投入したエネルギー量 (GJ), 設備に投入した副生物のエネルギー量 (GJ), 設備に投入したバイオエースのエネルギー量 (GJ), 設備に投入した木素のエネルギー量 (GJ), 設備に投入したアンモニアのエネルギー量 (GJ).

備考 電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に用いた発電設備のうち、副生物、バイオエース、木素又はアンモニアを投入した発電設備については投入した副生物、バイオエース、木素又はアンモニアのエネルギー量等、熱電併給型動力発生装置については熱として活用した量等を記入すること。

3 電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の向上に関して共同で実施した措置に関し、参考となる情報

Table with 2 columns: 設備の名称, 燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名, ②年間使用量, ③熱量構成比 (%), ④原料原産国 (バイオエースのみに記入)).

特定第8表 事業者のエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

Large table with 4 columns: 項目 (Energy conservation measures), 内容 (Details of measures), 状況 (Compliance status), 対象項目別評価点 (Evaluation points). Rows include ① エネルギーの使用の合理化の基礎, ② 管理体制の整備, ③ 責任者等の配置等, ④ エネルギー管理統括者の責務, ⑤ エネルギー管理計画の策定, ⑥ エネルギー管理計画の進捗状況, ⑦ エネルギー管理計画の改善, ⑧ エネルギー管理計画の検証, ⑨ エネルギー管理計画の報告, ⑩ エネルギー管理計画の公表.

	(7) 取組方針の精査等 取組方針及び遵守状況の評価方法を定期的に精査し、必要に応じて変更すること。書面を行うこと。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
	(8) 文書管理による状況把握 (1)取組方針の策定、(2)管理体制の整備、(3)責任者等の配置等、(6)取組方針の遵守状況の確認等及び(7)取組方針の精査等の結果を記載した書面を作成、更新及び保管することにより、状況を把握すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
1-2			
1	工場等単位、設備単位での基本的実施事項		
	(1) 設備の運転効率化や生産プロセスの合理化等による生産性の向上を通じ、エネルギーの使用の合理化を図ること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
	(2) エネルギー管理に係る計量器等の整備を行うこと。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない (設備予定年 年度)	
	(3) エネルギー消費量の大きい設備の稼働等の発生状況を、優先順位等をつけて把握・分析し課題を抽出すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
	(4) 既存の設備に関し、エネルギー効率や老朽化の状況等を把握・分析し、エネルギーの使用の合理化の観点から更新、改造等の優先順位を整理すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
	(5) エネルギーを消費する設備の選定・導入においては、エネルギー効率の高い機器を優先するとともに、その能力・容量に係る余裕率の最適化に努めること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
	(6) 休日や非操業時等においては、操業の開始及び停止に伴うエネルギー損失等を考慮した上でエネルギー使用の最小化に努めること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
II	エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取組むべき措置		
	ISO50001 の活用状況	<input type="checkbox"/> 認証取得している <input type="checkbox"/> 認証取得を検討している (取得予定年 年度) <input type="checkbox"/> 検討していない	
	全体評価	総合評価点 点 評価結果 判断基準に適合している	

特定一第9表 その他事業者が実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措置の概要

2 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措置の概要

3 非化石エネルギーへの転換に関する事項

措置の概要

4 エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画書記載事項の実施状況

内容	中長期計画作成指針	該当する工場等	中長期計画書記載の有無	実施状況

備考 「内容」の欄、「中長期計画作成指針」の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書のIIの3に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

内容	該当する工場等	中長期計画記載の有無	実施状況

5 非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書記載事項の実施状況

「内容」の欄の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書のIVの2に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

設備の名称	設備を設置した工場等の所在地	運転開始年月日	設備容量(kW)	燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比(%)、④原料原産国(バイオエナジー燃料のみ記入))	設計効率(発電端・HHV)(%)	設備から得られる電気のエネルギー量(千kWh)	設備から得られる熱のエネルギー量のうち熱として活用された量(GJ)	設備に投入したエネルギー量(GJ)	設備に投入するバイオエナジー燃料のエネルギー量(GJ)	発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項

- 6 新設した発電専用設備に関する事項(該当する事業者のみ記入)
- 電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であつて、当該年度に運転開始したもののみ記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。
 - 「燃料種ごとの基本情報」の欄には、新設時に想定する項目を記入すること。
 - 「設計効率」の欄には、新設時に想定する定格時の発電効率を記入すること。
 - バイオエナジー燃料若しくは副生物を石炭と混焼する場合又はバイオエナジー燃料を石炭以外の化石燃料と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオエナジー燃料又は副生物の代わりに石炭等の化石燃料を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオエナジー燃料又は副生物を使用する場合の設計効率を記入し、括弧内にバイオエナジー燃料及び副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。
 - 「設備から得られる電気のエネルギー量」「設備から得られる熱のエネルギー量のうち熱として活用された量」「設備に投入するエネルギー量」「設備に投入する副生物のエネルギー量」「設備に投入するバイオエナジー燃料のエネルギー量」の欄には、「設計効率」の欄に記入する発電効率の算出に同じく用いた新設時に想定する年間の量を記入すること。

報告対象年度	設備の名称	設備を設置した工場等の所在地	運転開始年月日	設備容量(kW)	設計効率(発電端・HHV)(%)	燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比(%)、④原料原産国(バイオエナジー燃料のみ記入))	設備から得られた電気のエネルギー量(千kWh)	設備から得られた熱のエネルギー量のうち熱として活用された量(GJ)	設備に投入したエネルギー量(GJ)	設備に投入した副生物のエネルギー量(GJ)	設備に投入したバイオエナジー燃料のエネルギー量(GJ)	月別バイオエナジー燃料又は副生物の熱量構成比(%)	月別実績効率(発電端・HHV)(%)	年間実績

- 7 バイオエナジー混焼等を行う発電専用設備に関する事項(該当する事業者のみ記入)
- 電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であつて、次に掲げるものについては本様式に毎年度記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。
(1) バイオエナジー燃料を混焼し、平成28年度以降に運転開始したもの(次に掲げるものを除く。)
(2) バイオエナジー燃料又は副生物を石炭と混焼し、平成31年度以降に発電専用設備の新設に当たっての措置の適用をうけるもの
 - 「設計効率」の欄には、当該設備の新設時に報告した様式第9の特定-第9表6の「設計効率」の欄又は様式第21の特定-第9表6の「設計効率」の欄に記入した数値を記入すること。
 - 「設備から得られた電気のエネルギー量」「設備から得られた熱のエネルギー量のうち熱として活用された量」「設備に投入したエネルギー量」「設備に投入した副生物のエネルギー量」「設備に投入したバイオエナジー燃料のエネルギー量」の欄には、新設時に想定する年間の量を記入すること。
 - 「月別バイオエナジー燃料又は副生物の熱量構成比」「月別実績効率」の欄のうち「4月」から「3月」の欄には、電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であつて、バイオエナジー燃料を混焼し、平成28年度以降に運転開始したもの(1)(2)に掲げるものを除く。)についてののみ記入すること。
 - 「月別実績効率」の欄には、バイオエナジー燃料又は副生物を使用する場合の実績効率を記入すること。

特定一第 10 表 事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統計エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

Table with 5 columns: 現在の指定区分 (指定区分変更がある場合は、管理指定工場番号と■とする), エネルギー管理指定工場番号, 工場等の名称, 工場等の所在地, 日本標準産業分類における細分類番号, 工場等に係る事業の名称. Includes rows for 第 1 種, 第 2 種, 第 3 種.

特定一第 11 表 現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統計エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等を受けしていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第 6 条に定める数値以上の工場等の一覧

Table with 5 columns: 工場等の名称, 工場等の所在地, 日本標準産業分類における細分類番号, 工場等に係る事業の名称, エネルギーの使用量 (原油換算k1).

備考 1 本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに指定一第 1 表から第 10 表までに定められた事項を報告すること。
備考 2 エネルギー管理指定工場等、管理統計エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統計エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第 6 条に定める数値以上の工場等」とみなす。
備考 3 備考 1 の報告の際には、指定一第 1 表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者 (員) の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

特定一第 12 表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度: 年度

Table with 2 columns: 事業分類, エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素. Sub-headers include 主たる事業, 細分類番号, 事業者全体. Content includes 燃料の使用に伴う二酸化炭素 (廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。), 廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素, 他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素.

Table with 4 columns: 工場等に係る事業の名称, 細分類番号, 工場等に係る事業の名称, 排出年度. Content includes 工場等に係る事業の名称, 細分類番号, 工場等に係る事業の名称, 排出年度 (t-CO2).

備考 1 排出年度の欄には、当該年度を記載すること。
備考 2 番号 1 から 3 までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類 (細分類) ごととする。また、事業分類が 4 分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
備考 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて行うこと。
備考 4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、燃料の使用に伴う二酸化炭素 (廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。) の欄には、燃料 (都市ガスを含む。以下同じ。) の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量 (他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。) を記載すること。
備考 5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量 (他人への熱の供給に係るものを除く。) の合計量を記載すること。
備考 6 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、他人か

- ら供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素の欄には、次に掲げる方法により算定した量を合算した量を記載すること。
- (1) 次に掲げるアの量から、イ及びウの量を控除し、エの量を加算した量
- ア 他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量
- イ 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの無効化量
- ウ 非化石電源二酸化炭素削減相当量
- エ 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの移動量
- (2) 次に掲げるオの量から、カの量を控除し、キの量を加算した量
- オ 他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量
- カ 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものの無効化量
- キ 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものの移動量
- 7 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて特定一第12表の4の1及び4の2にも、備考6(1)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定一第12表の4の3及び4の4にも、備考6(1)のうちイからエまでに掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定一第12表の6の1にも、備考6(2)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定一第12表の4の5及び4の6にも、備考6(2)のうちカ及びキに掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定一第12表の6の1にも、必要事項を記載すること。
- 8 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量のうち、燃料の使用に伴う二酸化炭素の排出量及び廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定において、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料(水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。)の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて特定一第12表の6の7及び6の8にも必要事項を記載すること。
- 9 本報告に係る事業者が、電気事業の用に供する発電所の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて特定一第12表の2に必要事項を記載すること。
- 10 特定連鎖化事業者にあつては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している事業者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
	主たる事業	細分類番号	
事業者全体	当該事業を所管する大臣	細分類番号	
		当該事業を所管する大臣	
1	工場等に係る事業の名称	細分類番号	
		当該事業を所管する大臣	t-CO ₂
2	工場等に係る事業の名称	細分類番号	
		当該事業を所管する大臣	t-CO ₂
3	工場等に係る事業の名称	細分類番号	
		当該事業を所管する大臣	t-CO ₂

- 備考 1 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類(細分類)ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
- 2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること(他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。)
- 3 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料(水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。)の製造の用に供した場合であつて、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて特定一第12表の6の7及び6の8にも必要事項を記載すること。
- 4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。
- 3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t-CO ₂
--------------	-------------------

備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

4の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
$t-CO_2/km^3$		

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
$t-CO_2/km^3$		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
$t-CO_2/kWh$		

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の4 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
$t-CO_2/kWh$		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /GJ		

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の6 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /GJ		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

2 都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定第 12 表の 4 の 1 及び 4 の 2 に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定第 12 表の 4 の 3 及び 4 の 4 に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定第 12 表の 4 の 5 及び 4 の 6 に記載すること。

3 二酸化炭素を大気中に排出せず回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であつて、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、特定第 12 表の 6 の 7 及び 6 の 8 に記載すること。

6の1 温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量

種 別	合 計 量
1.	t-CO ₂
2.	t-CO ₂
3.	t-CO ₂
4.	t-CO ₂

備考 本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、特定第 12 表の 6 の 2、6 の 3 及び 6 の 4 に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、特定第 12 表の 6 の 5 に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、特定第 12 表の 6 の 6 に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

6の2 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量	方法論の種別
クレジット特定番号等			再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～		t-CO ₂	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～		t-CO ₂	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～		t-CO ₂	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
合計量		t-CO ₂	—
(うち再エネ電力由来)		t-CO ₂	—
(うち再エネ熱由来)		t-CO ₂	—

- 備考
- 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
 - 2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 - 3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
 - 4 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットプロトコルのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
 - 5 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
 - 6 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
 - 7 方法論の種別の欄には、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものについては「再生可能エネルギー由来」、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものについては「再生可能エネルギー由来」、その他の方法論によるクレジットについては「その他」に○をすること。
 - 8 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の3 国内認証排出削減量のうち電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等

国内認証排出削減量の種別ごとの量	国内認証排出削減量の種別ごとの量	
	①グリーン電力証書	②再生可能電力の導入に係るクレジット
③非化石電源二酸化炭素削減相当量		t-CO ₂
④①～③の合計		t-CO ₂
⑤他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-CO ₂

⑥電気事業者から小売供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量	t-CO ₂
⑦他人から供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量	t-CO ₂
⑧電気事業者から小売供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量	t-CO ₂

- 備考
- 本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
- ① グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン電力証書に係る量
 - ② 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
 - ③ 非化石電源二酸化炭素削減相当量
 - ④ ①～③の量の合計量
 - ⑤ 他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量
 - ⑥ ⑤のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の基礎排出係数を乗じて算定した量
 - ⑦ 他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の調整後排出係数）を乗じて算定した量
 - ⑧ ⑦のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の調整後排出係数を乗じて算定した量

6の4 国内認証排出削減量のうち熱に係る情報

国内認証排出削減量の種別ごとの量	国内認証排出削減量の種別ごとの量	
	①グリーン熱証書	②再生可能熱の導入に係るクレジット
③①及び②の合計		t-CO ₂
④他人から供給された熱の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-CO ₂
⑤他人から供給された熱の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-CO ₂

- 備考
- 本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
- ① グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン熱証書に係る量
 - ② 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
 - ③ ①及び②の量の合計量
 - ④ 他人から供給された熱の使用量に、排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の調整後排出係数）を乗じて算定した量
 - ⑤ 他人から供給された熱の使用量に、排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の調整後排出係数）を乗じて算定した量

6の5 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	無効化日	無効化量
識別番号		t-CO ₂
		t-CO ₂
合計量		t-CO ₂

備考

- 1 本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
- 2 算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
- 3 識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジット開始番号、クレジットプロダクトのユニーク終了番号、プロジェクト発行回数、クレジット発行年及び排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
- 4 無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
- 5 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、事業者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の6 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種別	非化石証書の量	全国平均係数	補正率	種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量
				t-CO ₂ /kWh
				t-CO ₂ /kWh

備考

- 1 本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
 - 2 全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
 - 3 種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量の欄には、非化石証書の量に全国平均係数及び補正率を乗じて得られた非化石電源二酸化炭素削減相当量を記載すること。
 - 4 算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 - 5 本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。
- 6の7 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量
- | 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量 | t-CO ₂ |
|---------------------------------|-------------------|
| | t-CO ₂ |
- 備考
- 1 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量の欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものの量を記載すること。
 - 2 控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、その合計量を記載すること。

6の8 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報

控除する二酸化炭素の種別	回収した二酸化炭素の量	t-CO ₂
回収した二酸化炭素に関する情報	当該二酸化炭素を回収した者	
	当該二酸化炭素を回収した年月日	
	当該二酸化炭素を回収した地点	
	当該二酸化炭素の発生由来	
	当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t-CO ₂
	当該燃料の製造者	
回収した二酸化炭素の使途に関する情報	当該二酸化炭素を引き渡した年月日	
	当該燃料の製造地点	
	当該燃料の種類	

備考

- 1 本表の各欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものについて記載すること。
 - 2 本表に記載した二酸化炭素の量を、温室効果ガス算定排出量の算定において控除した場合には、本表に記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて当該燃料の製造者又は利用者と合意していることが確認できる書類を添付すること。
 - 3 控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
- 7 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無
- | 権利利益の保護に係る請求の有無
(該当するものに○をすること) | 1. 有
2. 無 | その他の関連情報の提供の有無
(該当するものに○をすること) | 1. 有
2. 無 |
|------------------------------------|--------------|-----------------------------------|--------------|
| | | | |
- 備考
- 1 本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1. 有」に○をすること。
 - 2 同法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
 - 3 本表の「1. 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき命令に定める書類を本報告に添付すること。

認定一総括表 認定管理統括事業者及び管理関係事業者において、エネルギーの使用量が令第2条第1項に定める数値以上の事業者の一覧

1 認定管理統括事業者					
認定管理統括事業者番号	認定管理統括事業者の名称	法人名	法人名(英語表記)	法人番号	銘柄コード

2 管理関係事業者					
管理関係事業者番号	管理関係事業者の名称	法人名	法人名(英語表記)	法人番号	銘柄コード

認定一第1表 事業者の名称等

認定管理統括事業者番号又は管理関係事業者番号	特定排出者番号	事業者の名称	法人番号	主たる事務所の所在地	代表者の役職名	代表者の氏名	主たる事業	細分類番号				前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無 有の場合 変更前の事業者の名称： 変更前の事業者の所在地： 千
				千								有・無

備考 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

1-2 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯	単位	年度			
		連携分を除いた エネルギー使用量		連携分エネルギー 使用量	
		数値	原由換算値	数値	原由換算値
4月	千kWh				
5月	千kWh				
6月	千kWh				
7月	千kWh				
8月	千kWh				
9月	千kWh				
10月	千kWh				
11月	千kWh				
12月	千kWh				
1月	千kWh				
2月	千kWh				
3月	千kWh				
出力制御 時間帯	千kWh				
供給が厳しい 時間帯	千kWh				
その他の時間帯	千kWh				
別					
合計					

備考

- 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。
- 原油換算kWh欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

1-3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	日
------------------------	---

備考

- デイレワード・リスボンスの対応を行った日数を記載すること。
- デイレワード・リスボンスとは、電気の需給に係る状況の変動に応じて電気の需要量を増加又は減少させることをいう。
- 1日に複数回デイレワード・リスボンスの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。
- 設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載すること。

1-4 電気の需要の最適化に資する措置の実績値等 (任意で報告を求める事項)

デイレワード・リスボンスに関する契約の状況	
デイレワード・リスボンス実施時の最大供給容量	kW
	上げデイレワード・リスボンス
	下げデイレワード・リスボンス
デイレワード・リスボンス実施量	kWh
	上げデイレワード・リスボンス
	需給調整市場約定量
	kWh

備考

- デイレワード・リスボンス実施時の最大供給容量は、設置する工場等におけるデイレワード・リスボンス実施時の最も大きい値を記載すること。
- デイレワード・リスボンス実施量は、設置する工場等における年度の合計量を記載すること。

1-5 電気の需要の最適化に資する措置を実施するにあたり活用した設備 (任意で報告を求める事項)

自家発電設備
電気を消費する機械器具
空気調和設備
蓄電池及び蓄熱システム
その他

備考 1 デイレワード・リスボンスの対応を行うにあたり設置する工場等で活用した設備を報告すること。

1-6 証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

熱・電気の別	クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
<input type="checkbox"/> 熱			GJ・kWh
<input type="checkbox"/> 電気			GJ・kWh
<input type="checkbox"/> 熱			GJ・kWh
<input type="checkbox"/> 電気			GJ・kWh

備考

- 本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
- 算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
- 証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。
- 熱・電気の別の欄では、非化石熱の使用量を証する証書等である場合には熱を、非化石電気の使用量を証する証書等である場合には電気を選択すること。
- クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットゾロウツクのユニット開始番号とユニット終了番号を「〜」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
- 無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
- 非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
- 本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

1-7 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使用量	熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
<input type="checkbox"/> 熱	1.	GJ・kWh	%
<input type="checkbox"/> 電気	2.	GJ・kWh	%
<input type="checkbox"/> 熱	3.	GJ・kWh	%
<input type="checkbox"/> 電気			%

2 連携省エネルギー措置の実績
2-1 連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

--

2-2 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

--

2-3 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置に係る換算係数		連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量 GJ	数値	単位	数値	熱量 GJ

認定-第3表 事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分 (指定区分に変更がある場合には □を■とする)	エネルギー 管理指定工 場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分 類における細分 類番号		工場等に係 る事業の名称
第 種 (指定区分の変更手続が必要□)				〒		
第 種 (指定区分の変更手続が必要□)				〒		
第 種 (指定区分の変更手続が必要□)				〒		

認定-第4表 現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類におけ る細分類番号	工場等に係る事 業の名称	エネルギーの使用 量(原油換算k)
	〒			
	〒			
	〒			

- 備考 1 本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに指定-第1表から第10表までに定められた事項を報告すること。
- 2 備考1の報告の際には、指定-第1表から第10表までの「エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理関係エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等」及び「エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等」の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等」とみなす。
- 3 備考1の報告の際には、指定-第1表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者(員)の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

認定一第5表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度： 年度

番号	事業分類	1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量		
		燃料の使用に伴う二酸化炭素(廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。)	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素
事業者全体	主たる事業			
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			
	商標又は商号等			
1	工場等に係る事業の名称		t-CO ₂	t-CO ₂
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
2	工場等に係る事業の名称			
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
3	工場等に係る事業の名称			
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂

- 備考
- 1 排出年度の欄には、当該年度を記載すること。
 - 2 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類(細分類)こととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
 - 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、燃料の削減の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。
 - 4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、燃料の使用に伴う二酸化炭素(廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。)の欄には、燃料(都市ガスを含む。以下同じ。)の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。)を記載すること。
 - 5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(他人への熱の供給に係るものを除く。)の合計量を記載すること。
 - 6 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、他人か

- ら供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素の欄には、次に掲げる方法により算定した量を合算した量を記載すること。
- (1) 次に掲げるアの量から、イ及びウの量を控除し、エの量を加算した量
 - ア 他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量
 - イ 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの無効化量
 - ウ 非化石電源二酸化炭素削減相当量
 - エ 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの移動量
- (2) 次に掲げるオの量から、カの量を控除し、キの量を加算した量
- オ 他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量
- カ 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものの無効化量
- 7 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものの移動量
 - キ エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて認定一第5表の4の1及び4の2にも、備考6(1)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定一第5表の4の3及び4の4にも、備考6(1)のうちイからエまでに掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定一第5表の6の1にも、備考6(2)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定一第5表の4の5及び4の6にも、備考6(2)のうちカ及びキに掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定一第5表の6の1にも、必要事項を記載すること。
 - 8 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量のうち、燃料の使用に伴う二酸化炭素の排出量及び廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定において、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料(水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。)の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて認定一第5表の6の7及び6の8にも必要事項を記載すること。
 - 9 本報告に係る事業者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している事業者にあつては、認定一第5表の2には必要事項を記載すること。
 - 10 特定連鎖化事業者にあつては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している特定排出者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類	主たる事業		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
		事業分類番号	当該事業を所管する大臣	
1	工場等に係る事業の名称 細分類番号			t-CO ₂
2	当該事業を所管する大臣 工場等に係る事業の名称 細分類番号			t-CO ₂
3	工場等に係る事業の名称 細分類番号 当該事業を所管する大臣			t-CO ₂

備考 1 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類(細分類)ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

- エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること(他人への電気又は熱の供給に係るものを含む)。
- 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料(水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。)の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて認定一第5表の6の7及び6の8にも必要事項を記載すること。
- エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき命令の規定に基づいて行うこと。

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t-CO ₂

備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

4の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の4 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /GJ		

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の6 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /GJ		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

Table with 1 column and multiple empty rows.

備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

- 2 都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定一第5表の4の1及び4の2に記載すること。
3 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（木素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合は、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、認定一第5表の6の7及び6の8に記載すること。

6の1 温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量

Table with 2 columns: 種別, 合計量. Rows 1-4.

備考 本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を記載すること。

6の2 国内認証排出削減量に係る情報

Table with 4 columns: 削減量の種別, 無効化日又は移転日, 無効化量又は移転量, 方法論の種別. Includes a summary row for '合計量'.

備考 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

- 3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
4 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットについては「その他」に○をすること。
5 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
6 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。

6の3 国内認証排出削減量のうち電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等

Table with 2 columns: 国内認証排出削減量の種別ごとの量, ①グリーン電力証書, ②再エネ電力の導入に係るクレジット. Includes a summary row for '④①～③の合計'.

⑥電気事業者から小売供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量	t-CO ₂
⑦他人から供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量	t-CO ₂
⑧電気事業者から小売供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量	t-CO ₂

備考 本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。

- ① グリナーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリナーン認証書に係る量
- ② 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
- ③ 非化石電源二酸化炭素削減相当量
- ④ ①～③の量の合計量
- ⑤ 他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量
- ⑥ のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の基礎排出係数を乗じて算定した量
- ⑦ 他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の調整後排出係数）を乗じて算定した量
- ⑧ のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の調整後排出係数を乗じて算定した量

6の4 国内認証排出削減量のうち熱に係る情報

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリナーン熱證書	t-CO ₂
	②再生熱の導入に係るクレジット	t-CO ₂
	③①及び②の合計	t-CO ₂
④他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-CO ₂
⑤他人から供給された熱の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-CO ₂

備考 本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。

- ① グリナーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリナーン認証書に係る量
- ② 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
- ③ ①及び②の量の合計量
- ④ 他人から供給された熱の使用量に、排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量
- ⑤ 他人から供給された熱の使用量に、排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の調整後排出係数）を乗じて算定した量

6の5 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	無効化日	無効化量
識別番号		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
合 計 量		t-CO ₂

備考 1 本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。

- 2 算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
- 3 識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットプロダクトのユニット開始番号、クレジットプロダクトのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年及び排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
- 4 無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
- 5 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の6 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種 別	非化石證書の量	全国平均係数	補 正 率	種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量
		kWh	t-CO ₂ /kWh	t-CO ₂

備考 1 本表は非化石證書の種別ごとに記載すること。

- 2 全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
- 3 種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量の欄には、非化石證書の量に全国平均係数及び補正率を乗じて得られた非化石電源二酸化炭素削減相当量を記載すること。
- 4 算定に用いた非化石證書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
- 5 本表に記載した全ての非化石證書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

6の7 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t-CO ₂
---------------------------------	-------------------

備考 1 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量の欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者とは排出量を控除することについて合意しているものの量を記載すること。

- 2 控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、その合計量を記載すること。

6の8 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報

回収した二酸化炭素に関する情報 回収した二酸化炭素を回収した年月日 当該二酸化炭素を回収した地点 当該二酸化炭素の発生由来	回収した二酸化炭素の量	t-CO ₂
	当該二酸化炭素を回収した者	
当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量		
当該燃料の製造者		
当該二酸化炭素を引き渡した年月日		
当該燃料の製造地点		
当該燃料の種類		

- 備考 1 本表の各欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものについて記載すること。
- 2 本表に記載した二酸化炭素の量を、温室効果ガス算定排出量の算定において控除した場合には、本表に記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて当該燃料の製造者又は利用者と合意していることが確認できる書類を添付すること。
- 3 控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

7 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無
------------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------

- 備考 1 本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1. 有」に○をすること。
- 2 同法第32条第1項の規定による情報提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
- 3 本表の「1. 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき命令に定める書類を本報告に添付すること。

エネルギー管理指定工場等、連鎖エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等単位の報告

指定第一表 エネルギー管理指定工場等、連鎖エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の名称等

エネルギー管理指定工場等番号	
当該工場等の名称	〒
当該工場等の所在地	
主たる事業	
細分類番号	
職名	
氏名	
エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号	
エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先	電話 () FAX () メールアドレス

1-2 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯	単位	年度	
		使用量	原油換算 kJ
		数値	
4月	千kWh		
5月	千kWh		
6月	千kWh		
7月	千kWh		
8月	千kWh		
9月	千kWh		
10月	千kWh		
11月	千kWh		
12月	千kWh		
1月	千kWh		
2月	千kWh		
3月	千kWh		
出力制御時間帯	千kWh		
需給が厳しい時間帯	千kWh		
その他の時間帯	千kWh		
合計	千kWh		

備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

2 原油換算 kJ 欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

1-3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	日
------------------------	---

備考 1 デイマンド・リスポンスの対応を行った日数を記載すること。

2 デイマンド・リスポンスとは、電気の需給に係る状況の変動に応じて電気の需要量を増加又は減少させることをいう。

3 1日に複数回デイマンド・リスポンスの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。

1-4 電気の需要の最適化に資する措置の実績値等（任意で報告を求める事項）

デマンド・リスポンス実施時の最大供給容量	下げデマンド・リスポンス	上げデマンド・リスポンス
kW		
デマンド・リスポンス実施量	下げデマンド・リスポンス	上げデマンド・リスポンス
kWh		
	需給調整市場約定量	
	kWh	kWh

備考 1 デイマンド・リスポンス実施時の最大供給容量は、当該工場等におけるデマンド・リスポンス実施時の最も大きい値を記載すること。

2 デイマンド・リスポンス実施量は、当該工場等における年度の合計量を記載すること。

1-5 電気の需要の最適化に資する措置を実施するにあたり活用した設備（任意で報告を求める事項）

自家発電設備	
電気を消費する機械器具	
空調機と設備	
蓄電池及び蓄熱システム	
その他	

備考 1 デイマンド・リスポンスの対応を行うにあたり設置する当該工場等で活用した設備を報告すること。

1-6 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種類別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の種類	メニュー名	使用量	熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
<input type="checkbox"/> 熱	1.	GJ・kWh	kJ
<input type="checkbox"/> 電気			%
<input type="checkbox"/> 熱	2.	GJ・kWh	kJ
<input type="checkbox"/> 電気			%
<input type="checkbox"/> 熱	3.	GJ・kWh	kJ
<input type="checkbox"/> 電気			%

指定-第3表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況

設備の名称	設備の概要	稼働状況	新設、改造又は撤去の状況
エネルギーの使用の合理化に関する設備			
上記以外のエネルギーを消費する主要な設備			

指定-第4表 エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (名称:) (単位:)	年度	対前年度比 (%)

指定-第5表 エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

1 エネルギー消費原単位	年度	対前年度比 (%)
原単位 = $\frac{\text{エネルギー使用量 (調議第1) (指定-第2表①-⑨-⑯)}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (指定-第4表⑩)}}$		

備考 ⑯は⑩の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

2 電気需要最適化評価原単位

電気需要最適化 評価原単位	年度	対前年度比 (%)
電気需要最適化 = $\frac{\text{電気需要最適化(間接)電気需要評価後のエネルギー使用量(原油換算 K)}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値(指定-第4表⑩)}}$		

3 非化石エネルギーの使用状況

非化石電気 = $\frac{\text{補正後の非化石電気合計原油換算 K}}{\text{補正後の電気合計原油換算 K}}$ の使用状況	年度	

備考 以下に示すエネルギー種等について勘案して算出すること。

- ①他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。
- ②「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入すること。

指定-第6表 過去5年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況の変化状況

1 エネルギー消費原単位	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位						
対前年度比 (%)	①	②	③	④	⑤	⑥

2 電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の集計区分	□ 月別					□ 時間別	
	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均原単位変化	
電気需要最適化評価原単位							
対前年度比 (%)	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬

3 非化石エネルギーの使用状況

非化石電気の使用状況	年度	年度	年度	年度	年度	年度	目標
							年度
	%	%	%	%	%	%	%

指定一第7表 エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が改善できなかった場合の理由
 1 過去5年度間のエネルギー消費原単位が年平均1%以上改善できなかった場合 (イ) 又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合 (ロ) の理由

(イ) の理由	
(ロ) の理由	

備考 (イ) 及び (ロ) 共に該当する場合、双方記載すること。

2 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合 (ハ) 又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合 (ニ) の理由

(ハ) の理由	
(ニ) の理由	

備考 (ハ) 及び (ニ) 共に該当する場合、双方記載すること。

3 非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

--	--

指定一第8表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況 (1又は2のいずれかに記入すること。)

1 工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況 (法第5条第1項第1号関係)

対象項目 (設備)	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たつての措置	対象項目別評価点
(1) 空気調和設備、換気設備の備、換気設備	空気調和設備、換気設備の管理に関する計測及び記録の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理基準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	空気調和設備、換気設備に関する計測及び記録の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理基準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	空気調和設備、換気設備の保守及び点検に関する管理基準の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理基準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	空気調和設備、換気設備の新設・更新に当たつての措置 <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準に準じて措置していない <input type="checkbox"/> 当年度に設備を新設・更新していない	
(2) ボイラー設備、給湯設備の備、給湯設備	ボイラー設備、給湯設備の管理に関する計測及び記録の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理基準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	ボイラー設備、給湯設備に関する計測及び記録の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理基準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	ボイラー設備、給湯設備の保守及び点検に関する管理基準の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理基準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	ボイラー設備、給湯設備の新設・更新に当たつての措置 <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準に準じて措置していない <input type="checkbox"/> 当年度に設備を新設・更新していない	
(2)-2 太陽熱利用機器等					
(3) 照明設備、昇降機、動力設備	照明設備、昇降機、動力設備の管理に関する計測及び記録の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理基準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	照明設備、昇降機、動力設備に関する計測及び記録の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理基準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	照明設備、昇降機、動力設備の保守及び点検に関する管理基準の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理基準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	照明設備、昇降機、動力設備の新設・更新に当たつての措置 <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準に準じて措置していない <input type="checkbox"/> 当年度に設備を新設・更新していない	
(4) 受電設備	受電設備の管理に関する計測及び記録の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理基準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	受電設備に関する計測及び記録の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理基準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	受電設備の保守及び点検に関する管理基準の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理基準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	受電設備の新設・更新に当たつての措置 <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準に準じて措置していない <input type="checkbox"/> 当年度に設備を新設・更新していない	

BEMS			
(5) ー1 ガスタービン、燃気タービン、ガスタープ等の発電機(発電専用設備)、コージェネレーション設備	発電専用設備、コージェネレーション設備の管理	発電専用設備、コージェネレーション設備に関する計測及び記録	発電専用設備、コージェネレーション設備の保守及び点検
	管理標準の定められている管理の状況	管理標準に定められている計測及び記録の実施状況	管理標準に定められている保守及び点検の実施状況
	<input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)	<input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)	<input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)
(5) ー2 太陽光発電設備等	発電専用設備、コージェネレーション設備の管理	発電専用設備、コージェネレーション設備に関する計測及び記録	発電専用設備、コージェネレーション設備の保守及び点検
	管理標準の定められている管理の状況	管理標準に定められている計測及び記録の実施状況	管理標準に定められている保守及び点検の実施状況
	<input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)	<input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)	<input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)
(6) 業務用機器、民生用機器	業務用機器の管理	業務用機器に関する計測及び記録	業務用機器の保守及び点検
	管理標準の定められている管理の状況	管理標準に定められている計測及び記録の実施状況	管理標準に定められている保守及び点検の実施状況
	<input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)	<input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)	<input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)
(7) 業務用機器	業務用機器の管理	業務用機器に関する計測及び記録	業務用機器の保守及び点検
	管理標準の定められている管理の状況	管理標準に定められている計測及び記録の実施状況	管理標準に定められている保守及び点検の実施状況
	<input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)	<input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)	<input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)
(8) 事業場の座席等を買替している事業者は、事業場の座席等を買替している事業者(以下「買替事業者」という。)に対するエネルギー使用量についての特記事項	買替事業者の管理	買替事業者に関する計測及び記録	買替事業者の保守及び点検
	管理標準の定められている管理の状況	管理標準に定められている計測及び記録の実施状況	管理標準に定められている保守及び点検の実施状況
	<input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)	<input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)	<input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)

対象項目(設備)	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	BEMSの設置・更新に当たったときの措置	
				BEMSを採用している	BEMSを採用していない
(1) 燃料の燃焼の合理化	燃料の燃焼の管理	燃料の燃焼に関する計測及び記録	燃焼設備の保守及び点検	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	管理標準の定められている管理の状況	管理標準に定められている計測及び記録の実施状況	管理標準に定められている保守及び点検の実施状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)	<input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)	<input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準により措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない	
(2) 加熱及び冷却時に伝熱の合理化等	加熱及び冷却時の伝熱の管理	加熱等に関する計測及び記録	加熱等を行う設備の保守及び点検	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	管理標準の定められている管理の状況	管理標準に定められている計測及び記録の実施状況	管理標準に定められている保守及び点検の実施状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)	<input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)	<input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準により措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない	
(2) ー1 空気調和設備、給湯設備	空気調和設備、給湯設備の管理	空気調和設備、給湯設備に関する計測及び記録	空気調和設備、給湯設備の保守及び点検	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	管理標準の定められている管理の状況	管理標準に定められている計測及び記録の実施状況	管理標準に定められている保守及び点検の実施状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)	<input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)	<input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準により措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない	
(2) ー2 太陽熱利用機器等	太陽熱利用機器等の管理	太陽熱利用機器等に関する計測及び記録	太陽熱利用機器等の保守及び点検	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	管理標準の定められている管理の状況	管理標準に定められている計測及び記録の実施状況	管理標準に定められている保守及び点検の実施状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)	<input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)	<input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準により措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない	
(3) 座席の回収再利用	座席の回収再利用の管理	座席に関する計測及び記録	座席回収設備の保守及び点検	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	管理標準の定められている管理の状況	管理標準に定められている計測及び記録の実施状況	管理標準に定められている保守及び点検の実施状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)	<input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)	<input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 <input type="checkbox"/> 未設定 (%)	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準により措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない	

2-1 工場等(専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く工場等)における判断の基準の遵守状況(法第5条第1項第2号関係)

(4-1) 蒸気駆動の動力設備	管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準の管理状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	新設・更新の系、判断基準とおりに措置した 新設・更新の系、判断基準とおりに措置していない 当該年度に設備を新設・更新していない
(4-2) 蒸気駆動の動力設備の管理	管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	当該年度に設備を新設・更新していない
(4-2) 太陽光発電設備	管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	当該年度に設備を新設・更新していない
(4-3) エネルギーシステム設備	管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	当該年度に設備を新設・更新していない

(5-1) 放射線発生による熱の損失の防止	受変電設備及び配電設備の管理 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	新設・更新の系、判断基準とおりに措置した 新設・更新の系、判断基準とおりに措置していない 当該年度に設備を新設・更新していない
(5-2) 放射線による電気の損失の防止	受変電設備及び配電設備の管理 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	新設・更新の系、判断基準とおりに措置した 新設・更新の系、判断基準とおりに措置していない 当該年度に設備を新設・更新していない
(6) 電気の動力、熱源への要の合理化	管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	当該年度に設備を新設・更新していない
(6-1) 電動力設備、電気加熱設備等の用設備	管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	新設・更新の系、判断基準とおりに措置した 新設・更新の系、判断基準とおりに措置していない 当該年度に設備を新設・更新していない
(6-2) 照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器	管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	当該年度に設備を新設・更新していない
全体評価				
総合評価点 評価結果 判断基準に適合している				

指定第一10表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素	廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素	t-CO ₂
			t-CO ₂

備考

- 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く）の合計量を記載すること。
 - (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原燃料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を除く。）
 - (2) 他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量
 - (3) 他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量
- 2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原燃料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
- 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて指定第一10表の3の1にも、備考1（2）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定第一10表の3の2にも、備考1（3）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定第一10表の3の3にも、必要事項を記載すること。
- 4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定において、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であつて、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて指定第一10表の5の1及び5の2にも必要事項を記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t-CO ₂
-----------------------	-------------------

備考

- 1 本報告に係る工場等が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等である場合は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。
- 2 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であつて、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて指定第一10表の5の1及び5の2にも必要事項を記入すること。

3の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /千m ³		
t-CO ₂ /千m ³		
t-CO ₂ /千m ³		

t-CO ₂ /千m ³		

備考

本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

3の2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考

本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

3の3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /GJ		
t-CO ₂ /GJ		
t-CO ₂ /GJ		

t-CO ₂ /GJ	

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

- 2 都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定第 10 表の 3 の 1 に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定第 10 表の 3 の 2 に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定第 10 表の 3 の 3 に記載すること。
- 3 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、指定第 10 表の 5 の 1 及び 5 の 2 に記載すること。

5 の 1 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t-CO ₂
---------------------------------	-------------------

- 備考 1 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量の欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものを記載すること。
- 2 控除する二酸化炭素の種類が二以上になる場合には、その合計量を記載すること。

5 の 2 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報

控除する二酸化炭素の種類	回収した二酸化炭素の量	t-CO ₂
回収した二酸化炭素に係る情報	当該二酸化炭素を回収した者	
	当該二酸化炭素を回収した年月日	
	当該二酸化炭素を回収した地点	
	当該二酸化炭素の発生由来	
	当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t-CO ₂
	当該燃料の製造者	
回収した二酸化炭素の使途に係る情報	当該二酸化炭素を引き渡した年月日	
	当該燃料の製造地点	
	当該燃料の種類	

- 備考 1 本表の各欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素等及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者と排出量を控除することについて合意しているものについて記載すること。
- 2 本表に記載した二酸化炭素の量を、温室効果ガス算定排出量の算定において控除した場合には、本表に記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて合意していることが確認できる書類を添付すること。
- 3 控除する二酸化炭素の種類が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

6 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無
------------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------

- 備考 1 本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第 27 条第 1 項の請求に係るものである場合は、左欄「1. 有」に○をすること。
- 2 同法第 32 条第 1 項の規定による本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
- 3 本表の「1. 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付する。

備

考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

1 文字は、かい書で、インキ、タイフによる印字等により明確に記入すること。

2 報告書冒頭の※印を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄は記入しないこと。

3 特定-第1表の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記入すること。

4 特定-第2表1-1の使用量の欄には、特定事業者があつては、設置している全ての工場等の、特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ。）にあつては、設置している全ての工場等及び加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の、認定管理統括事業者にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）及び管理関係事業者が設置している全ての工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等に関する事項に使用したことを示すエネルギーの使用量を、エネルギーの使用量及び連携者エネルギー措置に関する事項を記入すること。

5 特定-第2表1-1には、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の前年度におけるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。

6 特定-第2表1-1及び指定-第2表1-1の「その他の燃料」の「都市ガス」の下の欄には、エネルギーの種類ごとに販売したエネルギーを記入すること。

7 特定-第2表1-1及び指定-第2表1-1の購入した未利用熱の量の欄には、熱の種類ごとに購入したエネルギーを記入すること。

8 特定-第2表1-1及び指定-第2表1-1の「その他の燃料」の「都市ガス」の下の欄には、製造所ガス等の燃料の種類を（ ）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。

9 販売した電気の量は、特定-第2表1-1及び指定-第2表1-1の「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入すること。

10 特定-第2表1-1及び指定-第2表1-1の「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入する熱量換算した値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量に換算した値を用いること。

11 特定-第2表1-1及び指定-第2表1-1の「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入する熱量換算した値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量に換算した値を用いること。

12 特定-第2表1-1及び指定-第2表1-1の「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入する熱量換算した値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量に換算した値を用いること。

13 特定-第2表1-1及び指定-第2表1-1の「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入する熱量換算した値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量に換算した値を用いること。

14 特定-第2表1-1及び指定-第2表1-1のエネルギーの使用量の合計を算出する場合には、エネルギーとエネルギーから発生した副生物の両者を加算することを要しない。なお、この際、加算しなかったエネルギーの種類及びその量を特定-第2表1-1及び指定-第2表1-1の下に注記すること。

15 特定-第2表1-1、特定-第4表、特定-第6表、指定-第2表、指定-第4表、指定-第5表及び指定-第6表の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（指定-第4表及び指定-第5表については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

16 特定-第3表の欄⑨及び指定-第4表の欄⑩の「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもち得る」には、生産量、生産額等又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもち得る値を記載し、その名称及び単位を（ ）内に記入すること。いずれを選択するかについては、年間を通じて同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてその際に記載したものと同一のものを記載すること。なお、一つの工場において複数の製品を生産し

対前年度比 (%) = $\frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100$ (%)

ている場合等においては、当該工場における主たる製品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するために要したエネルギー量で主たる製品を生産したとした場合の主たる製品の生産量を合計した値を工場全体の生産数量として記載することができる。

17 特定-第3表及び指定-第5表の「原単位」とは、単位生産数量等当たりのエネルギー消費量をいう。

18 特定-第3表1-1、1-2における事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の求め方は、以下のとおりとする（連携者エネルギー措置を踏まえる場合、「-1」を「-2」と読み替えるものとする。）。

(1) 特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は認定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等を、日本標準産業分類細分類番号（4桁）ごと（以下「事業分類ごと」という。）に整理する。ただし、事業の分類番号が同一であつても事業の内容が異なる場合には、事業の内容ごとに整理することができる。

(2) 事業ごとに、生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（E）について検討すること。

(3) ⑥がそれぞれ別の事業で同じ単位、若しくは共通の⑥に換算可能であり、事業者全体の原単位（E-1）が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギー消費原単位（E-1）を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算 kJ）・・・ (E-1)

②非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 kJ）・・・ (A-1)

③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 kJ）・・・ ⑥

④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kJ）・・・ ⑦

⑤ (A-1) - ⑦ - ⑧ - ⑨ - ⑩

⑥生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・ ⑥

⑦事業分類ごとの (E-1) 及び⑥を事業者全体で合計し、それぞれの合計値 (E-1)、(E-1) を求めることにより、事業者全体のエネルギー消費原単位 (E-1) = (E-1) / (E-1) が求められる。

⑧ (E-1) と前年度（E-1）の比・・・ (E-1)

(4) ⑥が事業ごとに異なる、事業者全体の原単位 (E-1) が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の対前年度比 (E-1) を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算 kJ）・・・ (A-1)

②非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 kJ）・・・ (A-1)

③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 kJ）・・・ ⑥

④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kJ）・・・ ⑦

⑤ (A-1) - ⑦ - ⑧ - ⑨ - ⑩

⑥事業分類ごとの (E-1) の値、事業者全体の合計値に対する構成割合 (%)・・・ (E-1)

⑦生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・ ⑥

⑧エネルギー消費原単位・・・ (E-1)

⑨前年度（E-1）のエネルギー消費原単位・・・ (E-1)

⑩事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比 (%)・・・ (E-1)

⑪事業者全体の原単位の対前年度比 (E-1) を (E-1) の重みで加重平均し、事業者全体の原単位の対前年度比を求める。(E-1) = (E-1) + (E-1) + ...

19 特定-第3表2-1、2-2における事業者の全体又は事業分類ごとの電気の需要の最適化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位（以下「電気需要最適化評価原単位」という。）等の求め方は、以下のとおりとする。なお、特定事業者が設置する全ての工場等又は特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等の事業分類、(E-1)の構成割合 (E-1)、事業ごとの生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値 (E) については、特定-第3表1における算定と同じとする。

(1) ⑥がそれぞれ別の事業で同じ単位、若しくは共通の⑥に換算可能であり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位 (E-1) が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位 (E-1) を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算 kJ）・・・ (A-1)

②電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 kJ）・・・ (A-1)

③購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kJ）・・・ ⑦

④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kJ）・・・ ⑦

⑤ (A-1) - ⑦ - ⑧ - ⑨ - ⑩

⑥生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・ ⑥

⑦事業分類ごとの (E-1) 及び⑥を事業者全体で合計し、それぞれの合計値 (E-1)、(E-1) を求めることにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位 (E-1) = (E-1) / (E-1) が求められる。

⑧ (E-1) と前年度（E-1）の比・・・ (E-1)

(4) ⑥が事業ごとに異なる、事業者全体の原単位 (E-1) が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の対前年度比 (E-1) を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算 kJ）・・・ (A-1)

②電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 kJ）・・・ (A-1)

③購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kJ）・・・ ⑦

④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kJ）・・・ ⑦

⑤ (A-1) - ⑦ - ⑧ - ⑨ - ⑩

⑥生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・ ⑥

⑦事業分類ごとの (E-1) 及び⑥を事業者全体で合計し、それぞれの合計値 (E-1)、(E-1) を求めることにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位 (E-1) = (E-1) / (E-1) が求められる。

⑧ (E-1) と前年度（E-1）の比・・・ (E-1)

③販売した副生エネルギーの量の合計(原油換算 kJ)・・・⑧
 ④購入した未利用熱の量の合計(原油換算 kJ)・・・⑨
 ⑤(A⁻¹) - ⑧ - ⑨¹⁴、(C⁻¹)¹⁴
 ⑥生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・⑩
 ⑦事業分類ごとの(C⁻¹)及び⑩を事業者全体で合計し、それぞれの合計値(⑩⁻¹)、⑪を求めることにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位(⑩⁻¹) = (⑩⁻¹) / ⑪が求められる。

⑧(⑩⁻¹)と前年度の原単位(⑩⁻¹)の比・・・(⑩⁻¹)
 (2) ⑩が事業ごとに異なり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位(⑩⁻¹)が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比(⑩⁻¹)を求める。
 ①エネルギーの使用量の合計(原油換算 kJ)・・・(A⁻¹)
 ②電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量(原油換算 kJ)・・・(A⁻¹)

③販売した副生エネルギーの量の合計(原油換算 kJ)・・・⑩
 ④購入した未利用熱の量の合計(原油換算 kJ)・・・⑨¹⁴
 ⑤(A⁻¹) - ⑩ - ⑨¹⁴、(C⁻¹)¹⁴
 ⑥事業分類ごとの⑩の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合(%)・・・(⑩⁻¹)
 ⑦生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・⑩
 ⑧電気需要最適化評価原単位・・・(C⁻¹) / ⑦ = (⑩⁻¹)
 ⑨前年度の電気需要最適化評価原単位・・・(⑩⁻¹)
 ⑩事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比(%)・・・(⑩⁻¹)
 ⑪事業ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比(⑩⁻¹)を(⑩⁻¹)の重みで加重平均し、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比を求める。(⑩⁻¹) = (⑩⁻¹) + (⑩⁻¹) + (⑩⁻¹) + ...

20 特定-第4表及び指定-第6表の上段の欄には、当該年度を含む近5年間の年度を記入すること。また、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」並びにそれぞれ「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算出した値を記入すること。なお、特定-第3表1及び2において事業者全体の原単位(⑩⁻¹)及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位(⑩⁻¹)が算出困難であった場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に(⑩⁻¹)及び(⑩⁻¹)を記入すること。
 また、連携省エネルギー措置を実施している場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には記載せず、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」を記入すること。その際、特定-第3表3及び4において事業者全体の原単位(⑩⁻¹)及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位(⑩⁻¹)が算出困難であった場合は、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に(⑩⁻¹)及び(⑩⁻¹)を記入すること。

21 特定-第4表及び指定-第6表の「5年度間平均原単位変化」の欄には、「エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー消費原単位及び連携省エネルギー消費原単位」を記入すること。また、連携省エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位をそれぞれ乗じた値の4乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。
 (1) エネルギー消費原単位又は連携省エネルギー消費原単位
 5年度間平均原単位変化(%) = ((⑩⁻¹) × (⑩⁻¹) × (⑩⁻¹) × (⑩⁻¹))^{1/4} (%) 又は
 5年度間平均原単位変化(%) = (⑩⁻¹) × (⑩⁻¹) × (⑩⁻¹) × (⑩⁻¹)^{1/4} (%)
 (2) 電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー消費原単位
 5年度間平均原単位変化(%) = ((⑩⁻¹) × (⑩⁻¹) × (⑩⁻¹) × (⑩⁻¹))^{1/4} (%) 又は
 5年度間平均原単位変化(%) = (⑩⁻¹) × (⑩⁻¹) × (⑩⁻¹) × (⑩⁻¹)^{1/4} (%)

22 特定-第5表は、例えば「(ロ)の理由」が「(イ)の理由」と同様になる場合には、「(イ)と同じ」と記入してもよい。
 23 特定-第6表は、事業者がエネルギーの使用の合理化に関する判断基準に定めるベンチマーク指標の対象となる事業(以下「ベンチマーク対象事業」という。)を行っている場合に、ベンチマーク対

象事業の名称、ベンチマーク指標の状況及びベンチマーク対象事業のエネルギー使用量について記入すること。
 24 特定-第7表は、事業者がベンチマーク対象となる事業を行っている場合に、ベンチマークの状況に関し、参考となる情報を記載すること。
 25 特定-第8表は、該当するものに■印を付すこと。また、該当しない項目については、欄全体に斜線を引くこと。
 26 特定-第10表は、特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は認定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等のうち、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等を受けている工場等全てを記入すること。指定区分の変更が必要な場合は、「指定区分の変更手続きが必要□」欄に■印を付すこと。

27 特定-第11表は、現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等全てを記入すること。
 28 特定-第12表及び指定-第10表の記入に当たっては、特定-第12表及び指定-第10表に記載された備考欄を参照すること。
 29 指定-第2表の「産業用蒸気」、「産業用以外の蒸気」、「温水」、「冷水」の使用量を熱量換算する際、別表第2に規定する換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付すること。

30 指定-第2表に記入する際に、都市ガスについては、供給会社等から提示された単位発熱量を指定-第2表欄外に記入すること。
 31 指定-第3表は、原則として各設備の年間のエネルギーの使用量の合計が、当該工場の総エネルギー使用量の8割を網羅するよう記入すること。
 32 該当する場合は1、それ以外の工場等(法第5条第1項第2号)に該当する場合は2について、該当する項目に■印を付し、必要な箇所については数値を記入すること。また、該当しない項目については、当該項目の欄全体に斜線を引くこと。
 33 指定表において連携省エネルギー措置を踏まえた使用量の報告を行いたい場合は、連携省エネルギー措置を踏まえた使用量を記載した指定表を定期報告書の参考資料として提出すること。それにより代えること。
 34 認定-第2表、第3表、第4表、第5表の記入に当たっては、特定-第2表、第10表、第11表、第12表に係る備考をそれぞれ参照すること。

様式第三十を次のように改める。
様式第 30 (第 79 条関係)

定期報告書

※受理年月日	
※処理年月日	

殿

年 月 日

- 住所
- 法人名
- 法人名 (英語表記)
- 法人番号
- 銘柄コード
- 代表者の役職名
- 代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 115 条第 1 項又は第 119 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

特定前主番号又は認定管理 統括前主番号									
特定排出者番号									
事業者の名称									
主たる事務所の所在地	〒 ()								
主たる事業									
細分類番号									
主たる事業を所管する大臣									
作成担当者 連絡先	職名	氏名	電話 ()	FAX ()	メールアドレス				
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無 有の場合									
変更前の事業者の名称	:								
変更前の事業者の所在地	: 〒								

付表 2 燃費法によるエネルギー使用量等の算定

識別別	区分	輸送距離 (km)	エネルギー使用量		荷主運搬省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量				(参考) 平均燃費 (km/l)
			数値	熱量 GJ	連携分を除いたエネルギー使用量 GJ	連携分のエネルギー使用量 GJ	数値	熱量 GJ	
自家輸送	貨物自動車	揮発油	k1		k1		k1		km/l
		軽油	k1		k1		k1		km/l
	()								
	()								
	()								
その他	揮発油			k1		k1		km/l	
	軽油			k1		k1		km/l	
委託輸送	船舶	A重油	k1		k1		k1		km/l
		B・C重油	k1		k1		k1		km/l
	()								
	()								
	()								
航空機	揮発油	k1		k1		k1		km/l	
	ジェット燃料	k1		k1		k1		km/k1	
	軽油	k1		k1		k1		km/k1	
合計									

補足 燃費法によるエネルギー使用量の算定に関して

付表 3 トンキロ法によるエネルギー使用量等の算定

識別別	区分	燃料	最大積載量 (kg)	輸送量 (千トンキロ)	エネルギー使用量		荷主運搬省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量				(参考) エネルギー消費原単位 (k1/トntonキロ)
					数値	熱量 GJ	連携分を除いたエネルギー使用量 GJ	連携分のエネルギー使用量 GJ	数値	熱量 GJ	
自家輸送	貨物自動車	揮発油	~199	k1	k1	k1	k1	k1	k1	k1	%
			500~1,499	k1	k1	k1	k1	k1	k1	k1	%
	その他	揮発油	1,500~	k1	k1	k1	k1	k1	k1	k1	%
			~999	k1	k1	k1	k1	k1	k1	k1	%
	その他	揮発油	1,000~	k1	k1	k1	k1	k1	k1	k1	%
			1,999	k1	k1	k1	k1	k1	k1	k1	%
	その他	揮発油	2,000~	k1	k1	k1	k1	k1	k1	k1	%
			3,999	k1	k1	k1	k1	k1	k1	k1	%
	その他	揮発油	4,000~	k1	k1	k1	k1	k1	k1	k1	%
			5,999	k1	k1	k1	k1	k1	k1	k1	%
	その他	揮発油	17,000~	k1	k1	k1	k1	k1	k1	k1	%
			12,000~	k1	k1	k1	k1	k1	k1	k1	%
	その他	揮発油	11,999	k1	k1	k1	k1	k1	k1	k1	%
			9,999	k1	k1	k1	k1	k1	k1	k1	%
	その他	揮発油	8,000~	k1	k1	k1	k1	k1	k1	k1	%
			7,999	k1	k1	k1	k1	k1	k1	k1	%
その他	揮発油	6,000~	k1	k1	k1	k1	k1	k1	k1	%	
		5,999	k1	k1	k1	k1	k1	k1	k1	%	
その他	揮発油	4,000~	k1	k1	k1	k1	k1	k1	k1	%	
		3,999	k1	k1	k1	k1	k1	k1	k1	%	
その他	揮発油	2,000~	k1	k1	k1	k1	k1	k1	k1	%	
		1,999	k1	k1	k1	k1	k1	k1	k1	%	
その他	揮発油	1,000~	k1	k1	k1	k1	k1	k1	k1	%	
		~999	k1	k1	k1	k1	k1	k1	k1	%	
その他	揮発油	500~1,499	k1	k1	k1	k1	k1	k1	k1	%	
		~199	k1	k1	k1	k1	k1	k1	k1	%	
委託輸送		貨物自動車	軽油	k1	k1	k1	k1	k1	k1	%	
委託輸送		貨物自動車	揮発油	k1	k1	k1	k1	k1	k1	%	
委託輸送		貨物自動車	軽油	k1	k1	k1	k1	k1	k1	%	
委託輸送		貨物自動車	揮発油	k1	k1	k1	k1	k1	k1	%	

その他 ()	6,000～	k1	k1	k1	k1	%
	7,999					
船舶 ()	8,000～	k1	k1	k1	k1	%
	9,999					
鉄道 ()	10,000～	k1	k1	k1	k1	%
	11,999					
航空 機 ()	12,000～	k1	k1	k1	k1	%
	16,999					
合計	17,000～	k1	k1	k1	k1	%

補足 トンキロ法によるエネルギー使用量の算定に関して

1-2 証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
		kWh
		kWh
		kWh

- 備考
- 1 本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
 - 2 算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 - 3 証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。
 - 4 クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットプロダクションのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
 - 5 無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
 - 6 非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
 - 7 本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

1-3 電気供給事業者から購入した電力の種別及び非化石エネルギー割合に係る情報

メニュー名	使用量		非化石メニューにおける非化石割合又は非化石証書使用状況
	kWh	k1	
1.	kWh	k1	%
2.	kWh	k1	%
3.	kWh	k1	%

2 荷主連携省エネルギー措置の実績
 2-1 荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行われたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

--	--

2-2 荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行われたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の算出の方法

--	--

2-3 荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行われたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		荷主連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置に係る換算係数		荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行われたこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量 GJ	数値	単位	数値	熱量 GJ

第2表 エネルギー使用量と密接な関係を持つ値

エネルギー使用量と密接な関係を持つ値 (名称:) (単位:)	年度	対前年度比 (%)
	㉑	

第3表 エネルギー消費原単位

原単位= エネルギーの使用量 (原油換算 KJ) (㉑-1)	年度	対前年度比 (%)
原単位= エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (㉑)		
原単位= エネルギーの使用量 (原油換算 KJ) (㉑-2)		
原単位= エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (㉑)		

第4表 複数の種類の値を用いてエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を算定した場合の算定手法、エネルギー消費原単位の算定方法を変更した場合の理由

第5表 過去5年度間のエネルギー消費原単位の变化状況

エネルギー消費原単位	年度	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間 平均原単位変化
エネルギー消費原単位							
前年度比 (%)	㉑-1	㉑-1	㉑-1	㉑-1	㉑-1	㉑-1	
荷主連携省エネルギー措置を 踏まえたエネルギー消費原単位	㉑-2	㉑-2	㉑-2	㉑-2	㉑-2	㉑-2	
前年度比 (%)							

2 非化石エネルギーの使用状況
2-1 非化石エネルギー自動車の使用割合（車両総重量8t以下の貨物自動車）

区分	自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車									
	実績					目標				
	年度	年度	年度	年度	年度	年度における定率の目安	年度	年度	年度	年度
電気自動車	①	台	台	台	台	台	台	台	台	台
水素自動車 （燃料電池自動車を含む）	②	台	台	台	台	台	台	台	台	台
プラグインハイブリッド自動車	③	台	台	台	台	台	台	台	台	台
専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車	④	台	台	台	台	台	台	台	台	台
非化石エネルギー自動車の合計	⑤=①+②+③+④	台	台	台	台	台	台	台	台	台
自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車の合計	⑥	台	台	台	台	台	台	台	台	台
ハイブリッド自動車 （参考）	⑦	台	台	台	台	台	台	台	台	台
電動車割合 （参考）	(①+②+③+④) / ⑥	%	%	%	%	%	%	%	%	%
非化石エネルギー自動車割合	⑤ / ⑥	%	%	%	%	%	%	%	%	%

2-2 バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る情報

燃料の種類 （バイオ燃料又は合成燃料）	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料の使用量	台数
	%	k1	台
	%	k1	台

2-3 その他非化石エネルギー自動車（車両総重量8t以下）への転換に関する事項及び参考情報

2-4 充電設備の設置数（車両総重量8t以下の貨物自動車）

充電設備の設置数	目標		電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の台数 (①+③)
	年度	年度	
口			台

2-5 その他充電設備の設置数等に関する事項及び参考情報

2-6 非化石エネルギー自動車の使用割合 (車両総重量8 t超の貨物自動車)

区分	自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車									
	実績									
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
電気自動車	①	台	台	台	台	台	台	台	台	台
水素自動車 (燃料電池自動車を含む)	②	台	台	台	台	台	台	台	台	台
プラグインハイブリッド自動車	③	台	台	台	台	台	台	台	台	台
専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車	④	台	台	台	台	台	台	台	台	台
非化石エネルギー自動車の合計	⑤=①+②+③+④	台	台	台	台	台	台	台	台	台
自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車の合計	⑥	台	台	台	台	台	台	台	台	台
ハイブリッド自動車 (参考)	⑦	台	台	台	台	台	台	台	台	台
電動車割合 (参考)	(①+②+③+④) / ⑥	%	%	%	%	%	%	%	%	%
非化石エネルギー自動車割合	⑤ / ⑥	%	%	%	%	%	%	%	%	%

2-7 バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る情報

燃料の種類 (バイオ燃料又は合成燃料)	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料の使用量	台数
	%	k1	台
	%	k1	台

2-8 その他非化石エネルギー自動車 (車両総重量8 t超) への転換に関する事項及び参考情報

第6表 エネルギーの消費原単位が改善できなかった場合及び非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

1 過去5年間のエネルギー消費原単位が年平均1%以上改善できなかった場合 (イ) 又はエネルギー消費原単位が前年度に比し改善できなかった場合 (ロ) の理由

(イ) の理由
(ロ) の理由

2 非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

第7表 エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

1 共通的な取組				
対象項目	取組方針の策定	責任者の配置実施中	計画の策定	報告と指示
取組方針の作成とその効果等の把握	<input type="checkbox"/> 策定している <input type="checkbox"/> 策定していない	<input type="checkbox"/> 全ての部門で設置している <input type="checkbox"/> 大半の部門は設置している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している	<input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している	<input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している
	社内研修体制の整備 <input type="checkbox"/> 整備済み <input type="checkbox"/> 整備中 <input type="checkbox"/> 未整備	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	<input type="checkbox"/> 情報提供なし <input type="checkbox"/> 情報提供あり一燃料法 <input type="checkbox"/> 情報提供あり一燃費法 <input type="checkbox"/> 情報提供あり一燃料費 <input type="checkbox"/> 情報提供あり一燃料費 ※ 割合の多いものを選択
輸送効率向上のための措置	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している	<input type="checkbox"/> 製品や包装資材の軽量化、小型化 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している	<input type="checkbox"/> 輸送ルート工夫 <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している	<input type="checkbox"/> 燃費向上のための貨物の輸送の見直し <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
	<input type="checkbox"/> 計画的な貨物の輸送 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない			
荷主との連携 <input type="checkbox"/> 貨物の輸送頻度等の見直し <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない				

2 主に企業向けの大口貨物の配送 有・無

対象項目	積み合わせ輸送の活用	適正車種を選択	時間的猶子の確保	エコドライブの推進
大口貨物の配送効率向上	<input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	<input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	<input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	<input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
	自営転換の推進 <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	<input type="checkbox"/> 鉄道および船舶の活用 <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	<input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	<input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない

3 主に消費者向けの小口貨物の配送 有・無

対象項目	日時や受取場所の指定	日時や受取場所の通知・変更への対応	同梱やまとめ送りの促進
小口貨物の配送効率向上	<input type="checkbox"/> 日時や受取場所の指定不可 <input type="checkbox"/> 輸送事業者が対応 <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	<input type="checkbox"/> 輸送事業者が対応不可 <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	<input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
	<input type="checkbox"/> 再配達削減のための取組 <input type="checkbox"/> 消費者への啓発の取組		

第8表 その他実施した措置

1 エネルギーの合理化に関する事項	措置の概要
2 非化石エネルギーへの転換に関する事項	措置の概要
3 電気の需要の最適化に関する事項	措置の概要

第9表 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

排出年度： _____ 年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量	排出年度
燃料の使用に伴う二酸化炭素	t-CO ₂
他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素	t-CO ₂

備考 1 排出年度の欄には、当該年度を記載すること。

2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき命令の規定に基づいて行うこと。

3 燃料の使用に伴う二酸化炭素及び他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の区分に準じて区分して記載することができない場合には、燃料の使用に伴う二酸化炭素として記載すること。

4 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の欄には、次に掲げる(1)の量から、(2)及び(3)の量を控除し、(4)の量を加算した量を記載すること。(2)及び(4)は貨物の輸送を行わせる貨物輸送事業者が無効化及び移動したもの、(3)は貨物の輸送を行わせる貨物輸送事業者が所有するものとする。

(1) 他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

(2) 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの無効化量

(3) 非化石電源二酸化炭素削減相当量

(4) 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの移動量
 5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量は、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて第9表の2にも必要事項を記載し、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて第9表の3にも必要事項を記載すること。

6 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量に、備考4(2)及び(4)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて第9表の5及び7にも必要事項を記載し、備考4(3)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて第9表の6及び7にも必要事項を記載すること。

2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化

炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
2 都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第9表の2に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第9表の3に記載すること。

5 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
クレジット特定番号等		
～		t-CO ₂

～	t-CO ₂
～	t-CO ₂
～	t-CO ₂
合計量	t-CO ₂

備考 1 本表は、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの種別ごとに記載すること。
2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上なる場合には、表の追加を行うこと。
3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
4 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットプロダクトのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
5 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
6 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
7 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、貨物の輸送を行わせる貨物輸送事業者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種別	非化石證書の量	全国平均係数	補正率	種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量
		t-CO ₂ /kWh		t-CO ₂

備考 1 本表は非化石證書の種別ごとに記載すること。
2 全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
3 種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量の欄には、非化石證書の量に全国平均係数及び補正率を乗じて得られた非化石電源二酸化炭素削減相当量を記載すること。
4 算定に用いた非化石證書の種別が二以上なる場合には、表の追加を行うこと。
5 本表に記載した全ての非化石證書の量について、貨物の輸送を行わせる貨物輸送事業者が所有することを確認できる資料を添付すること。

7 国内認証排出削減量のうち電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等

国内認証排出削減量の種別ごとの量	国内認証排出削減量の種別ごとの量	
	①グリーン電力證書	②再生エネルギー電力の導入に係るクレジット
③非化石電源二酸化炭素削減相当量	t-CO ₂	t-CO ₂
④①～③の合計	t-CO ₂	t-CO ₂
⑤他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量	t-CO ₂	t-CO ₂

⑥電気事業者から小売供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量 t-CO₂

備考 本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。

- ① グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量(認証制度において認証された量のうちグリーン電力証書に係る量)
- ② 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
- ③ 非化石電源二酸化炭素削減相当量
- ④ ①～③の量の合計量
- ⑤ 他人から供給された電気の使用量に、排出係数(電気事業者から供給された場合は電気事業者別の基礎排出係数)を乗じて算定した量
- ⑥ のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の基礎排出係数を乗じて算定した量

8 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

上記 1 又は 2 の報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第 27 条第 1 項の請求に係るものであることの有無	1. 有 2. 無	地球温暖化対策の推進に関する法律第 32 条第 1 項の規定による提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無
---	--------------	---	--------------

- 備考 1 本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第 27 条第 1 項の請求に係るものである場合は、左欄「1. 有」に○をすること。
- 2 同法第 32 条第 1 項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
- 3 本表の「1. 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき命令に定める書類を本報告に添付すること。

荷主認定一総括表 認定管理統括荷主及び管理関係荷主において、貨物の輸送量が令第 12 条第 2 項に定める数値以上の荷主の一覧

1 認定管理統括荷主

認定管理統括荷主 番号	認定管理統括 荷主の名称	法人名	法人名(英語表記)	法人番号	銘柄コード

2 管理関係荷主

管理関係荷主 番号	管理関係荷主 の名称	法人名	法人名(英語表記)	法人番号	銘柄コード

荷主認定—第3表 エネルギーマーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

排出年度：_____ 年度

1 エネルギーマーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量	
燃料の使用に伴う二酸化炭素	t-CO ₂
他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素	t-CO ₂

備考

- 1 排出年度の欄には、当該年度を記載すること。
- 2 エネルギーマーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。
- 3 燃料の使用に伴う二酸化炭素及び他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の区分に準じて区分して記載することができない場合には、燃料の使用に伴う二酸化炭素として記載すること。
- 4 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の欄には、次に掲げる(1)の量から、(2)及び(3)の量を控除し、(4)の量を加算した量を記載すること。(2)及び(4)は貨物の輸送を行わせる貨物輸送事業者が無効化及び移転したもの、(3)は貨物の輸送を行わせる貨物輸送事業者が所有するものとする。
 - (1) 他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量
 - (2) 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーマー電気の使用により削減されたものの無効化量
 - (3) 非化石電源二酸化炭素削減相当量
 - (4) 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーマー電気の使用により削減されたものの移転量
- 5 エネルギーマーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて第3表の2にも必要事項を記載し、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて第3表の3にも必要事項を記載すること。
- 6 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量に、備考4(2)及び(4)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて第3表の5及び7にも必要事項を記載し、備考4(3)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて第3表の6及び7にも必要事項を記載すること。

2 エネルギーマーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		

備考

本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

3 エネルギーマーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考

本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考

- 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
- 2 都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第3表の2に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第3表の3に記載すること。

5 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
クレジット特定番号等		

～		t-CO ₂
合計量		t-CO ₂

備考 1 本表は、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたもの種別ごとに記載すること。

- 2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
- 3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
- 4 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットプロトコルのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
- 5 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
- 6 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
- 7 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、貨物の輸送を行わせる貨物輸送事業者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種別	非化石証書の量	全国平均係数	補正率	種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量
		kWh		t-CO ₂

- 備考 1 本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
- 2 全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
 - 3 種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量の欄には、非化石証書の量に全国平均係数及び補正率を乗じて得られた非化石電源二酸化炭素削減相当量を記載すること。
 - 4 算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 - 5 本表に記載した全ての非化石証書の量について、貨物の輸送を行わせる貨物輸送事業者が所有することを確認できる資料を添付すること。

7 国内認証排出削減量のうち電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン電力証書	t-CO ₂
	②再エネ電力の導入に係るクレジット	
③非化石電源二酸化炭素削減相当量		t-CO ₂

④①～③の合計		t-CO ₂
⑤他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-CO ₂
⑥電気事業者から小売供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-CO ₂

備考 本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。

- ① グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン電力証書に係る量
- ② 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
- ③ 非化石電源二酸化炭素削減相当量
- ④ ①～③の量の合計量
- ⑤ 他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量
- ⑥ ⑤のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の基礎排出係数を乗じて算定した量

8 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

上記1又は2の報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものであることの有無	1. 有	地球温暖化対策の推進に関する法律第32条第1項の規定による提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有
	2. 無		2. 無

- 備考 1 本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1. 有」に○をすること。
- 2 同法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
 - 3 本表の「1. 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

- 備考
この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 1 文字は、かい書で、インキ、タイフによる印字等により明確に記入すること。
 - 2 報告書冒頭の※印を付した欄は記入しないこと。
 - 3 報告書冒頭の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記入すること。
 - 4 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該荷主において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
 - 5 作成担当者連絡先の欄には、本報告書の作成を担当した者の氏名、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを記入すること。
 - 6 第1表、付表1、付表2及び付表3の「自家輸送」とは自家用貨物自動車による貨物の輸送、「委託輸送」とは事業用貨物自動車による貨物の輸送をいう。また、第1表並びに付表1、付表2又は付表3の「エネルギー使用量」は、認定管理統括荷主にあっては、当該認定管理統括荷主及びその管理関係荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量とする。
 - 7 第1表の識別の欄には、付表1、付表2及び付表3の識別の欄と共通の番号を記入すること。
 - 8 第1表の区分の欄の()内には、専用便等その区分を特徴付ける名称を記入すること。
 - 9 第1表のエネルギー使用量の算定範囲について説明した資料を添付すること。この説明資料については図等を用いることとし、図等には識別番号を付すこと。
 - 10 第1表補足の欄には、エネルギー使用量の算定方法を前年度から変更した場合に、その理由等を記入すること。
 - 11 付表1の「燃料法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法をいう。付表1の区分の貨物自動車、船舶、鉄道及び航空機の下の欄の()内には、専用便等その区分を特徴付ける名称を記入すること。
 - 12 付表1の区分の揮発油及び軽油等の下の欄には、当該区分に掲げる燃料以外の燃料を使用した場合にその燃料の種類を()内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
 - 13 付表1のエネルギー使用量の欄には、エネルギーの種類ごとに固有単位での値と熱量換算した値を記入すること。
 - 14 付表1のエネルギー使用量を算出する際、経済産業大臣が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合、当該数値の根拠となる資料を添付すること。
 - 15 付表1補足の欄には、前年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。
 - 16 付表2の「燃費法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物を輸送させる距離を当該貨物を輸送した貨物自動車等の燃費で除して得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法をいう。
 - 17 付表2の区分の貨物自動車、船舶、鉄道及び航空機の下の欄の()内には、専用便等その区分を特徴付ける名称を記入すること。
 - 18 付表2の区分の揮発油及び軽油等の下の欄には、当該区分に掲げる燃料以外の燃料を使用した場合にその燃料の種類を()内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
 - 19 付表2の平均燃費の欄には、輸送距離(km)とエネルギー使用量(数値)を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。
平均燃費 = $\frac{\text{エネルギー使用量(数値)}}{\text{輸送距離(km)}}$
 - 20 付表2のエネルギー使用量を算出する際、経済産業大臣が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合、当該数値の根拠となる資料を添付すること。
 - 21 付表2補足の欄には、前年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。
 - 22 付表3の「トンキロ法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物の重量に当該貨物を輸送させる距離を乗じて得られる量と当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用量との関係を示す数式として適切と認められるものを用いて当該エネルギー使用量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法をいう。

- 25 付表3のエネルギー消費原単位の欄には、輸送量(千トンキロ)とエネルギー使用量(kl)を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。
エネルギー消費原単位(kl/トンキロ) = $\frac{\text{エネルギー使用量(kl)}}{\text{輸送量(千トンキロ)} \times 1000}$
- 26 付表3のエネルギー使用量を算出する際、経済産業大臣が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合、当該数値の根拠となる資料を添付すること。
- 27 付表3補足の欄には、前年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。
- 28 第2表の「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値」の欄には、輸送量(これに相当する金額を含む。)その他の貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を()内に記入すること。いずれを選択するかについては、原則として年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてその際に記載したものと同一のものを記載すること。
- 29 第3表の「原単位」とは、単位輸送量等当たりのエネルギー消費量をいう。また、「エネルギー消費原単位」及び「対前年度比」の欄には、当該年度を含む直近5年間の年度を記入すること。また、「エネルギー消費原単位」及び「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。
- 30 第5表の上段の欄には、当該年度を含む直近5年間の年度を記入すること。また、「エネルギー消費原単位」及び「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。
- 31 第5表の「5年度間平均原単位変化」の欄には、過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の4乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり(荷主連携者エネルギー措置を踏まえた場合、「-1」と読み替えるものとする。)
5年度間平均原単位変化(%) = $\left(\frac{(\text{㉑}-1) \times (\text{㉒}-1) \times (\text{㉓}-1) \times (\text{㉔}-1)}{(\text{㉕}-1)} \right)^{1/4}$ (%)
- 32 第5表の「荷主専用輸送」とは、次に掲げる輸送をいう。
一 貨物自動車運送事業法(平成元法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送業の用に供する自動車による貨物の輸送のうち特定の荷主の専属として行う貨物の輸送
二 同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車による貨物の輸送
「非化石エネルギー自動車」とは、電気事業者、水素自動車(燃料電池自動車を含む)、プラグインハイブリッド自動車及び専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車をいい、それぞれ値を記入すること。また、ハイブリッド自動車についても、できる限り記入すること。
- 33 第6表は、「(イ)及び(ロ)共に該当する場合、双方記入すること。ただし、「(ロ)の理由」が「(イ)の理由」と同様なる場合には、「(イ)と同じ」と記入してもよい。
- 34 第7表は、選択する項目について該当するものに■印を付すこと。
- 35 電気需要の最適化に関する措置は、参考情報として記入すること。
- 36 荷主認定-第2表、荷主認定-付表1、荷主認定-付表2、荷主認定-付表3、荷主認定-第3表の記入に当たっては、第1表、付表1、付表2、付表3、第9表に係る備考をそれぞれ参照すること。

編 集
この集分が、令和七年四月一日から施行される。

○経済産業省令第十八号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十七の規定に基づき、及び同法を実施するため、産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用状況に関する調査に関する省令を次のように定める。

令和七年三月二十七日

経済産業大臣 武藤 容治

(目的)

第一条 この省令は、産業競争力強化法（以下「法」という。）第三条に定める基本理念のつとめ、我が国を取り巻く経済社会情勢の変化に対応して産業競争力の強化を図るためには、事業者が行う研究開発により創出される技術及びこれに関連する技術について、産業標準化をすることが必要であるもの、国際標準化をすることが必要であるもの、知的財産権の取得及び活用をすることが必要であるもの又は秘匿することが必要であるものに分類し、当該分類に基づき計画的に展開することが重要であることに鑑み、法第二十一条の十七に規定する産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用状況に関する調査の適切な実施を確保し、もって我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この省令において、「特許権等」とは、次の各号に該当するものをいう。

一 次のいずれかに該当するものであること。

イ 特許権

ロ 官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する人工知能関連技術を活用した著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第十号の二に規定するプログラムの同項第一号に規定する著作物

二 前号ロに該当する場合、その著作物が次のいずれかに該当するものであること。

イ 機械学習による学習及びそれによって得られる推論・判断等のアルゴリズム（以下「機械学習アルゴリズム」という。）の実現に必要な電子計算機の演算処理装置の利用（機械学習アルゴリズムの実現を主たる目的としていることが明らかなものに限る。）の効率化に係るプログラム

の著作物

ロ 機械学習アルゴリズムを入力する学習データの整形、分類、加工等の効率化に係るプログラム、及び他の者の機械学習アルゴリズムの実現に係る研究開発活動を直接効率化・促進するためのプログラムの著作物

ハ 機械学習アルゴリズムを記述したプログラム及びそれと連携するプログラムのうち、当該事業者により、次に掲げる研究開発活動によって製作されたプログラムの著作物

(1) 機械学習アルゴリズムを実現する研究開発活動

(2) 機械学習アルゴリズムの出力結果に直接影響を与え、出力結果を高度化させることを主たる目的としていることが明らかでない研究開発活動

三 専ら風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業の用に供されることを目的に取得又は製作をされたものでないことが明らかであること。

2 この省令において、「関連者」とは、法人で、他の法人との間に次に掲げる関係のあるものをいう。

一 一の法人のいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額（以下「発行済株式等」という。）の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係

二 一の法人が同一の者（当該者が個人である場合には、当該個人及びこれと法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある個人。第五号において同じ。）によってそれぞれその発行済株式等の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有される場合における当該一の法人の関係（前号に掲げる関係に該当するものを除く。）

三 次に掲げる事実その他これに類する事実（次号及び第五号において「特定事実」という。）が存在することにより一の法人のいずれか一方の法人が他方の法人の事業の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる関係（前二号に掲げる関係に該当するものを除く。）

イ 当該他方の法人の役員二分の一以上又は代表する権限を有する役員が、当該一方の法人の役員若しくは使用人を兼務している者又は当該一方の法人の役員若しくは使用人であった者であること。

ロ 当該他方の法人がその事業活動の相当部分を当該一方の法人との取引に依存して行っていること。

ハ 当該他方の法人がその事業活動に必要とされる資金の相当部分を当該一方の法人からの借入れにより、又は当該一方の法人の保証を受けて調達していること。

四 一の法人と次に掲げるいずれかの法人との関係（前三号に掲げる関係に該当するものを除く。）

イ 当該一の法人が、その発行済株式等の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有し、又は特定事実が存在することによりその事業の方針の全部若しくは一部につき実質的に決定できる関係にある法人

ロ イ又はハに掲げる法人が、その発行済株式等の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有し、又は特定事実が存在することによりその事業の方針の全部若しくは一部につき実質的に決定できる関係にある法人

ハ ロに掲げる法人が、その発行済株式等の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有し、又は特定事実が存在することによりその事業の方針の全部若しくは一部につき実質的に決定できる関係にある法人

五 一の法人がそれぞれ次に掲げるいずれかの法人に該当する場合における当該一の法人の関係（イに規定する一の者が同一の者である場合に限るものとし、前各号に掲げる関係に該当するものを除く。）

イ 一の者が、その発行済株式等の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有し、又は特定事実が存在することによりその事業の方針の全部若しくは一部につき実質的に決定できる関係にある法人

ロ イ又はハに掲げる法人が、その発行済株式等の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有し、又は特定事実が存在することによりその事業の方針の全部若しくは一部につき実質的に決定できる関係にある法人

ハ ロに掲げる法人が、その発行済株式等の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有し、又は特定事実が存在することによりその事業の方針の全部若しくは一部につき実質的に決定できる関係にある法人

3 前項第一号の場合において、一方の法人が他方の法人の発行済株式等の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、当該一方の法人の当該他方の法人に係る直接保有の株式等の保有割合（当該一方の法人の有する当該他方の法人の株式又は出資の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合をいう。）と当該一方の法人の当該他方の法人に係る間接保有の株式等の保有割合とを合計した割合により行うものとする。

4 前項に規定する間接保有の株式等の保有割合とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる割合（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に掲げる割合の合計割合）をいう。

一 前項の他方の法人の株主等（法人税法第二十四条に規定する株主等をいう。次号において同じ。）である法人の発行済株式等の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資が同項の一方の法人により所有されている場合 当該株主等である法人の有する当該他方の法人の株式又は出資の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

二 前項の他方の法人の株主等である法人（前号に掲げる場合に該当する同号の株主等である法人を除く。）と同項の一方の法人との間にこれら者と発行済株式等の所有を通じて連鎖関係にある一又は二以上の法人（以下この号において「出資関連法人」という。）が介在している場合（出資関連法人及び当該株主等である法人がそれぞれその発行済株式等の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を当該一方の法人又は出資関連法人（その発行済株式等の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資が当該一方の法人又は他の出資関連法人によって所有されているものに限る。）によって所有されている場合に限る。） 当該株主等である法人の有する当該他方の法人の株式又は出資の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

5 第三項の規定は、第二項第二号、第四号及び第五号の直接又は間接に保有される関係の判定について準用する。

6 第一項及び第二項に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、法及び経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）において使用する用語の例による。

第三條 経済産業大臣は、法第二十一条の十七の規定に基づき、事業者が行う研究開発と一体的に行う事業活動であつて、新たな需要を開拓することを目的として、当該研究開発により創出される技術及びこれに関連する技術について、産業標準化をすることが必要であるもの、国際標準化をすることが必要であるもの、知的財産権の取得及び活用をすることが必要であるもの又は秘匿することが必要であるものに分類し、当該分類に基づき計画的に展開するものの実施の状況について調査を行うことができる。

2 経済産業大臣は、前項の調査を行った場合には、必要に応じてその内容について評価を行い、当該調査の結果を公表するものとする。

第四條 経済産業大臣は、法第二十一条の十七の規定に基づき、毎年度、事業者の知的財産権の活用

の状況に関する事項であつて、次の各号に掲げる事項について調査を行うことができる。

- 一 事業者の行う居住者（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第二条第一項第一号の二に規定する居住者をいう。）又は内国法人（同条第二項第一号の二に規定する内国法人をいう。ただし関連者であるものを除く。）に対する特許権等の譲渡に関する事項のうち、次のイからニまでの事項
- イ 当該特許権等の内容
- ロ 当該特許権等の取得又は製作に関連する研究開発の実施の状況
- ハ 当該特許権等の取得又は製作に関連する他の者の特許権等の活用の状況
- ニ 当該譲渡の実施の状況

二 事業者の行う他の者（当該事業者の関連者であるものを除く。）に対する特許権等の貸付け（特許権等に係る権利の設定その他の者に特許権等を使用させる行為を含む。）に関する事項のうち、次のイからニまでの事項

イ 当該特許権等の内容

ロ 当該特許権等の取得又は製作に関連する研究開発の実施の状況

ハ 当該特許権等の取得又は製作に関連する他の者の特許権等の活用の状況

ニ 当該貸付けの実施の状況

2 経済産業大臣は、前項の調査を行った場合には、必要に応じて同項各号に掲げる事項の内容について評価を行い、当該調査の結果を公表するものとする。

2 経済産業大臣は、前項の証明に当たり、前項における基準に適合するかどうかを判断しようとする場合であつて、当該知的財産権の活用に係る事業分野の実態を考慮する必要があると認めるときは、あらかじめ、当該知的財産権の活用に係る事業を所管する大臣の意見を聴くことができる。

附則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

告 示

○内閣府告示第三十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、令和四年内閣府告示第四十九号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を令和七年三月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

令和七年三月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

- 一 地域活性化総合特別区域計画の作成主体 岡山県
- 二 地域活性化総合特別区域の名称 ハイパー＆グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区
- 三 当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業 地域活性化総合特別区域ガス融通事業、分割可能貨物輸送効率化事業及び地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第三十七号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第九条第二項で準用する同法第八条第八項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、令和七年内閣府告示第十八号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を令和七年三月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

令和七年三月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

- 一 区域計画の作成主体 東京圏国家戦略特別区域会議
- 二 国家戦略特別区域の名称 東京圏 国家戦略特別区域
- 三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業並びに国家戦略特別区域法第十条第一項第一号の特定事業 国家戦略民間都市再生事業、国家戦略都市計画建築物等整備事業、国家戦略道路占用手業、保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、二国間協定に基づく外国医師の業務解禁関連事業、公証人役場外定款認証事業、国家戦略特別区域限定保育士事業、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業、都市公園占用手業等施設設置事業、医師の養成に係る大学設置事業、国家戦略特別区域域事支援外国人受入事業、特定非営利活動法人設立促進事業、国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業、地域農畜産物利用促進事業、国家戦略住宅整備事業、国家戦略特区支援利

<p>子補給金の支給事業、臨床試験専用病床整備事業、特定実験試験局制度に関する特例事業、国家戦略特別区域診療用粒子線照射装置海外輸出促進事業、課税の特例措置活用事業、国家戦略特別区域小規模保育事業、国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業、特産酒類の製造事業、国家戦略特別区域障害者雇用創出事業、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業、国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業、国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業、国家戦略特別区域外国人美容師育成事業、国家戦略特別区域工場等新增設促進事業、国家戦略特別区域地区計画等建築物整備事業、国家戦略特別区域臨床研修診療所確保事業、国家戦略特別区域会社設立登記手続の英語対応事業及び国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動促進事業</p> <p>○内閣府告示第三十八号</p> <p>国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第九条第二項で準用する同法第八条第八項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、令和七年内閣府告示第二十号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を令和七年三月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。</p> <p>令和七年三月二十七日</p> <p>内閣総理大臣 石破 茂</p> <p>一 区域計画の作成主体 福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議 二 国家戦略特別区域の名称 福岡市・北九州市 グローバル創業・雇用創出特区 三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業並びに国家戦略特別区域法第十条第一項第一号の特定事業 国家戦略道路路占用事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業、特定非営利活動法人設立促進事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業、ユニット型指定介護老人福祉施設の共同生活室に関する特例事業、高齢者等への重点的な就職支援のための「シニア・ハローワーク」の設置、都市公園占用保育所等施設設置事業、特定実験試験局制度に関する特例事業、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業、特産酒類の製造事業、航空法の高空制限のエリア単位での特例承認関連事業、国家戦略特別区域空港アクセスバス事業、課税の特例措置活用事業、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業、国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業、国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業、国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業、国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動促進事業、国家戦略特別区域会社設立登記手続の英語対応事業及び国家戦略特別区域特例ファンド資産運用等事業</p> <p>○個人情報保護委員会告示第三号</p> <p>国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第四十七号）の施行に伴い、及び個人情報の保護に関する法律（平成二十八年個人情報保護委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>令和七年三月二十七日</p> <p>個人情報保護委員会委員長代理委員 大島 周平</p> <p>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部改正</p> <p>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成二十八年個人情報保護委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。</p>	<p>改 正 後</p> <p>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (通則編)</p> <p>目次 [略] 【凡例】</p>	<p>○内閣府告示第三十九号</p> <p>国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第九条第二項で準用する同法第八条第八項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、令和六年内閣府告示第三十七号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を令和七年三月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。</p> <p>令和七年三月二十七日</p> <p>内閣総理大臣 石破 茂</p> <p>一 区域計画の作成主体 仙台市国家戦略特別区域会議 二 国家戦略特別区域の名称 仙台市 国家戦略特別区域 三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業 特定非営利活動法人設立促進事業、国家戦略特別区域限定保育士事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略道路路占用事業、都市公園占用保育所等施設設置事業、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業、一般社団法人等への信用保証制度の適用関連事業、課税の特例措置活用事業、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業及び国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業</p> <p>○内閣府告示第四十号</p> <p>国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第九条第二項で準用する同法第八条第八項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、令和七年内閣府告示第十七号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を令和七年三月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。</p> <p>令和七年三月二十七日</p> <p>内閣総理大臣 石破 茂</p> <p>一 区域計画の作成主体 北海道国家戦略特別区域会議 二 国家戦略特別区域の名称 北海道 国家戦略特別区域 三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業 国家戦略特別区域銀行脱炭素関連事業促進出資事業、国家戦略特別区域会社設立登記手続の英語対応事業及び国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業</p>	<p>改 正 前</p> <p>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (通則編)</p> <p>目次 [同左] 【凡例】</p>
--	---	--	--

[略]

※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、令和7年4月1日時点の条番号を示すものとする。

1 [略]

2 定義

2-1～2-4 [略]

2-5 個人情報取扱事業者（法第16条第2項・法第2条第9項、第10項、第11項・法別表第2関係）

法第16条（第2項）	
[略]	
法第2条（第9項）	
[略]	
法第2条（第10項）	
[略]	
法第2条（第11項）	
[略]	
法別表第2	
名 称	根 拠 法
[略]	[略]
国立研究開発法人	独立行政法人通則法
国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法
国立大学法人	国立大学法人法
[略]	[略]

[略]

2-6～2-19 [略]

3～5 [略]

6 適用の特例（法第58条・第125条関係）

[略]

国立大学法人及び医療事業を行う独立行政法人等（※）における個人情報の取扱い並びに独立行政法人労働者健康安全機構の行う病院の運営の業務に係る個人情報の取扱いについては、学術研究機関、医療機関等としての特性を踏まえ、基本的に民間の学術研究機関、医療機関等と同様、民間部門における個人情報の取扱いに係る規律が適用される。

（※）国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等とは、法別表第2に掲げる次の法人等をいう。

沖繩科学技術大学院大学学園
国立研究開発法人

[同左]

※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、令和7年3月24日時点の条番号を示すものとする。

1 [同左]

2 定義

2-1～2-4 [同左]

2-5 個人情報取扱事業者（法第16条第2項・法第2条第9項、第10項、第11項・法別表第2関係）

法第16条（第2項）	
[同左]	
法第2条（第9項）	
[同左]	
法第2条（第10項）	
[同左]	
法第2条（第11項）	
[同左]	
法別表第2	
名 称	根 拠 法
[同左]	[同左]
国立研究開発法人	独立行政法人通則法
国立大学法人	国立大学法人法
[同左]	[同左]

[同左]

2-6～2-19 [同左]

3～5 [同左]

6 適用の特例（法第58条・第125条関係）

[同左]

国立大学法人及び医療事業を行う独立行政法人等（※）における個人情報の取扱い並びに独立行政法人労働者健康安全機構の行う病院の運営の業務に係る個人情報の取扱いについては、学術研究機関、医療機関等としての特性を踏まえ、基本的に民間の学術研究機関、医療機関等と同様、民間部門における個人情報の取扱いに係る規律が適用される。

（※）国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等とは、法別表第2に掲げる次の法人等をいう。

沖繩科学技術大学院大学学園
国立研究開発法人

国立健康危機管理研究機構 国立大学法人 大学共同利用機関法人 独立行政法人国立病院機構 独立行政法人地域医療機能推進機構 福島国際研究教育機構 放送大学学園 [略] (参考) [略] 7～10 [略] 【付録】 [略]	国立大学法人 大学共同利用機関法人 独立行政法人国立病院機構 独立行政法人地域医療機能推進機構 福島国際研究教育機構 放送大学学園 [同左] (参考) [同左] 7～10 [同左] 【付録】 [同左]
---	---

備考 表中の「 」の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

○個人情報保護委員会告示第四号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成二十八年個人情報保護委員会告示第七号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月二十七日

個人情報保護委員会委員長代理委員 大島 周平

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部改正

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成二十八年個人情報保護委員会告示第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （外国にある第三者への提供編）</p> <p>目次 [略] 【凡例】 [略] 1・2 [略] 3 個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>規則第15条</p> <p>1 法第28条第1項の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものとする。</p> <p>(1) <u>法第4章又は第5章の規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足りる状況にあること。</u></p> </div>	<p>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （外国にある第三者への提供編）</p> <p>目次 [同左] 【凡例】 [同左] 1・2 [同左] 3 個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>規則第15条</p> <p>1 法第28条第1項の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものとする。</p> <p>(1) <u>法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足りる状況にあること。</u></p> </div>

<p>(2) 個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督又は監視を行うための体制が確保されていること。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) 前四号に定めるもののほか、当該外国を法第28条第1項の規定による外国として定めることが、我が国における行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、又は我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[略]</p> <p>4～6 [略]</p> <p>【付録】</p> <p>[略]</p>	<p>(2) 個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督を行うための体制が確保されていること。</p> <p>(3)・(4) [同左]</p> <p>(5) 前四号に定めるもののほか、当該外国を法第28条第1項の規定による外国として定めることが、我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること。</p> <p>2～4 [同左]</p> <p>[同左]</p> <p>4～6 [同左]</p> <p>【付録】</p> <p>[同左]</p>
備考 表中の「 」の記載は注記である。	

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

○個人情報保護委員会告示第五号

国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第四十七号）の施行に伴い、及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月二十七日

個人情報保護委員会委員長代理委員 大島 周平

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部改正

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）</p> <p>目次 [略] 【凡例】 [略]</p> <p>※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（令和7年4月1日）時点の条番号を示すものとする。</p> <p>1～3 [略]</p>	<p>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）</p> <p>目次 [同左] 【凡例】 [同左]</p> <p>※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（令和6年11月27日）時点の条番号を示すものとする。</p> <p>1～3 [同左]</p>

4 適用の範囲

4-1 法第5章の規律対象となる主体

[略]

4-1-1 行政機関等

(1) [略]

(2) 独立行政法人等

「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び法別表第1に掲げる次の法人をいう（法第2条第9項）。

名 称	根 拠 法
[略]	[略]
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）
国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）
国立大学法人	国立大学法人法（平成15年法律第112号）
[略]	[略]

(3)・(4) [略]

(5) 行政機関等

[略]

(※) 法別表第2に掲げる法人は次のとおりである。

名 称	根 拠 法
[略]	[略]
国立研究開発法人	独立行政法人通則法
国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法
国立大学法人	国立大学法人法
[略]	[略]

(6) [略]

4-1-2 [略]

4-2 [略]

5 個人情報等の取扱い

5-1・5-2 [略]

5-3 安全管理措置等

[略]

5-3-1 安全管理措置

(1) [略]

4 適用の範囲

4-1 法第5章の規律対象となる主体

[同左]

4-1-1 行政機関等

(1) [同左]

(2) 独立行政法人等

「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び法別表第1に掲げる次の法人をいう（法第2条第9項）。

名 称	根 拠 法
[同左]	[同左]
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）
国立大学法人	国立大学法人法（平成15年法律第112号）
[同左]	[同左]

(3)・(4) [同左]

(5) 行政機関等

[同左]

(※) 法別表第2に掲げる法人は次のとおりである。

名 称	根 拠 法
[同左]	[同左]
国立研究開発法人	独立行政法人通則法
国立大学法人	国立大学法人法
[同左]	[同左]

(6) [同左]

4-1-2 [同左]

4-2 [同左]

5 個人情報等の取扱い

5-1・5-2 [同左]

5-3 安全管理措置等

[同左]

5-3-1 安全管理措置

(1) [同左]

(2) 行政機関の長等の安全管理措置義務の準用

[略]

(※1) 政令第19条第1項各号において次の業務が掲げられている。

- ① 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）第19条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）第18条、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号）第16条又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成26年法律第49号）第17条の3において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の規定に基づき行う業務（政令第19条第1項第1号）
- ② 計量法（平成4年法律第51号）第168条の2（第9号に係る部分に限る。）又は第168条の3第1項の規定に基づき行う業務（政令第19条第1項第2号）
- ③ 種苗法（平成10年法律第83号）第15条の2第1項（同法第17条の2第6項、第35条の3第3項及び第47条第3項において準用する場合を含む。）又は第63条第1項の規定に基づき行う業務（政令第19条第1項第3号）
- ④ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第65条の4第1項又は第65条の5第1項、第2項若しくは第4項の規定に基づき行う業務（政令第19条第1項第4号）
- ⑤ 国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成11年法律第198号）第14条第1項の規定に基づき行う業務（政令第19条第1項第5号）
- ⑥ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条第1項の規定に基づき行う業務（政令第19条第1項第6号）
- ⑦ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第2条第4項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務（政令第19条第1項第7号）
- ⑧ がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）第23条第1項の規定に基づき行う業務（政令第19条第1項第8号）
- ⑨ 法第58条第1項第2号に掲げる者が条例に基づき行う業務であって前各号に掲げる業務に類するものとして条例で定めるもの（政令第19条第1項第9号）

(※2) [略]

(※3) [略]

5-3-2 [略]

5-4~5-7 [略]

6~11 [略]

(2) 行政機関の長等の安全管理措置義務の準用

[同左]

(※1) 政令第19条第1項各号において次の業務が掲げられている。

- ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の規定に基づき行う業務であって、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）第19条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）第18条、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号）第16条又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成26年法律第49号）第17条の3において準用するもの（政令第19条第1項第1号）
- ② 計量法（平成4年法律第51号）第168条の2（第9号に係る部分に限る。）又は第168条の3第1項の規定に基づき行う業務（政令第19条第1項第2号）
- ③ 種苗法（平成10年法律第83号）第15条の2第1項（同法第17条の2第6項、第35条の3第3項及び第47条第3項において準用する場合を含む。）又は第63条第1項の規定に基づき行う業務（政令第19条第1項第3号）

[加える。]

- ④ 国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成11年法律第198号）第14条第1項の規定に基づき行う業務（政令第19条第1項第4号）
- ⑤ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条第1項の規定に基づき行う業務（政令第19条第1項第5号）
- ⑥ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第2条第4項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務（政令第19条第1項第6号）
- ⑦ がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）第23条第1項の規定に基づき行う業務（政令第19条第1項第7号）
- ⑧ 法第58条第1項第2号に掲げる者が条例に基づき行う業務であって前各号に掲げる業務に類するものとして条例で定めるもの（政令第19条第1項第8号）

(※2) [同左]

(※3) [同左]

5-3-2 [同左]

5-4~5-7 [同左]

6~11 [同左]

備考 表中の [] の記載は社記である。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

○総務省告示第九十四号

競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）第一条の二第二項及び第四項の規定に基づき、競馬を行うことができる市を次のとおり指定する。

右の指定は、令和七年四月一日からその効力を生ずるものとする。

令和七年三月二十七日

総務大臣 村上誠一郎

都道府県名	市名	競馬を行うことができる期限	条 件
北海道	帯広市	令和八年三月三十一日	
岩手県	盛岡市 奥州市	同右	競馬の実施については、一部事務組合で施行すること。
埼玉県	さいたま市	令和九年三月三十一日	同右
神奈川県	川崎市	同右	同右
愛知県	名古屋市 豊明市	同右	同右

○総務省告示第九十五号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、自転車競走を行うことができる市を次のとおり指定する。

右の指定は、令和七年四月一日からその効力を生ずるものとする。

令和七年三月二十七日

総務大臣 村上誠一郎

都道府県名	市名	自転車競走を行うことができる期限	条 件
東京都	八王子市 武蔵野市 青梅市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市	令和九年三月三十一日	自転車競走の実施については、一部事務組合で施行すること。

○総務省告示第九十六号

モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、モーターボート競走を行うことができる市町を次のとおり指定する。

右の指定は、令和七年四月一日からその効力を生ずるものとする。

令和七年三月二十七日

総務大臣 村上誠一郎

都道府県名	市町名	モーターボート競走を行うことができる期限	条 件
東京都	小平市 日野市 東村山市 国分寺市	令和九年三月三十一日	モーターボート競走の実施については、一部事務組合で施行すること。
香川県	三豊市 綾歌郡宇多津町 仲多度郡琴平町 同郡まんのう町	同右	同右
福岡県	筑紫野市 春日市 大野城市 宗像市 太宰府市 古賀市 福津市 糸島市 那珂川市 糟屋郡宇美町 同郡篠栗町 同郡志免町 同郡須恵町 同郡新宮町 同郡久山町 同郡粕屋町	同右	同右

様式第二号の二（表面）を次のように改める。

様式第2号の2（第1条関係）（表面）

障害者採用計画実施状況通報告（法定雇用率2.7%が適用される教育委員会用）

（日本産業規格A列4）

機関名

令和 年 月 日現在

A 計画の始期及び終期	B 本通報作成時における在職状況														
	① 法定雇用職業者数の算定の基礎となる職員の数		② 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数		③ 重度身体障害者又は知的障害者である職員の数		④ 重度知的障害者又は知的障害者である職員の数		⑤ 精神障害者である職員の数		⑥ 精神障害者である特定短時間勤務職員の数		⑦ 精神障害者である特定短時間勤務職員の数		⑧ 計
① 始期 令和 年 月 日	② 終期 令和 年 月 日	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	
<p>② 令和 年 月 日</p> <p>⑥ 実雇用率 $\frac{\text{⑤}}{\text{②}} \times 100$ %</p> <p>⑦ 法定雇用率を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数</p>															
<p>③ 計画始期から本通報作成時までの間における採用状況</p> <p>計画における採用予定</p>															
		⑩ 除外職員を除く職員の数	⑪ 身体障害者又は知的障害者である職員の数	⑫ 除外職員を除く職員の数	⑬ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数	⑭ 重度身体障害者又は知的障害者である職員の数	⑮ 重度知的障害者又は知的障害者である職員の数	⑯ 精神障害者である職員の数	⑰ 精神障害者である特定短時間勤務職員の数	⑱ 精神障害者である特定短時間勤務職員の数	⑲ 精神障害者である特定短時間勤務職員の数	⑳ 精神障害者である特定短時間勤務職員の数	㉑ 精神障害者である特定短時間勤務職員の数	㉒ 精神障害者である特定短時間勤務職員の数	㉓ 計
継続の区分															
合計		a	b	c										d	e
採用計画実施率		D 備考													
$\frac{d}{b/a} \times 100$		%													
<p>障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第6条の規定により、上記のとおり通報する。</p>															
令和 年 月 日	厚生労働大臣 殿	任命権者の官職及び氏名													
都道府県労働局長		記入担当者 所属部署名 氏名													

様式第3号 (裏面)

[注意]

- 二以上の障害を有する者については、いずれか一の障害のみについて記載すること。
- ①欄には、当該機関に常時勤務する職員の数を記載すること。
- ①a欄、②d欄、③g欄並びに④(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)欄は、短時間勤務職員を除くこと。
- 3-2 ①b欄、②e欄、③h欄並びに④(ハ)、(ニ)、(ロ)、(イ)及び(イ)欄は、障害者の雇用の促進等に関する法律第69条に規定する特定短時間勤務職員を除くこと。
- ③欄には、[参考1]に掲げる職種に属する職員の数を記載すること。
- ③欄には、[参考2]に掲げる職種に属する職員の数を記載すること。
- ④欄の()内には内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- ⑤欄には、直近に提出した障害者任免状況通報書の⑧欄「適用される除外率」に記載した数を記載すること。合併により新たに生じた機関あるいは合併等により新たに通報義務が生じた機関においては、⑤欄は記入せず、A欄、Bの⑥欄から⑫欄まで及びC欄を記入すること。
- ⑥欄には、当該年度の6月1日時点における基準割合を記載すること。
- ⑥欄には、小数点以下第1位を切り捨てた数を記載すること。
- ⑦欄には、[参考3]に従い、基準割合(⑥)に応じた除外率の数字を記入すること。基準割合が35%未満であるときは0とすること。
- ⑧欄には、⑤欄の数と⑦欄の数の差が10以上となるときは⑦欄の数を、10以上とならないときは⑤欄の数を記載すること(合併等により⑤欄に記入しなかった機関においては、⑦欄の数を記載すること)。ただし、⑤欄の数が5以上となり、かつ、⑦欄の数が0となるときは⑦欄の数を記載すること。
- ⑨欄には、職員の数(①a)から除外職員数(②f)及び除外率相当職員数(①c-②f)×⑧。1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数を記載すること。
- ①c欄、②f欄、③j欄、④(ハ)、(ニ)及び(イ)欄並びに⑩欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- ⑩欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- ⑫欄には、⑩欄の数と⑨欄の数を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)から控除した数を記載すること(小数点以下第1位まで記載すること)。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。

[参考1] 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第1に掲げる職員

○警察官 ○皇宮護衛官 ○自衛官、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生(防衛省設置法(昭和29年法律第164号)第16条第1項第3号の教育訓練を受けている者を除く。)並びに陸上自衛隊高等工科学校の生徒 ○刑務官及び入国警備官 ○密輸出入の取締りを職務とする者 ○麻薬取締官及び麻薬取締員 ○海上保安官、海上保安官補並びに海上保安大学校及び海上保安学校の学生及び生徒 ○消防吏員及び消防団員

[参考2] 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第3に掲げる職員

○国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第3項第2号から第11号までに掲げる職員(同項第9号に掲げる職員については、就任について国会の両院又は一院の議決又は同意によることを必要とする職員に限る。)及び船員である職員 ○裁判官、検察官、大卒及び高等専門学校の教育職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第1号に掲げる職(就任について地方公共団体の議会の議決又は同意によることを必要とする職に限る。)及び第4号に掲げる職に属する職員 ○国会の衛視 ○法廷の警備を職務とする者 ○漁業監督官及び漁業監督吏員並びに森林警察を職務とする者 ○航空交通管制官 ○医師及び歯科医師並びに保健師、助産師、看護師及び准看護師 ○幼稚園、小学校、特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行うものを除く。)及び幼児保育型認定こども園の教育職員 ○児童福祉施設(幼児保育型認定こども園を除く。)において児童の介護、看護又は養育を職務とする者 ○動物検疫所の家畜防疫官及び猛獣獣医さん又は種雄牛馬の飼養管理を職務とする者 ○航空機への搭乗を職務とする者 ○鉄道車両、軌道車両、索道搬送装置又は自動車(旅客運送事業用バス、大型トラック及びビュッセル)その他の特殊作業用自動車に限る。)の運転に従事する者 ○鉄道又は軌道の転てつ、連結、機車、保線又は踏切保安その他の運行保安の作業を職務とする者 ○とび作業、トンネル内の作業、いかだ流し、潜水その他高所、地下、水上又は水中における作業を職務とする者 ○伐木、岩石の切出しその他不安定な場所において重量物を取り扱う作業を職務とする者 ○建設用重機械の操作、起重機の運転又は玉掛けの作業を職務とする者 ○多量の高熱物体を取り扱う作業を職務とする者

[参考3] 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第4

基準割合(⑥)	除外率(⑦)	基準割合(⑥)	除外率(⑦)	基準割合(⑥)	除外率(⑦)
95%以上	65%	70%以上75%未満	40%	45%以上50%未満	15%
90%以上95%未満	60%	65%以上70%未満	35%	40%以上45%未満	10%
85%以上90%未満	55%	60%以上65%未満	30%	35%以上40%未満	5%
80%以上85%未満	50%	55%以上60%未満	25%		
75%以上80%未満	45%	50%以上55%未満	20%		

様式第5号の3 (裏面)

〔注意〕

- 1 ①欄には、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第41条の特例の承認を申請する省庁（内閣府設置法第49条第1項に規定する機関又は国家行政組織法第3条第2項に規定する省若しくは庁をいう。以下同じ。）の名称を記載すること。
- 2 ③欄には、①欄の省庁の外局等（内閣府設置法第49条第2項に規定する機関、国家行政組織法第3条第2項に規定する委員会若しくは庁又は同法第8条の3に規定する特別の機関をいう。以下同じ。）であって、①欄の省庁とともに法第41条の特例の承認を申請する機関の名称を記載すること。
なお、①欄の省庁に複数の外局等があり、これらについて同時に特例承認の申請を行う場合は、B欄及びD欄の外局等にかかる欄については、各外局ごとの内訳を記載すること（3つの外局について承認の申請を行う場合は、当該欄内に3行に分けて記載するなど）。
- 3 ⑤欄には、③欄の外局等が①欄の省庁の外局等であることの根拠となる法令の条項を記載すること。
- 4 ⑥(イ)欄、⑦(イ)欄、⑩(イ)欄並びに⑪(イ)、(ロ)、(ト)、(フ)及び(ワ)欄には、短時間勤務職員が除かれるものであること。
- 4-2 ⑥(ロ)欄、⑦(ロ)欄、⑩(ロ)欄並びに⑫(ハ)、(ニ)、(リ)、(ヌ)及び(カ)欄には、法第69条に規定する特定短時間勤務職員が除かれるものであること。
- 4-3 ⑥(ハ)欄、⑦(ハ)欄、⑩(ハ)、(ニ)及び(ハ)欄、⑪(ハ)、(フ)及び(ク)欄並びに⑫欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 5 ⑥欄には、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（以下「令」という。）別表第1に掲げる職員の数を記載すること。
- 6 ⑦欄には、令別表第3に掲げる職員の数を記載すること。
- 7 ⑧欄は、除外職員を除く職員の数（⑩(ニ)合計欄）に占める旧除外職員の総数（⑦(ハ)欄）の割合を記載すること。
- 8 ⑨欄は、令別表第4に従い、基準割合（⑧欄）に応じた除外率の数字を記載すること。基準割合35%未満であるときは0とすること。
- 9 ⑩(ニ)欄には、⑩(ハ)欄の数から令別表第1に掲げる職員の数を控除した数を記載すること。
- 10 ⑩(ホ)合計欄には⑨欄の数字を記載すること。
- 11 ⑩(ハ)欄には、⑩(ニ)欄の数に⑩(ホ)欄の除外率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を⑩(ニ)欄の数から控除した数を記載すること。
- 12 ⑬欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 13 ⑭欄には、⑩(ハ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、⑫欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること。）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。
- 14 ⑭欄の合計欄の数が0より大きい場合には障害者採用促進計画を添付すること。
- 15 所定の記載欄に記載することができない場合には、当該欄にその旨を記載し、別紙に所定の記載事項を記載し、提出すること。

様式第五号の三（裏面）を次のように改める。

様式第5号の5 (裏面)

〔注意〕

- 1 ①欄には、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第42条の特例の認定を申請する地方公共団体の機関（以下「認定申請地方機関」という。）の名称を記載すること。
- 2 ③欄には、①欄の認定申請地方機関以外の地方公共団体の機関であって、当該認定申請地方機関とともに法第42条の特例の認定を申請する機関（以下「その他申請機関」という。）の名称を記載すること。

なお、3つ以上の機関等について同時に特例認定の申請を行う場合は、B欄及びD欄のその他申請機関にかかる欄については、各機関ごとの内訳を記載すること（3つの機関と特例認定の申請を行う場合は、当該欄内に3行に分けて記載するなど）。

- 3 ⑤欄には、認定申請地方機関とその他申請機関の職員（任命権者を含む。）の任免関係等を記載するとともに、括弧内にその根拠となる法令の条項を記載すること。

(記載例)

- ・ ①欄に知事部局、③欄に都道府県教育委員会を記載した場合
知事→教育委員会の委員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条）
教育委員会→

教育長（同法第13条）	事務局長（同法第18条第7項）
事務局長職員（同法第18条第7項）	所管教育機関の職員等（同法第21条第3号、第34条）
 - ・ ①欄に知事部局、③欄に地方公営企業を記載した場合
知事→管理者（地方公営企業法第7条の2第1項）
管理者→職員（同法第9条第2号）
 - ・ ①欄に市長部局、③欄に一部事務組合を記載し、当該市長が当該一部事務組合の管理者を兼ねている場合
市長＝管理者（〇〇事務組合同規約第〇条第〇項）
管理者→職員（同規約第〇条第〇項）
- 4 ⑥(イ)欄、⑦(イ)欄、⑧(イ)欄、⑪(イ)欄並びに⑫(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)欄には、短時間勤務職員が除かれるものであること。
 - 4-2 ⑥(ロ)欄、⑦(ロ)欄、⑧(ロ)欄、⑪(ロ)欄並びに⑫(ハ)、(ニ)、(リ)、(ヌ)及び(カ)欄には、法第69条に規定する特定短時間勤務職員が除かれるものであること。
 - 4-3 ⑥(ハ)欄、⑦(ハ)欄、⑧(ハ)欄、⑪(ハ)、(ニ)及び(ヘ)欄、⑫(ハ)、(マ)及び(ケ)欄並びに⑬欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
 - 5 ⑥欄には、①欄の認定申請地方機関において任命された職員のほか、地方自治法第252条の17の規定に基づき当該認定申請地方機関から③欄のその他申請機関へ派遣されている職員、当該認定申請地方機関を退職し現在は当該その他申請機関の職員であるものの一定期間勤務後は当該認定地方機関の職員として再び任命される見込みである職員等事実上当該認定申請地方機関において任免を行っている職員を含んだ数を記載すること。
 - 6 ⑦欄には、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（以下「令」という。）別表第1に掲げる職員の数を記載すること。
 - 7 ⑧欄には、令別表第3に掲げる職員の数を記載すること。
 - 8 ⑨欄は、除外職員を除く職員の数（⑪(ニ)合計欄）に占める旧除外職員の総数（⑧(ハ)欄）の割合を記載すること。
 - 9 ⑩欄は、令別表第4に従い、基準割合（⑨欄）に応じた除外率の数字を記載すること。基準割合が35%未満であるときは0とすること。
 - 10 ⑪(ニ)欄には、⑪(ハ)欄の数から令別表第1に掲げる職員の数を控除した数を記載すること。
 - 11 ⑪(ホ)合計欄には⑩欄の数字を記載すること。
 - 12 ⑪(ハ)欄には、⑪(ニ)欄の数に⑪(ホ)欄の除外率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を⑪(ニ)欄の数から控除した数を記載すること。
 - 13 ⑬欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
 - 14 ⑮欄には、⑪(ハ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、⑬欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。
 - 15 ⑮欄の合計欄の数が0より大きい場合には障害者採用促進計画を添付すること。
 - 16 所定の記載欄に記載することができない場合には、当該欄にその旨を記載し、別紙に所定の記載事項を記載し、提出すること。

様式第五号の五（裏面）を次のように改める。

様式第6号 (裏面)

〔注意〕

- 1 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条、第45条の2又は第45条の3の特例の認定を受けた事業主については、この様式は使用せず、それぞれ様式第6号の2、様式第6号の3又は様式第6号の4を使用すること。
- 2 ①欄には、当該企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば、「ボール盤製造」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 3 ②欄には、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等全ての事業所の合計数を記載すること。
- 4 ⑥欄には、法第44条の特例における子会社に含まれる事業所である場合は「1」を、指定就労継続支援A型事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。以下「A型事業所」という。）の場合は「2」を、それ以外の事業所である場合は「3」を記載すること。
- 5 ⑧欄には、当該事業所の主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第4の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合においてのみ、当該主たる事業の内容を具体的に記載すること。
- 6 ⑨欄には、⑧欄に記載した事業の種類に係る除外率を記載すること。
- 7 ⑩(イ)欄並びに⑪(ホ)、(ハ)、(ル)、(ヲ)及び(レ)欄には、短時間労働者の数を含めないこと。
- 8 ⑩(ニ)欄には、⑩(ハ)欄の数に⑨欄の除外率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を⑩(ハ)欄の数から控除した数を記載すること。
- 9 ⑩(ハ)及び(ニ)欄、⑪(ヌ)、(ト)及び(ネ)欄並びに⑫欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 10 ⑪欄及び⑫欄の（ ）内には、内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- 10-2 法第70条に規定する特定短時間労働者については、⑪(リ)欄に重度身体障害者、⑪(ヨ)欄に重度知的障害者、⑪(ヲ)欄に精神障害者の数をそれぞれ記載すること。ただし、A型事業所については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型の支援を受ける者を含めないこと。
- 10-3 ⑩(ロ)欄、⑪(ト)、(チ)、(リ)、(カ)及び(ウ)欄には、特定短時間労働者の数を含めないこと。
- 11 ⑬欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 12 ⑭欄には、⑩(ニ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、⑫欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること。）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。
なお、法定雇用率は一般の企業にあつては100分の2.5、特殊法人（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2に掲げるものに限る。）にあつては100分の2.8であること。
- 13 D欄の身体障害者数には、種別ごとに実人数を記載すること。
- 14 E欄の障害者雇用推進者とは、法第78条第2項の規定に基づいて選任される者をいうものであること。

様式第六号（裏面）を次のように改める。

様式第6号の12 (第4条の5第2項関係) (表面)

(日本産業規格A列4)

事業協同組合等及び特定事業主の概要

令和 年 月 日現在

様式第六号の十二(表面)を次のように改める。

A 事業協同組合等の概要						
① 名称及び代表者の氏名		② 主たる事務所の所在地		③ 事業の種類	④ 事業所の数	
B 特定事業主の概要						
⑤ 名称及び代表者の氏名		⑥ 主たる事務所の所在地		⑦ 事業の種類	⑧ 事業所の数	
⑨ 子会社特例認定等の有無		(有・無)				
C 事業協同組合等の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況						
⑩ 常用雇用労働者の数		⑪ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数			⑫ $\frac{\text{⑪のハ}}{\text{⑩のハ}} \times 100$ %	
(イ) 常用雇用労働者数	人	(イ) 重度身体障害者数	人	(ロ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者数		人
(ロ) 短時間労働者数	人	(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者数	人	(ハ) 重度知的障害者である特定短時間労働者数		人
(ハ) 常用雇用労働者の総数 【イ+ロ×0.5】	人	(ハ) 重度身体障害者である短時間労働者数	人	(ニ) 重度知的障害者である特定短時間労働者数		人
		(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者数	人	(ホ) 精神障害者数		人
		(ホ) 重度身体障害者である特定短時間労働者数	人	(ヘ) 精神障害者である短時間労働者数		人
		(ヘ) 重度知的障害者数	人	(ニ) 計 【イ+ロ+ヘ+ト+ル+ヲ+(ハ+ニ+ホ+チ+リ+ヌ+ヲ)×0.5】		人
		(ロ) 重度知的障害者以外の知的障害者数	人			
		(ロ) 重度知的障害者である短時間労働者数	人			
D 事業協同組合等における身体障害者、知的障害者又は精神障害者のための特別な配慮の状況						
⑬ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のために特別な配慮をした施設又は設備の概要						
⑭ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のための雇用管理上の特別な配慮の状況						
(イ) 専任の指導員等の配置状況		(ロ) その他特別な配慮がある場合はその状況				
E 特定事業主の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況						
⑮ 常用雇用労働者の数		⑯ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数				
(イ) 常用雇用労働者数 (短時間労働者を除く)	人	(イ) 重度身体障害者数	人	(ロ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者数	人	
(ロ) 短時間労働者数	人	(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者数	人	(ハ) 重度知的障害者である特定短時間労働者数	人	
(ハ) 常用雇用労働者の総数 【イ+ロ×0.5】	人	(ハ) 重度身体障害者である短時間労働者数	人	(ニ) 知的障害者数【(イ×2)+ロ+ハ+(ニ+ホ)×0.5】	人	
		(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者数	人	(ロ) 精神障害者数	人	
		(ホ) 重度身体障害者である特定短時間労働者数	人	(ヘ) 精神障害者である短時間労働者数	人	
		(ヘ) 身体障害者数【(イ×2)+ロ+ハ+(ニ+ホ)×0.5】	人	(ニ) 精神障害者である特定短時間労働者数	人	
		(ロ) 重度知的障害者数	人	(ロ) 精神障害者数【ヲ+カ+(ロ×0.5)】	人	
		(ロ) 重度知的障害者以外の知的障害者数	人	(ロ) 計【ヘ+ヲ+カ】	人	
		(ロ) 重度知的障害者である短時間労働者数	人			
F 事業協同組合等と特定事業主の人的関係又は営業上の関係						
F-1 人的関係	⑰ 事業協同組合等の役員の特任事業主からの選任状況	(イ) 事業協同組合等の役員数	(ロ) (イ)のうち特定事業主の役員又は職員から選任されている者の数	(ハ) $\frac{\text{(ロ)}}{\text{(イ)}} \times 100$ %	(ニ) 特定事業主から選任されている役員の氏名、事業協同組合等における役職及び略歴	
	⑱ 事業協同組合等の従業員のうち特定事業主からの派遣されている者の状況	(イ) 事業協同組合等の従業員の総数	(ロ) (イ)のうち特定事業主から派遣されている者の数	(ハ) $\frac{\text{(ロ)}}{\text{(イ)}} \times 100$ %	(ニ) 特定事業主から派遣されている者の主な職名	
F-2 営業上の関係	⑲ 事業協同組合等の直近の事業年度における特定事業主からの受注(売上げ)の実績		⑳ 事業協同組合等の直近の事業年度における特定事業主からの受注(売上げ)の見込み			
	千円		千円			

○厚生労働省告示第七十号
 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第六十三条第一号の規定に基づき、基金中途脱退者に係る公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十三条第四項に規定する年金給付等積立金の額の計算方法（平成二十六年厚生労働省告示第九十九号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月二十七日
 別表第一及び別表第二を次のように改める。

厚生労働大臣 福岡 資麿

別表第一（第1号口関係）

年齢	男子		女子
	昭和39年4月1日以前に生まれた者	昭和39年4月2日か昭和41年4月2日以前に生まれた者	昭和39年4月1日以前に生まれた者
35歳以上			
35歳6月を超え	3.6340	4.3947	
36歳6月を超え	3.7855	4.5767	
37歳6月を超え	3.9434	4.7663	
38歳6月を超え	4.1081	4.9638	
39歳6月を超え	4.2798	5.1697	
40歳6月を超え	4.4590	5.3844	
41歳6月を超え	4.6460	5.6082	
42歳6月を超え	4.8411	5.8416	
43歳6月を超え	5.0449	6.0851	
44歳6月を超え	5.2578	6.3391	
45歳6月を超え	5.4802	6.6042	
46歳6月を超え	5.7127	6.8808	
47歳6月を超え	5.9561	7.1695	
48歳6月を超え	6.2108	7.4711	
49歳6月を超え	6.4777	7.7862	
50歳6月を超え	6.7574	8.1156	
51歳6月を超え	7.0507	8.4599	

51歳 6 月を超え 以下	7. 3586	8. 8200
52歳 6 月を超え 以下	7. 6821	9. 1966
53歳 6 月を超え 以下	8. 0221	9. 5905
54歳 6 月を超え 以下	8. 3798	10. 0024
55歳 6 月を超え 以下	8. 7565	10. 4333
56歳 6 月を超え 以下	9. 1535	10. 8841
57歳 6 月を超え 以下	9. 5723	11. 3562
58歳 6 月を超え 以下	10. 0147	12. 6366
59歳 6 月を超え 以下	10. 4828	13. 1892
60歳 6 月を超え 以下	10. 9788	13. 7683
61歳 6 月を超え 以下	11. 5053	14. 3758
62歳 6 月を超え 以下	12. 0653	15. 0136
63歳 6 月を超え 以下	12. 6618	15. 6839
64歳 6 月を超え 以下	13. 2984	15. 3695
65歳 6 月を超え 以下	12. 9566	15. 0458
66歳 6 月を超え 以下	12. 6017	14. 7090
67歳 6 月を超え 以下	12. 2432	14. 3633
68歳 6 月を超え 以下	11. 8804	14. 0081
69歳 6 月を超え 以下	11. 5130	13. 6432
70歳 6 月を超え 以下	11. 1409	13. 2684
71歳 6 月を超え 以下	10. 7642	12. 8837
72歳 6 月を超え 以下	10. 3831	12. 4897
73歳 6 月を超え 以下	9. 9985	12. 0869
74歳 6 月を超え 以下	9. 9985	12. 0869

74歳 6 月を超え 以下	9. 6117	9. 6117	9. 6117	9. 6117	11. 6760	11. 6760	11. 6760
75歳 6 月を超え 以下	9. 2232	9. 2232	9. 2232	9. 2232	11. 2571	11. 2571	11. 2571
76歳 6 月を超え 以下	8. 8327	8. 8327	8. 8327	8. 8327	10. 8301	10. 8301	10. 8301
77歳 6 月を超え 以下	8. 4396	8. 4396	8. 4396	8. 4396	10. 3952	10. 3952	10. 3952
78歳 6 月を超え 以下	8. 0442	8. 0442	8. 0442	8. 0442	9. 9537	9. 9537	9. 9537
79歳 6 月を超え 以下	7. 6479	7. 6479	7. 6479	7. 6479	9. 5077	9. 5077	9. 5077
80歳 6 月を超え 以下	7. 2532	7. 2532	7. 2532	7. 2532	9. 0593	9. 0593	9. 0593
81歳 6 月を超え 以下	6. 8622	6. 8622	6. 8622	6. 8622	8. 6100	8. 6100	8. 6100
82歳 6 月を超え 以下	6. 4767	6. 4767	6. 4767	6. 4767	8. 1609	8. 1609	8. 1609
83歳 6 月を超え 以下	6. 0980	6. 0980	6. 0980	6. 0980	7. 7138	7. 7138	7. 7138
84歳 6 月を超え 以下	5. 7282	5. 7282	5. 7282	5. 7282	7. 2706	7. 2706	7. 2706
85歳 6 月を超え 以下	5. 3700	5. 3700	5. 3700	5. 3700	6. 8336	6. 8336	6. 8336
86歳 6 月を超え 以下	5. 0259	5. 0259	5. 0259	5. 0259	6. 4053	6. 4053	6. 4053
87歳 6 月を超え 以下	4. 6978	4. 6978	4. 6978	4. 6978	5. 9876	5. 9876	5. 9876
88歳 6 月を超え 以下	4. 3868	4. 3868	4. 3868	4. 3868	5. 5829	5. 5829	5. 5829
89歳 6 月を超え 以下	4. 0932	4. 0932	4. 0932	4. 0932	5. 1932	5. 1932	5. 1932
90歳 6 月を超え 以下	3. 8164	3. 8164	3. 8164	3. 8164	4. 8200	4. 8200	4. 8200
91歳 6 月を超え 以下	3. 5573	3. 5573	3. 5573	3. 5573	4. 4674	4. 4674	4. 4674
92歳 6 月を超え 以下	3. 3141	3. 3141	3. 3141	3. 3141	4. 1326	4. 1326	4. 1326
93歳 6 月を超え 以下	3. 0872	3. 0872	3. 0872	3. 0872	3. 8183	3. 8183	3. 8183
94歳 6 月を超え 以下	2. 8768	2. 8768	2. 8768	2. 8768	3. 5263	3. 5263	3. 5263
95歳 6 月を超え 以下	2. 6823	2. 6823	2. 6823	2. 6823	3. 2601	3. 2601	3. 2601
96歳 6 月を超え 以下	2. 5015	2. 5015	2. 5015	2. 5015	3. 0187	3. 0187	3. 0187
97歳 6 月を超え 以下							

97歳6月を超え 98歳6月以下	2.3330	2.3330	2.3330	2.3330	2.7976	2.7976	2.7976
98歳6月を超え 99歳6月以下	2.1760	2.1760	2.1760	2.1760	2.5950	2.5950	2.5950
99歳6月を超え 100歳6月以下	2.0302	2.0302	2.0302	2.0302	2.4093	2.4093	2.4093
100歳6月を超え 101歳6月以下	1.8953	1.8953	1.8953	1.8953	2.2392	2.2392	2.2392
101歳6月を超え 102歳6月以下	1.7712	1.7712	1.7712	1.7712	2.0834	2.0834	2.0834
102歳6月を超え 103歳6月以下	1.6584	1.6584	1.6584	1.6584	1.9412	1.9412	1.9412
103歳6月を超え 104歳6月以下	1.5589	1.5589	1.5589	1.5589	1.8120	1.8120	1.8120
104歳6月を超え 105歳6月以下	1.4770	1.4770	1.4770	1.4770	1.6958	1.6958	1.6958
105歳6月を超え 106歳6月以下	1.4007	1.4007	1.4007	1.4007	1.5887	1.5887	1.5887
106歳6月を超え 107歳6月以下	1.3294	1.3294	1.3294	1.3294	1.4899	1.4899	1.4899
107歳6月を超え 108歳6月以下	1.2626	1.2626	1.2626	1.2626	1.3987	1.3987	1.3987
108歳6月を超え 109歳6月以下	1.1994	1.1994	1.1994	1.1994	1.3142	1.3142	1.3142
109歳6月を超え 110歳6月以下	1.1380	1.1380	1.1380	1.1380	1.2353	1.2353	1.2353
110歳6月を超え 111歳6月以下	1.0739	1.0739	1.0739	1.0739	1.1603	1.1603	1.1603
111歳6月を超え 112歳6月以下	0.9947	0.9947	0.9947	0.9947	1.0848	1.0848	1.0848
112歳6月を超え 113歳6月以下	0.8609	0.8609	0.8609	0.8609	0.9969	0.9969	0.9969
113歳6月を超え 114歳6月以下	0.5392	0.5392	0.5392	0.5392	0.8586	0.8586	0.8586
114歳6月を超え るとき	0.5392	0.5392	0.5392	0.5392	0.5392	0.5392	0.5392

注：イは加入員たる被保険者期間であつた期間のうち厚生年金保険法附則第9条の4第1項に規定する坑内員たる被保険者期間であつた期間が15年以上である者（加入員たる被保険者であつた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間が昭和60年改正法附則第12条第1項第5号又は第6号に規定する期間以上である者を含む。）についての区分、ロはその他の者の区分である。

別表第2 (第2号口関係)

年齢	男子	女子
15歳以上	1.6126	1.9583
15歳6月を超え以下	1.6790	2.0388
16歳6月を超え以下	1.7481	2.1227
17歳6月を超え以下	1.8202	2.2100
18歳6月を超え以下	1.8954	2.3010
19歳6月を超え以下	1.9738	2.3958
20歳6月を超え以下	2.0556	2.4946
21歳6月を超え以下	2.1408	2.5974
22歳6月を超え以下	2.2297	2.7046
23歳6月を超え以下	2.3223	2.8161
24歳6月を超え以下	2.4187	2.9323
25歳6月を超え以下	2.5191	3.0533
26歳6月を超え以下	2.6236	3.1792
27歳6月を超え以下	2.7325	3.3104
28歳6月を超え以下	2.8459	3.4470
29歳6月を超え以下	2.9640	3.5893
30歳6月を超え以下	3.0872	3.7375
31歳6月を超え以下	3.2155	3.8919
32歳6月を超え以下	3.3492	4.0527
33歳6月を超え以下	3.4886	4.2202
34歳6月を超え以下	3.6340	4.3947
35歳6月を超え以下	3.7855	4.5767
36歳6月を超え以下	3.9434	4.7663
37歳6月を超え以下	4.1081	4.9638
38歳6月を超え以下	4.2798	5.1697
39歳6月を超え以下	4.4590	5.3844
40歳6月を超え以下	4.6460	5.6082
41歳6月を超え以下	4.8411	5.8416
42歳6月を超え以下	5.0449	6.0851
43歳6月を超え以下	5.2578	6.3391
44歳6月を超え以下	5.4802	6.6042
45歳6月を超え以下	5.7127	6.8808
46歳6月を超え以下	5.9561	7.1695
47歳6月を超え以下	6.2108	7.4711
48歳6月を超え以下	6.4777	7.7862
49歳6月を超え以下	6.7574	8.1156
50歳6月を超え以下	7.0507	8.4599
51歳6月を超え以下	7.3586	8.8200
52歳6月を超え以下	7.6821	9.1966
53歳6月を超え以下	8.0221	9.5905
54歳6月を超え以下	8.3798	10.0024
55歳6月を超え以下	8.7565	10.4333
56歳6月を超え以下	9.1535	10.8841
57歳6月を超え以下	9.5723	11.3562
58歳6月を超え以下	10.0147	11.8508
59歳6月を超え以下	10.4828	12.3689
60歳6月を超え以下	10.9788	12.9121
61歳6月を超え以下	11.5053	13.4818
62歳6月を超え以下	12.0653	14.0799
63歳6月を超え以下	12.6618	14.7085
64歳6月を超え以下	13.2984	15.3695
65歳6月を超え以下	12.9566	15.0458
66歳6月を超え以下	12.6017	14.7090
67歳6月を超え以下	12.2432	14.3633
68歳6月を超え以下	11.8804	14.0081
69歳6月を超え以下	11.5130	13.6432
70歳6月を超え以下	11.1409	13.2684
71歳6月を超え以下	10.7642	12.8837
72歳6月を超え以下	10.3831	12.4897
73歳6月を超え以下	9.9985	12.0869
74歳6月を超え以下	9.6117	11.6760
75歳6月を超え以下	9.2232	11.2571
76歳6月を超え以下	8.8327	10.8301
77歳6月を超え以下	8.4396	10.3952
78歳6月を超え以下	8.0442	9.9537
79歳6月を超え以下	7.6479	9.5077
80歳6月を超え以下	7.2532	9.0593
81歳6月を超え以下	6.8622	8.6100
82歳6月を超え以下	6.4767	8.1609
83歳6月を超え以下	6.0980	7.7138
84歳6月を超え以下	5.7282	7.2706
85歳6月を超え以下	5.3700	6.8336
86歳6月を超え以下	5.0259	6.4053
87歳6月を超え以下	4.6978	5.9876
88歳6月を超え以下	4.3868	5.5829
89歳6月を超え以下	4.0932	5.1932
90歳6月を超え以下	3.8164	4.8200
91歳6月を超え以下	3.5573	4.4674
92歳6月を超え以下	3.3141	4.1326
93歳6月を超え以下	3.0872	3.8183
94歳6月を超え以下	2.8768	3.5263
95歳6月を超え以下	2.6823	3.2601
96歳6月を超え以下	2.5015	3.0187
97歳6月を超え以下	2.3330	2.7976
98歳6月を超え以下	2.1760	2.5950
99歳6月を超え以下	2.0302	2.4093
100歳6月を超え以下	1.8953	2.2392
101歳6月を超え以下	1.7712	2.0834
102歳6月を超え以下	1.6584	1.9412
103歳6月を超え以下	1.5589	1.8120
104歳6月を超え以下	1.4770	1.6958
105歳6月を超え以下	1.4007	1.5887
106歳6月を超え以下	1.3294	1.4899
107歳6月を超え以下	1.2626	1.3987
108歳6月を超え以下	1.1994	1.3142
109歳6月を超え以下	1.1380	1.2353
110歳6月を超え以下	1.0739	1.1603
111歳6月を超え以下	0.9947	1.0848
112歳6月を超え以下	0.8609	0.9969
113歳6月を超え以下	0.5392	0.8586
114歳6月を超え以下	0.5392	0.5392
115歳6月を超え以下		

び第十号の十一(1)において同じ。に、当該連合会が当該老齢年金給付の現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に於する利子に相当する額を加えた額を合算した額

四の五(五)の八 (略)

五の九 令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に平成二十五年改正法附則第六十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第六十五條第三項又は平成二十五年改正法附則第五十三條第三項の規定により当該基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、平成二十五年改正法附則第六十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第六十五條第四項又は平成二十五年改正法附則第五十三條第四項に規定する年金給付等積立金の移換を受けた月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に於する利子に相当する額を加えた額を合算した額

イ (略)

ロ 平成二十五年改正法附則第五十三條第三項の規定により当該基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 経過措置政令第六十三條第一号に掲げる場合 平成二十五年改正法附則第五十三條第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ基金中途脱退者に係る公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十三條第四項に規定する年金給付等積立金の額の計算方法の一部を改正する件(令和七年厚生労働省告示第七十号)による改正前の平成二十六年中途脱退者告示(以下「令和七年改正前平成二十六年中途脱退者告示」という。)第一号及び第二号に掲げる額を合算した額

(2) (略)

五の十 令和七年四月一日から基金が解散した日までの間に平成二十五年改正法附則第六十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第六十五條第三項又は平成二十五年改正法附則第五十三條第三項の規定により当該基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、平成二十五年改正法附則第六十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第六十五條第四項又は平成二十五年改正法附則第五十三條第四項に規定する年金給付等積立金の移換を受けた月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に於する利子に相当する額を加えた額を合算した額

イ 平成二十五年改正法附則第六十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第六十五條第三項の規定により当該基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 経過措置政令第六十五條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第五十二條の五の四第一号に掲げる場合 平成二十五年改正法附則第六十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第六十五條第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ廃止前平成十六年告示第一号及び第二号の規定の例により計算した額を合算した額

当該連合会が当該老齢年金給付の現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に於する利子に相当する額を加えた額を合算した額

四の五(五)の八 (略)

五の九 令和二年四月一日から基金が解散した日までの間に平成二十五年改正法附則第六十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第六十五條第三項又は平成二十五年改正法附則第五十三條第三項の規定により当該基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、平成二十五年改正法附則第六十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第六十五條第四項又は平成二十五年改正法附則第五十三條第四項に規定する年金給付等積立金の移換を受けた月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に於する利子に相当する額を加えた額を合算した額

イ (略)

ロ 平成二十五年改正法附則第五十三條第三項の規定により当該基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 経過措置政令第六十三條第一号に掲げる場合 平成二十五年改正法附則第五十三條第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ平成二十六年中途脱退者告示第一号及び第二号に掲げる額を合算した額

(2) (略)

(新設)

(略)

(2) 経過措置政令第六十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第五十二条の五の四第二号に掲げる場合、平成二十五年改正法附則第六十二条

第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第六十六条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ廃止前平成十七年告示の規定により計算した額

口 平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により当該基金が老齢年金給付の支給

に関する権利義務を承継した場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 経過措置政令第六十三条第一号に掲げる場合、平成二十五年改正法附則第五十三条第

三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、

それぞれ平成二十六年中途脱退者告示第一号及び第二号に掲げる額を合算した額

(2) 経過措置政令第六十三条第二号に掲げる場合、平成二十五年改正法附則第五十三条第

三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、

それぞれ平成二十六年解散基金加入員告示の規定により計算した額

六 平成十一年十月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に解散した基金の平成二十五

年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五

年改正前の法第四百九条第一項に規定する解散基金加入員（以下「解散基金加入員」とい

う。）に係る平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するも

のとされた平成二十五年改正前の法第六十一条第一項又は平成十六年改正法第九条の規定

による改正前の厚生年金保険法第六十二条の三第一項に規定する責任準備金に相当する額

に当該基金が解散した日の翌日が属する月から連合会が解散した日の翌日が属する月の前月

までの期間に應ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

六の二の十の八（略）

十の九 令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に平成二十五年改正法附則第六

十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第六

十六条第三項又は平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により基金が老齢年金

給付の支給に関する権利義務を承継した者について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ

次に定める額に、当該基金が平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなお

その効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第六十五条第四項又は平成二十五

年改正法附則第五十三条第四項に規定する年金給付等積立金の移換を受けた月の翌月から当

該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に應ずる利子に相当する額を加え

た額を合算した額

イ（略）

口 平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関

する権利義務を承継した場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 経過措置政令第六十三条第一号に掲げる場合、平成二十五年改正法附則第五十三条第

三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、

それぞれ令和七年改正前平成二十六年中途脱退者告示第一号及び第二号に掲げる額を合

算した額

(2)（略）

六 平成十一年十月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に解散した基金の平成二十五

年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五

年改正前の法第四百九条第一項に規定する解散基金加入員（以下「解散基金加入員」とい

う。）に係る平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するも

のとされた平成二十五年改正前の法第六十一条第一項又は平成十六年改正法第九条の規定

による改正前の厚生年金保険法第六十二条の三第一項に規定する責任準備金に相当する額

に当該基金が解散した日の翌日が属する月から連合会が解散した日の翌日が属する月の前月

までの期間に應ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

六の二の十の八（略）

十の九 令和二年四月一日から連合会が解散した日までの間に平成二十五年改正法附則第六

十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第六

十六条第三項又は平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により基金が老齢年金

給付の支給に関する権利義務を承継した者について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ

次に定める額に、当該基金が平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなお

その効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第六十五条第四項又は平成二十五

年改正法附則第五十三条第四項に規定する年金給付等積立金の移換を受けた月の翌月から当

該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に應ずる利子に相当する額を加え

た額を合算した額

イ（略）

口 平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関

する権利義務を承継した場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 経過措置政令第六十三条第一号に掲げる場合、平成二十五年改正法附則第五十三条第

三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、

それぞれ平成二十六年中途脱退者告示第一号及び第二号に掲げる額を合算した額

(2)（略）

(2)（略）

(2)（略）

(2)（略）

(2)（略）

(2)（略）

(2)（略）

(2)（略）

(2)（略）

十の十 令和七年四月一日から連合会が解散した日までの間に平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第六十五條第三項又は平成二十五年改正法附則第五十三條第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、当該基金が平成二十五年改正法附則第六十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第六十五條第四項又は平成二十五年改正法附則第五十三條第四項に規定する年金給付等積立金の移換を受けた月の翌月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

イ 平成二十五年改正法附則第六十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第六十五條第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 経過措置政令第六十五條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第五十二條の五の四第一号に掲げる場合、平成二十五年改正法附則第六十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第六十五條第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ廃止前平成十六年告示第一号及び第二号の規定の例により計算した額を合算した額

(2) 経過措置政令第六十五條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第五十二條の五の四第二号に掲げる場合、平成二十五年改正法附則第六十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第六十五條第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ廃止前平成十七年告示の規定により計算した額

ロ 平成二十五年改正法附則第五十三條第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 経過措置政令第六十三條第一号に掲げる場合、平成二十五年改正法附則第五十三條第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ平成二十六年中途脱退者告示第一号及び第二号に掲げる額を合算した額

(2) 経過措置政令第六十三條第二号に掲げる場合、平成二十五年改正法附則第五十三條第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ平成二十六年中途脱退者告示第一号及び第二号に掲げる額を合算した額

十一、十九の二 (略)

十二、十九の二 (略)

7 平成十一年十月一日以後に合併等があった基金（平成十二年四月一日以後に合併等があった基金を除く。）が解散した場合においては、第五項の規定により最後に算定した額（当該解散した基金に係るものに限る。次項から第十八項までにおいて同じ。）を第一項第一号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項第二号及び第三号中「平成十一年十月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった月」と、同項第五号中「平成十一年十月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第七号及び第八号中「平成十一年十月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日の前日」が属する月の翌月」と、同項第九号中「平成十一年十月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」とする。

(新設)

十一、十九の二 (略)

十二、十九の二 (略)

7 平成十一年十月一日以後に合併等があった基金（平成十二年四月一日以後に合併等があった基金を除く。）が解散した場合においては、第五項の規定により最後に算定した額（当該解散した基金に係るものに限る。次項から第十六項までにおいて同じ。）を第一項第一号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項第二号及び第三号中「平成十一年十月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった月」と、同項第五号中「平成十一年十月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第七号及び第八号中「平成十一年十月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日の前日」が属する月の翌月」と、同項第九号中「平成十一年十月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」とする。

17]

平成十一年十月一日以後に合併等があった基金(令和四年十月一日以後令和七年三月三十一日前に合併等があった基金に限る。)が解散した場合には、第五項中「第一項に規定する額」とあるのを「第一項中「第十五号及び第十九号の二」とあるのは「及び第十五号」と、「第十六号及び第十九号」とあるのは「及び第十六号」と読み替えて適用する同項の規定により算定される額」と読み替えて同項の規定により最後に算定した額を第一項第一号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「から第三号の六まで、第五号から第五号の十まで」とあるのは「第三号の六、第五号の九、第五号の十」と、「第七号から第九号の五まで、第十二号」とあるのは「第七号の六、第八号の六、第九号の五」と、同項第二号中「平成十一年十月一日」とあり、及び同項第三号の六中「令和四年十月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第五号の九中「令和二年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第七号の六及び第八号の六中「平成二十六年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日の前日」とあり、同項第十一号中「平成十七年十月一日」とあり、同項第十二号の二中「平成二十六年四月一日」とあり、同項第十三号及び第十四号中「平成十七年十月一日」とあり、及び同項第十六号中「平成十九年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第十八号及び第十八号の二中「平成十七年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日の前日が属する月の翌月」と、同項第十九号及び第十九号の二中「前納した額」とあるのは「前納した額(平成二十六年四月一日以後に基金の合併又は分割が行おうとした基金が前納した額又は当該分割を行おうとした基金が前納した額のうち当該基金に係る額を含む。）」とする。

18]

平成十一年十月一日以後に合併等があった基金(令和七年四月一日以後に合併等があった基金に限る。)が解散した場合には、第五項中「第一項に規定する額」とあるのを「第一項中「第十五号及び第十九号の二」とあるのは「及び第十五号」と、「第十六号及び第十九号」とあるのは「及び第十六号」と読み替えて適用する同項の規定により算定される額」と読み替えて同項の規定により最後に算定した額を第一項第一号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「から第三号の六まで、第五号から第五号の十まで」とあるのは「第三号の六、第五号の十」と、「第七号から第九号の五まで、第十二号」とあるのは「第七号の六、第八号の六、第九号の五」と、同項第二号中「平成十一年十月一日」とあり、及び同項第三号の六中「令和四年十月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日から」と、同項第五号の十中「令和七年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第七号の六及び第八号の六中「平成二十六年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日の前日」とあり、同項第十一号中「平成十七年十月一日」とあり、同項第十三号及び第十四号中「平成十七年十月一日」とあり、同項第十五号中「平成十七年四月一日」とあり、及び同項第十六号中「平成十九年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第十八号及び第十八号の二中「平成十七年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日の前日が属する月の翌月」と、同項第十九号及び第十九号の二中「前納した額」とあるのは「前納した額(平成二十六年四月一日以後に基金の合併又は分割が行おうとした基金が前納した額又は当該分割を行おうとした基金が前納した額のうち当該基金に係る額を含む。）」とする。

19]

(略)

(新設)

(新設)

17]

(略)

附 則

1・2 (略)

3 基金が平成三十一年三月三十一日以前に整備等省令第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金規則第六条の規定による認可の申請若しくは整備等省令第十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行規則第二百二十六条若しくは第二百二十八条の規定による認可の申請をした若しくは平成二十五年改正法附則第十九条第一項の指定を受けた場合又は連合会が平成三十一年三月三十一日以前に解散する場合にあつては、第十九項中「平成十一年度」とあるのは「平成十一年」と、「年度までの各年度」とあるのは「年までの各年」と、「同年度」とあるのは「同年」と、「別表第二」とあるのは「別表第二」と読み替えて適用することができる。

4 整備等省令第四十三条第一項に規定する解散計画を提出した基金が平成二十五年改正法附則第十二条第一項又は第二十一条第一項の承認を受けて解散した場合における責任準備金相当額は、第一項から第十九項（前二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）までの規定により算出した額と、平成二十五年三月三十一日の属する事業年度から当該解散計画の整備等省令第四十四条第一項第一号に規定する適用開始日の属する事業年度の前事業年度までの各事業年度において、その末日における当該基金の平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する年金給付等積立金の額が同日に当該基金が解散したものとみなして第一項から第十九項までの規定により算出した額を下回る額のうち最も小さい額（以下この項において「解散計画適用開始日における不足相当額」という。）に当該解散計画の適用開始日の属する月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に應ずる平成二十五年改正法附則第十六条第一項第一号及び第二号イに規定する自主解散型加算金利率による利子に相当する額（複利計算の方法により計算した額とする。）を加えた額を合算した額から、解散計画適用開始日における不足相当額に当該解散計画の適用開始日の属する月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に應ずる別表第一（前項の規定による読替えを適用する場合にあつては別表第二）に定める利率による利子に相当する額（複利計算の方法により計算した額とする。）を加えた額を控除した額（当該額が、当該基金が解散した日における当該基金の平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する年金給付等積立金の額を下回る場合にあつては、当該年金給付等積立金の額）として算出することができる。

附 則

1・2 (略)

3 基金が平成三十一年三月三十一日以前に整備等省令第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金規則第六条の規定による認可の申請若しくは整備等省令第十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行規則第二百二十六条若しくは第二百二十八条の規定による認可の申請をした若しくは平成二十五年改正法附則第十九条第一項の指定を受けた場合又は連合会が平成三十一年三月三十一日以前に解散する場合にあつては、第十七項中「平成十一年度」とあるのは「平成十一年」と、「年度までの各年度」とあるのは「年までの各年」と、「同年度」とあるのは「同年」と、「別表第一」とあるのは「別表第二」と読み替えて適用することができる。

4 整備等省令第四十三条第一項に規定する解散計画を提出した基金が平成二十五年改正法附則第十二条第一項又は第二十一条第一項の承認を受けて解散した場合における責任準備金相当額は、第一項から第十七項（前二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）までの規定により算出した額と、平成二十五年三月三十一日の属する事業年度から当該解散計画の整備等省令第四十四条第一項第一号に規定する適用開始日の属する事業年度の前事業年度までの各事業年度において、その末日における当該基金の平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する年金給付等積立金の額が同日に当該基金が解散したものとみなして第一項から第十七項までの規定により算出した額を下回る額のうち最も小さい額（以下この項において「解散計画適用開始日における不足相当額」という。）に当該解散計画の適用開始日の属する月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に應ずる平成二十五年改正法附則第十六条第一項第一号及び第二号イに規定する自主解散型加算金利率による利子に相当する額（複利計算の方法により計算した額とする。）を加えた額を合算した額から、解散計画適用開始日における不足相当額に当該解散計画の適用開始日の属する月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に應ずる別表第一（前項の規定による読替えを適用する場合にあつては別表第二）に定める利率による利子に相当する額（複利計算の方法により計算した額とする。）を加えた額を控除した額（当該額が、当該基金が解散した日における当該基金の平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する年金給付等積立金の額を下回る場合にあつては、当該年金給付等積立金の額）として算出することができる。

別表第一

(略)	(略)
令和六年度（同年度の十月から十二月までの期間に限る。）	年十八・三九パーセント

別表第一

(略)	(略)
(新設)	(新設)

○厚生労働省告示第七十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年三月二十七日

厚生労働大臣 福岡 資麿

○厚生労働省告示第七十三号
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十条第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次の表のように改正する。
令和七年三月二十七日

厚生労働大臣 福岡 資麿
(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
九 (1144) (1143) (1059) (1058) (1056) (1055) (138) (137) (10) (9) (1) (1) (1249) ラゼルチニブ (1142) ママリキシバット (1057) マバカムテン (1054) イボシデニブ (136) アコラミジス (8) (略)	九 (1139) (1055) (1053) (136) (9) (1) (1) (1244) (新設) (1138) (新設) (1052) (新設) (135) (新設) (8) (略)	次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七 (略) 八 次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあつては、次に掲げるものに限る。	次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七 (略) 八 次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあつては、次に掲げるものに限る。
別表第1 1 次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。）を除く。） (1)～(5) (略)	別表第1 1 次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。）を除く。） (1)～(5) (略)		

(傍線部分は改正部分)

<p><u>56</u> ウステキヌマブ（遺伝子組換え）[ウステキヌマブ後続3] <u>57</u>～(217) (略) <u>(218)</u> チスレリズマブ（遺伝子組換え） <u>(219)</u> (略) <u>(220)</u> チソツマブ ヘドチン（遺伝子組換え） <u>(221)</u>～(375) (略) 2～4 (略)</p>	<p>(新設) <u>56</u>～(216) (略) (新設) <u>(217)</u> (略) (新設) <u>(218)</u>～(372) (略) 2～4 (略)</p>
---	---

○厚生労働省令第74号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第二十条の二の規定に基づき、結核医療の基準（平成二十一年厚生労働省令第十六号）の一部を次の表のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月二十七日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第2 化学療法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 薬剤の種類及び使用方法</p> <p>(1) 抗結核薬</p> <p>ア 抗結核薬の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>(ア)～(ク)</u> (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(ケ)～(シ)</u> (略)</p> <p>イ 抗結核薬の選定における留意事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(イ) SM及びKMは、併用して使用してはならない。</u></p> <p>(削る)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 肺結核の化学療法</p> <p>(1) 薬剤選択の基本的な考え方</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 薬剤感受性検査判明時の薬剤選択</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(イ) INH又はRFPが使用できない場合（患者の結核菌がINH及びRFPに対して耐性を有する場合を除く。）については、使用できない抗結核薬に代えて、2の(1)のアの(ア)から(ウ)までに掲げる順に、患者の結核菌が感受性を有すると想定される抗結核薬を4剤以上選んで併用療法を開始し、その後は長期投与が困難な薬剤を除いて治療を継続する。この場合の治療期間については、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>i～iii (略)</p>	<p>第2 化学療法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 薬剤の種類及び使用方法</p> <p>(1) 抗結核薬</p> <p>ア 抗結核薬の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(ア)～(ク) (略)</p> <p><u>(ケ) EVM 硫酸エンピオマイシン</u></p> <p><u>(コ)～(ス)</u> (略)</p> <p>イ 抗結核薬の選定における留意事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(イ) SM、KM及びEVMは、これらのうち2剤以上を併用して使用してはならない。</u></p> <p><u>(ウ) KMとEVMの間には交叉耐性があるが、その発現特性から、原則としてEVMの使用前にKMを使用する。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 肺結核の化学療法</p> <p>(1) 薬剤選択の基本的な考え方</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 薬剤感受性検査判明時の薬剤選択</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(イ) INH又はRFPが使用できない場合（患者の結核菌がINH及びRFPに対して耐性を有する場合を除く。）については、使用できない抗結核薬に代えて、2の(1)のアの(ア)から(ウ)までに掲げる順に、患者の結核菌が感受性を有すると想定される抗結核薬を4剤以上選んで併用療法を開始し、その後は長期投与が困難な薬剤を除いて治療を継続する。この場合の治療期間については、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>i～iii (略)</p>

(ウ) 患者の結核菌がINH及びRFPに対して耐性を有する場合には、患者の結核菌が感受性を有すると想定される抗結核薬を5剤選んで併用療法を行う。この場合において、薬剤の選択に当たっては、まず、LVFX及びBDQの使用を検討し、その後PZA、EB、CS及びDLMの使用を検討しなければならぬ。ただし、これらの薬剤から5剤選ぶことが困難な場合には、これらの薬剤に代えてSM、KM、TH又はPASを使用することもできる。

これらの場合の治療期間は、菌陰性化後18月間とする。

(イ) (略)

(2)・(3) (略)

4・5 (略)

○厚生労働省告示第七十五号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第九十二号)第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等(平成十六年厚生労働省告示第八十五号)の一部を次の表のように改正する。

令和七年三月二十七日

厚生労働大臣 福岡 資麿
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
一〇三三四 (略)	一〇三三四 (略)
三十五 イボシデニブ及びその製剤	(新設)
三十六〇百四十五 (略)	三十五〇百四十四 (略)
百四十六 チスレリズマブ及びその製剤	(新設)
百四十七 チソツマブ ペドチン及びその製剤	(新設)
百四十八〇百四十三 (略)	百四十五〇百四十四 (略)
二百四十四 ラゼルチニブ、その塩類及びそれらの製剤	(新設)
二百四十五〇百七十四 (略)	二百四十一〇百七十 (略)

○厚生労働省告示第七十六号

救急救命士法施行規則の一部を改正する省令(令和七年厚生労働省令第二十六号)の施行に伴い、及び救急救命士法施行規則(平成三年厚生省令第四十四号)附則第五項の規定に基づき、救急救命士法施行規則附則第五項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する市町村の消防機関を次のように定める。

令和七年三月二十七日

厚生労働大臣 福岡 資麿

救急救命士法施行規則附則第五項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する市町村の消防機関

救急救命士法施行規則(平成三年厚生省令第四十四号)附則第五項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する市町村(東京都並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む)の消防機関は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 弘前地区消防事務組合消防本部
- 二 秋田市消防本部
- 三 五城目町消防本部

(ウ) 患者の結核菌がINH及びRFPに対して耐性を有する場合には、患者の結核菌が感受性を有すると想定される抗結核薬を5剤選んで併用療法を行う。この場合において、薬剤の選択に当たっては、まず、LVFX及びBDQの使用を検討し、その後PZA、EB、CS及びDLMの使用を検討しなければならぬ。ただし、これらの薬剤から5剤選ぶことが困難な場合には、これらの薬剤に代えてSM、KM、TH、EVM又はPASを使用することもできる。

これらの場合の治療期間は、菌陰性化後18月間とする。

(イ) (略)

(2)・(3) (略)

4・5 (略)

- 四 男鹿地区消防本部
- 五 湖東地区消防本部
- 六 山形市消防本部
- 七 最上広域市町村圏事務組合消防本部
- 八 さいたま市消防局
- 九 上尾市消防本部
- 十 埼玉県中央広域消防本部
- 十一 千葉市消防局
- 十二 市川市消防局
- 十三 木更津市消防本部
- 十四 君津市消防本部
- 十五 富津市消防本部
- 十六 浦安市消防本部
- 十七 袖ヶ浦市消防本部
- 十八 長生郡市広域市町村圏組合消防本部
- 十九 山武郡市広域行政組合消防本部
- 二十 東京消防庁
- 二十一 平塚市消防本部
- 二十二 藤沢市消防局
- 二十三 小田原市消防本部
- 二十四 茅ヶ崎市消防本部
- 二十五 秦野市消防本部
- 二十六 厚木市消防本部
- 二十七 伊勢原市消防本部
- 二十八 海老名市消防本部
- 二十九 大磯町消防本部
- 三十 二宮町消防本部
- 三十一 箱根町消防本部
- 三十二 湯河原町消防本部
- 三十三 愛川町消防本部

- 三十四 金沢市消防局
- 三十五 七尾鹿島消防本部
- 三十六 小松市消防本部
- 三十七 加賀市消防本部
- 三十八 かほく市消防本部
- 三十九 津幡町消防本部
- 四十 内灘町消防本部
- 四十一 羽咋郡市広域圏事務組合消防本部
- 四十二 白山野々市広域消防本部
- 四十三 岡崎市消防本部
- 四十四 豊田市消防本部
- 四十五 西尾市消防本部
- 四十六 幸田町消防本部
- 四十七 衣浦東部広域連合消防局
- 四十八 堺市消防局
- 四十九 岸和田市消防本部
- 五十 豊中市消防局
- 五十一 池田市消防本部
- 五十二 吹田市消防本部
- 五十三 泉大津市消防本部
- 五十四 高槻市消防本部
- 五十五 貝塚市消防本部
- 五十六 大阪南消防局
- 五十七 和泉市消防本部
- 五十八 箕面市消防本部
- 五十九 忠岡町消防本部
- 六十 泉州南消防組合泉州南広域消防本部
- 六十一 豊岡市消防本部
- 六十二 美方広域消防本部
- 六十三 南但消防本部
- 六十四 奈良市消防局
- 六十五 生駒市消防本部
- 六十六 奈良県広域消防組合消防本部
- 六十七 和歌山市消防局
- 六十八 備北地区消防組合消防本部
- 六十九 萩市消防本部
- 七十 下松市消防本部
- 七十一 美祢市消防本部
- 七十二 周南市消防本部
- 七十三 光地区消防組合消防本部
- 七十四 宇部・山陽小野田消防局
- 七十五 大分市消防局
- 七十六 由布市消防本部
- 七十七 宮崎市消防局

○厚生労働省告示第七十七号

救急救命士法施行規則の一部を改正する省令（令和七年厚生労働省令第二十六号）の施行に伴い、及び救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）附則第五項の規定に基づき、救急救命士法施行規則附則第五項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する薬剤を次のように定める。

令和七年三月二十七日

厚生労働大臣 福岡 資麿

救急救命士法施行規則附則第五項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する薬剤
救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）附則第五項の厚生労働大臣の指定する薬剤は、エビネフリン（エビネフリンを自ら注射するための製剤を交付されていない患者に対して当該製剤を投与する場合に限る。）とする。

○厚生労働省告示第七十八号

救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）第二十一条第三号の規定に基づき、救急救命士法施行規則第二十一条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する薬剤（平成十七年厚生労働省告示第六十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年三月二十七日

厚生労働大臣 福岡 資麿
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
1 救急救命士法施行規則第二十一条第三号の厚生労働大臣の指定する薬剤のうち、心肺機能停止状態の患者に対する救急救命処置に係るものは、エビネフリン（エビネフリンを自ら注射するための製剤を交付されている患者に対して当該製剤を投与する場合を除く。）とする。	1 救急救命士法施行規則第二十一条第三号の厚生労働大臣の指定する薬剤のうち、心肺機能停止状態の患者に対する救急救命処置に係るものは、エビネフリンとする。

○厚生労働省告示第七十九号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第三十九条の第三項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令第三十九条の第三項に規定する予定利率及び予定死亡率（平成二十六年厚生労働省告示第百六十九号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月二十七日

厚生労働大臣 福岡 資麿

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成

二十六年政令第七十四号) 第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成二十六年政令第七十三号) 第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三百二十四号) 第三十九条の三第二項第一号の額の計算の基礎となる予定利率は、同号に規定する基準日の属する次の各号に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ当該各号に定める率とし、予定死亡率は、男子にあつては別表第一に定める率に〇・八四を、女子にあつては別表第二に定める率に〇・八二五を、それぞれ乗じて得た率とする。

一 令和六年度 年率〇・八六八パーセント
 二 令和七年度 年率一・一七八パーセント

二十六年政令第七十四号) 第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成二十六年政令第七十三号) 第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三百二十四号) 第三十九条の三第二項第一号の額の計算の基礎となる予定利率は、同号に規定する基準日の属する次の各号に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ当該各号に定める率とし、予定死亡率は、男子にあつては別表第一に定める率に〇・八六を、女子にあつては別表第二に定める率に〇・八六を、それぞれ乗じて得た率とする。

一 令和五年度 年率〇・七一八パーセント
 二 令和六年度 年率〇・八六八パーセント

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 男子

年 齢	死亡率	年 齢	死亡率	年 齢	死亡率	年 齢	死亡率
15歳以下	0.00015	41歳	0.00097	67歳	0.01117	93歳	0.18467
16歳	0.00019	42歳	0.00105	68歳	0.01235	94歳	0.20409
17歳	0.00024	43歳	0.00114	69歳	0.01358	95歳	0.22453
18歳	0.00029	44歳	0.00125	70歳	0.01492	96歳	0.24562
19歳	0.00035	45歳	0.00138	71歳	0.01636	97歳	0.26749
20歳	0.00040	46歳	0.00153	72歳	0.01796	98歳	0.29047
21歳	0.00045	47歳	0.00170	73歳	0.01978	99歳	0.31458
22歳	0.00049	48歳	0.00188	74歳	0.02188	100歳	0.33980
23歳	0.00050	49歳	0.00209	75歳	0.02423	101歳	0.36609
24歳	0.00050	50歳	0.00231	76歳	0.02675	102歳	0.39340
25歳	0.00048	51歳	0.00256	77歳	0.02944	103歳	0.42167
26歳	0.00047	52歳	0.00283	78歳	0.03243	104歳	0.45079
27歳	0.00048	53歳	0.00312	79歳	0.03590	105歳	0.47414
28歳	0.00049	54歳	0.00344	80歳	0.04006	106歳	0.49765
29歳	0.00050	55歳	0.00378	81歳	0.04492	107歳	0.52128
30歳	0.00052	56歳	0.00415	82歳	0.05051	108歳	0.54499
31歳	0.00054	57歳	0.00455	83歳	0.05689	109歳	0.56876
32歳	0.00057	58歳	0.00499	84歳	0.06425	110歳	0.59252
33歳	0.00060	59歳	0.00548	85歳	0.07279	111歳	0.61624
34歳	0.00063	60歳	0.00603	86歳	0.08260	112歳	0.63986

35歳	0.00067	61歳	0.00664	87歳	0.09370	113歳	0.66335
36歳	0.00069	62歳	0.00732	88歳	0.10604	114歳以上	1.00000
37歳	0.00072	63歳	0.00804	89歳	0.11950		
38歳	0.00077	64歳	0.00883	90歳	0.13400		
39歳	0.00083	65歳	0.00970	91歳	0.14987		
40歳	0.00090	66歳	0.01003	92歳	0.16660		

別表第二 女子

年 齢	死亡率	年 齢	死亡率	年 齢	死亡率	年 齢	死亡率
15歳以下	0.00011	41歳	0.00060	67歳	0.00461	93歳	0.12479
16歳	0.00013	42歳	0.00065	68歳	0.00505	94歳	0.14276
17歳	0.00015	43歳	0.00071	69歳	0.00552	95歳	0.16316
18歳	0.00017	44歳	0.00078	70歳	0.00604	96歳	0.18479
19歳	0.00019	45歳	0.00085	71歳	0.00663	97歳	0.20662
20歳	0.00021	46歳	0.00093	72歳	0.00732	98歳	0.22938
21歳	0.00023	47歳	0.00102	73歳	0.00815	99歳	0.25305
22歳	0.00024	48歳	0.00113	74歳	0.00912	100歳	0.27762
23歳	0.00024	49歳	0.00125	75歳	0.01020	101歳	0.30306
24歳	0.00024	50歳	0.00137	76歳	0.01139	102歳	0.32934
25歳	0.00024	51歳	0.00150	77歳	0.01273	103歳	0.35641
26歳	0.00024	52歳	0.00163	78歳	0.01435	104歳	0.38419
27歳	0.00025	53歳	0.00175	79歳	0.01636	105歳	0.41109
28歳	0.00026	54歳	0.00187	80歳	0.01880	106歳	0.43848
29歳	0.00027	55歳	0.00199	81歳	0.02166	107歳	0.46631
30歳	0.00028	56歳	0.00212	82歳	0.02495	108歳	0.49449
31歳	0.00029	57歳	0.00228	83歳	0.02881	109歳	0.52295
32歳	0.00030	58歳	0.00244	84歳	0.03334	110歳	0.55158
33歳	0.00032	59歳	0.00261	85歳	0.03868	111歳	0.58030
34歳	0.00035	60歳	0.00279	86歳	0.04498	112歳	0.60898
35歳	0.00038	61歳	0.00299	87歳	0.05227	113歳	0.63752
36歳	0.00041	62歳	0.00322	88歳	0.06075	114歳	0.66580
37歳	0.00043	63歳	0.00349	89歳	0.07054	115歳以上	1.00000
38歳	0.00046	64歳	0.00377	90歳	0.08170		
39歳	0.00050	65歳	0.00408	91歳	0.09483		
40歳	0.00055	66歳	0.00418	92歳	0.10877		

〇厚生労働省告示第八十号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号) 附則第三十三条第二項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十三条第二項に規定する予定利率及び予定死亡率(平成三十一年厚生労働省告示第百十四号)の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月二十七日

厚生労働大臣 福岡 資麿

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第三十三条第一項第二号ロに掲げる額の計算の基礎となる予定利率は、同項第一号に規定する基準日の属する事業年度の前事業年度の末日の属する年前五年間に発行された国債(期間三十年ものに限る。)の応募者利回りを平均した率(その率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)とし、予定死亡率は、男子にあつては別表第一に定める率に〇・八四を、女子にあつては別表第二に定める率に〇・八二五を、それぞれ乗じて得た率とする。</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第三十三条第一項第二号ロに掲げる額の計算の基礎となる予定利率は、同項第一号に規定する基準日の属する事業年度の前事業年度の末日の属する年前五年間に発行された国債(期間三十年ものに限る。)の応募者利回りを平均した率(その率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)とし、予定死亡率は、男子にあつては別表第一に定める率に〇・八六を、女子にあつては別表第二に定める率に〇・八六を、それぞれ乗じて得た率とする。</p>

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 男子

年 齢	死亡率	年 齢	死亡率	年 齢	死亡率	年 齢	死亡率
15歳以下	0.00015	41歳	0.00097	67歳	0.01117	93歳	0.18467
16歳	0.00019	42歳	0.00105	68歳	0.01235	94歳	0.20409
17歳	0.00024	43歳	0.00114	69歳	0.01358	95歳	0.22453
18歳	0.00029	44歳	0.00125	70歳	0.01492	96歳	0.24562
19歳	0.00035	45歳	0.00138	71歳	0.01636	97歳	0.26749
20歳	0.00040	46歳	0.00153	72歳	0.01796	98歳	0.29047
21歳	0.00045	47歳	0.00170	73歳	0.01978	99歳	0.31458
22歳	0.00049	48歳	0.00188	74歳	0.02188	100歳	0.33980
23歳	0.00050	49歳	0.00209	75歳	0.02423	101歳	0.36609
24歳	0.00050	50歳	0.00231	76歳	0.02675	102歳	0.39340
25歳	0.00048	51歳	0.00256	77歳	0.02944	103歳	0.42167
26歳	0.00047	52歳	0.00283	78歳	0.03243	104歳	0.45079
27歳	0.00048	53歳	0.00312	79歳	0.03590	105歳	0.47414
28歳	0.00049	54歳	0.00344	80歳	0.04006	106歳	0.49765
29歳	0.00050	55歳	0.00378	81歳	0.04492	107歳	0.52128
30歳	0.00052	56歳	0.00415	82歳	0.05051	108歳	0.54499
31歳	0.00054	57歳	0.00455	83歳	0.05689	109歳	0.56876

32歳	0.00057	58歳	0.00499	84歳	0.06425	110歳	0.59252
33歳	0.00060	59歳	0.00548	85歳	0.07279	111歳	0.61624
34歳	0.00063	60歳	0.00603	86歳	0.08260	112歳	0.63986
35歳	0.00067	61歳	0.00664	87歳	0.09370	113歳	0.66335
36歳	0.00069	62歳	0.00732	88歳	0.10604	114歳以上	1.00000
37歳	0.00072	63歳	0.00804	89歳	0.11950		
38歳	0.00077	64歳	0.00883	90歳	0.13400		
39歳	0.00083	65歳	0.00970	91歳	0.14987		
40歳	0.00090	66歳	0.01003	92歳	0.16660		

別表第二 女子

年 齢	死亡率	年 齢	死亡率	年 齢	死亡率	年 齢	死亡率
15歳以下	0.00011	41歳	0.00060	67歳	0.00461	93歳	0.12479
16歳	0.00013	42歳	0.00065	68歳	0.00505	94歳	0.14276
17歳	0.00015	43歳	0.00071	69歳	0.00552	95歳	0.16316
18歳	0.00017	44歳	0.00078	70歳	0.00604	96歳	0.18479
19歳	0.00019	45歳	0.00085	71歳	0.00663	97歳	0.20662
20歳	0.00021	46歳	0.00093	72歳	0.00732	98歳	0.22938
21歳	0.00023	47歳	0.00102	73歳	0.00815	99歳	0.25305
22歳	0.00024	48歳	0.00113	74歳	0.00912	100歳	0.27762
23歳	0.00024	49歳	0.00125	75歳	0.01020	101歳	0.30306
24歳	0.00024	50歳	0.00137	76歳	0.01139	102歳	0.32934
25歳	0.00024	51歳	0.00150	77歳	0.01273	103歳	0.35641
26歳	0.00024	52歳	0.00163	78歳	0.01435	104歳	0.38419
27歳	0.00025	53歳	0.00175	79歳	0.01636	105歳	0.41109
28歳	0.00026	54歳	0.00187	80歳	0.01880	106歳	0.43848
29歳	0.00027	55歳	0.00199	81歳	0.02166	107歳	0.46631
30歳	0.00028	56歳	0.00212	82歳	0.02495	108歳	0.49449
31歳	0.00029	57歳	0.00228	83歳	0.02881	109歳	0.52295
32歳	0.00030	58歳	0.00244	84歳	0.03334	110歳	0.55158
33歳	0.00032	59歳	0.00261	85歳	0.03868	111歳	0.58030
34歳	0.00035	60歳	0.00279	86歳	0.04498	112歳	0.60898
35歳	0.00038	61歳	0.00299	87歳	0.05227	113歳	0.63752
36歳	0.00041	62歳	0.00322	88歳	0.06075	114歳	0.66580
37歳	0.00043	63歳	0.00349	89歳	0.07054	115歳以上	1.00000
38歳	0.00046	64歳	0.00377	90歳	0.08170		
39歳	0.00050	65歳	0.00408	91歳	0.09483		
40歳	0.00055	66歳	0.00418	92歳	0.10877		

○厚生労働省告示第八十一号
 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第六十条の二第四項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額の計算方法（平成二十六年厚生労働省告示第九十三号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から適用する。
 令和七年三月二十七日

別表第一及び別表第二を次のように改める。

厚生労働大臣 福岡 資麿

別表第一

年齢	男子		女子
	昭和39年4月1日以前に生まれた者	昭和39年4月2日から昭和41年4月2日以前に生まれた者	昭和39年4月1日以前に生まれた者
35歳以上			
35歳6月を超え		3.6340	4.3947
36歳6月を超え		3.7855	4.5767
37歳6月を超え		3.9434	4.7663
38歳6月を超え		4.1081	4.9638
39歳6月を超え		4.2798	5.1697
40歳6月を超え		4.4590	5.3844
41歳6月を超え		4.6460	5.6082
42歳6月を超え		4.8411	5.8416
43歳6月を超え		5.0449	6.0851
44歳6月を超え		5.2578	6.3391
45歳6月を超え		5.4802	6.6042
46歳6月を超え		5.7127	6.8808
47歳6月を超え		5.9561	7.1695
48歳6月を超え		6.2108	7.4711
49歳6月を超え		6.4777	7.7862
50歳6月を超え		6.7574	8.1156
51歳6月を超え		7.0507	8.4599

51歳 6 月を超え 以下	7. 3586	8. 8200
52歳 6 月を超え 以下	7. 6821	9. 1966
53歳 6 月を超え 以下	8. 0221	9. 5905
54歳 6 月を超え 以下	8. 3798	10. 0024
55歳 6 月を超え 以下	8. 7565	10. 4333
56歳 6 月を超え 以下	9. 1535	10. 8841
57歳 6 月を超え 以下	9. 5723	11. 3562
58歳 6 月を超え 以下	10. 0147	11. 8508
59歳 6 月を超え 以下	10. 4828	12. 3689
60歳 6 月を超え 以下	10. 9788	12. 9121
61歳 6 月を超え 以下	11. 5053	13. 4818
62歳 6 月を超え 以下	12. 0653	14. 0799
63歳 6 月を超え 以下	12. 6618	14. 7085
64歳 6 月を超え 以下	13. 2984	15. 3695
65歳 6 月を超え 以下	12. 9566	15. 0458
66歳 6 月を超え 以下	12. 6017	14. 7090
67歳 6 月を超え 以下	12. 2432	14. 3633
68歳 6 月を超え 以下	11. 8804	14. 0081
69歳 6 月を超え 以下	11. 5130	13. 6432
70歳 6 月を超え 以下	11. 1409	13. 2684
71歳 6 月を超え 以下	10. 7642	12. 8837
72歳 6 月を超え 以下	10. 3831	12. 4897
73歳 6 月を超え 以下	9. 9985	12. 0869
74歳 6 月を超え 以下	9. 9985	12. 0869

74歳6月を超え 以下	9.6117	9.6117	9.6117	11.6760	11.6760	11.6760
75歳6月を超え 以下	9.2232	9.2232	9.2232	11.2571	11.2571	11.2571
76歳6月を超え 以下	8.8327	8.8327	8.8327	10.8301	10.8301	10.8301
77歳6月を超え 以下	8.4396	8.4396	8.4396	10.3952	10.3952	10.3952
78歳6月を超え 以下	8.0442	8.0442	8.0442	9.9537	9.9537	9.9537
79歳6月を超え 以下	7.6479	7.6479	7.6479	9.5077	9.5077	9.5077
80歳6月を超え 以下	7.2532	7.2532	7.2532	9.0593	9.0593	9.0593
81歳6月を超え 以下	6.8622	6.8622	6.8622	8.6100	8.6100	8.6100
82歳6月を超え 以下	6.4767	6.4767	6.4767	8.1609	8.1609	8.1609
83歳6月を超え 以下	6.0980	6.0980	6.0980	7.7138	7.7138	7.7138
84歳6月を超え 以下	5.7282	5.7282	5.7282	7.2706	7.2706	7.2706
85歳6月を超え 以下	5.3700	5.3700	5.3700	6.8336	6.8336	6.8336
86歳6月を超え 以下	5.0259	5.0259	5.0259	6.4053	6.4053	6.4053
87歳6月を超え 以下	4.6978	4.6978	4.6978	5.9876	5.9876	5.9876
88歳6月を超え 以下	4.3868	4.3868	4.3868	5.5829	5.5829	5.5829
89歳6月を超え 以下	4.0932	4.0932	4.0932	5.1932	5.1932	5.1932
90歳6月を超え 以下	3.8164	3.8164	3.8164	4.8200	4.8200	4.8200
91歳6月を超え 以下	3.5573	3.5573	3.5573	4.4674	4.4674	4.4674
92歳6月を超え 以下	3.3141	3.3141	3.3141	4.1326	4.1326	4.1326
93歳6月を超え 以下	3.0872	3.0872	3.0872	3.8183	3.8183	3.8183
94歳6月を超え 以下	2.8768	2.8768	2.8768	3.5263	3.5263	3.5263
95歳6月を超え 以下	2.6823	2.6823	2.6823	3.2601	3.2601	3.2601
96歳6月を超え 以下	2.5015	2.5015	2.5015	3.0187	3.0187	3.0187
97歳6月を超え 以下						

97歳6月を超え	2.3330	2.3330	2.3330	2.7976	2.7976	2.7976
98歳6月以下	2.3330	2.3330	2.3330	2.7976	2.7976	2.7976
98歳6月を超え	2.1760	2.1760	2.1760	2.5950	2.5950	2.5950
99歳6月以下	2.1760	2.1760	2.1760	2.5950	2.5950	2.5950
99歳6月を超え	2.0302	2.0302	2.0302	2.4093	2.4093	2.4093
100歳6月以下	2.0302	2.0302	2.0302	2.4093	2.4093	2.4093
100歳6月を超え	1.8953	1.8953	1.8953	2.2392	2.2392	2.2392
101歳6月以下	1.8953	1.8953	1.8953	2.2392	2.2392	2.2392
101歳6月を超え	1.7712	1.7712	1.7712	2.0834	2.0834	2.0834
102歳6月以下	1.7712	1.7712	1.7712	2.0834	2.0834	2.0834
102歳6月を超え	1.6584	1.6584	1.6584	1.9412	1.9412	1.9412
103歳6月以下	1.6584	1.6584	1.6584	1.9412	1.9412	1.9412
103歳6月を超え	1.5589	1.5589	1.5589	1.8120	1.8120	1.8120
104歳6月以下	1.5589	1.5589	1.5589	1.8120	1.8120	1.8120
104歳6月を超え	1.4770	1.4770	1.4770	1.6958	1.6958	1.6958
105歳6月以下	1.4770	1.4770	1.4770	1.6958	1.6958	1.6958
105歳6月を超え	1.4007	1.4007	1.4007	1.5887	1.5887	1.5887
106歳6月以下	1.4007	1.4007	1.4007	1.5887	1.5887	1.5887
106歳6月を超え	1.3294	1.3294	1.3294	1.4899	1.4899	1.4899
107歳6月以下	1.3294	1.3294	1.3294	1.4899	1.4899	1.4899
107歳6月を超え	1.2626	1.2626	1.2626	1.3987	1.3987	1.3987
108歳6月以下	1.2626	1.2626	1.2626	1.3987	1.3987	1.3987
108歳6月を超え	1.1994	1.1994	1.1994	1.3142	1.3142	1.3142
109歳6月以下	1.1994	1.1994	1.1994	1.3142	1.3142	1.3142
109歳6月を超え	1.1380	1.1380	1.1380	1.2353	1.2353	1.2353
110歳6月以下	1.1380	1.1380	1.1380	1.2353	1.2353	1.2353
110歳6月を超え	1.0739	1.0739	1.0739	1.1603	1.1603	1.1603
111歳6月以下	1.0739	1.0739	1.0739	1.1603	1.1603	1.1603
111歳6月を超え	0.9947	0.9947	0.9947	1.0848	1.0848	1.0848
112歳6月以下	0.9947	0.9947	0.9947	1.0848	1.0848	1.0848
112歳6月を超え	0.8609	0.8609	0.8609	0.9969	0.9969	0.9969
113歳6月以下	0.8609	0.8609	0.8609	0.9969	0.9969	0.9969
113歳6月を超え	0.5392	0.5392	0.5392	0.8586	0.8586	0.8586
114歳6月以下	0.5392	0.5392	0.5392	0.8586	0.8586	0.8586
114歳6月を超えるとき	0.5392	0.5392	0.5392	0.5392	0.5392	0.5392

注： 1は加入員たる被保険者期間であつた期間のうち厚生年金保険法附則第9条の4第1項に規定する坑内員たる被保険者期間であつた期間が15年以上である者（加入員たる被保険者であつた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間が昭和60年改正法附則第12条第1項第5号又は第6号に規定する期間以上である者を含む。）についての区分、ロはその他の者の区分である。

別表第2

年齢	男子	女子
15歳以上	1. 6126	1. 9583
15歳6月を超え 以下	1. 6790	2. 0388
16歳6月を超え 以下	1. 7481	2. 1227
17歳6月を超え 以下	1. 8202	2. 2100
18歳6月を超え 以下	1. 8954	2. 3010
19歳6月を超え 以下	1. 9738	2. 3958
20歳6月を超え 以下	2. 0556	2. 4946
21歳6月を超え 以下	2. 1408	2. 5974
22歳6月を超え 以下	2. 2297	2. 7046
23歳6月を超え 以下	2. 3223	2. 8161
24歳6月を超え 以下	2. 4187	2. 9323
25歳6月を超え 以下	2. 5191	3. 0533
26歳6月を超え 以下	2. 6236	3. 1792
27歳6月を超え 以下	2. 7325	3. 3104
28歳6月を超え 以下	2. 8459	3. 4470
29歳6月を超え 以下	2. 9640	3. 5893
30歳6月を超え 以下	3. 0872	3. 7375
31歳6月を超え 以下	3. 2155	3. 8919
32歳6月を超え 以下	3. 3492	4. 0527
33歳6月を超え 以下	3. 4886	4. 2202
34歳6月を超え 以下	3. 6340	4. 3947
35歳6月を超え 以下	3. 7855	4. 5767
36歳6月を超え 以下	3. 9434	4. 7663
37歳6月を超え 以下	4. 1081	4. 9638
38歳6月を超え 以下	4. 2798	5. 1697
39歳6月を超え 以下		
40歳6月を超え 以下	4. 4590	5. 3844
40歳6月を超え 以下	4. 6460	5. 6082
41歳6月を超え 以下	4. 8411	5. 8416
42歳6月を超え 以下	5. 0449	6. 0851
43歳6月を超え 以下	5. 2578	6. 3391
44歳6月を超え 以下	5. 4802	6. 6042
45歳6月を超え 以下	5. 7127	6. 8808
46歳6月を超え 以下	5. 9561	7. 1695
47歳6月を超え 以下	6. 2108	7. 4711
48歳6月を超え 以下	6. 4777	7. 7862
49歳6月を超え 以下	6. 7574	8. 1156
50歳6月を超え 以下	7. 0507	8. 4599
51歳6月を超え 以下	7. 3586	8. 8200
52歳6月を超え 以下	7. 6821	9. 1966
53歳6月を超え 以下	8. 0221	9. 5905
54歳6月を超え 以下	8. 3798	10. 0024
55歳6月を超え 以下	8. 7565	10. 4333
56歳6月を超え 以下	9. 1535	10. 8841
57歳6月を超え 以下	9. 5723	11. 3562
58歳6月を超え 以下	10. 0147	11. 8508
59歳6月を超え 以下	10. 4828	12. 3689
60歳6月を超え 以下	10. 9788	12. 9121
61歳6月を超え 以下	11. 5053	13. 4818
62歳6月を超え 以下	12. 0653	14. 0799
63歳6月を超え 以下	12. 6618	14. 7085
64歳6月を超え 以下	13. 2984	15. 3695
65歳6月を超え 以下		
66歳6月を超え 以下	12. 9566	15. 0458
66歳6月を超え 以下	12. 6017	14. 7090
67歳6月を超え 以下	12. 2432	14. 3633
68歳6月を超え 以下	11. 8804	14. 0081
69歳6月を超え 以下	11. 5130	13. 6432
70歳6月を超え 以下	11. 1409	13. 2684
71歳6月を超え 以下	10. 7642	12. 8837
72歳6月を超え 以下	10. 3831	12. 4897
73歳6月を超え 以下	9. 9985	12. 0869
74歳6月を超え 以下	9. 6117	11. 6760
75歳6月を超え 以下	9. 2232	11. 2571
76歳6月を超え 以下	8. 8327	10. 8301
77歳6月を超え 以下	8. 4396	10. 3952
78歳6月を超え 以下	8. 0442	9. 9537
79歳6月を超え 以下	7. 6479	9. 5077
80歳6月を超え 以下	7. 2532	9. 0593
81歳6月を超え 以下	6. 8622	8. 6100
82歳6月を超え 以下	6. 4767	8. 1609
83歳6月を超え 以下	6. 0980	7. 7138
84歳6月を超え 以下	5. 7282	7. 2706
85歳6月を超え 以下	5. 3700	6. 8336
86歳6月を超え 以下	5. 0259	6. 4053
87歳6月を超え 以下	4. 6978	5. 9876
88歳6月を超え 以下	4. 3868	5. 5829
89歳6月を超え 以下	4. 0932	5. 1932
90歳6月を超え 以下	3. 8164	4. 8200
91歳6月を超え 以下		
92歳6月を超え 以下	3. 5573	4. 4674
93歳6月を超え 以下	3. 3141	4. 1326
94歳6月を超え 以下	3. 0872	3. 8183
95歳6月を超え 以下	2. 8768	3. 5263
96歳6月を超え 以下	2. 6823	3. 2601
97歳6月を超え 以下	2. 5015	3. 0187
98歳6月を超え 以下	2. 3330	2. 7976
99歳6月を超え 以下	2. 1760	2. 5950
100歳6月を超え 以下	2. 0302	2. 4093
101歳6月を超え 以下	1. 8953	2. 2392
102歳6月を超え 以下	1. 7712	2. 0834
103歳6月を超え 以下	1. 6584	1. 9412
104歳6月を超え 以下	1. 5589	1. 8120
105歳6月を超え 以下	1. 4770	1. 6958
106歳6月を超え 以下	1. 4007	1. 5887
107歳6月を超え 以下	1. 3294	1. 4899
108歳6月を超え 以下	1. 2626	1. 3987
109歳6月を超え 以下	1. 1994	1. 3142
110歳6月を超え 以下	1. 1380	1. 2353
111歳6月を超え 以下	1. 0739	1. 1603
112歳6月を超え 以下	0. 9947	1. 0848
113歳6月を超え 以下	0. 8609	0. 9969
114歳6月を超え 以下	0. 5392	0. 8586
115歳6月を超え 以下	0. 5392	0. 5392

○厚生労働省告示第八十二号

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第五十五条第一項第一号の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率（平成十五年厚生労働省告示第九十九号）の一部を次の表のように改正し、令和七年四月一日から適用する。
令和七年三月二十七日
厚生労働大臣 福岡 資麿
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>（確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第五十五条第一項第一号に規定する予定利率は、同号に規定する日の属する次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。</p> <p>一 令和六年度 年率〇・八六パーセント （当該年率に〇・五パーセント以内の率を加減して得た率を予定利率とすること について、当該確定給付企業年金を実施する事業主が確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六条第二項及び第三項の規定の例により同条第二項の当該労働組合又は同項の当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得た場合（企業年金基金を設立して実施する確定給付企業年金にあつては、当該加減して得た率を予定利率とすること について当該企業年金基金の代議員会において議決した場合。次号において「労働組合等の同意を得た場合」という。）にあつては、当該加減して得た率）</p> <p>二 令和七年度 年率一・一七パーセント （当該年率に〇・五パーセント以内の率を加減して得た率を予定利率とすること について、労働組合等の同意を得た場合にあつては、当該加減して得た率）</p>	<p>確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第五十五条第一項第一号に規定する予定利率は、同号に規定する日の属する次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。</p> <p>一 令和五年度 年率〇・七一パーセント （当該年率に〇・五パーセント以内の率を加減して得た率を予定利率とすること について、当該確定給付企業年金を実施する事業主が確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六条第二項及び第三項の規定の例により同条第二項の当該労働組合又は同項の当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得た場合（企業年金基金を設立して実施する確定給付企業年金にあつては、当該加減して得た率を予定利率とすること について当該企業年金基金の代議員会において議決した場合。次号において「労働組合等の同意を得た場合」という。）にあつては、当該加減して得た率）</p> <p>二 令和六年度 年率〇・八六パーセント （当該年率に〇・五パーセント以内の率を加減して得た率を予定利率とすること について、労働組合等の同意を得た場合にあつては、当該加減して得た率）</p>

○厚生労働省告示第八十三号

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第四十三条第二項第一号及び第二号の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率（平成十四年厚生労働省告示第五十八号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から適用する。
令和七年三月二十七日
厚生労働大臣 福岡 資麿
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第四十三条第二項第一号に規定する予定利率の下限は、計算基準日（同令第四十九条及び第五十七条第一項に規定する計算基準日をいう。）の属する次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める率とし、同令第四十三条第二項第二号に規定する基準死亡率は、男子にあつては別表第一に定める率、女子にあつては別表第二に定める率とする。</p> <p>一 二十三（略） 二 二十四 令和七年度 年率〇・三パーセント 三 二十五（略） 二十四（新設）</p>	<p>確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第四十三条第二項第一号に規定する予定利率の下限は、計算基準日（同令第四十九条及び第五十七条第一項に規定する計算基準日をいう。）の属する次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める率とし、同項第二号に規定する基準死亡率は、男子にあつては別表第一に定める率、女子にあつては別表第二に定める率とする。</p> <p>一 二十三（略）</p>

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 男子

年齢	死亡率	年齢	死亡率	年齢	死亡率	年齢	死亡率
15歳以下	0.00015	41歳	0.00097	67歳	0.01117	93歳	0.18467
16歳	0.00019	42歳	0.00105	68歳	0.01235	94歳	0.20409
17歳	0.00024	43歳	0.00114	69歳	0.01358	95歳	0.22453
18歳	0.00029	44歳	0.00125	70歳	0.01492	96歳	0.24562
19歳	0.00035	45歳	0.00138	71歳	0.01636	97歳	0.26749
20歳	0.00040	46歳	0.00153	72歳	0.01796	98歳	0.29047
21歳	0.00045	47歳	0.00170	73歳	0.01978	99歳	0.31458
22歳	0.00049	48歳	0.00188	74歳	0.02188	100歳	0.33980

23歳	0.00050	49歳	0.00209	75歳	0.02423	101歳	0.36609
24歳	0.00050	50歳	0.00231	76歳	0.02675	102歳	0.39340
25歳	0.00048	51歳	0.00256	77歳	0.02944	103歳	0.42167
26歳	0.00047	52歳	0.00283	78歳	0.03243	104歳	0.45079
27歳	0.00048	53歳	0.00312	79歳	0.03590	105歳	0.47414
28歳	0.00049	54歳	0.00344	80歳	0.04006	106歳	0.49765
29歳	0.00050	55歳	0.00378	81歳	0.04492	107歳	0.52128
30歳	0.00052	56歳	0.00415	82歳	0.05051	108歳	0.54499
31歳	0.00054	57歳	0.00455	83歳	0.05689	109歳	0.56876
32歳	0.00057	58歳	0.00499	84歳	0.06425	110歳	0.59252
33歳	0.00060	59歳	0.00548	85歳	0.07279	111歳	0.61624
34歳	0.00063	60歳	0.00603	86歳	0.08260	112歳	0.63986
35歳	0.00067	61歳	0.00664	87歳	0.09370	113歳	0.66335
36歳	0.00069	62歳	0.00732	88歳	0.10604	114歳以上	1.00000
37歳	0.00072	63歳	0.00804	89歳	0.11950		
38歳	0.00077	64歳	0.00883	90歳	0.13400		
39歳	0.00083	65歳	0.00970	91歳	0.14987		
40歳	0.00090	66歳	0.01003	92歳	0.16660		

別表第二 女子

年 齢	死亡率	年 齢	死亡率	年 齢	死亡率	年 齢	死亡率
15歳以下	0.00011	41歳	0.00060	67歳	0.00461	93歳	0.12479
16歳	0.00013	42歳	0.00065	68歳	0.00505	94歳	0.14276
17歳	0.00015	43歳	0.00071	69歳	0.00552	95歳	0.16316
18歳	0.00017	44歳	0.00078	70歳	0.00604	96歳	0.18479
19歳	0.00019	45歳	0.00085	71歳	0.00663	97歳	0.20662
20歳	0.00021	46歳	0.00093	72歳	0.00732	98歳	0.22938
21歳	0.00023	47歳	0.00102	73歳	0.00815	99歳	0.25305
22歳	0.00024	48歳	0.00113	74歳	0.00912	100歳	0.27762
23歳	0.00024	49歳	0.00125	75歳	0.01020	101歳	0.30306
24歳	0.00024	50歳	0.00137	76歳	0.01139	102歳	0.32934
25歳	0.00024	51歳	0.00150	77歳	0.01273	103歳	0.35641
26歳	0.00024	52歳	0.00163	78歳	0.01435	104歳	0.38419
27歳	0.00025	53歳	0.00175	79歳	0.01636	105歳	0.41109
28歳	0.00026	54歳	0.00187	80歳	0.01880	106歳	0.43848
29歳	0.00027	55歳	0.00199	81歳	0.02166	107歳	0.46631

30歳	0.00028	56歳	0.00212	82歳	0.02495	108歳	0.49449
31歳	0.00029	57歳	0.00228	83歳	0.02881	109歳	0.52295
32歳	0.00030	58歳	0.00244	84歳	0.03334	110歳	0.55158
33歳	0.00032	59歳	0.00261	85歳	0.03868	111歳	0.58030
34歳	0.00035	60歳	0.00279	86歳	0.04498	112歳	0.60898
35歳	0.00038	61歳	0.00299	87歳	0.05227	113歳	0.63752
36歳	0.00041	62歳	0.00322	88歳	0.06075	114歳	0.66580
37歳	0.00043	63歳	0.00349	89歳	0.07054	115歳以上	1.00000
38歳	0.00046	64歳	0.00377	90歳	0.08170		
39歳	0.00050	65歳	0.00408	91歳	0.09483		
40歳	0.00055	66歳	0.00418	92歳	0.10877		

○経済産業省告示第三十二号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十六号）第二十一条の十七の規定に基づき、産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等を次のように定める。

令和七年三月二十七日

経済産業大臣 武藤 登治

産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等

(目的)

第一 この告示は、産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用に関する調査に関する省令（令和七年経済産業省令第十八号。以下「省令」という。）第五条第一項の規定に基づく経済産業大臣の証明に当たって、当該証明の交付に係る必要な事項を定めるものである。

(用語)

第一 この告示において、「取引関連特許権等」とは、省令第四条第一項第一号の譲渡又は同項第二号の貸付けが行われる特許権等をいう。

2 この告示において、「人工知能関連のプログラムの著作物」とは、省令第二条第一項第一号口に該当する著作物であり、同項第二号及び第三号に該当するものをいう。

3 この告示において使用する用語は、産業競争力強化法（以下「法」という。）及び省令において使用する用語の例による。

(証明に係る基準)

第二 省令第五条第一項に規定する経済産業大臣が告示で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 取引関連特許権等が、令和六年四月一日以後に特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第六十六条第一項に定める設定の登録がされた特許権若しくは外国におけるこれに相当するもの又は同日以後に製作が完了した人工知能関連のプログラムの著作物であること。

二 取引関連特許権等は、当該事業者が保有している特許権等であること（ただし、その取引関連特許権等が省令第四条第一項第一号の譲渡が行われた特許権等である場合、その譲渡が行われた時点で当該事業者が保有していればよい。）。

三 当該事業者が、取引関連特許権等の取得又は製作に必要とした研究開発活動（以下「特許権取得等研究開発活動」という。）の全部又は一部を実施しており、特許権取得等研究開発活動が次のイからハまでの活動のみで行われていないこと。

イ 他の者からの特許権等の譲受け又は借受け（特許権等に該当する特許権に係る専用実施権の他の者による設定、特許を受ける権利に基つて取得すべき特許権等に該当する特許権に係る仮専用実施権の他の者による設定その他他の者が当該事業者の特許権等を独占的に使用させる行為を含む。以下「特許権譲受等活動」という。）

ロ 当該事業者に係る関連者（外国法人に限る。）に委託する研究開発活動（委任契約等に該当する契約又は協定により委託する研究開発活動で、その委託に基つき行われる業務が研究開発に該当するものに限る。以下「海外関連者委託研究開発活動」という。）

ハ 内国法人である場合の当該法人の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する国外事業所等を通じて行う事業に係る研究開発活動（以下「国外事業所等研究開発活動」という。）

四 当該事業者が実施した特許権取得等研究開発活動について、取引関連特許権等の取得又は製作に直接関連するもの及び直接関連しないものが明らかにされていること。

（証明の申請）

第四 省令第五条第一項の規定により省令第四条第一項各号に掲げる事項に関する経済産業大臣の証明を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和六年四月一日以後に申請者の行う取引関連特許権等の譲渡又は貸付けにより申請者に所得が生じた事業年度又は当該取引関連特許権等について初めて証明を受けた事業年度以後の事業年度（以下「申請対象事業年度」という。）の末日の六十日前から三十日後までの間に、当該申請対象事業年度において申請者の保有する取引関連特許権等について、様式1から様式3までによる申請書（以下「申請書」という。）を経済産業大臣に提出しなければならない。なお、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の趣旨を踏まえ、電子情報処理組織による申請を可とする（以下第四におおて同じ。）。

2 前項の申請者が人工知能関連のプログラムの著作物に係る申請書を提出する場合においては、前項の申請書には、あらかじめ、当該人工知能関連のプログラムの著作物が省令第二条第一項第二号に該当することを証する書類を添付しなければならない。

3 経済産業大臣は、申請書に定める書類のほか、申請者による省令第四条第一項各号に掲げる事項を確認するために、申請者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

4 経済産業大臣は、申請書の提出を受けた場合において、速やかに第三に規定する基準に照らしてその内容を確認し、当該基準に適合するものと認めるときは、その提出を受けた日から原則として六十日以内に、様式4による証明書を交付するものとする。

5 前項の規定による証明書の交付を受けた申請者は、当該証明書に記載された事項又は申請書に定める書類の内容に変更があったときは、必要に応じて、その旨を様式5により経済産業大臣に申請することができる。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

6 経済産業大臣は、前項の規定による変更の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該証明書の返還を求め、第三に規定する基準に照らして当該申請の内容を確認し、当該基準に適合するものと認めるときは、その申請があった日から原則として三十日以内に、様式6による変更証明通知書を交付するものとする。

7 経済産業大臣は、第四項の規定による証明書の交付を受けた申請者が、第一項又は第五項の規定による申請に際して虚偽の申請を行ったとき又は申請書に記載した内容に重大な誤りがあったときには、当該証明を取り消し、当該証明に係る証明書の返還を求めることができる。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

様式1

産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用に関する調査に関する省令第五条第一項に基つき経済産業大臣の証明申請書

経済産業大臣 名 殿 年 月 日

法 人 番 号
名 称
住 所
代表者の氏名

記

産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用に関する調査に関する省令第五条第一項の規定に基つき経済産業大臣の証明を受けたので下記により申請します。

1. 取引関連特許権等に関する情報（様式2のとおり）

2. 取引関連特許権等における特許権取得等研究開発活動に関する情報（様式3のとおり）

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式2

取引関連特許権等に関する情報

当社の取引関連特許権等に関する情報は、以下のとおりです。

1. 特許権			
番号	特許番号	登録日	備考
1-1			
1-2			
1-3			
1-4			
1-5			

2. 人工知能関連プログラムの著作物				
番号	製作日	プログラムの名称	プログラムの概要 人工知能関連技術の活用状況	備考
2-1				
2-2				
2-3				
2-4				
2-5				

- 様式2に記載した取引関連特許権等は、専ら風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業の用に供されることを目的に取得又は製作されたものではありません。
- 様式2に記載した取引関連特許権等以外の取引関連特許権等について、所得の金額が零に満たない取引が行われているものではありません。

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 「取引関連特許権等に関する情報」に関し、記載した取引関連特許権等が、専ら風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業の用に供されることを目的に取得又は製作をされたものではないことを証する書類等、経済産業大臣より追加で必要な資料の提出を求めることがある。

(記載要領)

1. □がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✓を記すこと。
2. 行が足りない場合は、追加すること。
3. 外国において設定の登録がされた特許権の特許番号を記載する場合は、備考欄に登録がされた国名を記載すること。
4. 過去に証明を受けた際の申請書に記載した取引関連特許権等と同じものを記載する場合は、備考欄に前回証明を受けた日付及びその際の申請書中様式2における番号を記載すること。
5. 人工知能関連プログラムの製作日は、プログラムの製作が完了した日を記載すること。

様式3

取引関連特許権等における特許権取得等研究開発活動に関する情報

当社が様式2に記載した取引関連特許権等における特許権取得等研究開発活動に関する情報は以下のとおりです。

なお、様式2に記載した取引関連特許権等とその特許権取得等研究開発活動との関係性は様式3-1のとおりです。（様式2に記載した取引関連特許権等が複数である場合に限る）

研究開発テーマA			
実施内容			
実施目的			
実施時期	令和7年4月1日より前に開始した事業年度に研究開発活動を行っている ・ 行っていない		
担当部署			
取引関連特許権等との 関連性			
	① 特許権譲受等活動	② 海外関連者委託研究開発活動	③ 国外事業所等研究開発活動
実施内容			
実施目的			
上記研究テーマとの 関連性			
研究開発テーマB			
実施内容			
実施目的			
実施時期	令和7年4月1日より前に開始した事業年度に研究開発活動を行っている ・ 行っていない		
担当部署			
取引関連特許権等との 関連性			
	① 特許権譲受等活動	② 海外関連者委託研究開発活動	③ 国外事業所等研究開発活動

実施内容			
実施目的			
上記研究テーマとの関連性			
研究開発テーマC			
実施内容			
実施目的			
実施時期	令和7年4月1日より前に開始した事業年度に研究開発活動を行っている ・ 行っていない		
担当部署			
取引関連特許権等との関連性			
	① 特許権譲受等活動	② 海外関連者委託研究開発活動	③ 国外事業所等研究開発活動
実施内容			
実施目的			
上記研究テーマとの関連性			

- 様式3に記載した特許権取得等研究開発活動のうち、特許権譲受等活動、海外関連者委託研究開発活動及び国外事業所等研究開発活動は、当該様式に記載しているもの以外はありません。(ただし、記載要領にのっとり、記載が必要な場合に限る。)

(備考)

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 「取引関連特許権等における特許権取得等研究開発活動に関する情報」に関し、各研究開発テーマが取引関連特許権等と関連していることを証する書類等、経済産業大臣より追加で必要な資料の提出を求められることがある。

(記載要領)

- がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✓を記すこと。
- 行が足りない場合は、追加すること。

- 令和7年4月1日より前に開始した事業年度における省令第五条第一項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けようとする場合において、様式2に記載した取引関連特許権等における特許権取得等研究開発活動に係る研究開発費が令和7年4月1日より前に開始した事業年度において生じている場合は、各研究開発テーマにおける①特許権譲受等活動、②海外関連者委託研究開発活動、③国外事業所等研究開発活動に係る欄は記載しなくて良い。
- 前項に該当する場合を除き、様式2に記載した取引関連特許権等のうち、過去に証明を受けた際の申請書に記載した取引関連特許権等のみに関連する研究開発テーマ（過去に証明を受けた際の申請書に記載した研究開発テーマにおいて、①特許権譲受等活動、②海外関連者委託研究開発活動、③国外事業所等研究開発活動に係る欄があったものに限る。）は記載しなくて良い。

様式 3-1

様式 2 に記載した取引関連特許権等と特許権等取得研究開発活動等との関係性

取引関連特許権等	研究開発テーマ		
	A	B	C
1-1			
1-2			
1-3			
1-4			
1-5			
2-1			
2-2			
2-3			
2-4			
2-5			

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

（記載要領）

- 様式 2 に記載した取引関連特許権等の取得にあたり、様式 3 に記載した各研究開発テーマを実施している場合には○を記すこと。
- 行又は列が足りない場合は、追加すること。

様式 4

産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用に関する調査に関する省令第五条第一項の規定に基づく経済産業大臣の証明

年 月 日

事業者名 殿

経済産業大臣 名

産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用に関する調査に関する省令第五条第一項の規定により、 年 月 日付で申請のあった、知的財産権の活用に関する事項について、産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第三に規定する基準に、以下の期間において適合することを証する。

なお、知的財産権の活用状況等に関する事項のうち、事業者の取引関連特許権等、特許権取得等研究開発活動、取引関連特許権等の活用状況については別紙のとおりである。

適合期間： 年度 ・ 年度から 年度

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式 5

産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用に関する調査に関する経済産業大臣の変更証明申請書

年 月 日

経済産業大臣 名 殿

法人番号
住所
名称
代表者の氏名

年 月 日付で証明を得た経済産業大臣の証明について、産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第四の 5 の規定により、下記変更後も、引き続き、同基準等第三に規定する基準に適合することの証明を受けたいので申請します。

記

1. 変更内容	変更前	変更後

2. 変更の趣旨及び変更後も産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第三に規定する基準に適合する理由

Blank box for additional information or reasons.

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式 6

産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用に関する調査に関する経済産業大臣の変更証明

年 月 日

事業者名 殿

経済産業大臣 名

年 月 日付で変更確認申請のあった知的財産権の活用に関する事項については、引き続き、産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第三に規定する基準に適合することを証する。

なお、知的財産権の活用に関する事項のうち、事業者の取引関連特許権等、特許権取得等研究開発活動、取引関連特許権等の活用状況については別紙のとおりである。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

○国土交通省告示第二十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第十八条の三第二項並びに建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三十六条の二第五号、第三十八条第三項、第四十六条第二項第一号八、同条第三項及び第四項、第六十六条並びに第六十九条の規定に基づき、木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月二十七日

国土交通大臣 中野 洋昌

木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件等の一部を改正する告示

第一条 木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件(昭和五十六年建設省告示第千百号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

第三 令第四十六条第四項に規定する木造の建築物においては、第一各号に定める軸組又は同項の規定による国土交通大臣の認定を受けた軸組を、各階の張り間方向及び桁行方向につき、当該軸組の長さに第二各号に定める当該軸組の倍率の値を乗じて得た長さの合計(以下「存在壁量」という)が、次の各号に掲げる数値以上となるように、設置しなければならない。

第三 令第四十六条第四項に規定する木造の建築物においては、第一各号に定める軸組又は同項の規定による国土交通大臣の認定を受けた軸組を、各階の張り間方向及び桁行方向につき、当該軸組の長さに第二各号に定める当該軸組の倍率の値を乗じて得た長さの合計(以下「存在壁量」という)が、次の各号に掲げる数値以上となるように、設置しなければならない。

一 当該階の床面積(当該階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置その他これに類するもの(以下「物置等」という)を設ける場合にあつては、当該階の床面積に小屋裏面積を加えた面積)に次の式により計算した数値(第四第一号において「単位面積当たりの必要壁量」という)を乗じて得た数値(以下この号において「必要壁量」という)。

一 当該階の床面積(当該階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置その他これに類するもの(以下「物置等」という)を設ける場合にあつては、当該階の床面積に小屋裏面積を加えた面積)に次の式により計算した数値(第四第一号において「単位面積当たりの必要壁量」という)を乗じて得た数値(以下この号において「必要壁量」という)。

$$Lw = (Ai \cdot Co \cdot \sum wi) / (0.0196 \cdot Afi)$$

$$Lw = (Ai \cdot Co \cdot \sum wi) / (0.0196 \cdot Afi)$$

この式において、Lw、Ai、Co、 $\sum wi$ 及びAfiは、それぞれ次の数値を表すものとする。

この式において、Lw、Ai、Co、 $\sum wi$ 及びAfiは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Lw 単位面積あたりの必要壁量(単位 一平方メートルにつきセンチメートル)

Lw 単位面積あたりの必要壁量(単位 一平方メートルにつきセンチメートル)

Ai 昭和五十五年建設省告示第七百九十三号第三に定める式により算出した数値

Ai 昭和五十五年建設省告示第七百九十三号第三に定める式により算出した数値

Co 〇・二(特定行政庁が令第八十八条第二項の規定によつて指定した区域内における場合においては、〇・三)

Co 〇・二(特定行政庁が令第八十八条第二項の規定によつて指定した区域内における場合においては、〇・三)

$\sum wi$ 当該階(当該階が三階以下の階である場合に限る)が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和(単位 キロニュートン)

$\sum wi$ 当該階(当該階が三階以下の階である場合に限る)が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和(単位 キロニュートン)

Afi 当該階の床面積(当該階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあつては、当該階の床面積に小屋裏面積を加えた面積)

Afi 当該階の床面積(当該階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあつては、当該階の床面積に小屋裏面積を加えた面積)

(単位 平方メートル)

(単位 平方メートル)

2 (略)

2 (略)

第五 令第四十六条第四項に規定する木造の建築物のうち、地階を除く階数が三で高さが十三メートルを超え、十六メートル以下のものにあつては、次の式によつて計算した各階の壁量充足率比が、それぞれ十分の六以上であることを確かめなければならない。ただし、令第八十二条の六第二号イに適合することが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

(新設)

$$R = r_i / \bar{r}_i$$

この式において、 R_i 、 r_i 及び \bar{r}_i は、それぞれ次の数値を表すものとする。

R_i 各階の壁量充足率比

r_i 各階の壁量充足率（第三第一項に規定する存在壁量を同項第一号に規定する必要壁量で除した数値をいう。）

\bar{r}_i 当該建築物についての r_i の相加平均

第六 (略)

第五 (略)

(建築基準法施行令の規定に基づき、木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準を定める件の一部改正)

第二条 建築基準法施行令の規定に基づき、木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準を定める件（昭和六十二年建設省告示第千八百九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

改正前

建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第二項第一号ハ及び第三項ただし書並びに第六十九条の規定に基づき、木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第二項第一号ハ及び第三項ただし書並びに第六十九条の規定に基づき、木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準は、次の各号に定める基準（令第四十六条第二項第一号ハの構造計算にあつては、第一号から第三号までに定める基準）とする。

一 三 (略)

地階を除く階数が三である木造の建築物であつて、高さが十三メートルを超え、十六メートル以下のものにあつては、次の式によつて計算した各階の壁量充足率比が、それぞれ十分の六以上であることを確かめること。ただし、令第八十二条の六第二号イに定めるところにより各階の剛性率を計算し、それぞれ十分の六以上であることが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

$$R = r_i / \bar{r}_i$$

この式において、 R_i 、 r_i 及び \bar{r}_i は、それぞれ次の数値を表すものとする。

R_i 各階の壁量充足率比

r_i 各階の壁量充足率（昭和五十六年建設省告示第千四百号第三第一項に規定する存在壁量を同項第一号に規定する必要壁量で除した数値をいう。）

\bar{r}_i 当該建築物についての r_i の相加平均

(建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件の一部改正)
 第三条 建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件(平成十二年建設省告示第千三百四十七号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第三十八条第三項に規定する建築物の基礎の構造は、地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度(改良された地盤にあつては、改良後の許容応力度とする。以下同じ。)が一平方メートルにつき二十キロニュートン未満の場合にあつては基礎ぐいを用いた構造と、一平方メートルにつき二十キロニュートン以上三十キロニュートン未満の場合にあつては基礎ぐいを用いた構造又はべた基礎と、一平方メートルにつき三十キロニュートン以上の場合にあつては基礎ぐいを用いた構造、べた基礎又は布基礎としなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

2 5 4 (略)
 5 次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の構造部分の基礎の構造は、当該建築物又は建築物の構造部分に作用する荷重及び外力に対して構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、第一項に規定する構造によらないことができる。

一 木造の建築物のうち、茶室、あずまやその他これらに類する建築物

二 物置、納屋その他これらに類する建築物のうち、延べ面積が十平方メートル以内のもの

三 木造建築物又は木造と組積造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分のうち、令第四十二条第一項ただし書の規定により土台を設けないもの(地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度が一平方メートルにつき七十キロニュートン以上の場合に限る。)

四 門、扉その他これらに類する建築物

五 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十五条第二項、第六項又は第七項に規定する建築物(同法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物(木造の建築物にあつては、地階を除く階数が三以上であるもの、延べ面積が三百平方メートルを超えるもの又は高さが十六メートルを超えるものに限る。))を除く。

六 コンテナその他これに類するものを利用した建築物のうち、階数が一であるもの

第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第三十八条第三項に規定する建築物の基礎の構造は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度(改良された地盤にあつては、改良後の許容応力度とする。以下同じ。)が一平方メートルにつき二十キロニュートン未満の場合にあつては基礎ぐいを用いた構造と、一平方メートルにつき二十キロニュートン以上三十キロニュートン未満の場合にあつては基礎ぐいを用いた構造又はべた基礎と、一平方メートルにつき三十キロニュートン以上の場合にあつては基礎ぐいを用いた構造、べた基礎又は布基礎としなければならない。

一 次のイ又はロに掲げる建築物に用いる基礎である場合

イ 木造の建築物のうち、茶室、あずまやその他これらに類するもの

ロ 延べ面積が十平方メートル以内の物置、納屋その他これらに類するもの

二 地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度が一平方メートルにつき七十キロニュートン以上の場合であつて、木造建築物又は木造と組積造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分のうち、令第四十二条第一項ただし書の規定により土台を設けないものに用いる基礎である場合

三 門、扉その他これらに類するものの基礎である場合

四 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十五条第二項、第六項又は第七項に規定する仮設建築物(同法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物(木造の建築物にあつては、地階を除く階数が三以上であるもの、延べ面積が三百平方メートルを超えるもの又は高さが十六メートルを超えるものに限る。))を除く。)に用いる基礎である場合

2 5 4 (略)
 (新設)

（屋上から突出する水槽、煙突等の構造計算の基準を定める件の一部改正）
第四条 屋上から突出する水槽、煙突等の構造計算の基準を定める件（平成十二年建設省告示第千三百八十九号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十条第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける屋上から突出する水槽、冷却塔、煙突その他これらに類するもの（以下「屋上水槽等」という。）の構造計算の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十条第一号イ又はロに規定する建築物に設ける屋上から突出する水槽、冷却塔、煙突その他これらに類するもの（以下「屋上水槽等」という。）の構造計算の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p>

（鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法の基準を定める件の一部改正）
第五条 鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法の基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第六十六条に規定する国土交通大臣が定める基準は、次の各号に掲げる柱の脚部の構造に準じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 露出形式柱脚 次のイからハまで（令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行った場合にあつては、ロ及びハ）に掲げる基準に適合すること。</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>二 根巻き形式柱脚 次のイからハまで（令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行った場合にあつては、ハ）に掲げる基準に適合すること。</p> <p>イ 根巻き部分（鉄骨の柱の脚部において鉄筋コンクリートで覆われた部分という。ロ及びハにおいて同じ。）の高さは、柱幅（張り間方向及び桁行方向の柱の見付け幅のうち大きい方をいう。次号イ及びハにおいて同じ。）の二・五倍以上であること。</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>三 埋込み形式柱脚 次に掲げる基準に適合すること。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行った場合は、この限りでない。</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>2 次 各号のいずれかに該当する建築物の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法は、当該建築物に作用する荷重及び外力に対して構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、前項の基準によらないことができる。</p> <p>一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第二項、第六項又は第七項に規定する建築物（同法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物を除く。）</p> <p>二 コンテナその他これに類するものを利用した建築物のうち、階数が一であるもの</p>	<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第六十六条に規定する鉄骨造の柱の脚部は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第二項、第六項又は第七項に規定する仮設建築物（同法第六条第一号及び第二号及び第三号に掲げる建築物を除く。）のものを除き、次の各号のいずれかに定める構造方法により基礎に緊結しなければならない。ただし、第一号（ロ及びハを除く）、第二号（ハを除く。）及び第三号の規定は、令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行った場合においては、適用しない。</p> <p>一 露出形式柱脚にあつては、次に適合すること。</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>二 根巻き形式柱脚にあつては、次に適合すること。</p> <p>イ 根巻き部分（鉄骨の柱の脚部において鉄筋コンクリートで覆われた部分という。以下同じ。）の高さは、柱幅（張り間方向及び桁行方向の柱の見付け幅のうち大きい方をいう。第三号イ及びハにおいて同じ。）の二・五倍以上であること。</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>三 埋込み形式柱脚にあつては、次に適合すること。</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>（新設）</p>

（損傷限界変位、Td、Bdi、層間変位、安全限界変位、Ts、Bsi、Fh及びGsを計算する方法並びに屋根ふき材等及び外壁等の構造耐力上の安全を確かめるための構造計算の基準を定める件の一部改正）

第六条 損傷限界変位、Td、Bdi、層間変位、安全限界変位、Ts、Bsi、Fh及びGsを計算する方法並びに屋根ふき材等及び外壁等の構造耐力上の安全を確かめるための構造計算の基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三第一項中「第二」を「第四」に改める。

(建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件の一部改正)
 第七条 建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件(平成十九年国土交通省告示第五百九十三号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)第三十六条の二第五号の規定に基づき、その安全性を確かめるために地震力によつて地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限つて国土交通大臣が指定する建築物は、二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超える建築物及び当該建築物を除くほか、組積造、補強コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の建築物のうち、次に掲げる建築物(平成十四年国土交通省告示第四百七十四号に規定する特定畜舎等建築物を除く。)とする。

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)第三十六条の二第五号の規定に基づき、その安全性を確かめるために地震力によつて地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限つて国土交通大臣が指定する建築物は、二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超える建築物のうち、次に掲げる建築物(平成十四年国土交通省告示第四百七十四号に規定する特定畜舎等建築物を除く。)とする。

一・二 (略)

一・二 (略)

三 組積造若しくは補強コンクリートブロック造の建築物(地階を除く階数が三以下であるものに限る。)又は無筋コンクリート造の建築物であつて、高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるもの

三 地階を除く階数が三以下である組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物であつて、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下であるもの以外のもの

四 (略)

四 (略)

五 木造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のうち一の構造と鉄骨造とを併用する建築物であつて、次のイからへまでに該当するもの以外のもの(前号イからへまでに該当するものを除く。)

五 木造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のうち一の構造と鉄骨造とを併用する建築物であつて、次のイからへまでに該当するもの以外のもの(前号イからへまでに該当するものを除く。)

イ 次の(1)から(4)までのいずれかに該当するもの

イ 次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの

(1)・(2) (略)

(1)・(2) (略)

(3) 地階を除く階数が二又は三であり、かつ、一階部分を鉄骨造とし、二階以上の部分を木造としたもの

(3) 地階を除く階数が三以下であり、かつ、木造と鉄骨造とを併用するもの
 (新設)

(4) 地階を除く階数が三であり、かつ、一階及び二階部分を鉄骨造とし、三階部分を木造としたもの

ロくへ (略)

ロくへ (略)

六 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用する建築物であつて、次のイ又はロに該当するもの以外のもの(第四号イからへまでに該当するものを除く。)

六 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用する建築物であつて、次のイ又はロに該当するもの以外のもの(第四号イからへまでに該当するものを除く。)

イ 次の(1)から(11)までに該当するもの

イ 次の(1)から(11)までに該当するもの

(1)~(9) (略)

(1)~(9) (略)

(10) C L Tパネル工法を用いた建築物の構造部分について、平成二十八年国土交通省告示第六百一十一号第九第一項第二号に定める構造計算を行ったもの

(10) C L Tパネル工法を用いた建築物の構造部分について、平成二十八年国土交通省告示第六百一十一号第九第二号に定める構造計算を行ったもの

(11) (略)

(11) (略)

ロ (略)

ロ (略)

七 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いた建築物であつて、デッキプレート版を用いた部分以外の部分(建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。以下同じ。)が次のイからトまでのいずれか及びチに該当するもの以外のもの(略)

七 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いた建築物であつて、デッキプレート版を用いた部分以外の部分(建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。以下同じ。)が次のイからトまでのいずれか及びチに該当するもの以外のもの(略)

<p>口 地階を除く階数が三以下である組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物であつて、高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下であるもの</p> <p>ハ・チ (略)</p> <p>八・九 (略)</p> <p>十 平成十四年国土交通省告示第六百六十六号に規定する骨組膜構造の建築物であつて、次のイ又はロに該当するもの以外のもの</p> <p>イ 次の(1)及び(2)に該当するもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 骨組の構造が次のいずれかに該当し、天井が第一号イ(6)に該当するもの</p> <p>(i) 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下である木造のもの</p> <p>(ii) 地階を除く階数が三以下である組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物であつて、高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下であるもの</p> <p>(iii) 地階を除く階数が三以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下である鉄骨造のものであつて、第一号イ又はロ(薄板軽量形鋼造の建築物及び屋上を自動車の駐車その他これに類する積載荷重の大きな用途に供する建築物にあつては、イ)に該当するもの</p> <p>(iv) 高さが二十メートル以下である鉄筋コンクリート造(壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート組積造を除く。)若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造のもの又はこれらの構造を併用するものであつて、第二号イに該当するもの</p> <p>(v) 木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用するもの又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用するものであつて、第四号イからホまでに該当するもの</p> <p>(vi) 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用するものであつて、第六号イ(1)からロまでに該当するもの</p> <p>ロ (略)</p>	<p>口 地階を除く階数が三以下である組積造又は補強コンクリートブロック造のもの</p> <p>ハ・チ (略)</p> <p>八・九 (略)</p> <p>十 平成十四年国土交通省告示第六百六十六号に規定する骨組膜構造の建築物であつて、次のイ又はロに該当するもの以外のもの</p> <p>イ 次の(1)及び(2)に該当するもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 骨組の構造が第五号イからへまでのいずれかに該当し、天井がロに該当するもの</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>				
<p>(確認審査等に関する指針の一部改正)</p> <p>第八条 確認審査等に関する指針(平成十九年国土交通省告示第八百三十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="119 179 391 1131"> <p>第一 確認審査に関する指針</p> <p>(略)</p> <p>2 法第六条第一項(法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは法第六条の第二項の規定による確認の申請書の提出又は法第十八条第二項(法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)若しくは第四項の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> </td> <td data-bbox="391 179 574 1131"> <p>改正後</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="119 1131 391 2094"> <p>第一 確認審査に関する指針</p> <p>(略)</p> <p>2 法第六条第一項(法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは法第六条の第二項の規定による確認の申請書の提出又は法第十八条第二項(法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)若しくは第四項の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> </td> <td data-bbox="391 1131 574 2094"> <p>改正前</p> </td> </tr> </table>	<p>第一 確認審査に関する指針</p> <p>(略)</p> <p>2 法第六条第一項(法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは法第六条の第二項の規定による確認の申請書の提出又は法第十八条第二項(法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)若しくは第四項の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>改正後</p>	<p>第一 確認審査に関する指針</p> <p>(略)</p> <p>2 法第六条第一項(法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは法第六条の第二項の規定による確認の申請書の提出又は法第十八条第二項(法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)若しくは第四項の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>改正前</p>	<p>改正前</p>
<p>第一 確認審査に関する指針</p> <p>(略)</p> <p>2 法第六条第一項(法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは法第六条の第二項の規定による確認の申請書の提出又は法第十八条第二項(法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)若しくは第四項の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>改正後</p>				
<p>第一 確認審査に関する指針</p> <p>(略)</p> <p>2 法第六条第一項(法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは法第六条の第二項の規定による確認の申請書の提出又は法第十八条第二項(法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)若しくは第四項の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>改正前</p>				

令第八十 一条第二 項第二号 イに 規定する 号各条	令第八十 一条第二 項第二号 イに 規定する 号各条	荷重・外力 計算書 (略)	地震力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	地震力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	(一)・(二)	(三)
					区分 (イ)	図書の種類 (ロ)

別表

355 (略)

二の二 申請又は通知に係る建築物が建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合にあっては、施行規則別記第二号様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号様式による通知書の第二面に記載された構造設計一級建築士である旨の表示をした者が、建築士法第十条の三第四項に規定する構造設計一級建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ (略)

ロ 申請者等に対し建築士法第十条の三第一項に規定する構造設計一級建築士証(同法第十条の四第一項の規定により中央指定登録機関が交付するものを含む。)の提示を求め、当該構造設計一級建築士証により確かめる方法

二の三 申請又は通知に係る建築物が建築士法第二十条の三の規定の適用を受ける場合にあっては、施行規則別記第二号様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号様式による通知書の第二面に記載された設備設計一級建築士であることを旨の表示をした者が、建築士法第十条の三第四項に規定する設備設計一級建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ (略)

ロ 申請者等に対し建築士法第十条の三第二項に規定する設備設計一級建築士証(同法第十条の四第一項の規定により中央指定登録機関が交付するものを含む。)の提示を求め、当該設備設計一級建築士証により確かめる方法

二の四 申請又は通知に係る建築物が法第六条の三第一項ただし書又は法第十八条第五項ただし書の規定の適用を受ける場合(当該建築物の計画に係る確認審査が法第六条の三第一項第二号に掲げる確認審査又は法第十八条第五項第二号に掲げる審査である場合に限る。)にあっては、施行規則別記第二号様式による申請書の第四面に記載された構造設計一級建築士である旨の表示をした者が、建築士法第十条の三第四項に規定する構造設計一級建築士であることを第二号の二イ又はロに掲げる方法のいずれかにより確かめること。

令第八十 一条第二 項第二号 イに 規定する 号各条	令第八十 一条第二 項第二号 イに 規定する 号各条	荷重・外力 計算書 (略)	地震力(令第八十二条の五第三号ハに係る部分)の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	地震力(令第八十二条の五第三号ハに係る部分)の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	(一)・(二)	(三)
					区分 (イ)	図書の種類 (ロ)

別表

356 (略)

二の二 申請又は通知に係る建築物が建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合にあっては、施行規則別記第二号様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号様式による通知書の第二面に記載された構造設計一級建築士であることを旨の表示をした者が、建築士法第十条の二の二第四項に規定する構造設計一級建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ (略)

ロ 申請者等に対し建築士法第十条の二の二第一項に規定する構造設計一級建築士証(同法第十条の四第一項の規定により中央指定登録機関が交付するものを含む。)の提示を求め、当該構造設計一級建築士証により確かめる方法

二の三 申請又は通知に係る建築物が建築士法第二十条の三の規定の適用を受ける場合にあっては、施行規則別記第二号様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号様式による通知書の第二面に記載された設備設計一級建築士であることを旨の表示をした者が、建築士法第十条の二の二第四項に規定する設備設計一級建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ (略)

ロ 申請者等に対し建築士法第十条の二の二第二項に規定する設備設計一級建築士証(同法第十条の四第一項の規定により中央指定登録機関が交付するものを含む。)の提示を求め、当該設備設計一級建築士証により確かめる方法

(新設)

(四)																																								
建築物	た建	かめ	を確	全性	り安	によ	計算	構造	よる	ろに	とこ	める	に定	の四	二条	八第	令第	及第	各号	二条	八第	令第	する	規定	項に	第三	一条	八十	令第	建築物	た建	かめ	を確	全性	り安	によ	計算	度等	応力	許容
										係 関 号 各 条 二 十 八 第 令																														
(略)										(略)										(略)																				
										荷重・外力 計算書										(略)																				
										地震力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。										(略)																				

(四)																																								
建築物	た建	かめ	を確	全性	り安	によ	計算	構造	よる	ろに	とこ	める	に定	の四	二条	八第	令第	及第	各号	二条	八第	令第	する	規定	項に	第三	一条	八十	令第	建築物	た建	かめ	を確	全性	り安	によ	計算	度等	応力	許容
										係 関 号 各 条 二 十 八 第 令																														
(略)										(略)										(略)																				
										荷重・外力 計算書										(略)																				
										地震力(令第八十二条の五第五号八に係る部分)の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。										(略)																				
										地震力(令第八十二条の五第五号八に係る部分)の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。										(略)																				

(床組及び小屋はり組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準を定める件の一部改正)
 第九条 床組及び小屋はり組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準を定める件(平成二十八年国土交通省告示第六百九十一号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

建築基準法施行令(以下「令」という。)第四十六条第三項に規定する床組及び小屋はり組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準は、次のいずれかとする。

- 一 (略)
- 二 床組及び小屋はり組(次に掲げる基準に適合するものに限る。)の根太又ははり(以下「根太等」といい、根太等の相互の間隔が五百ミリメートル以下の場合に限る。)に対して、厚さ三十ミリメートル以上、幅百八ミリメートル以上の板材をJIS A五五〇八(くぎ)一・二〇五に規定するN九〇を用いて六十ミリメートル以下の間隔で打ち付けること又はこれと同等以上の耐力を有するようにすること。
- イ・ロ (略)

ハ 各階の張り間方向及び桁行方向において、耐力壁線(次の(i)又は(ii)に該当するものをいう。以下同じ。)の相互の間隔が、耐力壁線の配置に応じて、次の式により計算した最大耐力壁線間距離以下であること。この場合において、耐力壁線から直交する方向に一メートル以内の耐力壁(昭和五十六年建設省告示第千百号(以下「告示第千百号」という。))第一各号に定める軸組及び令第四十六条第四項の規定による国土交通大臣の認定を受けた軸組のうち、同告示第三第一項第一号に規定する準耐力壁等以外のものをいう。以下このハ及び二において同じ。)は同一直線上にあるものとみなすことができる。

(i) (ii) (略)

$$l = \frac{100}{\alpha_1 \times Lw} \times \alpha_2$$

(この式において、 l 、 α_1 、 Lw 及び α_2 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

l 最大耐力壁線間距離(単位 メートル)
 α_1 次の表の上欄及び中欄に掲げる耐力壁線の配置に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数

床組及び小屋はり組が接する当該階の耐力壁線のいずれもが(ii)に該当する耐力壁線である場合	階数が二の建築物の一階の耐力壁線である場合であって、二階の耐力壁線が一階の耐力壁線の直上のみにある場合	〇・二五
右に掲げる場合以外の場合		〇・五

改正前

建築基準法施行令(以下「令」という。)第四十六条第三項に規定する床組及び小屋はり組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準は、次のいずれかとする。

- 一 (略)
- 二 床組及び小屋はり組(次に掲げる基準に適合するものに限る。)の根太又ははり(以下「根太等」といい、根太等の相互の間隔が五百ミリメートル以下の場合に限る。)に対して、厚さ三十ミリメートル以上、幅百八ミリメートル以上の板材をJIS A五五〇八(くぎ)一・二〇五に規定するN九〇を用いて六十ミリメートル以下の間隔で打ち付けること又はこれと同等以上の耐力を有するようにすること。
- イ・ロ (略)

ハ 各階の張り間方向及び桁行方向において、耐力壁線(次の(i)又は(ii)に該当するものをいう。以下同じ。)の相互の間隔が、耐力壁線の配置に応じて、次の式により計算した最大耐力壁線間距離以下であること。この場合において、耐力壁線から直交する方向に一メートル以内の耐力壁(昭和五十六年建設省告示第千百号(以下「告示第千百号」という。))第一各号に定める軸組及び令第四十六条第四項の規定による国土交通大臣の認定を受けた軸組のうち、同告示第三第一項第一号に規定する準耐力壁等以外のものをいう。以下このハ及び二において同じ。)は同一直線上にあるものとみなすことができる。

(i) (ii) (略)

$$l = \frac{100}{\alpha \times Lw}$$

(この式において、 l 、 α 及び Lw は、それぞれ次の数値を表すものとする。

l 最大耐力壁線間距離(単位 メートル)
 α 次の表の上欄及び中欄に掲げる耐力壁線の配置に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数

床組及び小屋はり組が接する当該階の耐力壁線のいずれもが(ii)に該当する耐力壁線である場合	階数が二の建築物の一階の耐力壁線である場合であって、二階の耐力壁線が一階の耐力壁線の直上のみにある場合	〇・二五
右に掲げる場合以外の場合		〇・五

三 (略)	二 (略)	Lw 告示第千百号第三第一項第一号に規定する単位面積当たりの必要壁量(単位 一平方メートルにつきセンチメートル) α_2 次の式によって計算した数 $\alpha_2 = 1 - 0.1 \times (H - 3.2)$ (この式において、 H は、階の上下に設ける横架材の上端の相互間の垂直距 離(三・二未満の場合は、三・二)単位メートル)	右に掲げる場合以外の場合	階数が二の建築物の一階の耐力壁線である場合であって、一階の耐力壁線のうち(i)に該当するものの直上にある二階の耐力壁線が(i)に該当するものである場合	〇・五
			合	右に掲げる場合以外の場合	〇・五
三 (略)	二 (略)	Lw 告示第千百号第三第一項第一号に規定する単位面積当たりの必要壁量(単位 一平方メートルにつきセンチメートル)	右に掲げる場合以外の場合	階数が二の建築物の一階の耐力壁線である場合であって、一階の耐力壁線のうち(i)に該当するものの直上にある二階の耐力壁線が(i)に該当するものである場合	〇・五
			合	右に掲げる場合以外の場合	〇・五

第十條 (防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件の一部改正)
 第四第一号イ(2)中「枠組壁工法」の下に「木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けることにより、壁及び床版を設ける工法をいう。(5)において同じ。」を加え、「平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第一から第十二までに規定する技術的基準に適合する建築物をいう。(5)において同じ。」を削る。

第十一條 (学校の木造の校舎の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部改正)
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
第一 学校における壁、柱及び横架材を木造とした校舎の構造方法に関する安全上必要な技術的基準は、建築基準法施行令第三章第三節に定めるところによるほか、次の各号に掲げるものとする。	第一 学校における壁、柱及び横架材を木造とした校舎の構造方法に関する安全上必要な技術的基準は、次の各号に掲げるものとする。	第一 学校における壁、柱及び横架材を木造とした校舎の構造方法に関する安全上必要な技術的基準は、次の各号に掲げるものとする。	第一 学校における壁、柱及び横架材を木造とした校舎の構造方法に関する安全上必要な技術的基準は、次の各号に掲げるものとする。
一〜四 (略)	一〜四 (略)	一〜四 (略)	一〜四 (略)
第二 第一の規定は、次の各号のいずれかに掲げる校舎については、適用しない。	第二 第一の規定は、次の各号のいずれかに掲げる校舎については、適用しない。	第二 第一の規定は、次の各号のいずれかに掲げる校舎については、適用しない。	第二 第一の規定は、次の各号のいずれかに掲げる校舎については、適用しない。
一・二 (略)	一・二 (略)	一・二 (略)	一・二 (略)
三 昭和五十六年建設省告示第千百号第六に規定する木造の建築物に該当するもの	三 昭和五十六年建設省告示第千百号第六に規定する木造の建築物に該当するもの	三 昭和五十六年建設省告示第千百号第五に規定する木造の建築物に該当するもの	三 昭和五十六年建設省告示第千百号第五に規定する木造の建築物に該当するもの
四 (略)	四 (略)	四 (略)	四 (略)

附則 (施行期日)
 1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。
 (構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部改正)
 2 構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件(平成十四年国土交通省告示第四百六十三号)の一部を次のように改正する。
 第二第一号ロ(6)中「第一号へ」を「第一項第一号へ」に改める。

国土交通省告示第二百十六号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第五十条の二第三項の規定に基づき、航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月二十七日

国土交通大臣 中野 洋昌

航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示（平成十二年運輸省告示第三百三十三号）の一部を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

1~6 (略)	別表一	技能証明、技能証明の限定の変更、計器飛行証明又は操縦教育証明	航空機の種類、等級若しくは型式又は業務の種類	教育の種類及び教育科目	教育時間又は回数
	(略)	技能証明、技能証明の限定の変更、計器飛行証明又は操縦教育証明	航空機の種類、等級若しくは型式又は業務の種類	教育の種類及び教育科目	教育時間又は回数
1~6 (略)	別表一	技能証明、技能証明の限定の変更、計器飛行証明又は操縦教育証明	航空機の種類、等級若しくは型式又は業務の種類	教育の種類及び教育科目	教育時間又は回数
	(略)	技能証明、技能証明の限定の変更、計器飛行証明又は操縦教育証明	航空機の種類、等級若しくは型式又は業務の種類	教育の種類及び教育科目	教育時間又は回数

備考 (略) 別表一

備考 (略) 別表一

技能証明、技能証明の限定の変更、計器飛行証明、操縦教育証明又は整備の基本技術の科目

技能証明、技能証明の限定の変更、計器飛行証明、操縦教育証明又は整備の基本技術の科目

航空機の種類、等級若しくは型式又は業務の種類

航空機の種類、等級若しくは型式又は業務の種類

教育の種類及び教育科目

教育の種類及び教育科目

実地試験の科目

実地試験の科目

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

この告示は、公布の日から施行する。

備考 (略)	(略)	事業用操縦士の資格に係る技能証明の限定の変更		飛行機の型式	実技教育	学科教育
		回転翼航空機の型式		実技教育	学科教育	実技教育
備考 (略)	(略)	事業用操縦士の資格に係る技能証明の限定の変更		飛行機の型式	実技教育	学科教育
		実技教育		実技教育	学科教育	実技教育
備考 (略)	(略)	事業用操縦士の資格に係る技能証明の限定の変更		飛行機の型式	実技教育	学科教育
		実技教育		実技教育	学科教育	実技教育
備考 (略)	(略)	事業用操縦士の資格に係る技能証明の限定の変更		飛行機の型式	実技教育	学科教育
		実技教育		実技教育	学科教育	実技教育

一 定期運送用操縦士の資格に係る技能証明の限定の変更の項飛行機の型式の項学科教育の項の科目(第一号の科目を除く)。

二 空港等及び場周経路における運航

三 各種離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止

四 基本的な計器による飛行

五 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作及び型式の特性に応じた飛行

六 異常時及び緊急時の操作の一部

一 地表付近における操作

二 地表付近における操作

一 定期運送用操縦士の資格に係る技能証明の限定の変更の項飛行機の型式の項実技教育の項の科目

二 地表付近における操作

(三) 道路の区域

区	間	後 変 別 更 前	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
北海道白糠郡白糠町茶路基線一五五番四から同町茶路基線一六三番一まで		前 A 後 B	一四・五五 一五・八九	九四・三六 九九・二九	キロメートル 〇・七〇 〇・六四

(四) 図面縦覧場所 北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十七日 北海道開発局長 坂場 武彦

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 路線名 二百七十五号
- (三) 道路の区域

(三) 道路の区域

区	間	後 変 別 更 前	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
北海道枝幸郡浜頓別町字頓別野一八番一から同町字頓別野一〇七番一先地まで		前 B・A 後 B・C	一五・〇〇 一六・五〇	五三・七〇 五四・七〇	キロメートル 二・四一 二・一七

(四) 図面縦覧場所 北海道開発局及び同局稚内開発建設部

○北海道開発局告示第三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十七日 北海道開発局長 坂場 武彦

路線名 供用開始の区間 図面縦覧場所
 三百九十二号 北海道白糠郡白糠町茶路基線一五九番二から同町ノイベツ一〇番一まで 北海道開発局及び同局釧路開発建設部

供用開始の期日 令和七年三月二十七日

○北海道開発局告示第三十一号

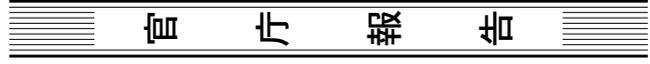
次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十七日 北海道開発局長 坂場 武彦

路線名 供用開始の区間 図面縦覧場所
 三百三十七号 千歳市花園三丁目三〇地内 北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日 令和七年三月二十七日



行政事項

令和7年度輸入食品監視指導計画の公表について

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第23条第1項の規定に基づき、同項に規定する令和7年度の輸入食品監視指導計画を次のように定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

令和7年3月27日 厚生労働大臣 福岡 資麿

令和7年度輸入食品監視指導計画

1 目的
 本計画は、我が国に輸入された食品、添加物、器具、容器包装及び乳幼児用おもちゃ(以下「食品等」という。)の重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって輸入食品等の一層の安全性確保を図ることを目的とする。

2 本計画の適用期間
 令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

3 輸入食品等の現状等
 (1) 輸入食品等の現状
 令和5年度に販売又は営業の目的で我が国に輸入された食品等は、輸入届出件数が約235万件、輸入重量が約2,987万トンであった。また、農林水産省の食料需給表によると、我が国の食料自給率(供給熱量ベースの総合食料自給率)は約4割であり、供給熱量ベースで約6割を国外に依存する状況となっている。

また、令和6年12月に公表した令和6年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果(中間報告)では、同年4月から同年9月までの輸入届出件数は約125万件【120万件】、輸入重量は約1,170万トン【1,110万トン】、検査件数は約10万5千件【10万2千件】であり、うち食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)違反件数は374件【379件】であった(【 】内は前年度同時期の数値。数値はいずれも速報値。)

(2) 令和6年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果の概況
 厚生労働省本省(以下「本省」という。)及び検疫所は、検査項目の追加や検査機器の整備など輸入時の検査体制の充実を図り、モニタリング検査等による法違反発見時や輸出国における食品等の回収情報等を得た場合、モニタリング検査^{*1}、検査命令^{*2}等の輸入時における監視指導の強化を行った。また、輸出国の衛生管理対策を推進するため、輸出国における食品衛生に関する規制等の調査や個別問題に係る輸出国との協議及び調査を実施したほか、輸入牛肉等に係る輸出国段階での衛生管理について現地調査を行った。

※1 モニタリング検査：法第28条第1項の規定に基づき多種多様な食品等について食品安全の状況を幅広く監視すること及び法違反が発見された場合に、輸入時の検査を強化するなどの対策を講ずることを目的として、年度ごとに計画的に実施する検査をいう。

※2 検査命令：法第26条第2項又は第3項の規定に基づき法違反の可能性が高いと見込まれる食品等について、輸入者に対して輸入の都度の検査を命じるものをいう。

4 令和7年度における輸入食品監視指導について

(1) 輸入食品等の監視指導の実施体制
 食品安全基本法(平成15年法律第48号)第4条において、食品の安全性の確保は、必要な措置が国の内外における食品供給の行程の各段階において適切に講じられることにより行われなければならないとされている。この観点から、輸入食品等の安全性確保のため、輸出国における生産の段階から輸入後の国内流通までの各段階において、以下の措置を講ずる。

① 本省は、輸出国の生産、製造、加工等(以下「生産等」という。)の段階における衛生管理対策を推進するため、我が国の食品衛生に関する規制等の情報を在日大使館、輸入者、輸出国の政府担当者及び生産者等へ提供し、本省ホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載する。また、輸出国との二国間協議、現地調査、技術協力等を実施する。

- ② 本省は、法違反等が判明した際には、輸入時における検査の強化等の必要な措置を講ずるとともに、違反事例について、法第69条の規定に基づき公表する。
- ③ 本省は、特定の国若しくは地域又は特定の者により生産等がなされた輸入食品等について、食品衛生上の危害の発生を防止するために特に必要があると認める場合には、法第9条第1項又は第17条第1項の規定に基づく包括的輸入禁止措置を講ずる。
- ④ 本省は、法違反を繰り返すなどの輸入者に対し、法違反の原因を改善させることを目的として指導し、必要に応じて法第60条第2項の規定に基づく輸入者の営業の禁止又は停止（以下「輸入者の営業の禁停止処分」という。）を命ずる。
- ⑤ 検疫所は、法第27条の規定に基づく輸入届出、輸入届出の内容と実際の貨物の同一性を確認する検査等により、法第13条第1項又は第18条第1項の規定に基づく食品等の規格又は基準（以下「規格基準」という。）への適合性をはじめとする法への適合性について確認する。
- ⑥ 検疫所は、多種多様な輸入食品等の安全性について幅広く監視するため、モニタリング検査を計画的に実施する。
- ⑦ 検疫所は、食品衛生上の危害の発生防止のため、法第26条第2項又は第3項の規定に基づき、法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等について、検査を命ずる。
- ⑧ 検疫所は、食品等事業者の責務として輸入者の自主的な衛生管理の実施を推進するため、講習会の開催及び輸入前指導の取組を行う。
- ⑨ 検疫所は、法違反が判明した際には、輸入者に対し、廃棄、積戻し又は食用外用途への転用等（以下「廃棄等」という。）の措置を講ずるよう指導するとともに、違反原因の調査及び報告を求めるなどにより、再発防止を図らせる。
- ⑩ 輸入後の国内流通段階においては、都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）が監視指導を行うとともに、法違反発見時には、本省、検疫所及び都道府県等は連携を図り、輸入者等による回収等が適確かつ迅速に行われるよう措置を講ずる。
- (2) 令和7年度の輸入食品監視指導の基本的方向
- 令和7年度の輸入食品監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）においては、これまでの対策を継続して進めるとともに、輸入される食品等の動向を踏まえ、引き続き、検疫所の食品衛生監視員の資質向上、必要な職員や検査機器の確保等、適切な監視指導を徹底するための体制の整備を図っていく。
- モニタリング検査については、より効果的に実施するため、輸入される食品等に対し幅広く実施するよう努める。また、モニタリング検査結果等を踏まえ計画的に実施し、年度途中においても、監視指導結果等を踏まえた検査項目等の見直しや検査の強化を検討する。
- さらに、経済連携協定等の進展、食品流通のグローバル化等に伴う輸入状況の変化がある中で、輸入食品に関する課題に対応するため、輸入時検査を中心とした監視体制に加え、二国間協議、現地調査等を通じて、輸出国での生産等の段階における安全性を効果的に確保する取組及び輸入者による自主的な衛生管理対策の推進を継続していく。
- 5 令和7年度輸入食品監視指導の具体的内容
- (1) 輸入届出の確認等により重点的に監視指導を実施すべき事項
- ① 法第27条の規定に基づく輸入届出による確認
- 検疫所は、法第27条の規定に基づく輸入届出がされた食品等について、法第6条各号（販売等を禁止される食品及び添加物）、第10条第2項（病肉等の販売等の禁止）又は第16条（有毒有害な器具又は容器包装の販売等の禁止）に該当する食品等でないこと、法第9条第1項又は第17条第1項の規定に基づき輸入が禁止された食品等でないこと、法第12条の規定に基づき定められた添加物であること及び法第13条又は第18条に規定する規格基準に適合している食品等であることについて、輸入者による輸入届出のほか、必要に応じて輸出国政府の発行する証明書、輸入者からの報告徴収、行政検査等により確認する。

② 法第28条第1項の規定に基づくモニタリング検査

ア モニタリング計画の策定等

本省は、重点的、効率的かつ効果的なモニタリング検査を行うため、統計学的に一定の信頼度で法違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、法違反率、輸入届出件数、輸入重量、違反内容の健康に及ぼす影響の程度等を勘案し、モニタリング検査の検査項目別の検査件数（以下「モニタリング計画」という。）を策定する。なお、過去の検査の結果、違反が発見されない検査についても、一定の検査数を確保して実施する。さらに、効率的な検査実施に必要な体制の整備について検討を行う。

令和7年度のモニタリング計画は、別表第1のとおり約100,000件とし、引き続き、アフラトキシンや病原微生物等の健康被害発生のおそれが高いと見込まれる項目について重点的に検査を実施する。なお、輸入動向、検査の結果や違反の状況、輸出国における食品衛生に関する規制等の調査結果、輸出国内における食品等を原因とする健康被害の発生状況及び不衛生食品等の回収等の情報に基づき、モニタリング計画を見直す。

また、農薬等の海外における規制状況、使用状況、検出事例、輸入時における農産食品の違反の状況等を勘案し、ポジティブリスト制度^{※3}に対応した農薬等の検査を着実に実施する。

※3 農薬等のポジティブリスト制度：農薬等が人の健康を損なうおそれのない量として定められる量を超えて残留する食品の販売等を原則禁止する制度をいう。

イ モニタリング検査の計画的な実施

検疫所は、モニタリング計画で計画された件数の検査を実施するために、本省により割り当てられた検査件数について年間計画を立て、計画的に検査を実施する。また、より効果的に検査を実施するために幅広い食品等に対し検査を実施するよう努める。

なお、残留農薬等について検査命令の対象となっている食品等については、当該輸出国における残留農薬等の管理の不徹底及び使用農薬等の変更の可能性があり、検査命令の対象項目以外の農薬等が基準値を超えて残留する懸念があるため、輸出国における残留農薬等の管理の検証を目的としてモニタリング検査を実施する。

本省は、モニタリング計画に基づく検査の実施状況について適宜点検を行い、検疫所に対して必要な指示を行うとともに、輸入状況等の変化により、検疫所別又は食品群別の検査計画の実施が困難と判断する場合等にあつては、輸入実態に即した効果的な検査が実施できるよう、必要に応じて見直しを行う。

なお、緊急の場合等には、法第28条第4項の規定に基づき、登録検査機関に試験事務を委託する。

ウ モニタリング検査の強化等

本省は、輸出国等における食品等の回収や健康被害発生に関する情報を得た場合、モニタリング検査等により法違反が発見された場合、都道府県等の監視指導において法違反が発見された場合又は健康被害発生の可能性が高いと見込まれる事案が確認された場合に、検疫所に対して、必要に応じて当該輸入食品等に対する検査の強化を指示する。

なお、残留農薬等に係る検査の強化については、輸出国における農薬等の使用状況を把握するため、統計学的に一定の信頼度で法違反を検出することが可能となるよう、当該輸入食品等及び検査項目に係る検査率を引き上げる。

さらに、法違反食品が摂取されることを防止するため、結果が判明する期間を従来よりも短縮できる検査を引き続き実施する。

エ モニタリング検査の強化の解除

本省は、法違反の食品等が我が国に輸出されるおそれがないと認められる場合として、以下の i 又は ii により、モニタリング検査の強化を解除し、通常の監視体制とする。

- i 輸出国において原因究明がなされ、その結果に基づく輸出国での新たな規制、管理体制の整備、検査体制の強化等の再発防止対策が講じられ、その有効性が確認された場合は、モニタリング検査の強化を解除する。
- ii モニタリング検査の強化を開始した日から1年間を経過した場合又は60件以上の検査を実施した場合であって、同様の法違反事例がないときは、原則としてモニタリング検査の強化を解除する。

③ 法第28条第1項の規定に基づくモニタリング検査以外の行政検査

検疫所は、輸入届出の内容を踏まえ、モニタリング計画に基づく検査以外にも、輸入者が過去に輸入したことの無い食品等が輸入される場合（以下「初回輸入時」という。）、輸出国での衛生管理が特に重要な食品等が輸入される場合、輸送途中で事故が発生した場合等において、必要に応じて検査を実施する。

また、上記の場合を含め、必要に応じて輸入届出の内容と実際の貨物の同一性を確認する貨物確認検査についても引き続き実施する。

④ 法第26条第2項又は第3項の規定に基づく検査命令

ア 検査命令の発動

本省は、法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等について、厚生労働大臣が食品衛生上の危害の発生防止を図るため必要があると認める場合として、以下の i 又は ii により、検査命令の対象とする。なお、検査命令対象への追加の公表に当たっては、健康影響等について分かりやすく説明するよう努める。

- i 輸出国や我が国において健康被害が発生している場合若しくは健康被害が発生するおそれのある場合又はアフラトキシン、病原微生物等のモニタリング検査等の結果、法違反が発見された場合には、同一の製造者、加工者等又は同一の輸出国からの同一の輸入食品等について直ちに検査命令の対象とする。
- ii 同一の製造者、加工者等又は同一の輸出国からの同一の輸入食品等に対するモニタリング検査等の結果、法違反が複数回発見された場合には、輸出国における規制及び衛生管理体制の状況、当該輸入食品等の法遵守の履歴等を勘案した上で、当該輸入食品等の全部又は一部を検査命令の対象とする。

イ 検査命令の解除

本省は、法違反の食品等が我が国に輸出されるおそれがないと認められる場合として、以下の i 又は ii により、検査命令を解除する。

- i 輸出国において原因究明がなされ、その結果に基づく輸出国での新たな規制、管理体制の整備、検査体制の強化等の再発防止対策が講じられた場合には、二国間協議、現地調査又は輸入時検査によりその有効性が確認され次第、検査命令を解除する。
- ii 検査命令の通知の日以降、直近の法違反事例の判明した日（検査命令の通知の日以降に法違反事例がない場合は当該検査命令の通知の日）から2年間新たな違反事例がないもの又は1年間新たな違反事例がなく、かつ、検査命令の実施件数が300件以上あるものについては、原則、検査命令を解除する。

その後、当該輸入食品等に係る検査項目のモニタリング検査を実施する場合は、必要に応じて検査率を引き上げて検査することとする。なお、検査率を引き上げている期間中に法違反が発見された場合には、直ちに検査命令の対象とする。

⑤ 法第9条第1項又は第17条第1項の規定に基づく包括的輸入禁止措置

本省は、特定の国若しくは地域又は特定の者により製造等がなされた輸入食品等について、当該輸入食品等の検査件数全体に対する違反率がおおむね5%以上の場合等であり、生産地等における食品衛生上の管理の状況等からみて引き続き法に違反する食品等が輸入されるおそれがある場合等において、人の健康を損なうおそれの程度等を勘案して検討を行い、当該輸入食品等に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するために特に必要があると認めるときは、厚生労働大臣は、厚生科学審議会の意見を聴き、輸入禁止措置を講ずる。

⑥ 海外からの食品安全問題発生情報等に基づく緊急対応

本省は、輸入食品等の安全性確保のため、関係府省庁、国立医薬品食品衛生研究所、国立健康危機管理研究機構（J I H S）、輸出国政府、世界保健機関（W H O）の国際食品安全情報ネットワーク（I N F O S A N）等を通じて、海外からの食品安全上の問題について情報を入手し、主な事例についてはホームページに掲載する。

また、調査の結果、我が国への法違反食品等の輸入実績がある場合には、関係する検疫所又は都道府県等に対し、その流通状況及び在庫状況等の調査並びに必要な応じ、輸入者等に対して検査、回収等を指導するよう指示・依頼するとともに、検疫所に対し、検査の強化を指示し、対応状況について公表する。

(2) 輸出国段階における衛生管理対策の推進

輸出国の生産等の段階において法違反を未然に防止するため、以下の取組により輸出国における衛生管理対策の推進を図る。

① 我が国の食品衛生に関する規制等の周知

本省は、ホームページにおいて、我が国の食品衛生に関する規制、検査命令の対象食品、モニタリング検査の強化食品、本計画及びその監視指導の結果を英訳して情報提供を行う。

また、在京大使館等に対する規格基準等改正時における説明会、独立行政法人国際協力機構（J I C A）が実施する食品衛生の規制等に関する研修会、輸出国における説明会の開催等を通じて、輸出国の政府担当者及び生産者等に対し、これらの情報の周知を図る。

② 二国間協議、現地調査等

本省は、検査命令の対象となっている輸入食品等のほか、法違反の可能性が高い輸入食品等については、輸出国政府等に対し、法違反の原因の究明及びその結果に基づく再発防止対策の確立について二国間協議等を通じて要請し、輸出国の生産等の段階における衛生管理の実施、監視体制の強化、輸出前検査の実施等の推進を図る。

また、輸出国における対日輸出食品の衛生管理対策を効果的に推進するため、我が国への輸出量の多い国及び経済連携協定等の関連国のほか、令和6年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果（中間報告）における、カビ毒等の有毒な又は有害な物質の含有等に係る法第6条各号違反並びに農薬、動物用医薬品、微生物及び添加物の規格基準に係る法第13条第2項又は第3項違反が多数を占めているなどの状況を踏まえ、計画的に情報収集や必要に応じて現地調査を実施する。

このほか、輸入牛肉等の安全性確保のため、輸出国における生産等の段階での衛生管理対策の検証が必要な場合には、専門家を派遣し、現地調査を実施して輸出国における衛生管理対策の確認を行う。

さらに、H A C C Pに基づく衛生管理の措置が輸入要件である獣畜及び家きんの肉及び臓器の輸出国や、衛生証明書の添付が求められる乳及び乳製品並びにふぐ及び生食用かきの輸出国に対して、輸出国における生産等の段階での衛生管理対策の検証が必要な場合には、現地調査による輸出国における衛生管理対策の確認等を行うほか、食品衛生上の問題発生時における二国間協議等を行う。

③ 技術協力等

本省及び検疫所は、我が国の食品衛生管理規制等の周知、残留農薬、カビ毒等の試験検査技術の向上など、輸出国における監視体制の強化に資する技術協力等を行う。

(3) 輸入者による自主的な衛生管理の推進

輸入者を含む食品等事業者は、食品安全基本法第8条第1項において、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有するとされている。また、法第3条第1項において、自らの責任において輸入食品等の安全性を確保するため、知識及び技術の習得、原材料の安全性の確保、自主検査の実施等の必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。

これらを踏まえ、検疫所は、法違反を未然に防止し、適切な輸入届出とするため、輸入者に対し、以下の指導等を通じて、自主的な衛生管理の推進を図る。

① 輸入者に対する基本的な指導事項

法に基づく輸入手続、検査制度、規格基準、添付が義務付けられている衛生証明書等の食品衛生上の規制、輸入者の責務等について周知を図る。

また、輸入者の自主的な衛生管理を推進する観点から、輸入食品等の違反及び衛生問題の情報、新たに制定された規格基準並びに輸出国における食品衛生に関する規制等について適時適切に提供するとともに、講習会、輸入届出時等において、輸入者が自ら輸入食品等の安全性確保に努めるよう指導する。

輸入者に対する基本的な指導事項は別表第2のとおりとし、輸出国及び品目に応じて更に必要な事項について指導を行う。加工食品については、「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」について（平成20年6月5日付け食安発第0605001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）の別添1「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」（以下「加工食品ガイドライン」という。）に基づき、輸出国の食品衛生関連規制の整備及び施行の状況、製造者の衛生管理の水準等を勘案して、輸入者に対して輸出国での生産等の段階において必要な確認を行うよう指導する。

また、輸入する食品等が輸出国において違法に生産等されたものではないことを確認するとともに、加工食品ガイドラインに基づくチェックリスト等を用いて原材料、添加物、製造方法、検査データ等が法に適合していることについての確認を徹底するよう指導する。

いわゆる「健康食品」（医薬品以外で経口的に摂取される、健康の維持・増進に特別に役立つことをうたって販売されたり、そのような効果を期待して摂られている食品）として販売される食品にあっては、「錠剤、カプセル剤等食品の原材料の安全性に関する自主点検及び製品設計に関する指針（ガイドライン）」及び「錠剤、カプセル剤等食品の製造管理及び品質管理（GMP）」に関する指針（ガイドライン）」について（令和6年3月11日付け健生食基発0311第2号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長通知）に基づき、錠剤、カプセル剤等食品の原材料の製造、販売等に関して、原材料の安全性の確保及び製品設計を行い、安全性確保に向けた輸入者の自主的な取組を行うよう指導し、食品に利用可能な成分であるか、食経験を十分に有するものであるか、国内外の健康被害事例がないかの確認など、必要に応じて医薬品担当部局とも連携し、安全性の確保に努めるよう指導する。また、国内外の健康被害事例等を受けて本省が注意喚起している成分等を含む食品にあっては、適切な管理を実施するよう指導する。さらに、法第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣及び内閣総理大臣が指定した成分等を含む食品にあっては、「指定成分等含有食品の製造又は加工の基準」（令和2年厚生労働省告示第121号）に適合していることについての確認を徹底するよう指導する。

食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度^{*4}について、本年6月1日の完全施行に向けて、引き続き、輸入者に対し、当該制度の周知を図るとともに、我が国に輸入される食品用器具・容器包装が法に適合していることについての確認を徹底するよう指導する。

※4 食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度：平成30年の法の改正により導入された制度。安全性を評価し、使用を認められた物質以外は食品用器具・容器包装への使用を原則禁止とする仕組みをいう。

さらに、生産者等を通じて正確かつ最新の情報を入手して適正な輸入届出を行うよう指導し、また、初めて輸入する食品等及び食肉、水産物等の輸出国での衛生管理が特に重要な食品等に対しては、輸入届出の内容と実際の貨物が同一であるかの確認に努めるよう指導する。継続的に輸入される場合にあっては、原材料、製造方法等に変更がないこと、輸入届出の内容と実際の貨物が同一であること及び輸入届出時に提示する自主検査等の成績書の品目と輸入届出貨物が同一であることについて十分確認するよう指導する。

これらの取組に加え、規格基準の改正、検査強化、販売の禁止措置等について情報提供する。

② 輸入前指導の実施

①の指導事項を踏まえて、生産者等から必要な資料を入手することなどを通じて、事前に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品成分の含有の有無、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）に規定する麻薬への該非等を確認し、食品等としての安全性を確認するよう指導する。

また、関係団体等が開催する国際展示会等において検疫所から担当者を積極的に派遣すること、関係団体と連携を図りながら輸入前指導の実施体制の強化を図ることなどにより、輸入前指導を一層推進し、法違反食品等の輸入の未然防止に努める。

輸入者が過去に輸入したことのない食品等や同種の食品等にて過去に法違反事例又は衛生問題が確認されている食品等については、事前に検疫所の輸入食品相談指導室等に相談するよう、ホームページ、講習会等を通じて周知し、さらなる輸入前指導の促進を図る。

輸入前指導において自主検査の結果を確認した場合には、輸入前の自主検査の実施を推進する観点から、当該検査結果を輸入届出による確認の際に活用する。

輸入前指導の結果については、検疫所間において情報の共有を図り、効果的な監視指導を実施する。

③ 輸入前指導による法違反発見時の対応

輸入者による事前の安全性の確認の結果、法に適合しないことが判明した場合には、法に適合するよう適切な対策を講じ、改善が図られるまで輸入を見合わせるよう指導する。

また、改善の結果、法に適合することが書類等で確認できたものについても、必要に応じて、当該食品等が規格基準等を満たしているか否かを検査により確認するよう指導する。

④ 自主検査の実施

初回輸入時においては、輸入食品等の規格基準及び添加物等の使用状況に基づき、当該輸入食品等が法に適合していることの確認のために必要な検査項目について自主検査を行うよう指導を徹底する。

また、継続的に輸入される場合にあっては、①の指導事項を踏まえ、定期的に規格基準及び添加物等の使用状況を確認し、同種の食品の法違反事例等も参考としながら、自主検査を行うよう指導する。

⑤ 輸入食品等の記録の作成及び保存

「食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について」（平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）の別添「食品衛生法第1条の3第2項の食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針（ガイドライン）」を踏まえ、輸入食品等の流通状況についての確認が常時行えるよう、食品等に関する輸入及び販売状況の記録等の適正な作成及び保存に努めるとともに、法違反が発見された場合において、関係する検疫所又は都道府県等に当該記録等を速やかに提供することが可能となるよう指導する。

また、モニタリング検査を実施する場合において、法違反食品が摂取されることを防止するため、法違反判明時に速やかな流通状況調査、回収措置等が行えるよう、「平成28年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について（平成28年10月7日付け生食輸発1007第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長通知）により通知した、当該記録等の提出について指導する。

⑥ 輸入者、通関業者及び保税等倉庫業者の食品安全に関する知識の向上

輸入者のほか、通関業者及び保税等倉庫業者に対し、①から⑤までの指導事項等についての説明会を開催するとともに、関係団体等が開催する講習会においても検疫所から担当者を積極的に派遣することにより、事業者が食品安全に関する知識を習得するよう努め、輸入食品等の安全性が確保されるよう指導する。

また、必要に応じ、輸入者に対し、適正な期限表示などの表示内容について、輸入者の所在地を管轄する都道府県等へ事前に相談するよう促すなど、情報提供を行う。

(4) 法違反等が判明した場合の対応

検疫所、本省及び都道府県等は、相互に連携を図り、輸入食品等の安全性を確保するため、以下のとおり、輸入者に対し、廃棄等又は迅速な回収、原因究明及び再発防止対策を指示するとともに、輸入時における検査の強化等の必要な措置を講ずる。

① 輸入時の検査等で法違反が発見された場合

ア 法違反が判明した食品等が通関前の場合

検疫所は、輸入者に対し、廃棄等を指示するとともに、措置状況について報告を求める。

また、本省においては、輸入時における検査の強化等の必要な措置を講ずる。

イ 法違反が判明した食品等が通関後の場合

輸入者の所在地を管轄する都道府県等は、輸入者に対し、必要に応じて回収の命令等を行い、措置状況について報告を求める。

このため、検疫所は、輸入者による回収等が円滑に行われるよう、本省に対し、法違反の輸入食品等に係る輸入時のロット構成、輸入者の名称及び所在地並びにその他の必要な情報（以下「法違反食品等に係る情報」という。）を速やかに報告する。

また、本省は、輸入者の所在地を管轄する都道府県等に対し、法違反食品等に係る情報を通報するとともに、輸入時における検査の強化等の必要な措置を講ずる。

なお、検疫所は、輸入者に対し、法違反食品等の廃棄等の措置を講ずるよう暫定的に指導するとともに、当該輸入者の所在地を管轄する都道府県等の指示に従うよう指導する。

これらの取組に加え、本省は、消費者安全法（平成21年法律第50号）第12条第1項及び第2項の規定に基づき、消費者庁との情報共有を図る。

② 国内流通時の検査等で法違反等が発見された場合

本省は、都道府県等の収去検査（法第28条第1項の規定に基づく収去又は検査をいう。）、販売者等の自主検査等により、国内流通時に輸入食品等の法違反が発見された旨の連絡を受けた場合は、検疫所に対して法違反食品等に係る情報の提供を行うほか、必要に応じて、当該情報に基づき輸入時における検査の強化等の必要な措置を講ずる。

また、輸入食品等に起因する健康被害の情報があった場合には、被害拡大防止の観点から、速やかに、以後輸入される食品等については検疫所に対し、国内流通している食品等については都道府県等に対し通報し、必要な措置を講ずる。

③ 再発防止のための輸入者への指導等

検疫所は、法違反のあった輸入者に対し、法違反の再発を防止するため、以下の事項について報告を求める。

ア 違反原因の調査及び報告

当該食品等の法違反の原因について調査及び報告を求め、法違反の再発防止の指導を行う。法違反が発覚して3か月を経過しても原因が判明しない場合は、調査の進捗状況の報告を求める。

イ 輸入再開時の改善結果報告

同一製品の輸入を再開する場合は、改善が図られたことをアの原因調査により確認するほか、必要に応じ、輸入者自らによる現地での調査、輸出国における検査等により検証するとともに、改善結果について報告を求める。

④ 法第60条第2項の規定に基づく輸入者の営業の禁停止処分

本省は、食品の安全性の確保の観点から、法違反を繰り返す輸入者、法違反により健康被害を発生させ、若しくは発生させるおそれを生じさせた食品等の輸入者などに対し、法違反の原因の改善及び再発の防止措置を講じさせること並びにその他衛生上の必要な措置を講じさせることを目的として、輸入者の営業の禁停止処分を行う。

本省は、「食品衛生法第55条第2項に基づく輸入者の営業の禁止及び停止処分について」（平成18年1月10日付け食安発第0110003号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）の別添「食品衛生法第55条第2項に基づく輸入者の営業の禁止及び停止処分の取扱い指針（ガイドライン）」に基づき、違反率がおおむね5%以上等の要件に該当し、営業の禁停止処分の検討対象となった輸入者に対しては、再発防止対策を提出させ、法違反を繰り返すことのないよう指導する。それでもなお、衛生管理が不十分と認められた場合等は、必要な措置が執られるまでの間、輸入者の営業の禁停止処分を行う。

また、検疫所は、法違反内容に応じて当該輸入者が輸入する食品等についてモニタリング検査を強化し、当該輸入者が講じた再発防止措置を検証する。

⑤ 悪質な事例の告発

検疫所は、虚偽の輸入届出、法違反又は法違反の可能性の高い食品等の不正輸入等、犯罪があると思料するときは、告発をするとともに、当該告発内容について、適時公表を行う。

⑥ 違反事例の公表

本省は、食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第69条の規定に基づき、法又は法に基づく処分に違反した輸入者（違反が軽微であって、当該違反について直ちに改善が図られた輸入者は除く。）の名称、対象輸入食品等の違反情報をホームページに速やかに掲載し、公表する（名称については1年間に限り公表する。）。また、輸入者の名称等の公表に併せ、違反食品等の廃棄、回収等の措置状況、改善措置の内容、違反原因等についても、判明次第公表する。

(5) 関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の推進

本省及び検疫所は、ホームページ、厚生労働省公式SNS（食品安全情報X（旧Twitter）等）を活用し、輸入食品等の安全性確保に関する情報を分かりやすく、広く国民へ積極的に提供するとともに、意見交換会を実施し、リスクコミュニケーションの推進に努める。

① モニタリング計画等に関する情報の提供

検疫所は、輸入者、通関業者及び保税等倉庫業者に対し、本計画に基づく監視指導を円滑に実施できるよう、モニタリング計画、検査命令、検査の強化等に関する通知等を周知する。また、本省は、モニタリング計画、検査命令の発動、検査の強化等に関する情報について公表する。

② 二国間協議及び現地調査に関する情報の提供

本省は、輸出国段階の衛生管理対策の推進等のため実施した二国間協議及び現地調査に関する情報について公表する。

③ 本計画に基づく監視結果の公表

本省は、本計画に基づくモニタリング検査及び検査命令等の検査の実施状況並びに検査結果の概要、監視指導結果の年度推移、輸入者に対する監視指導及びその結果の概要等について、翌年度の8月を目途に公表する。また、4月から9月までの年度途中の状況についても12月を目途に公表する。

- ④ 食品等の安全に関するリスクコミュニケーションの取組
 本省は、監視指導計画案に対する意見募集（パブリックコメント）を実施する。また、食品等の安全に関するリスクコミュニケーションとして、都道府県等及び関係府省庁並びに関係団体と連携して意見交換会を開催するほか、ホームページや厚生労働省公式SNS（食品安全情報X（旧Twitter）等）を活用し、監視指導計画の内容、監視指導の状況等を消費者、事業者等へ情報提供を行い、食品等の安全性に関する取組及び認識について相互理解が深まるよう努める。
- ⑤ その他
 検疫所は、消費者を対象とした見学の受入れ等を実施し、輸入食品等の監視指導の現状について、国民の理解を得るよう努める。
- (6) その他監視指導の実施のために必要な事項
 - ① 食品安全に関する人材の養成、資質の向上
 本省は、検疫所で監視指導又は試験検査に従事する食品衛生監視員に対し、食品安全に関する知識及び技術の習得に係る研修を実施する。
 - ② 検疫所が実施する食品等の試験検査に係る点検
 本省は、モニタリング検査等が適正に実施されるよう、登録検査機関の監督を所管する地方厚生局の技術的助言を得て、検疫所の試験検査の業務管理に係る点検及び指導を計画的に実施する。

別表第1

食品群	検査項目 ^{※1}	項目別件数 ^{※2}	延検査件数 ^{※2}
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗菌性物質等	2,100	5,850
	残留農薬	2,100	
	添加物	240	
	病原微生物	690	
	成分規格等	690	
	放射線照射	30	
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、アイスクリーム、冷凍食品（肉類）等	抗菌性物質等	1,800	10,200
	残留農薬	1,500	
	添加物	1,100	
	病原微生物	3,700	
	成分規格等	2,100	
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類（エビ、カニ）等	抗菌性物質等	2,200	5,630
	残留農薬	1,400	
	添加物	300	
	病原微生物	1,200	
	成分規格等	410	

	遺伝子組換え食品	60	
	放射線照射	60	
水産加工食品 魚類加工品（切り身、乾燥、すり身等）、冷凍食品（水産動物類、魚類）、魚介類卵加工品等	抗菌性物質等	3,600	16,930
	残留農薬	3,100	
	添加物	1,510	
	病原微生物	4,720	
	成分規格等	4,000	
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、落花生、ナッツ類、種実類等	抗菌性物質等	2,900	19,050
	残留農薬	10,400	
	添加物	950	
	病原微生物	2,000	
	成分規格等	200	
	カビ毒	2,100	
	遺伝子組換え食品	380	
	放射線照射	120	
農産加工食品 冷凍食品（野菜加工品）、野菜加工品、果実加工品、香辛料、即席めん類等	抗菌性物質等	720	21,590
	残留農薬	5,800	
	添加物	3,500	
	病原微生物	3,000	
	成分規格等	3,400	
	カビ毒	4,200	
	遺伝子組換え食品	510	
放射線照射	460		
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、食用油脂、冷凍食品等	残留農薬	800	7,200
	添加物	4,000	
	成分規格等	1,200	
	カビ毒	1,200	

飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、アルコール飲料等	残留農薬	430	2,050
	添加物	1,000	
	成分規格等	500	
	カビ毒	120	
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	1,500	1,500
検査強化食品分 ^{*3}	抗菌性物質等、残留農薬、添加物、病原微生物、成分規格等、カビ毒、遺伝子組換え食品、放射線照射、SRM除去	10,000	10,000
総 計 (延数) ^{*2}			100,000

※1：検査項目の例

- ・抗菌性物質等：抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
- ・残留農薬：有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物：保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防ばい剤等
- ・病原微生物：腸管出血性大腸菌O26、O103、O104、O111、O121、O145及びO157、リステリア・モノサイトゲネス等
- ・成分規格等（病原微生物を除く。）：成分規格で定められている項目（細菌数、大腸菌群、放射性物質等）、貝毒（下痢性貝毒、麻痺性貝毒）等
- ・カビ毒：アフラトキシン、デオキシニバレノール、パツリン等
- ・遺伝子組換え食品：安全性未審査遺伝子組換え食品等
- ・放射線照射：放射線照射の有無

※2：検査件数は、食品群別又は検査項目別の延検査件数の概数を示したもの。

※3：輸入時の法違反事例や海外情報等に基づき、本計画実施中に検査頻度を強化して行うもの。

別表第 2

	輸入時における危害要因等 (代表的な事例)	事前の確認事項	定期的確認事項 (初回輸入時を含む。)	輸送及び保管時の 確認事項
食品等一般 (共通事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・有毒、有害物質の含有 ・腐敗、変敗及び不潔 ・異物の混入 	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料の受入れ、製造、加工工程等における有毒、有害物質等の混入防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な試験検査による有毒、有害物質等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故や不適切な温度管理等による腐敗、変敗がないこと ・塩蔵等の食品を長期間屋外に保管することがないこと ・倉庫等で使用する殺虫剤等の薬剤による汚染がないこと

<ul style="list-style-type: none"> ・病原微生物による汚染 	<ul style="list-style-type: none"> ・病原微生物による汚染防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な試験検査による病原微生物の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・微生物の増殖による危害の発生を防止するための適切な温度管理
<ul style="list-style-type: none"> ・指定外添加物の使用 ・添加物の対象外使用、過量使用等使用基準不適合 	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料に使用されている添加物を含め、指定外添加物が使用されていないこと ・使用基準に適合しない添加物が使用されていないこと、また、使用量等が適量であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な試験検査による指定外添加物が含有していないこと、添加物の使用基準等の適合の確認 	
<ul style="list-style-type: none"> ・規格基準不適合（清涼飲料水、食肉製品、冷凍食品等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・成分規格、製造・加工基準等の規格基準に適合していること ・放射線照射による殺菌等が行われていないこと（ばれいしょの芽止めを除く。） ・製造工程、製品に使用されている原材料及び添加物の正確な名称、割合等の生産者、製造者への確認 ・必要に応じ、最終製品の試験検査による食品衛生法への適合の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・製造工程、原材料等に変更がないこと ・定期的な試験検査による成分規格等の適合の確認 ・最終製品の試験検査による食品衛生法の適合の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・保存基準の遵守 ・事故の有無
<ul style="list-style-type: none"> ・安全性未審査の遺伝子組換え食品 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子組換え食品の承認の有無 ・ゲノム編集技術応用食品のうち、安全性審査の必要性の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な試験検査による安全性未審査の遺伝子組換え食品が混入していないことの確認 ・定期的なゲノム編集技術応用食品の有無の確認 ・ゲノム編集技術応用食品であった場合、事前相談による確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な管理

農産物及びその加工品	<ul style="list-style-type: none"> ・アフラトキシン、パツリン等のカビ毒(穀類、豆類、香辛料、りんごジュース等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・収穫、輸送及び保管時におけるカビの発生防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な試験検査によるカビ毒の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・カビの発生を防止するための適切な温度、湿度等の管理 		<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質汚染(トナカイ肉、ビーフエキス等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産地域が放射性物質汚染地域でないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な試験検査による放射性物質濃度の確認 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・植物性自然毒(シアン配糖体等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然毒の有無の確認 ・製造、加工等により自然毒を除去できる対策を講じていること ・有毒、有害植物の混入防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な試験検査による自然毒の確認 			<ul style="list-style-type: none"> ・衛生証明書の不備(食肉、食肉製品、乳、乳製品) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産国又は輸出国政府機関が発行する衛生証明書の記載事項 		<ul style="list-style-type: none"> ・衛生証明書の確認
	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質汚染(きのこ、ベリー類濃縮加工品、ハーブ等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・採取地域が放射性物質汚染地域でないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な試験検査による放射性物質濃度の確認 			<ul style="list-style-type: none"> ・牛海綿状脳症(牛肉、牛由来製品) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産地域が輸入禁止対象国又は地域でないこと ・特定危険部位を含まないこと ・輸入禁止対象国又は地域由来の牛肉等の混入や使用がないこと 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・腸管出血性大腸菌O157等の病原微生物による汚染(生食用野菜) 	<ul style="list-style-type: none"> ・病原微生物による汚染防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な試験検査による病原微生物の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・微生物の増殖による危害の発生を防止するための適切な温度管理 		<ul style="list-style-type: none"> ・牛海綿状脳症(めん羊肉、山羊肉等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産地域が牛海綿状脳症発生国又は地域でないこと ・特定危険部位を含まないこと ・輸入禁止対象国又は地域由来のめん羊肉等の混入や使用がないこと 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・残留農薬 	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬の使用状況 ・加工品の原材料は、残留基準に適合していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・収穫前後における農薬の適正な用法及び用量の遵守 ・定期的な試験検査による残留農薬の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・収穫後における農薬の使用の有無 			<ul style="list-style-type: none"> ・特定危険部位を含まないこと ・輸入禁止対象国又は地域由来のめん羊肉等の混入や使用がないこと 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性未審査の遺伝子組換え食品(とうもろこし、パパイヤ等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子組換え食品の承認の有無 ・安全性未審査の遺伝子組換え食品の混入防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な試験検査による安全性未審査の遺伝子組換え食品が混入していないことの確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な管理 		<ul style="list-style-type: none"> ・残留農薬、残留動物用医薬品、残留飼料添加物 	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬、動物用医薬品、飼料添加物の使用状況 ・加工品の原材料は、残留基準に適合していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬の適正な用法及び用量の遵守 ・動物用医薬品、飼料添加物の適正な用法、用量、休薬期間等の遵守 ・定期的な試験検査による残留農薬、残留動物用医薬品、残留飼料添加物の確認 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物の使用(生鮮野菜) 	<ul style="list-style-type: none"> ・品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物の使用(着色料、漂白剤等)が使用されていないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な試験検査による添加物の確認 					<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な試験検査による添加物の確認 	
畜産物及びその加工品	<ul style="list-style-type: none"> ・腸管出血性大腸菌O157、リステリア・モノサイトゲネス等の病原微生物による汚染(食肉、ナチュラルチーズ等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・病原微生物による汚染防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な試験検査による病原微生物の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・微生物の増殖による危害の発生を防止するための適切な温度管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物の使用(食肉) 	<ul style="list-style-type: none"> ・品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物(着色料等)が使用されていないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な試験検査による添加物の確認 		

水産物及びその加工品	<ul style="list-style-type: none"> 腸炎ピブリオ等の病原微生物による汚染（切り身、むき身の生食用鮮魚介類等） 	<ul style="list-style-type: none"> 加工場で使用される洗浄水等の病原微生物による汚染防止対策 加工基準の遵守 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な試験検査による病原微生物の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 保存基準の遵守 微生物の増殖による危害の発生を防止するための適切な温度管理 	<ul style="list-style-type: none"> ヒスタミン 	<ul style="list-style-type: none"> 原材料の受入時における確認 製造、加工工程等における温度管理が適切になされていること 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な試験検査によるヒスタミンの確認 	<ul style="list-style-type: none"> ヒスタミンの生成による危害の発生を防止するための適切な温度等の管理 		
	<ul style="list-style-type: none"> 生食用かきの成分規格、加工基準及び保存基準の不適合 	<ul style="list-style-type: none"> 我が国と同等の加工基準であることが確認された国であること 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な試験検査による成分規格の適合の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 輸出国政府機関が発行する証明書の確認 保存基準の遵守 		<ul style="list-style-type: none"> いわゆる「健康食品」 	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する医薬品成分の含有 	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品成分を含まないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 試験検査による医薬品成分を含まないことの確認 	
	<ul style="list-style-type: none"> 下痢性・麻痺性貝毒（貝類） 	<ul style="list-style-type: none"> 貝毒の監視が適切に行われている海域から採取された貝類であること 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な試験検査による貝毒の確認 				<ul style="list-style-type: none"> 有毒、有害成分の含有 	<ul style="list-style-type: none"> 輸出国における食経験等 健康被害情報の有無 指定成分等含有食品は、製造及び加工基準に適合していること 錠剤、カプセル剤等の製造等に関して、原材料の安全性の確保及び製品設計を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> 輸出国における食経験が十分にあることの確認 国内外の健康被害事例がないことの確認 製造及び加工基準に適合していることの確認 	
	<ul style="list-style-type: none"> 有毒ふぐの混入 	<ul style="list-style-type: none"> 輸入が認められている魚種であること 魚種鑑別による異種ふぐの混入防止対策 		<ul style="list-style-type: none"> 輸出国政府機関が発行する証明書の確認 魚種鑑別による異種ふぐの混入がないことの確認 		<ul style="list-style-type: none"> 添加物及びその製剤 		<ul style="list-style-type: none"> 指定外添加物の使用 規格基準不適合 	<ul style="list-style-type: none"> 添加物の正確な名称、基原物質及び抽出溶媒の種類 添加物製剤の場合、それぞれの正確な名称と割合 指定外添加物が使用されていないこと 成分規格、製造基準等の規格基準に適合していること 安全性未審査の遺伝子組換え技術を利用していないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な試験検査による成分規格の確認
	<ul style="list-style-type: none"> 衛生証明書の不備（生食用かき、ふぐ） 	<ul style="list-style-type: none"> 輸出国政府機関が発行する衛生証明書の記載事項 		<ul style="list-style-type: none"> 衛生証明書の確認 			<ul style="list-style-type: none"> シガテラ毒魚等の有毒魚の混入（南方産ハタ、ブダイ、カマス等） 	<ul style="list-style-type: none"> 魚種鑑別による有毒魚の混入がないことの確認 		
	<ul style="list-style-type: none"> 残留動物用医薬品、残留飼料添加物 	<ul style="list-style-type: none"> 動物用医薬品、飼料添加物の使用状況 加工品の原材料は、残留基準に適合していること 	<ul style="list-style-type: none"> 動物用医薬品、飼料添加物の適切な用法、用量、休業期間等の遵守 定期的な試験検査による残留動物用医薬品、残留飼料添加物の確認 			<ul style="list-style-type: none"> 品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物の使用（鮮魚介類等） 		<ul style="list-style-type: none"> 品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物（着色料、一酸化炭素等）が使用されていないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な試験検査による添加物の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 鮮紅色等の有無の確認

器具、容器包装及びびおもち	・規格基準不適合	・材質、形状、色柄、対象年齢及び用途の確認 ・原材料の一般規格、材質別規格、用途別規格、製造基準等の規格基準に適合していること	・定期的な試験検査による原材料、一般の規格、材質別規格等の確認	
・ホジテナイトスト以外の物質の含有（合成樹脂製の器具及び容器包装）	・ホジテナイトストに掲載された物質であること	・定期的なホジテナイトストの確認		

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年三月二十七日

関東地方整備局長 岩崎 福久

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 道路の線名 三百五十七号
- (三) 占用を制限する区域

区域

地域

備考

東京都江戸川区臨海町六丁目一〇〇番一から東京都江東区新木場四丁目六番地先まで

(四) 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日 令和七年三月二十八日

(七) 図面縦覧場所 関東地方整備局及び同局首都圏国道事務所

近畿地方整備局公示

円山川水系円山川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定に基づき除却した工作物について、同条第4項の規定に基づき保管したので、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者に対し当該工作物を返還するため、同条第5項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年3月27日

近畿地方整備局長 長谷川朋弘

- 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量 棧橋一式（国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所に備え付けた保管工作物一覽簿のとおり）
- 2 保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日

(1) 保管した工作物の放置されていた場所 兵庫県豊岡市城崎町戸島地先の一級河川円山川水系円山川の河川敷

(2) 当該工作物を除却した日 令和7年2月20日

当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所

3 (1) 当該工作物の保管を始めた日 令和7年2月20日

(2) 保管の場所 兵庫県豊岡市立野地先 国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所六方防災ステーション立野拠点

4 その他 返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所河川管理課に申し出ること。

なお、当該工作物の除却、保管その他の措置に要した費用は、同法第75条第9項の規定により当該工作物の返還を受ける者の負担とする。

5 問い合わせ先 兵庫県豊岡市幸町10番3号 国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所河川管理課 電話0796-26-2545

北海道開発局公示

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年三月二十七日

北海道開発局長 坂場 武彦

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 道路の線名 二百四十二号
- (三) 占用を制限する区域

区域

地域

備考

北海道常呂郡置戸町字北光六八番一から同町字北光一五五番二まで

(四) 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日 令和七年三月二十七日

(七) 図面縦覧場所 北海道開発局及び同局網走開発建設部

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年三月二十七日

北海道開発局長 坂場 武彦

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 道路の線名 五号
- (三) 占用を制限する区域

区域

地域

備考

小樽市銭函一丁目二八番一から同市銭函一丁目二八番二まで

(四) 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日 令和七年三月二十七日

(七) 図面縦覧場所 北海道開発局及び同局小樽開発建設部